



Title	明和改正謡本の成立とその背景
Author(s)	中尾, 薫
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/49089
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平成十九年度
博士学位申請論文

明和改正謡本の成立とその背景

文学研究科 文化表現論専攻
博士後期課程 中尾薫

明和改正謡本の成立とその背景

中
尾
薫

一章 明和改正謡本に改訂詞章をめぐって 13

一節 明和本の改訂基準

― 元和卯月本との比較を中心に ― 15

二節 明和本の神話世界

― 『古事記』研究の投影を中心に ― 27

三節 明和本における『源氏物語』享受

― 『住吉詣』の改訂をめぐって ― 56

四節 新作能『梅』における宗武説の投影

― 真淵とのうめ論争をめぐって ― 65

二章 明和改正謡本成立の背景 79

一節 江戸期の随筆に描かれた〈明和の改正〉

― 田安宗武と観世元章の交流をめぐって ― 81

二節 田安家における謡本改訂の片鱗

― 田安家旧蔵『版本番外謡本』の書込みをめぐって ― 98

【表 1 ～ 12】 田安家旧蔵本の書込み 対照表 109

三節 田安宗武の能楽愛好

四節 甲州における能楽事情
| 田藩文庫の能楽関係資料を手がかりとして | 140

四節 甲州における能楽事情
| 宗武卿の甲府城能舞台拝領と元章の手紙を軸として | 162

三章 明和改正謡本の改訂経緯 181

一節 明和本 ≪冊子洗≫ をめぐる諸問題

二節 加藤枝直と明和改正謡本
| 詞章・演出・改訂者 | 183

三節 永正三年本 ≪玄上≫ と明和改正謡本
| 謡曲改正草案幀の再検討から | 195

四節 明和改正謡本の改訂経緯と参画者
| 加藤枝直説の投影を中心に | 213

四節 明和改正謡本の改訂経緯と参画者
| 成立過程の仮説と賀茂真淵の関与をめぐって | 225

終章 237

【写真資料】田安家旧蔵版本番外謡本 243

【元章関連年表】 298

謝辞

序章

はじめに

能楽の歴史のなかで、江戸時代は比較的安定した時期とみなされる傾向があるように思われる。その背景には、能楽が江戸幕府の式楽に認定され、江戸幕府が政権を持つ二百六十五年の間その地位が変わらなかつたということがあげられよう。これは、能楽の源流を平安・鎌倉時代における諸芸能の一つとしての猿楽に求めるおよそ三百年、観阿弥・世阿弥の流れをくむ室町時代から戦国時代のおよそ二百年、明治維新から現在までの二百年と、きわめて大掴みに能楽史を区切ってみると、江戸時代の能楽はひとつのエポックとするに足りる歴史を有しているといえる。

また、能楽の形態を考えるうえで、室町時代よりおよそ五百年という長きに渡って武家式楽を担ってきたことで、上演形式等にそれに見合った変化があったらしいことはこれまでも指摘がなされている。とりわけ江戸時代において能役者が幕府や地方諸藩から俸禄をうけ、芸道に専心できたこともあって、今日みられるような形式美を追求する能楽の形が出来たといわれることもある。

このように、能楽について考えるうえで、江戸時代はけしておろそかにできない時期なのであるが、その具体的な諸相については、十分な研究がなされているとはいえない。そういった江

戸時代の能楽の諸相のなかで、特筆すべき現象であるのに十分な検討がなされていない事項のひとつが、本論文でとりあげる能楽改革〈明和の改正〉であろう。

一 観世元章による〈明和の改正〉

〈明和の改正〉は、江戸中期に十五代観世大夫元章が断行したものと名高い。〈明和の改正〉とは、第一に明和二年奥付の新謡本、いわゆる『明和改正謡本』（以下明和本と称す）の刊行である。そして、第二に演出面の工夫と創作があげられ、それには装束や作り物の新工夫も含まれる（斎藤香村「観世流小書の今昔」『大観世』昭和二年七月・八寫正治氏「元章にみる近代―小書演出の定着と改革」『芸能』昭和五十年十二月・小田幸子「江戸期の観世大夫―観世元章の演出改革」『国文学』、平成二年三月・山中玲子「観世元章の小書をめぐって」『能楽研究』二二号、平成十年・天野文雄「芸能と伝承―作り物にみる観世大夫元章の演出改革―」、『芸能伝承の世界』平成十一年、三弥井書店）。さらには、能の上演にかかわる狂言方やワキ方のセリフを記した『副言卷』も、このころ制作されたとみられ、特筆すべき事項としてあげられよう。つまり、狂言方は狂言方の、ワキ方はワキ方のそれぞれに家に伝わる詞章を用いる分業型ともいえる能界の慣習からすれば、シテ方（ここでは観世元章）が狂言方・ワキ方のセリフを定めた『副言卷』の制作を押し進めたわけであり、能の構造に

まで改革のメスを入れたこととなる。ただし、『副言卷』が実際に刊行され流布されたものかは定かでない。なお、観世大夫家が全国の門弟を統括し、中央集権のピラミッド型ともいえる家元制度を確立したのも元章時代といわれ、この一連の動向も広義の〈明和の改正〉としてとらえることも可能であろう（西山松之助『家元の研究』、『西山松之助著作集二・中村保雄「能の固定と家元制―観世元章を中心として―」、『藝能史研究』昭和四十二年一月）。

このように、〈明和の改正〉では、様々な方面から改革が行われたのであるが、このような大々的、かつ急進的な改革は能楽史のなかでも特筆すべき現象といえる。小規模な改訂や工夫は多々あるが、〈明和の改正〉のようにあらゆる面を一括して改革したものは、ほかに例をみない。能が古典芸能として確立していった江戸時代にこのような改革がなされたのには、どのような背景・意図があったのだろうか。本論文では、この改革のなかでも明和本の刊行に焦点をしばって論を展開していこうと思う。すなわち、明和本は従来の観世流の詞章を独自の解釈により全面的に見直し、大幅な改訂を加えて刊行されたもので、演出面の工夫はこの改訂詞章に基づくなど、〈明和の改正〉の主軸としてとらえるものであり、またそこには改革の意図がうかがえるはずである。

二 明和改正謡本

元章は明和本刊行に際して、明和本の目録『二百拾番謡目録』その序として、次の文章を掲げている。

抑当流ハ。観阿弥に起りて世阿弥に成。音阿弥より伝へて三百年に越たり。然れば其間中絶せる事あり。又訛れる所も不^{トコロ}少^{ススクナカラ}。又世阿弥が比。能数甚多くして正すにいとまあらず。依て能作書曲付書等を残して。子孫に改正すべきを示せり。いま元章不肖なりといへ共。先祖の志を継ざるに忍びず。中絶せるをおこし。訛れるを正。又いまになす所の能といへども。古意にかなざるは略き。中絶せる能及為能も。古意にあへるはくハへ。将子孫間より。はやく秘事をしらしめんため。且先祖みづから能を作る例にならひ。梅の能を作くハへ。総て二百有十番とす。其^{ソノ}中一番の習なるものを分て十番とし。その余見聞に近きを内百番とし。遠ものを外百番とし。謡本を荒ハせり。然れども猶^{ナホアヤマリ}訛^{シカ}あらん事を恐る。子孫相継で改正せば。孝行是にしかし。

明和二乙酉年四月五日

観世大夫左近秦元章

右によれば、観世流創始以来三百年の間に誤って伝わった箇所が少なからずあるので、それを正す目的で文句の改訂をなし

たとされている。また、「中絶せる」曲を復活させ、これまで上演されてきた曲でも「古意にかなハざる」ものは排除し、さらには先祖みずから能を作っていた先例にならない《梅》という能を新作し、明和本に加えた」と記されている。

今、明和本をみてみれば、元章の序文の通り、それまでの観世流の謡本には収録されていなかった曲や、世阿弥作の廃曲などが収録されており、他の謡本とは選曲が多く異なることが知られる（詳細は本論文の一章一節にゆずる）。なお、右の序文からは、この改訂謡本について、「又世阿弥が比。能数甚多くして正すにいとまあらず。依て能作書曲付書等を残して。子孫に改正すべきを示せり」と、世阿弥伝書に依拠して制作された旨が記されている。これは、世阿弥の『三道』に、

凡、近代作書する所の数々も、古風体を少うつし取りたる新風也。昔の嵯峨物狂の狂女、今の百万、是也。静、本風有。丹後物狂、昔笛物狂也。松風村雨、昔汐汲也。恋の重荷、昔綾の太鼓也。自然居士、古今有。自然居士、古今有。佐野の船橋、古風有。如此、いづれもく、本風を以て再反の作風也。其当世くによりて、少々言葉を変へ、曲を改めて、年々去来の花種をなせり。後々年以て同反たるべき定、如此。

とあることなどによったのだろう（傍線部）。観世元章は、これまであまり顧みられなかったと思われる家蔵の伝書に目を通

し、手を加えたうえ出版までしており、改訂を志した根拠としてありうることである。

しかし、明和本における改訂詞章は、「訛れるを正」したという次元をはるかに超えた観点で改訂がなされているといえる。このことを、本論文では詳細に検討していくつもりである。

さて、この（明和の改正）時に元章が刊行したとされる一連の書物が、神沢杜口『翁草』にその値段とともに記されているので、以下に掲げてみよう。

上本雛子摺 角包

謳目録 帙入 二冊

九祝舞 帙入 二冊

内百番 百冊

外百番 百冊

習十番 帙入 十冊

独吟八十五曲 帙入 九冊

以上金物付桐大箱に入代金拾六両

中本美濃紙摺 角包

謳目録 帙入 二冊 代拾匁

九祝舞

内外二百番 代金四両拾式匁五分

習十番 帙入 十冊 代金三分

独吟八十五曲 帙入 九冊 代金五両参分

以上金物付桐大箱に入代金 五両参分

次本 楮紙摺

内百番 二十冊 代金壹両壹分

外百番 同 代金同断

舞台図 箱入 三冊 代金壹分

一番本一冊 壹匁

百番入箱代三匁

二百番入箱代五匁

右出雲寺和泉方に在

右書付明和二酉年冬 諸国門弟へ家元より到来

右によれば、明和本は内百番・外百番・習十番（特別に重要とされる重習いの曲）・独吟八十五番・九祝舞（《翁》の詞章）のほか、舞台図からなる。この一覧は、「諸国門弟へ家元より到来」とあることから推察すれば、『翁草』の著者神沢杜口の謡の師匠をしていた京観世の園久兵衛祐三のもとに家元、すなわち元章から送られてきた出版物目録を写したものと考えられる。元章は、全国の観世流門弟に自ら刊行した謡本各種の目録を送り、以後この新しい謡本を用いるように通達したと思われる。この『翁草』の記述については、本論文第二章一節で触れることにするが、ここでは、この新しい謡本が痛烈な批判の対象になっていたことをしめす記述を紹介しておこう。神沢杜口

は、

謳、古より文句不改を賞し、今様の浄瑠璃小歌杯は新作を興ず。是雅俗を分つ所以なり。

と述べ、能の詞章は古来変わらず伝来してきたものだから雅なのであるとする。このような否定的な見解はおおかた当時の受け止め方と相違ないと思われる。実は明和本は一般的な書肆ではなく、また観世流の謡本を出版していた京都の書肆山本長兵衛でもなく、幕府御用書肆の出雲寺和泉掾から出版されている。また、刊行後には元章と弟織部は幕府から新謡本刊行に対して褒美を頂戴しており、幕府公認の事業だったことがうかがえるのであるが、とくに玄人役者には評判が悪かったらしい。明和本は元章が没するやすぐに廃止が決められたので、明和本は刊行からわずかに九年たらず施行されたのみであった。この明和本廃止の背後には、元章が稽古師範を務めた徳川將軍家治から、内々に廃止の打診があったという事情さえ知られている（表章「明和改正謡本廃止の事情」、『能楽史新考（二）』所収）。なお廃止後は、観世流の詞章は元章の父十四代観世大夫清親のころに用いられていた正徳弥生本に復され、これが今日観世流で用いられている詞章とほぼ同じといえる。

このように、謡本は廃止されたものの、元章が断行した能楽改革の中で、数々の演出の工夫は現在も色濃く残っており、〈明和の改正〉を抜きに今日の能楽は語れないように思われる。

たとえば、現在観世流のみ演出のバリエーションが極端に多いのは、元章の〈明和の改正〉時に端を発するものがほとんどといったも過言ではないだろう。なお、明和本は廃止されたが、節付けなど小部分はそのままだと踏襲されているものもある。また明治期以降、復曲という形で明和本の詞章がほぼそのまま用いられて〈梅〉〈高野物狂〉〈求塚〉等が観世流の上演曲として採用されたこともあり、〈明和の改正〉が能楽史に残した足跡は多大であるといふ。

三 研究史概観

能楽研究において、この大改革は特異な事柄として記述される。とくに、その改訂詞章について、当時隆盛しはじめていた国学の影響について指摘するものが多い。

近代の能楽研究の先駆者といえる大和田健樹の『謡曲通解』（博文館、明治二十五年）では、巻頭の「総論」中に「明和の改正」と題した項が設けられ、そこでは以下のように明和本が評されている。

十五代観世大夫元章は学識あり此道に執心ふかき人なりしかば、従来の謡曲を改正して明和年間に上木せり。世に之を明和の改正とも改正本とも云ふ。（中略）そもく此明

和の頃は恰も国学の興りたる時にて、万葉調の古文流行し古実考証の学問争ひ開けたる折なれば、其風潮が謡曲をも刺激せしものならん。賀茂真淵の万葉考をはじめ唯いにしへに泥みて、今本は誤謬なり、後世の詞は古意に合はずと私に改正する事が行はれし影響を蒙りたるならん。万葉古事記は上古の物なれば上古に復して改め読まんもよかるべけれど、謡曲は近古の物なれば、謂ゆる俗意雅調にかなへる価値のある処なり。そのうへ既に成り立ちたる物をこゝかしこに削り改むるは、到底原文に勝らずして止むが習なり。さればにや元章一代にて又もとにかへり。改正本のはるゝ時は終に無かりしなり。然れども字句の誤れるを正し、謡ひ訛れるを直しなどして、文学上に親密の關係をつけしは、改正本の功もつとも多きに居る。明和改正本の業敗れしとて其功を傷つくるに足りず。

ここで、大和田健樹が明和本の改訂詞章に、当時隆盛していた古実考証が主である国学の影響を指摘していることが注目されよう。本論文では、明和本の改訂詞章の分析を通して、この明和本に影響を及ぼしていると思われる国学が、具体的にどのようなものなのかを検討していくつもりである。ただし、このことについては、これまでもいくつかが重要な指摘がなされており、まずはそれらを整理しておく必要がある。

まず、明治三十六年に関根正直氏により『謡曲改正草案幀』という資料が紹介され、明和本成立の背景にかんする認識に新

展開がもたらされた（関根正直「明和改訂の謡本について」『帝国文学』、明治三十六年四月）。すなわち、『謡曲改正草案』（国会図書館蔵）は、賀茂真淵と親交のあった町与力で歌学者である加藤枝直が、謡の改訂案を記した草稿で、これが明和本に反映されていることから、明和本の成立に加藤枝直が一役かっていたことがあきらかになったのである。さらにはその序文（枝直の曾孫、加藤千年による）に、

故亞相田安侯宗武卿嘗て謡本の謬誤多きを憂ひたまひて、侍臣岡部衛士真淵に命じて、悉く之を改竄せしめたまひき。衛士我が曾祖父枝直に詢りて其訛舛を訂正し、勉めて理順に詞雅ならしむ

と田安宗武侯が謡本改訂を侍臣の賀茂真淵に命じ、賀茂真淵は枝直にそれを相談したという事情が記されており、これが明和本成立の裏事情をつたえるものとして注目された。

田安宗武は、徳川吉宗の次男で御三卿のひとつ田安家の初代当主で、故実研究や雅楽研究、歌人としても知られている。とくに田安宗武が、最初和学御用として国学者荷田在麿を抱え、自らの問への回答として「国歌八論」（寛保二年「二七四二」）を著しさしめたことは著名であろう。そこでは、在麿が、新古今主義の立場から歌道を論じるのだが、それに宗武が反発し万葉主義にたつて反論（『国家八論余言』）する。さらに宗武は、そのころ遅咲きの国学者として世に出始めたばかりの賀茂真淵

を起用し、在麿への反論を著させた。ここに、在麿対宗武、真淵という論戦が展開され、ついに在麿は和学御用を辞任、真淵が新しい和学御用として任命されるにいたるのである。

この国学の道にも篤い宗武が、明和本の成立に関与していたらしいことや、真淵国学の影響は、明治三十六年の『謡曲改正草案』の紹介以前にもささやかれていたことだが、『謡曲改正草案』の序文によってそれが資料的にも確証をえることになった。

この『謡曲改正草案』の紹介以後、明和本刊行への参画者については諸説に分かれるようになる。

『謡曲改正草案』を紹介した関根氏は、真淵の関与を否定し、全面的に明和本は加藤枝直によるとの見解をしめされた。以後、真淵の関与に関しては、真淵の友人植田七三郎宛の書簡の中で「謡の文句改候事は拙者はかまはず候。但門弟の中によほどかゝりたる人も有之候。梅の謡は是又われらかゝはらず、われ所思とは大に相違の事も有之候。」とあるのを根拠に、真淵は謡本改正に興味がなく、実際にはかかわっていなかったとして、真淵の関与は否定されることが多くなる。

しかし、こうした参画者について統一の見解がしめされることはなく、たとえば明和本で新作された『梅』の作者についても、賀茂真淵作とする説や加藤枝直作とする説など定まらない。ちなみにこれはごく近年も同様で、昭和六十二年に刊行された『能・狂言事典』の「梅」の項でも「作詞は、国学者の賀茂真淵か加藤枝直かと推定される」と記されている。

一方で、さきに引用した明治二十五年の大和田氏が述べるように、観世元章自身が「学識あり此道に執心ふかき人」であるという認識から、元章の比重を重くみる説が根強い。

たとえば、野々村芥叟は、「インテリ大夫―観世十五代左近元章」（『観世』昭和二十七年十月）において、明和本は田安宗武の命によるとの見解をしめしつつも、元章が家蔵の謡本に詞章考証を書込んでいた例を紹介し、考証癖のある元章が「自身一代の為事としてこれを断行した」と、元章の意気を強調された。

この元章の考証癖は、観世家の所蔵資料の調査によっていっそうあきらかになっていくのであるが、昭和三十二年、水谷泰二が「明和改正謡本の改訂参画者―特に加藤枝直の位置について―」（『国語と国文学』昭和三十二年五月）において、『謡本改正草案幀』と改訂詞章を調査し、枝直の改訂案が明和本に反映されている割合は些少で、加藤枝直の関与は少ないとの考察がなされた。さらに水谷氏は、田安宗武の命によるという『謡曲改正草案幀』の序文についても、これは序文を記した加藤千年が、先祖の偉業を讃えるため担ぎ出したもので信頼できないとされ、宗武の関与は「認可」「後援」程度であると指摘した。

この論文以後、元章を明和本刊行の重要人物とみる説が主流になったといえ、たとえば観世家の資料調査によって、元章筆の書込みがある明和本の稿本と思われる資料の紹介もあり、いっそう元章が改訂の最重要人物であることが通説となったといえる。なお、この観世家に所蔵資料の調査によって、アイ・ワキの詞を記した『副言卷』の存在が知られるようになった（表

章「明和改正謡本の周辺」『能楽史新考（二）』所収）。

現在、〈明和の改正〉が研究で取り上げられる場合、多くは演面における工夫が対象であるといってもよいかと思うが、それは現在への影響が最も顕著だからであろう。個々の作品研究では演出面で元章の工夫を指摘するものも多くみられる。また、前掲の小田幸子氏「江戸期の観世大夫―観世元章の演出改革」、山中玲子氏「観世元章の小書をめぐって」、天野文雄氏「芸能と伝承―作り物にみる観世大夫元章の演出改革―」など、元章の演出面の新工夫をとりあげた諸論文によって、次々とその実態があきらかになってきた。

さらに、元章が行った世阿弥伝書の研究に関する論及も注目され、竹本幹夫「元章の世阿弥伝書書写活動について」（『能―研究と評論』二号、昭和四十七年）、表きよし「観世大夫元章と『風姿花伝』」（『文学』第一巻六号、平成十二年十一月）等がある。これはいずれも、観世元章の関与という側面から〈明和の改正〉の実態を解き明かすものといえよう。

しかし、〈明和の改正〉の中心的存在ともいえる明和本の詞章に関しては、十分な検討がなされているとはいえないのが現象である。現在にも数多く残る元章考案の演出の工夫は、改訂詞章に基づく面を多く、明和本のさらなる分析が不可欠である。

一例をあげると、清田啓子氏の「作品研究「梅」」（『観世』昭和六十四年一月）では、『梅』の詞章を分析したところ、田安宗武の梅にたいする学説が投影されていることが指摘されている。明和本の詞章分析によって、明治期以来の説で近年あまり重要視されていない田安

宗武・賀茂真淵といった国学者の学説の影響がうかがえることは、注目され、本論文でもその観点から論を展開している。なお、大阪大学演劇学研究室において平成十一年から平成十六年までに開講された「観世元章の能楽改革の総合的研究」では一曲ごとに詳細な検討がなされて、いくつか重要な報告がある。特に橋場夕佳氏は「明和本における『伊勢物語』関係曲―新注との関係を中心に―」（『演劇学論叢』五号、平成十四年十二月）で、明和本の『伊勢物語』関係曲に真淵による『伊勢物語註』、いわゆる新注の影響を指摘したものがある。

このような、明和本の改訂詞章に投影された国学の影響は、明和本への参画者など成立事情ともかかわる問題である。また、明和本に投影されている思想の解明だけでなく、謡本改訂がなされた必然性やその意義といった諸事情の解明にもつながると思われ、明和本のテキスト分析の必要性を強く感じるところである。

四 本論文の方向

本論では、以上のようなこれまでの研究状況をふまえ、（明和の改正）の実態やその意義の解明を目指す一貫として、明和本で改訂された詞章の分析を研究の中心とする。そこでは特に、謡本改正を命じたとされる田安宗武の関与、影響を主軸にすえることになる。全体は三章十二節から構成され、その概要は以

下の通りである。

第一章では、明和本の改訂詞章の分析を中心とした論を展開していく。

第一節では、明和本の書誌事項について述べるとともに、主に明和本が版の手本とした元和卯月本とを比較対照することによって、明和本の改訂基準を外側からアプローチしていく。

第二節では、明和本の改訂のうち、顕著な例として記紀神話にかかわる記述がことごとく改訂の対象になっていることとをとりあげる。ここでは、そういった改訂の典拠として、田安宗武の研究からなる『古事記詳説』があげられることを中心に論を展開していく。

第三節では、明和本の中から『源氏物語』を典拠とする作品をとりあげ、とくに『住吉詣』では、典拠となる古典作品にはこだわらず作品の筋を通すことを改訂の目的にしていることを指摘し、その観点もまた田安宗武を中心とする古学研究グループの、古典作品理解と密接にかかわることを検討する。

第四節では、明和本の刊行のために新作された『梅』の作品研究から、その詞章のほとんどが田安宗武の著作をそのまま取り上げたとしか思えないほど酷似していることを中心に論を展開し、明和本の刊行が、従来いわれているよりも田安宗武の意向が強いと考えられることを指摘する。これは従来の、田安宗武は後援者にすぎないもので、明和本は元章の個人的な古学趣味が投影されているとする通説に、すくなくならず修正を余儀なくさせるものである。

第二章では、第一章の成果をふまえて、明和本の刊行に田安宗武が明和本刊行にどのようにかかわったのかについて、歴史的な資料を中心に検討する。第一節では、江戸期に多数出版された随筆のなかから、〈明和の改正〉について記した記事を取り上げ、世間での明和本刊行の受け止め方の相違について指摘する。そこでは、宗武の明和本刊行へのかかわりをしめすものがあり、それらの記述から宗武の関与は、古学研究の立場からの詞章改訂以外にも、装束・型への工夫にまで及んでいた可能性を指摘する。

第二節では、田安家で謡本改訂の作業が行われていたことを確かとする資料を提示する。すなわち、よく知られている田安家の旧蔵本である「版本番外謡本」について、これまでまったく重要視されていなかった同本の書込みに着目し、その書込みが明和本と関連することを検討する。この資料の存在により、明和本が田安宗武の命で編まれたことが確実になるとともに、具体的な改訂の経緯についても新たな知見をしめすこととなる。

第三節では、田安家の所蔵資料（「田藩文庫」）を主な手がかりとして、田安宗武の能楽愛好の実態を調査する。ここでは、宗武の能楽愛好が盛んだった様子を『徳川実紀』の記事をも用いて紹介し、宗武が古学研究の一環として能楽に接していたことをあきらかにする。さらには、宗武の古学研究が幕府の意向をうけた形であること、実は元章の先代観世清親の時代から謡本改訂の動きがあり、それには江戸城の役人がからんでいたと思われることを紹介する。これより、明和本は観世元章や田安

宗武の個人的な趣向というよりは、ほかにも改訂すべきとする声があったことをあきらかにしていく。

第四節は、すこし論点が異なるが、江戸に隣接する甲州における能楽事情を通年的に紹介しつつ、田安宗武と観世元章がそれぞれ関与した二つの出来事を検討する。一つは、田安宗武の能楽愛好が盛んであったことをしめす例として、甲府城の能舞台を拝領したとする一件をとりあげる。もう一つは、甲州の人物と元章との交流を検討する。ここでは、元章が地方都市も範疇に入れて弟子拡大の活動を行っていたことや、明和本の刊行は、観世大夫公認の統一謡本を制定することで、全国の弟子家を直接観世大夫家が統括する意志のあらわれではないかという考えをしめす。

第三章では、第二章第二節でとりあげた「田安家旧蔵版本番外謡本」であきらかになった改訂の経緯をもふまえて、どのように改訂作業を行われていたのか具体的な経緯を考察していく。

第一節では、『冊子洗』の作品研究を通して、これまで改訂に参画していたことは知られていたものの、近年それほど重要視されていなかった加藤枝直に着目する。

それをうけて第二節では、加藤枝直による改訂草案『謡曲改訂草案帖』（国会図書館蔵）について再検討し、従来いわれているように加藤枝直の関与は少ないとはいえないことを論証する。

第三節では、『謡曲改訂草案帖』の検討から、伝永正本『玄上』（観世文庫蔵）の詞章に、加藤枝直の草案が反映されてい

ることを指摘する。

第四章では、これまでの本論文の論をうけて、あきらまになつた明和本刊行までの経緯を推察する。ここでは、これまで関与が否定されていた賀茂真淵の関与についても言及することとなる。

終章では、以上の各論をふまえて、明和本刊行の意義について元章の立場を考慮して考察していく。ここでは、このような大改正を断行するにいたった背景について、本論文のまとめをしめすものである。

一章

明和改正謡本の改訂詞章をめぐって

一節 明和本の改訂基準

―元和卯月本との比較を中心に―

はじめに

本節では、まず明和本の書誌事項の概略をしめし、明和本全体に共通して現れる改訂の基準について、おおよその指標を示しておきたい。

明和本の書誌事項については、表紙模様等は諸本によって異なるような事項については省略し、明和本全般に共通することのみをあげる〔1〕。

○美濃本。

○近衛流。七行。間拍子入。

内組《竹生島》冊、外組《海藻刈》冊のみ奥付あり。

「明和二年乙酉林鍾

日本橋通壺町目

御書物師 出雲寺和泉掾（判）」

明和本は、現在二十組の現存しられている。明和本の諸本について精査された大森雅子氏の論考「明和本に関する一考察―

その諸版をめぐって―」（『観世』昭和五十八年五月）の記述を参照して、以下に明和本諸本の一覧をしめす。なお、括弧内の略語は、内Ⅱ内組百番、外Ⅱ外組百番、目Ⅱ二百十番謡目録、習Ⅱ習十番、独Ⅱ独吟八十五番、独目Ⅱ独吟目録、九Ⅱ九祝舞をさし、以上のすべてがそろっている場合は「全揃」と記してある。

〈甲類〉

国立国会図書館蔵本（一番綴、全揃）

上野学園日本音楽資料室蔵本（一番綴、内・外・習・独・

独目）

関西大学図書館蔵本（五番綴、全揃、ただし道明寺の冊は紛失により欠）

大阪女子大学図書館蔵（五番綴、内のみ、弓八幡・軒端

梅・桜川の冊を欠く）

大森雅子氏架蔵本（五番綴、内のみ）

国立国会図書館蔵本（五番綴、内のみ）

国文学研究資料館蔵本（五番綴、内・外・習・独・独目）

〈乙類〉

早稲田大学演劇博物館安田文庫蔵浅黄色表紙本（五番綴、内・外のみ）

同 右紺色表紙本（五番綴、内・外のみ）

彦根市立図書館蔵 琴堂文庫本（五番綴、内・外・目・九）

京都大学附属図書館蔵本（五番綴、内のみ）

浅井宏丞蔵本（五番綴、内・外のみ）

東洋文庫蔵 岩崎文庫本（五番綴、内・目・九）

上野学園日本音楽資料室蔵五番綴本（五番綴、内のみ）

〈丙類〉

豊橋市中央図書館蔵本（五番綴、内のみ）

能楽研究所蔵本（五番綴、全揃）

大阪大学文学部演劇学研究室本（五番綴、内のみ）

河村隆司氏蔵本（五番綴、全揃）

伊藤正義氏蔵本（五番綴、全揃）

この〈甲類〉〈乙類〉〈丙類〉は版の違いで、明和本が刊行後も小部分の改訂を繰り返して刊行したことを物語る。刊行後の改訂には、詞章の改訂も八十一箇所（甲類と乙類の異同）あるが、本論文では主に明和本が刊行されるまでについて論じるため、この点は考慮していない。なお、この二十組のほかにも東北大学附属図書館蔵本、関西大学図書館蔵生田文庫本、飯塚恵理人

氏蔵本二組の存在があらたに確認できる。飯塚氏蔵本のうち一組は甲類で川村類造手沢本である。川村類造は明治期に名古屋で活躍した高安流のワキ方だが、この明和本は改訂箇所には貼紙によって従来の詞章に戻され、朱筆でワキ詞が記されるなど、実際に使用していたことをうかがわせる形跡がある。なぜすでに廃止されて久しいこの観世流の謡本を使用していたのかは不詳であるが、観世流の揃本が必要になり、たまたま古書店などで明和本が手に入ったので、そのまま詞章を訂正して用いたのかもしれない。

このような現在の所蔵先は、刊行後の明和本の流布状況と重なる可能性もあり、今後くわしく調査をしていきたいところである。また、以上の明和本はいずれも幕府御用書肆出雲寺和泉掾版であるが、京都の山本長兵衛版の存在も報告されている。これは最も後に刊行されたと考えられ、詞章も丙類に属するといふ。

本論文で主に用いたのは〈甲類〉の関西大学図書館本である。ただし冊順については書肆事項を参照した鴻山文庫蔵本に従う。また、明和本は広義には内組百番・外組百番・習十番・独吟八十五番・九祝舞からなるが、本論文では内組百番・外組百番・習十番のみを対象とする。

一 明和本と元和卯月本

さて、明和本は従来の観世流謡本には収録されなかった曲を多数含んでいるが、さきほど引用した『鴻山文庫の研究』の解題にもあったように基本的には九代観世大夫身愛が刊行したとされる元和卯月本を覆刻したものである⁽²⁾。したがって、元和卯月本の所収曲に関しては、改訂部分のみを象箴した版を用いており、曲によっては字体の違いから改訂箇所がすぐに一別でさるものもある⁽³⁾。

以下に明和本の所収曲の一覧をしめし、元和卯月本と一致する曲については太字で区別してみる。

【内組百番】

- 1 高砂 白髭 追松 白楽天 氷室
- 2 弓八幡 難波 志賀 養老 賀茂
- 3 呉服 右近 龍田 三輪 巻絹
- 4 田村 屋嶋 兼平 経政 清経
- 5 通盛 実盛 頼政 朝長 忠度
- 6 軒端梅 (東北) 夕顔 紫式部 (頼氏供養) 采女 野宮
- 7 仏原 江口 芭蕉 楊貴妃 半蔀
- 8 井筒 玉葛 浮舟 二人静 松風
- 9 千手 熊野 班女 花筐 雲雀山

- 10 西王母 羽衣 燕子花 誓願寺 葛城
- 11 小塩 雲林院 融 西行桜 六浦
- 12 桜川 百万 柏崎 三井寺 蘆刈
- 13 小督 安宅 花月 東岸居士 自然居士
- 14 富士太鼓 梅枝 邯鄲 唐船 天鼓
- 15 錦木 船橋 通小町 阿漕 善千鳥
- 16 女郎花 鵲 船弁慶 項羽 鶉飼
- 17 山姥 殺生石 安達原 葵上 鉄輪
- 18 大会 車僧 善界 鞍馬天狗 野守
- 19 遊行柳 定家葛 当麻 角田川 藤戸
- 20 竹生嶋 春日龍神 玉井 白水郎 (海士) 猩々

【外組百番】

- 1 放生川 大社 寝覚 榎島 逆矛
- 2 御裳濯川 (御裳濯) 松尾 淡路 富士山 葛城嶋 (代志)
- 3 海藻刈 絵馬 嵐山 蛭 岩船
- 4 佐保山 布留 室君 泰山府君 鶴亀
- 5 敦盛 五条忠度 (俊成忠度) 箴梅 (箴) 生田敦盛 知章
- 6 吉野静 祇王 冊子洗 (童子洗小町) 住吉詣 大原御幸
- 7 空蝉 宮城野 梅 三山 佐用姫 (松浦佐用姫)
- 8 落葉 藤 吉野天人 牽牛花 胡蝶
- 9 弄太鼓 (龍太鼓) 鳥追船 六月祓 蝉麻呂 侍羅物狂 (松浦物狂)
- 10 蟻通 雨月 阿古屋松 玄上 国樞
- 11 道明寺 東方朔 輪藏 一角仙人 枕慈童
- 12 鉢木 名取姫 (護法) 俊寛 撰待 景清

- 13 三笑 丹後物狂 羸法師(弱法師) 高野物狂 壇風
 14 木曾 盛久 七騎落 藤栄 放下僧
 15 橋弁慶 忠信 烏帽子折 昌俊(正尊) 大仏供養
 16 鍾馗 照君 松山鏡 染川(愛染川) 明王鏡(皇帝)
 17 大江山 土蜘蛛 羅城門 紅葉狩 張良
 18 葛城天狗 第六天 舍利 密天狗 谷行
 19 松虫 求塚 巴 熊坂 碓潜
 20 金札 小鍛冶 感陽宮 龍虎 合浦

【習十番】

- 卒都婆小町 檜垣 砧 姨棄 関寺小町
 道成寺 恋重荷 木賊 石橋 鷺

右の一覧から、内組百番のうち八十三曲が元和卯月本の覆刻であるといえる。外組についてはいえば、元和卯月本と重なる曲は七曲と少ないが、その他の曲はほぼ元和卯月本を似せた書体で版が作られている。これは元和卯月本の解題に、伊藤正義氏が述べられているように、明和本の「刊行者たる観世大夫元章が、元和卯月本を以て当流謡本の根源とする意識」があったものと考えられる⁽⁴⁾。

なお、元和卯月本所収曲で明和本には収録されなかった曲は、《鶴羽》《鸚鵡小町》《小袖曾我》《夜討曾我》の四曲である。不採用の理由としては、《鶴羽》については、室町時代に將軍足利義教が暗殺された酒宴のさいに演じられていたとか（『嘉吉記』）、浅野内匠頭が吉良上野介に刃傷におよんだときに催さ

れていた伝奏衆御馳走能で演じられていたなど（『翁草』）、不吉な前例があり、以来式典の上演曲からはずされていたという事情があったためと考えられる。また《小袖曾我》《夜討曾我》は仇討の曲であるため、幕府にとって都合が悪いという理由が考えられる。いずれも、能の主な上演の場が幕府の式楽という場であったという状況を反映した選曲といえよう。ただし《鸚鵡小町》については、諸番組をみると江戸時代では観世流による上演記録がないことから、詞章は伝わっていても実質上演は難しかったという理由で不採用となったのであろう。

さて、明和本が元和卯月本と重なる曲については、基本的に元和卯月本を覆刻し、それ以外の曲（内十七曲⁽⁵⁾・外九十二曲、習六曲）は基本的に元和卯月本に似せた書体（近衛流）で新たに書かれたものといえるが、次の曲に関しては書体が異なり、そのなかでも七種類ほどに分けられるようである。

- 《羽衣》《葵上》
- 《雲雀山》《小督》《鉄輪》
- 《芦刈》
- 《六浦》
- 《巴》《国樞》《五條忠度》《昭君》《羸法師》《知章》《小鍛冶》《丹後物狂》《高野物狂》《龍虎》
- 《鶴亀》《羅城門》
- 《鉢木》《大仏供養》

このうち《嬴法師》は一丁裏から五丁表までが別書体で、あとは近衛流の元和卯月本に似た書体になっている。《葵上》もほぼ全体が別書体だが、改訂部分のみ元和卯月本風の書体である。右の十一曲はあるいは他の謡本の覆刻であろう可能性があるろう。

ところで、元和卯月本を底本とする曲の改訂については、それほど大きな改訂をしていないという特徴がある。なかには《采女》の前シテが春日社の縁起を語る場面が削除されていたり、《富士太鼓》の冒頭が改変されているなどの例はあるが、比較的改訂は少ないといえる。これも、「元和卯月本を以て当流謡本の根源とする意識」によるものと推察できよう。

二 明和本の詞章表記

明和本では、表記について一字一句厳密に改訂している。このことは元和卯月本と共通する曲に関しては、元和卯月本と明和本を見比べると、より明確にどのような表記に訂正したのかが知られる。いくつか改訂の例をあげてみよう（最初が元和卯月本の表記↓以下が明和本の表記）。

- ・海士↓海人
- ・あまの原↓あまつ原

- ・有明↓在明
- ・王城↓皇城
- ・大伴↓大友
- ・乙女↓處女
- ・扱↓さて
- ・去↓さる
- ・真如↓真女
- ・名乗り↓名のり
- ・久かた↓久堅、久がた
- ・世々↓代々
- ・覧（「くする覧」などの助詞）↓らん

※ただし《江口》のみ訂正されていない。

- ・童（自称）↓わらハ

右の中には国学的見地から採用された用字かと思われる。ほかにも、掛詞や二重に意味が取れる語句について、どちらかの意味にしか取れないような用字に改訂している例もある。たとえば、「つま」という語を「夫」と「妻」と使い分けていたり、「塩・潮・汐」、「景色・気色」、「只・唯」も厳密に意味で区別されている。

また、役名について、たとえば元和卯月本は「女」「男」「僧」など登場人物の役名表記だが、明和本では最初の登場詞章のみ「シテ女」などとし、あとはすべて「ワキ」「シテ」等に訂正している。ほかにも清濁についても厳密で、本来清音で読むべ

きところが濁音で読みならわされているような語句については、「スミ」と書かれ、清音で読むことを指示している(6)。

ところで、明和本はおそらく謡本として初めてフリガナを施したものである。「候」「申」以外のすべての漢字にフリガナがあり、「なほ」「をしへ」などというように、平仮名表記でも歴史的仮名遣いには、表音を表記する。なお、漢字へのフリガナは表音ではなく、歴史的仮名遣いによる。さらに注目すべきは、元和卯月本は中世以降の表記法である定家仮名遣いであるのに対して、明和本は契沖仮名遣いに表記を改めていることである。契沖仮名遣いは、平安初期以前の文献に基づいて「ア・ヤ・ワ・ハ」四行その他の仮名遣いの規則性を発見し、定家仮名遣いをあらためたものである。なお、この明和本の表記法に着目された奥田えり氏によれば、厳密には契沖仮名遣いと違う箇所があり、むしろ真淵の門人の楫取魚彦が契沖仮名遣いを再考し補足・正誤を著わした『古言梯』(明和元年「一七六四」)に近いという。しかし、『古言梯』とも異なる箇所もあり、「改訂者が我流の仮名遣、つまり改訂参画者の国学者が提唱する最新の契沖仮名遣いに依拠した部分の存在」を指摘されている(7)。

この点は、明和本の背景にある研究の場の解明ともかかわる問題と思われるが、『古言梯』以前にまとまった表記法の研究成果はほとんどない。しかし、賀茂真淵には『語意考』(明和六年「一七六九」)があり、古学研究においては万葉仮名や記紀などの漢文体をどのように読むかが研究の主体であったことから、明和本にはなんらかの確固とした表記につい

ての主張が反映されていると考えらよう。

三 明和本の改訂基準(一)

明和本の改訂詞章にも、いくつか共通する観点で改訂されたと考えられる点がある。これまでにすでに指摘されていることであるが、冒頭の次第や待謡など、曲によって同じ謡が使用されている場合、明和本ではどちらかを改訂する処置を施している。横山柚人「明和の謡本(三)」(『謡曲界』大正五年十月号)の指摘を参照して、同文詞章がみられる曲を次にあげよう。

- 《卒都婆小町》と《花月》の道行
- 《藤戸》と《項羽》の待謡
- 《老松》と《呉服》《金札》の待謡
- 《龍田》と《逆鉾》のクリ地
- 《景清》と《大佛供養》の上歌
- 《夜討曾我》と《烏帽子折》の後一セイ
- 《三井寺》と《柏崎》の一セイ
- 《葵上》と《通盛》のキリ
- 《養老》と《金札》の次第
- 《自然居士》と《藤栄》のノリ地
- 《鉢木》と《藤栄》の次第

《忠度》と《藤栄》のサシ上歌
《熊野》と《砧》の道行
《野守》と《松山鏡》のキリ
《梅枝》と《玄上》の唱歌
《右近》と《松尾》の待謡

以上は、後者が新しい詞章に改訂されている。また、

《安宅》と《安達原》の次第
《錦木》と《熊坂》の待謡

は、両者ともに改訂される。

また、主に協能について共通する改訂として、ワキが帝に仕える臣下の場合、「是は一条院に仕え奉る臣下也」（《嵐山》）「是は雄略天皇仕え奉る臣下也」（《養老》）など、具体的な天皇の名があげられている名乗りを、「当今に仕奉る」と改訂する。ただし「延喜の聖主」（《寝覚》）「延喜の聖代」（《竹生島》）など、延喜帝に関してはそのままである。

もう少し改訂の内容に踏み込んでみよう。水谷泰二氏は「明和改正謡本の改訂基準」（『観世』、昭和三十年十二月）において、明和本の改訂基準を以下のように分析されている。

- 一 古曲の復活
- 二 尊皇及び日本中心思想の導入

- 三 故事出展の正確・訛伝の訂正
- 四 主題の統一
- 五 動植物の精霊物の重視
- 六 仇討物の廃止と義経物の採用

右の基準のうち一、六は曲の選曲に関する基準で、「古曲のふ復活」に該当するのは、長らく上演されなかった世阿弥作の《布留》《阿古屋松》があげられる。「仇討物の廃止」はさきほども触れたように曾我物を所収していない点があげられる。この基準をも参考に、明和本の改訂詞章にみられる特徴をあげるとするならば、以下の六点があげられよう。

- I 故事出展の正確・訛伝の訂正
- II 前場・後場の一貫性を考慮した改訂
- III 掛詞など和歌的修辭の排除
- IV 物語の時間・筋に関する合理的な解釈
- V 敬語に関する改訂
- VI 国学的見地による改訂

I は水谷氏もあげる基準であり、ここで一例をあげると《実盛》で「あつばれをのれは日本一の、剛の者と軍諍ずよとて」と語義不明の詞章（傍線部）を「あつはれ、おのれハ日本一の剛の者と、組むでうずよとて」とて意味を明確にした改訂があげられよう。II の端的な例としては《絵馬》において前場のシ

テ・ツレが「伊勢の二柱」としか名乗らないものを、明和本では「手力男と鈿女」という設定に改訂する例があげられる。これは、後場で天の岩戸伝説が再現されることをふまえて、前場とのつながりを意識した改訂と考えられよう。ⅢⅣは、ⅠやⅤとも関わることである。修辞の削除はさきほども触れたが「景色・気色」や、「いふ・夕」など用字からも厳密に区別されているのは、その一例である。また、《呉服》では、

波路はるかに来し方の身は唐土の年を経て、ここに呉服の里までも、身に知られたる名所かな

↓波路はるかに来し方のことさへぎしに年を経て、ここにはとりの里ことばきしられたるふしぎさよ

と改訂されるが（↓以下が明和本）、ここでは中国から渡来して絹織りの技術を伝えた呉織と漢織の霊の登場シーンにおいて、明和本では「言さへく（外国人の言葉が聞き取りにくい意）」という語を用い、「波路はるかに渡来しましたが、言葉も分からぬまに年を経て、今は服部の里ですっかり言葉もわかるようになったのは不思議なことです」という意に改訂しているが、これは呉織と漢織が中国人であることを考慮した解釈で、これも筋の合理的解釈による改訂としてあげておこう⁽⁸⁾。

また、Ⅴについては、次の「四 明和本の改訂基準（二）——「松」と「源氏」のかざし——」でくわしく述べることとする。ⅥについてはⅠ「故事出展の正確・訛伝の訂正」やⅤ「敬語に

関する改訂」とも関わるだろう。一章二節～四節、三賞一節は国学的見地からの改訂を中心に分析していくので参照されたい。

四 明和本の改訂基準（二）

——「松」と「源氏」のかざし——

さて、能《老松》の中入り前の一節「花も松ももろともに、神さびて失せにけり。跡神さびて失せにけり」は、「松」という言葉が徳川の姓である松平氏に通じると考えられ、この場合「松平氏が失せる」ことを連想させるため、「よろず代の春とかや。千代万代の春とかや」という詞章に変更して謡われたことはよく知られていることであろう。この現象は、江戸時代において古くからの慣習だったと思われるが、これを最初に謡本に反映させたのが明和本といえる。

明和本のかざし詞といえ、九代將軍家重の御台所である五十宮を憚って「急ぐ」「磯」という言葉をすべて削除したり別の言葉に改訂した例が有名であるが、先ほどの《老松》の詞章のように徳川家Ⅱ松平氏への憚りのために改訂されたと思われるものがほかにも数多く認められる。以下ではそれらの徳川家へのかざし詞の事例をあげておこう。

まずは「松」についてのかざし言葉と思われる改訂である。さきほどの《老松》と同様に、明和本以前の慣習として指摘さ

れている例として《鉢木》において、

シテ「さて松はさしもげに

地「枝を撓め、葉をすかして、かゝりあれと植えおきし、
そのかひ今は嵐吹く、松はもとより煙にて、薪となるも理
や、切りくらべて、今ぞ御垣守

という一節が、松平氏を想起させる「松」が煙になるのは縁起
が悪いという観点から、

シテ「さて、松はさしもげに

同「枝をため、葉をすかして、風情あれとつくりにし、其
かひありや、あらし吹く、松ハ本よりときハにて、たきゞ
となるに、梅桜きりくべて、今ぞみかきもり

と「松」は永遠であるという賛美表現を使って、松を燃やすと
いう行為を曖昧した表現で語られるのが慣習としてあったが、
これも明和本は後者の詞章を採用している。このほかにも明和
本では厳密に「松」にかんする表現をかざしており、たとえば
（最初が従来の詞章で、明和本では傍線部が改訂されている。
「↓」以下に明和本の詞章を示す）、

《浮船》：松風も、散れば形見となるものを

（↓秋風に、散れば）

《葛城》：夕煙、松が枝そへて焼かうよ

（↓をいざや、たよ）

《江口》：ほの見えし、松の煙の浪よする

（↓松もつらゝに浪よする）

という改訂があげられる。これらはいずれも松平氏、つまり徳
川幕府への憚りから生じたものである。なお、明和本での
「松」のかざしの例はそれほど多く見られない。これは、
「松」が、本来の詞章でも「松の葉の散りうせずして」（《高
砂》）とか、「松も千年の緑にて」（《花筐》）などといった具合
に、めでたい事の引き合いに出されることが多く、それほど松
平氏にとって忌むべき言い回しと思われないものがほとんどで
あることが原因であろう。

では「松」以外に徳川幕府への「かざし」の事例と考えられ
るものとして、「源氏」という語についての改訂をみていこう。
徳川家実際に源氏の出身であったかは歴史的には疑わしいら
しいが、それはともかく、江戸時代において徳川家は清和源氏
の出身であると信じられていた。そのため、明和本では「源
氏」という語についても厳密に改訂の手を加えているのが確認
できる。その顕著な例として、明和本の《紫式部》をあげよう。
《紫式部》は明和本での曲名で、《源氏供養》のことである。
この呼称を採用したのも、「源氏」すなわち徳川家への憚りの
ためと思われる。つまり本来の曲名《源氏供養》は、徳川家を
連想させる「源氏」を「供養」しているので、都合が悪いので

ある。明和本では、そのような観点で「源氏」の語をかざしていたことは、《紫式部》の本文の改訂をみればいっそう明らかになる。以下に《源氏供養》の本文から「源氏」という語がある節をとりだし、それぞれが明和本《紫式部》でどのように改訂されているかを示す。

○我石山に籠り、源氏六十帖（↓六十帖の冊子）を書き記し、亡き跡までの筆のすさび、名の形見とはなりたれども、かの源氏に終に供養を（↓此の冊子の供養を終に）せざりし科により、浮ぶ事なく候へば、然るべくは石山にて源氏の（↓削除）供養をのべ

○まづ石山に参りつゝ、源氏の（↓かの）供養をのべ給はゞ

○共に源氏を弔ふべし（↓供養し参らすべし）

○いで源氏（↓冊し）を書きしは、恥かしや此身は浮世（↓誰ぞともこたへん此身は）の土となれど

○ありつる源氏の物語（↓ありつる昔の物語）

○古の光源氏の物語（↓古の光をのこす物語）

○南無や光源氏の幽霊成等生覚（↓観世音、恵によりし物語今ぞ供養し奉る）

○光源氏の御跡を、弔ふ法の力にて（↓恵によりし物語。供ずる法の利益）

○かゝる源氏の物語、これも思へば夢の世と（↓かゝせ給ひし）

これらはいずれも「源氏」を供養する、あるいは「源氏」を過去のものとしてとらえる（ありつる等）ことができ、いずれも源氏徳川家にとつて不吉な言い回しに聞こえる。そのため、明和本《紫式部》ではそのような詞章を右のように徹底して改訂する。『源氏物語』という書名ですら遠まわしに「かの」とか「物語」などという表現に置き換えているのである。ただし、「源氏」という語自体を嫌っているのではなく、そのあとに忌まわしい語が連なっているから訂正されるのであって、そうでなければ改訂の対象にはなっていない。

たとえば明和本《浮舟》の、

実にく、光源氏の物語。なほ世に絶えぬ言の葉の。それさへ添へて聞かまほしきに

という詞章などがそれで、むしろ源氏の世が絶えないとの褒め言葉に解釈できるため、改訂の対象にはなっていない。また、同じく「源氏」にとつて良くない意味に解釈できる詞章の場合でも、たんに「源氏」の語を削除、あるいは改訂するばかりではなく、

《玄上》：此須磨の巻の春かとよ、源氏此浦に遷され給ひ（↓げにや源氏の物語に。光君此浦にしばしかくろひ）

の改訂のように、「源氏」が配流されるという意味になることをかぎすために「源氏」という語を改訂するのではなく、あえて『源氏物語』の話であることを強調し、なおかつ「光君」という呼称を用いて問題を解決しているものもみられる。

このように明和本の詞章には、徳川家に憚ったと思われる改訂が多数見出せるのだが、このような改訂がなされた背景として、やはり当時の能楽が幕府の式楽として保護されていたことがあげられよう。特に、明和本を刊行した観世元章の場合、父親である十四代観世大夫清親が九代將軍徳川家重の能指南役という地位にあった。延享四年（一七四七）に清親が没すると、元章は二十六歳で観世大夫と將軍の能楽指南役を引き継いでおり、いわば生まれながらの幕府御用役者である。その家督相続の三年後、寛延三年（一九五〇）には、江戸浅草筋違橋で前代未聞の十五日間にわたる一世一代の勸進能を興行（それまでの江戸での勸進能の先例は、四日ないしは五日間の開催）、さらには宝暦二年（一七五三）に弟の織部清尚の別家樹立が認められるなど、その地位は揺るぎないものであったろう。このように、幕府の格別な庇護を受けていたこともあって、国家の最高権力者である徳川家にとって不吉な言い回しがなくよう神経をとがらせていたと思われる。

ほかにも、元章がそのような幕府により近い立場であったことから由来すると思われる改訂として、能に登場する人物の官位等の表記にかんする改訂があげられる。たとえば、

《八嶋》：源氏の大将検非違使五位の尉源の義経（↓検非違使五位の尉）

という改訂がその一例である。この場合「源氏」の語を削除しているが、特に忌むべき言葉が連なっているわけではなく、「源氏の大将」といえば源氏の棟梁（將軍）ただ一人であるという、江戸時代ならではの捉え方からこの詞章が改訂されたと考えられる。このような改訂は明和本においてかなりの用例が確認できる。なお、詞章改訂に関与した加藤枝直も《千手》の「頼朝よりの御錠にて琵琶をもたせて参りたり。此由重て御申候へ」という詞章について、

狩野介か為にも主君なれハ、「頼朝より」と千手が申へきようもなく候

と狩野介が主君である頼朝を呼び捨てにしている例を誤りであると指摘しているように（国会図書館蔵『謡曲改正草案幀』より）、人物の敬称については厳密に検討しており、その意識の高さがうかがえる。すこし趣旨がずれるかもしれないが、《忠度》ではシテの忠度が自身の最後を語る場面で、本来の詞章ならば忠度の行動に敬語を用いて語られるが、明和本では敬語表現を使わないよう改訂をしている。これらは身分社会といわれる江戸時代ならではの視点と思われる。

むすび

以上のように、明和本には江戸幕府に対して非礼のないように細心の注意を払っていたため施されたと思われる改訂がみられるのは、当時の能楽のおかれた状況を反映したものであろう。なおいえば、明和本において謡曲の典拠である古典文学の引用について、誤って引かれている場合、やはり改訂の対象となっていることは、元章の考証癖の表れであると言われることもあるが、これまで見てきたように能が幕府の式楽でもあったゆえに誤りを正す必要があったという事情なども考えられよう。つまり、正式の場で將軍や諸大名、あるいは勅使・公家衆を顧客にむかえて能を上演するにあたって、徳川家にとって忌むべき詞章はもちろん、明らかな誤りや人物の呼称が当時の常識と異なる場合、遊興の楽といえどもあまり好ましくは思われなかつたろう。あるいは、諸大名や知識人から謡本の「誤り」を指摘されるといった状況も実際にあったのではないかと類推されるのである。

注

- (1) 表章『鴻山文庫の研究』の解題参照。
(2) 注(1)及び伊藤正義『版本番外謡曲集』(平成二年、臨川書店)解題。

(3) 次の箇所は部分的に別版になっている。

▼《采女》↓ワキ道行末尾↓シテワキ問答の途中まで。次第↑上歌は独吟六巻に《飛火》として収録。▼《難波》↓後場。▼《富士太鼓》↓ワキ名乗り。▼《楊貴妃》↓ワキの次第・名乗り・上歌・着ゼリフ。▼《養老》前場ロンギ前まで

なお、右は落合博志氏「『観世文庫解題』観世元章―明和改正謡本の稿本など」

『國文學』平成十七年七月号、学燈社)の指摘による。ちなみに《難波》は、観世家蔵の世阿弥自筆本《難波》を参照して改訂されている(味方健氏「研究余滴 采女 美奈保之伝 管見」、『観世』平成八年十月)

(4) 注(3)の伊藤氏解題と同じ。

(5) 《弓八幡》《巻絹》《経政》《半葎》《雲雀山》《西王母》《羽衣》《六浦》《蘆刈》《小督》《花月》《項羽》《葵上》《鉄輪》《車僧》《野守》《狸々》の十七曲

(6) 天野文雄「明和改正謡本と現代の能―濁音から清音への改訂をめぐって―」(一)、(二)、『演劇学論叢』六号、平成十五年十二月、『演劇学論叢』七号、平成七年十二月)

(7) 奥野えり「明和改正謡本の仮名遣」(未発表。二〇〇三年度、京都大学文学部卒業論文)。同氏のご厚意で見せていただいた。感謝申し上げます。

(注) なお、明和本《呉服》では人名以外の呉服(地名)をすべて「服部」と改訂する。なお、『二百十番目録』には観阿弥をについて「結崎治部奏清次 本氏平服部」と記されているが、「服部」は観世家ゆかりの名と認識されていたと思われる。

二節 明和本の神話世界

―『古事記』研究の投影を中心に―

はじめに

従来、明和本の特徴としてあげられることが多いのが、万葉語の多用であろう。端的にそのことが知られるのは曲名で、たとえば『海士』を明和本では『白水郎』と表記するが、この用字は万葉集等にみられる上古の用字といえる。ほかにも、間狂言を記した『副言卷』では、『佐保山』の替間の題が『婆々曾』とあるが、これはまさしく万葉仮名で表記した例である。明和本で改訂された詞章にも、『賀茂』の替間『御田』の詞章に、「今日の生日の足日」「少女等が手肘に水沫搔垂」、「内股に泥搔寄りて」という言葉や、『海藻刈』で、「魚食奉己身を浮べんため」、「逆鋒」では「皇御神の食国」などと、上古の言葉が散見される。なお、明和独吟の一卷には、万葉集の長歌をそのまま謡にしたものが九曲収録されるのも、同様の例としてあげることができよう⁽¹⁾。

このような、謡としては異色ともいえる言葉遣いが採用されたことについて、従来は、明和頃に国学が隆盛していたことをうけ万葉調の文が流行っており、観世元章も極端な古典尊重・

復古主義の立場に立って、自らの好みを改正謡本に反映させたと説明されることが多い。そして、元章がこのような主義を持つようになった要因として、元章のパトロンに御三卿の田安宗武がいたことがあげられる。すなわち、田安家には和学御用として賀茂真淵が仕えて宗武の後援のもと復古主義に基づく国学研究が盛んに行われ、元章は田安家に出入りするうちに、このような気風に感化され、古典尊重・復古主義を持つようになったのである。

このように、明和本の改訂の特徴が元章の主義によるもの見解が、より強調されているのが一般的な明和本に対する認識といえる。しかし、観世元章がほんとうに極端な復古主義の持ち主で、上古語を好んで使用したのであれば、二百十番全曲にそのような傾向がみられてもおかしくはない。ところが、明和本の改訂の度合いは曲によっても異なり、上古語の使用は特定の曲に限定される傾向といってもよい。これはあくまでも仮説の域を出ないことだが、明和本にみられる上古語の使用は、元章の復古主義によるものではないのではないだろうか。さらにいえば、こいつた傾向は、改訂に参画した国学者によるもので、元章はそれを容認したのにすぎないのではないだろうか。もっとも、そうだとにしても、謡曲文としては異色なこの改訂本を、

自らの名で刊行したことは、やはり元章が国学研究の気風に感化されていたことを示すもので、それは筆者も認めるところである。

しかし、明和本が元章一人では成し得られるものではない大事業だったことは、大方認められることかと思われる。たとえば、これまでも具体的に加藤枝直という国学者が関与していることが資料的にも明らかになっている。それにもかかわらず、明和本の制作には元章のほかにも国学者の協力を得ているだろうとの指摘はなされることはあっても、そのことはあまり検討されていないように思われる。

そこで本節では、明和本の改訂から記紀神話にかんする曲を数曲とりあげ、改訂の背景にあると思われる国学研究の著述を具体的に指摘していきたい。結論から言えば、その著述は元章を感化したとされる田安家の研究成果から指摘できる。つまり、それらの曲の改訂は田安家における国学研究の現場と連結して改訂がなされたと推測でき、そのことは、明和本の成立事情と深く関わるものと注目されるのである。

一 《淡路》の『古事記』に基づく改訂

明和本では、神話世界に関する詞章への改訂が顕著である。それらの改訂は、曲によつては一曲の大部分に及ぶものもあり、

曲の印象をも変えてしまうほどである。まずは、天地開闢の神話が主題の能《淡路》への改訂を顕著な例とあげよう。《淡路》は、明和本の外組に収録されている脇能である。

本来の《淡路》は、当今に仕える臣下（ワキ）が、イザナミ・イザナギが逗留したと言われる淡路島を訪れるところから始まる。そこで臣下は、水口にみてぐら（幣）を立て、田を耕す老人夫婦（前シテ・前ツレ）に出会う。臣下は、田の耕作になぜ幣を立てる必要があるのか不審に思いその訳を聞くと、老人はこの田がイザナギ・イザナミの二神を祀る二の宮へ奉納する米をつくるための神田だからだと説明する。そして臣下に、この淡路島で国土が創世された神代の有様を語るという内容である。

この本来の《淡路》では、「伊奘諾」と書いて「種蒔く」と読み、「伊奘冊」と書いて「種を収む」と読むという中世の神話解釈がちりばめられている。黒田彰氏「作品研究『淡路』」（『観世』昭和六十二年一月号）によれば、《淡路》の典拠として『古今和歌集序聞書三流抄』があげられるそうだが、そのような中世的な神話解釈の影響下にある本来の《淡路》で、天地開闢の様を語る場面は次のようである。

クリ地「それ天地開闢の昔より、渾沌未分やうやく分かれて、清く明らかなるは天となり、おもく濁れるは地となれり
サシ「然れば、天に五行の神まします、木火土金水これなり

地「既に陰陽相分れて、木火土の精、伊奘諾となり、金水の精、こりかたまって伊奘冊と顕る

シテ「然れども、まだ世界ともならざりし先を、伊奘諾といひ。

地「国土治まり、萬物出生する所を伊奘冊と申す。すなはち此淡路の国を始めとせり。

右のように本来の《淡路》では、天地開闢やイザナギ・イザナミ神の誕生について、陰陽五行をもとに解釈された神話で彩られていることが知られる。

明和本のこの場面に該当する詞章をみてみよう。明和本の《淡路》は、じつに全体の九割近く改訂されており、特にこの「それ天地開闢の昔より」から始まり、イザナギ・イザナミによって国土が創られている様を描くサシ・クセは、以下のようにほぼ別文に改訂されている（傍線部が明和本での改訂箇所）。

クリ地「それ天地開闢の昔より、渾沌未分やうやく分かれて、清く明らかなるは天となり、おもく濁れるは地となれり。

サシ「其時高天原に神ませり、天の御中主と申奉る

地「御末栄代々かさなれる比かとよ。たゞよへる国なり。

是かためよと天神の、諸のりごちて伊奘那芸と伊奘那美の命に天の瓊矛を護給ひぬ

シテ「二神、即浮橋にたゞして、矛をさしおろし

同「かきならし給ふ、したゞつ潮の、しまとなる。おのこ

ろじま、是也

このように明和本では、陰陽五行説をもととする国土創世についての詞章を、天の御中主の命で、たゞよえる国土にイザナギ・イザナミの二人が矛をさし、そのしたたる潮がオノロコ島になるといふ記紀神話にみられる内容に改訂していることが知られよう。

なお、記紀神話といっても、ここで参照されているのは古事記に限定されるのではないかと思われる。古事記の冒頭を見てみよう。

天地初めて開くる時、高天原になりづる神のみ名は、あめの御中主の神。次にたかむすびの神。次にかみむすびの神。

古事記によれば、天地が初めて開けたとき、まず高天原（のちに天照大神が支配する天上の国）に最初に生れた神として、「天の御中主の神」をあげる。これが明和本《淡路》のサシの詞章の「其時高天原に神ませり、天の御中主と申奉る」と一致する。これに対して『日本書紀』（引用文は岩波文庫『日本書紀（一）』より）では、

古に天地未だ割れず、陰陽分れざりしとき、渾沌れたつこと鶏子の如くして、溟滓にして牙を含めり。（中略）然して後に、神聖、其の中に生れます。故曰はく、開闢くる

初に、洲くはつちの浮れ漂へること、譬へば遊魚の水の上に浮けるが猶し。時に、天地の中に一物生れり。状葦牙あしごの如し。便ち神と化為る。国常立尊と号す。

とあり、天地が開闢した最初にいた神は「国常立尊」である、異なるのである（傍線部）。ちなみに古事記では、「国常立尊」は五番目に生まれた神として登場する。

つまり、明和本の《淡路》で天地開闢について「天の御中主」の名を出しているということは、改訂にさいして日本書紀ではなく、古事記が参照されていると考えてよいだろう。

さて、つづくクセをみてみよう。本来の《淡路》は、

クセ「さればにや、二柱の御神の礮馭盧島と申すも、此一島の事かとよ。凡そ此島始めて、大八島の国を作り、紀の国、伊勢志摩、日向、並に四つの海岸を作りいだし、日神、月神、蛭子、蓋鳥と申すは、地神五代の始にて、皆此島に御出現、中にも皇孫は、日向の国に、天降り給ひて、地神第四の火々出見の、皇子を御誕生げに、ありがたき代々とかや

シテ「天下をたもち給ふ事

同「すべて八十三万六千八百余歳なり。かゝるめでたき皇子達に、御代をゆづりはの権現と、現れおはします。伊弉諾伊弉册の神代も唯今の国土なるべし。

という詞章だが、明和本では全文が改訂され、次のような詞章になっている。

クセ「さる程に、二柱おのごろじまに下りまし、天の御柱を立給ひ、左右よりめぐりあひますに、妹神先ことあげまし。次に男神ことあげて、あはのしまをうみ給ふ。しかるに、此嶋ハ御心になはず。そのとき天神つげたまハく、たをやめのこと先立ハ、さがなきわざぞ、ことなほせと、のりごとのまにく、天の御はしらをめぐりあひ、をがミことあげまし、次に妹神ことあげて、此淡路しまをうみ給ふ

上シテ「次に、伊豫の二名のしま

同「さて、隠岐のしま、筑紫のしま、壱岐や、對馬や、佐渡の嶋、豊秋津嶋をうみ給ひ、是を大八嶋国と名づけまし。かへさに生給ふ嶋々ハ、吉備の児じまに小豆嶋、大嶋、女嶋、ちかのしま、双子の嶋を二柱、生揃まし残りなく、まつり給へば、いまもなほ、天孫しらす御国にて、天と諸ともに、ちかふる事ぞめでたき

右のように、やはり記紀神話にみられるイザナギ・イザナミの国創りの筋に改訂されているのであるが、実はここでも古事記を元に改訂していることがいえる。

端的にそれがしられるのが、誕生する国の順序である。本来の《淡路》では、「礮馭盧島↓大八島↓紀の国↓伊勢志摩↓日

向」と続くのだが、明和本では「おのごろじま↓大八嶋（①淡路しま↓②伊豫の二名のしま↓③隠岐のしま↓④築紫のしま↓⑤壱岐↓⑥對馬↓⑦佐渡の嶋↓⑧豊津秋津島）↓⑨吉備の児じま↓⑩小豆嶋↓⑪大嶋↓⑫女嶋↓⑬ちかのしま↓⑭双子の嶋」の順に誕生したと謡われる。この国土の誕生する様が述べられる箇所を古事記でみてみると、はたして明和本と順序が一致するのである（引用の丸数字が右の数字の対応する）。

ここに伊邪那岐命先づ言はく、「あな邇夜志愛袁登売袁」。後に妹伊邪那美命言はく、阿那邇夜志愛袁登古袁。かく言したまひ竟へて、御合し、^①子淡道之穂之狭別島を生みます。^②次に伊豫之二名島を生む。此島は身一にして面四あり。面毎に名あり。故伊豫国を愛比売と謂ひ、讃岐国を飯依比古と謂ひ、栗国を大宜都比売と謂ひ、土佐国を建依別と謂ふ。^③次に隠岐之三子嶋を生む。またの名は天之忍許呂別。^④次に築紫島を生む。此島も身一にして面五つあり。面毎に名あり。故築紫島を白日別と謂ひ、豊国を豊日別と謂ひ、肥国を速日別と謂ひ、日向国を豊久土泥別と謂ひ、熊曾国を建日別と謂ふ。^⑤次に伊岐島を生む、またの名は天比登都柱と謂ふ。^⑥次に津島を生む、またの名は天之狭手依比売と謂ふ。^⑦次に佐渡島を生む。^⑧次に大倭豊秋津島を生む、またの名は天御虚空豊秋津根別と謂ふ。此八島は先づ生ませるに因りて大八島国と謂ふ。

然後、還り坐す時、^⑨吉備兒島を生む、またの名は建日方

別と謂ふ。^⑩次に小豆島を生む、またの名は大野手比売と謂ふ。^⑪次に大島を生む、またの名は大多麻流別と謂ふ。^⑫次に女島を生む、またの名は天一根と謂ふ。^⑬次に知訶島を生む、またの名は天之忍男と謂ふ。^⑭次に両兒島を生む、またの名は天両屋と謂ふ。

既に国を生み竟りて更に神を生む。

なお日本書紀では、「礮馭盧島↓淡路島（①）↓豊秋津州（⑧）↓伊豫の二名のしま（②）↓築紫のしま（④）↓隠岐のしま・佐渡島の双子の島（③と⑦）↓越州（×）↓大州（×）↓吉備子州（×）」（括弧内の番号は古事記による順。古事記にないものは×を記した）の順に国が生まれたとされ、古事記とは国の名も生まれる順序も異なる。ここでも《淡路》の改訂には、日本書紀ではなく古事記が用いられていることが確認できよう。

なお本来の《淡路》では、クセで国々の誕生以外にも、イザナギ・イザナミの子、日神・月神・蛭子・蓋鳥（スサノオ）と孫の火々出見命の誕生のことも謡われるのだが、明和本ではそれに相応する詞章はなく、国々誕生の話題のみになっている。

二 田安家における古事記研究

以上のように、まずは明和本《淡路》について、古事記に基づく改訂がなされていることを確認してきた。この改訂は元々の謡曲文における「故事出展の正確・訛伝の訂正」と考えられるが、一方で田安家の国学研究の態度と照らし合わせると、それ以上の意味があるように思われる。

近世の国学の流れを大まかにたどると、契沖（寛永十七年「一六四〇」）〜元禄十四年「一七〇一」に始まり、荷田春麿（寛文九年「一六六九」）〜元文元年「一七三六」）、賀茂真淵、本居宣長（享保十五年「一七三〇」）〜享和元年「一八〇一」へと展開していく。いずれも復古主義の立場から、様々な古典の考証研究を行ったが、とくに荷田東麿以降は、綿密な文献（語釈）考証によって、儒教・仏教の影響が及ぶ以前の日本古来の文化・精神を見出そうとする学問へと発展確立されたと言える。そういった中で記紀をはじめ万葉集・祝詞等は、古を知る有益な資料として着目された。まさに明和本はそういった国学の影響を受けていることが、《淡路》の改訂からいえるのである。

ところで、田安家の国学研究を指導していたといえる賀茂真淵は、三十歳を過ぎてから古学を志して荷田春麿の門に入った。荷田春麿には『万葉集僻案抄』『万葉集訓釈』『日本書紀訓釈』

『出雲風土記考』『祝詞解』等の著があり、真淵も春麿のもと上古文学の精緻な語釈・考証法を学んだと思われる。しかし、この頃の真淵はそれほど上古文学に関心がなく、むしろ古今集を中心とした中古歌道に研究の重きを置いていたという⁽²⁾。真淵が、『延喜式祝詞解』（延享三年「一七四六」）、『万葉解通釈並積例』（寛延二年「一七四八」）、『冠辞考』（宝暦七年「一七五七」）など、上古文学の語釈研究を記したのは田安家へ出仕してからのことである。すなわち、賀茂真淵は五十歳代ころから次第に万葉主義に転じ、上古文学の研究に主体を置くようになったのである。たとえば宝暦十年前後から十二年ごろに書かれたはじめられたと推定される『文意考』では古事記、日本書紀、祝詞、宣命、風土記から例文を抄出し、古文のみやびをたたえているのはその端的な例である。

しかし、ここで留意されるのは、賀茂真淵が上古文学へと研究主体を変えた背景として、ほかならぬ田安宗武の影響があったとの指摘がなされていることである⁽³⁾。

田安宗武が、はやくから万葉主義の立場にたち、一家言を有していたことは、寛保二年（一七四二）に侍臣の荷田在麿に命じて『国歌八論』を著させ、それを発端に真淵をも巻き込んで繰り広げられた国歌論争からうかがい知ることができる。この国歌論争では、在麿が古今集を「詞花の隆盛の時」、新古今集を「華美を極めた」最高潮と位置づけ、「やまとはまのあたりに教へとなすべき古歌のあらぬにや（日本には教訓とすべき古歌がないの意）」とするのに対し（『国歌八論』）、宗武は、

大和には本より教へとなりぬべき古歌もあれど、採り扱みて教へとする事をいまだせれば、さるめでたき歌も、たまれたる歌も、同じやうに交りて、世にもてなすになんありける。さればその中をえらみて教へとせんとならば、古歌にはいと多くこと待らめ

と述べ、取捨選択の必要があるとしつつも、古歌にこそ教訓があるのだと主張し（『臆説剩言』）、主に万葉集を中心とした論を展開している。宗武が幼少期から関心を持って研究を進めていた服飾故実の研究においても、記紀が考証の資料として扱われており、はやくから上古文学についてはほぼ目を通して、すでに自らの主張する説を持つていたと考えられる。

真淵が上古文学を重視するようになったのは、こうした宗武の考えに触発されたと思われるが、一方で宗武の意に敢えて添った側面もあったようで、たとえば井上豊氏は『賀茂真淵の学問』において、

真淵の万葉主義復古思想は、自発的なものばかりでなく、多分に宗武にひかれた点があるやうである。寛保元年の書簡や古風小言など、私言においては古今集あるいは新古今集をたふとびながら、田安家への公の書においては、万葉主義を強調してゐるのも、さうした事情によるのであるう

と指摘されている。

右の井上氏の指摘や、『国歌八論』による論争からうかがえるのは、どうも宗武は自身の主張と異なる説には、毅然と反論をし、しかも綿密な考証を示すという例が多いように思われる。その好例が、真淵の『冠辞考』について宗武が自らの考えを示し、それに基づいて『冠辞考』を再考修正させたことである⁽⁴⁾。すなわち真淵の『冠辞考』は、初版と改訂本があるが、改訂本には宗武の説によって改訂がなされている可能性があるというのである。その真淵の『冠辞考』の改訂をうながしたとされる草稿類は、宗武の没後『摘要冠辞考』としてまとめられている。その識語に「此摘要冠辞考てふものは加茂真淵が撰める冠辞考に文のくたくしきまたは冠辞ならぬを冠辞とせしなどすべて誤れるをたゞさしめ玉ふ所也」とある。このような事例からして、田安家における国学研究は、宗武の主張とするところを実証させるという側面が多分にあったのではないかと推察される。宗武は、真淵が学問するの後援するだけの雇い主ではなかったといえよう。

この点は、明和本の刊行を考えるうえでも留意され、宗武はこの謄本改訂という一代事業を後援しただけでなく、その内容にも口出しをし、自ら主張するところを反映させる可能性のある人物といえる。

それはさておき、明和本《淡路》の改訂に古事記が使われているという点に話題を戻すと、明和本《淡路》が日本書紀ではなく古事記に基づいて改訂がなされていることは、以上のよう

な田安家における研究状況が影響していると考えられる。

賀茂真淵は、最初荷田春麿の門に在るうちは、師に従いどちらかという日本書紀に重きを置いていたが、次第に古事記を重要視するようになったとされる。このことは「吾がごときひがものは日本紀よりも古事記を専とり侍り」（『龍のきみえ賀茂まふち』）、「古事紀ハ上古質直ノ国史也。且国語ヲ専トシタレハ、上古風ヲ見、古語ヲ知、古文ヲ察スルニ及モノ無レハ也」（『延喜式注解』附記）という真淵の言葉からもうかがえよう。研究業績としては、晩年にまとめられた『古事記頭書』『仮名書古事記』等がまとまったものとしてあげられる。

これに対して田安宗武にも古事記研究というべき遺書がある。それは、『古事記詳説』と、その別記全二巻に「天齋殿に閉居の御事」「天齋殿を出し奉れ給ふ御事」「香山全抜剥逆剥真名鹿常世長啼鳥等の事」「神璽の鏡劔の事」「三種神寶とまうし奉る事」「神鏡八寸の事」「八尺勾璽の事」「神璽の鏡劔御鎮座の事」「外宮御鎮座の事」「天神御世系」「事代主大神の御事」「鴨下上神社の御事」「古本中巻の奥書」「同下巻の奥書」という十四種の短い考証文が収められているものがある。

これらの書は明和八年（一七七二）に宗武が没した後に、家臣長野清良がまとめたものだが、その凡例によれば、宗武は「国史の中、古事記をもて第一とするがうへ、余史に見えざる正説も多かめれば」という考えのもと、「まづこの記を正」した。底本としたのは、貞享四年刊の度会延佳校正『鼈頭古事記』で、同書の「傍注の紛れ入りたる、または上にあるべき文

下に乱れいれたるなど、あらため」たという。宗武がはやくから服飾故実や歌道論等の考証研究において古事記を精査していたことはさきほど述べたとおりである。この『古事記詳説』ならびに別記全二巻は、宗武が生前一時期に書いたものではなく、長年に渡って少しずつ書きためたものと思われる、宗武による古事記研究のいわば集大成ともいえる書である。また、『古事記詳説』では、注釈はもろんのこと全文について訓釈を試みており、なかには真淵の訓とは異なるものがある。その点、宗武独自のもので、かつ古事記研究の実質的な先駆けといつてよいかもしれない。

さて、宗武や真淵が国史の中で古事記を第一のものと考えていたことが影響して『淡路』の改訂では古事記の本文が用いられたとは、容易に想像がつく。しかし、詳細にみていくと、真淵のものより、宗武の著書により明和本の改訂との一致点が見いだせるようである。そのことを強ちに裏付けるのが、古事記本文の訓である。なお、賀茂真淵の『仮字書古事記』は明和本刊行後に書されたものだが、その腹案は以前からあったと考えられると、真淵の案ずる説が明和本に影響を及ぼす可能性は捨てきれない。そこで、明和本『淡路』の改訂詞章と、真淵の『仮字書古事記』と宗武の『古事記詳説』とを比べてみると、はたして明和本の訓は、『古事記詳説』と一致するのである。

その端的な例が、「高天原」という語についての訓である。明和本ではこれを「タカアマバラ」と読ませているが、真淵は「タカマノハラ」と訓をつけており一致しない。さて、『古事

記詳説』をみると、「高天原」には「タカアマバラ」とルビが記されており、明和本のルビと一致する。明和本では、ほかにも《高砂》《第六天》等に「高天原」という語を使用しているが、すべて「タカアマバラ」とルビが付されている。この「高天原」の訓は、まず確実に宗武の読みを採用したとしてよいだろう。ちなみに『古事記詳説』の底本『竈頭古事記』の訓は「タカアマノハラ」である。

このことは、田安家における研究活動が、間接的に元章を感じただけでなく、より直接的に謡曲文改訂の場と直結する位置にあったのではないかとの可能性を強く支持する現象と思われる。くわえて、その中心にいたのは当主である田安宗武と考えられることは、『古事記詳説』の訓との一致から、ある程度推察できるように思われる。

以上のような、明和本の改訂が、宗武の古事記研究と一致する例は《淡路》のほかにも指摘できる。その曲は、《賀茂》と《葛城鴨》（本来の曲名は《代主》）で、主に関連すると考えられる宗武の著書は『古事記詳説』別記の「事代主大神の御事」と「鴨下上神社の御事」である。

三 《賀茂》の改訂

明和本の《加茂》と《葛城鴨》は、曲名にどちらも「カモ」という語が使われ、両者には何らかの相関性があると推察されるのだが、《葛城鴨》という曲名は明和本における改訂で、本来の曲名は《代主》である。つまり、明和本では《代主》について、「カモ」という名を題名に出す必要のある改訂をほどこしたと考えられよう。まずは、《賀茂》が明和本でどのように改訂されたのかみてみよう。

《賀茂》は賀茂神社の縁起にまつわる能である。賀茂神社の縁起とは、いわゆる丹塗矢の伝説だが、本来の《賀茂》では以下のようなあらすじで描かれる⁽⁶⁾。

播州室の明神の神職（ワキ）が、賀茂社に参詣にいくと、川辺に壇が築かれ白羽の矢が立っている。神職がそこで水を汲んでいる女たち（前シテ・ツレ）にそのわけを尋ねると、女はこの白羽の矢こそが賀茂神社の御神体で、その由来は昔「秦の氏女」という女がここで神に手向ける水を汲んでいると、川上から白羽の矢が流れてきた。それを持ち帰り軒に挿していると、女は懐胎し男子が誕生する。その子が三歳になったとき、軒に挿していた矢が「別雷の神」となり天に上がっていった。女はこのような話を語り、水を汲むことは神の御心を汲むことだなどと言い、女は真の姿を現わそうと告げて姿を消す（前場）。

やがて、天女（後ツレ）が現れ御代をことほぐと、賀茂神社の祭神である別雷の神（後シテ）が来現し勇壮な舞を舞う（後場）。

このような本来の《賀茂》に対して、明和本では改訂の数こそ多くはないが、白羽の矢や、人物設定について改訂するなど賀茂神社縁起の解釈にかかわる重要な改訂がみられる。すなわち、川辺にまつる白羽の矢についての詞章を、

あたらしく壇をつき、白木綿に白羽の矢をたて

↓あたらしく壇をつき、上に丹塗篋の白羽の矢を立

と改訂し（↓以下が明和本の詞章、傍線部が異同箇所。以下の引用も同様）、明和本では羽は白く、篋は丹塗りと細かく矢の形態を描いている。また、賀茂神社の縁起中で、昔水を汲んでいた女については、

昔此賀茂の里に、秦の氏女といひし人

↓昔三嶋の湟咋が女に、玉櫛姫といふ人ありしが

と改訂し、全く異なる人物を想定していることがしられる。さらには、本来の《賀茂》では生まれた子について、

シテ「主思はず懐胎して、男子を生めり。此子三歳と申し、時、人々円圍して、父はと問えば、此矢をさして向

ひしに、此矢すなわち鳴雷となり。天に上り神となる。別雷の神これなり

ツレ「其の母、御子も神となりて。賀茂三所の神所とかや

と、「男子」が生まれたことになっている。しかし、明和本では、

シテ「主思はず懐胎して、神子を生めり。此神子三歳になり給し時、人々円圍して父はと問えば。此矢をさゝせたまひしに、此矢すなわち神となり、天に帰のぼり給ふ。別雷の神これなり

ツレ『其の母命も神となりて。和つ神魂にそハセ給ふ

と改訂し、生まれてきた子は「神子」とだけあり、性別を明記していない。実は、後ツレ（天女）の出端の改訂によれば、この「神子」は本来の《賀茂》のように「男子」ではなく、「女子」を想定していることがしられる。すなわち、

後ツレ出端「荒有難のおりからやな。われ此みやゐに地をしめて、法界無縁の衆生をだに、一子とおぼしみそなはず、みおやの神徳あふぐべしやな

という従来の詞章を、明和本では、

後ツレ出端「あら有難のをりからやな。神の矢を得たりしよ
り、生まれ給ひし姫神の、御影にひかれて我等まで、御
祖の神号かたじけなしや

と、生まれてきた子が「姫神」であると改訂しているのである。
以上が明和本《賀茂》の主な改訂箇所である。

このような改訂をほどこした理由として、やはり古事記の記述に則って改訂したと考えられる。古事記中巻「神武天皇」をみてみよう。

然れども更に大后となしたまはん美人を求きたまふ。時に大久米命曰さく、此間媛女有り、これを神の御子と謂す、その神の御子と謂す所以は三嶋の湟咋が女、名は勢夜陀多良比賣、その容姿麗美し。故美和大物主神見感でて、その美人の大便するとき、丹塗の矢に化りて、その大便する溝流の下より、その美人の富登を突く。爾その美人驚きて立走り、伊須須岐伎。乃ちその矢を將て来て床邊に置きぬ。忽ち麗しき壯士となり、即ちその美人を娶り子を生む。名は富登多多良伊須須岐比賣と謂し、またの名を比賣多多良伊須気余理比賣と謂す。

これは神武天皇の后となる姫についての伝説を述べた箇所、その後となる姫が「神の御子」と称されている謂われとして、いわゆる「丹塗矢伝説」が出てくるところである。すなわち、

古事記によれば、三輪山の大物主神（美和大物主神）が丹塗り矢に化けて女を娶り、生まれた姫が神武天皇の后となる。

この古事記の記述（棒線部）と、明和本《賀茂》の改訂が符合するのは明らかであろう。古事記では、明和本と同様に「三嶋の湟咋が女」が「丹塗りの矢」をうけ、ホドタタライスキ姫、またの名を「ヒメタタライスキヨリ姫」という姫御子を産むという設定である。つまり、明和本では、賀茂神社の縁起を古事記の記述と一致するように改訂をしたといえよう。

ただし、古事記には、「三嶋の湟咋が女」の名については、「セヤタタラ姫」（波線部）とあるが、明和本のように「玉櫛姫」であるとの記述はみられない。実は日本書紀によると、女が「玉櫛姫」であるとの記述がみられるのである。右の古事記の神話が、神武天皇が妻とする女「ホドタタライスキ姫」についての話であることから、日本書紀の「神武天皇紀」を見てみると、

庚申年の秋八月の癸丑の朔戊辰（十六日）に、天皇、正妃を立てむとす。改めて広く華胄も求めたまふ。時に、人有りて奏して曰さく、「事代主神、三嶋溝櫛耳神の女玉櫛媛に共して生める児を、号けて媛踏五十鈴媛命と曰す。是、国色秀れたる者なり」とまうす。天皇悦びたまふ。（「神武天皇庚申年八月」）

と、神武天皇が妻とする「媛踏五十鈴媛命（ヒメタタライスキ

ノミコ)の母の名として「玉櫛姫」(傍線部)という名が記されているのである。このことから明和本《賀茂》の改訂には『日本書紀』も参照されているといえる。

このことから、明和本《賀茂》では日本書紀だけによったという説も成り立つか考えてみよう。しかし、日本書紀だけによったのではなく、古事記をも参照したと考えざるをえないのは、日本書紀にはいわゆる「丹塗矢伝説」は記されていないからである。日本書紀では、玉櫛姫に関する神代の伝説として、以下のような話が述べられている。

此の神(注・大三輪の神)の子は、即ち甘茂君等・大三輪君等、又姫踏鞴五十鈴姫命なり。又曰はく、事代主神、八尋熊罴に化為りて、三嶋溝織姫、或は云はく、玉櫛姫といふに通ひたまふ。而して児姫踏鞴五十鈴姫命を生みたまふ。是を神日本磐余彦火火出見天皇の后とす。

右は、古事記の「丹塗矢伝説」に該当する日本書紀(神代上・八段)の引用で、三嶋溝織の姫の結婚譚を述べた箇所である。これによれば、三嶋溝織の姫を娶ったのは大三輪の神(古事記)ではなく、事代主の神(日本書紀)である。そして、日本書紀では、神は丹塗矢に化けたのではなく、八尋のワニに化けたことになっており(傍線部)、いわゆる「丹塗矢伝説」は用いられていないのである。

このことから、明和本《賀茂》では、「丹塗矢伝説」が記さ

れた古事記を参照して改訂がなされたと思われるが、一方では「丹塗矢伝説」のない日本書紀の該当箇所をも参照して「玉櫛姫」という名を採用したという複雑な過程が想定されよう。このことは、明和本での古事記・日本書紀の撰取が、典拠となる文献にあたって改訂したという単純なものではなく、記紀神話にかんしてなんらかの考証を経た結果が反映されているのではないかとの疑いが生じよう。

ここで、注目されるのは宗武の『古事記詳説』と別記のうち「下上鴨神社の事」である。「下上鴨神社の事」は、古事記・日本書紀・延喜式神名帳・二十二社神名帳などを用いて、賀茂神社の縁起について考証した文である。その冒頭を次にかかげる。

抑、山城国愛宕郡にますなる下鴨の社は、『延喜式神名帳』に、「賀茂御祖神社二座」と載せらる。考ふるに、一座は事代主大神、一座は玉櫛姫大神にてませり。さるを、世々の人誤りて、かたがたに申すめり。

右では、まずは下鴨の賀茂神社について、『延喜式神名帳』に御祖は二座とあるがそれは、事代主大神と玉櫛姫大神のことであるとの考えが示されている。そして、「此書(古事記)」以下、別の神を二座としてあげる様々な説を紹介し、逐一否定していくのだが、たとえば、「或る俗説に」として、一社は大己貴の子「大山咋神」、一社は「玉依日女」であると掲げる説

を紹介し、それは、

事代主こそ御子にておはせ、大山咋神は御姪なれば、御名を誤りし事しるし。「玉依日女」は、また櫛を依にあやまてる也。

と、大己貴の子は「事代主」なので「大山咋神」は誤りなのは明白であるという。またもう一社が「玉依日女」というのも「依」は「櫛」の誤りだと断言し、やはり下鴨の二座は事代主と玉櫛姫だと主張する。

ほかにも山城国風土記に、玉依日売が、川を流れてきた丹塗の矢を持ち帰り、可茂別雷命を産んだとある記事を紹介し、それに対しては、

抑、風土記は多く亡びて、誠に伝はれるはいとすくなく、偽作多し。真のと偽れるとの合せ見れば、其違ひいとし。此山城風土記も偽りのものの中也。

と、風土記の説は信用できないと退ける。そして、ここでいう丹塗の矢のことは、古事記にあるといい、くだんの「丹塗矢伝説」の一説を引用して、風土記はこの古事記の説を伝え誤ったのであるという。

さて、ここで宗武は、ただし古事記にも誤りがあり、古事記には「三輪の大物主」とあるのが、これは「事代主」の誤りで

あると述べる。この古事記の「丹塗矢伝説」を述べた箇所には、宗武は『古事記詳説』において、以下のように注釈をしている。

考ふるに、この神の名を美和之大物主とあるは誤りにて、事代主神也。いかにぞなれば、神紀にも数説あれどもさだかならずに、神武紀に、(日本書紀神武紀の「神武天皇庚申年八月」の記事引用、略)と有て、いちじるしきなり。しかれば大物主神といへるは訛りにて、事代主神なること明らけし。その大物主神と誤てるよしは、崇神天皇の御宇に、美和の大物主神の女に御あひしたまひし事あり、是を誤てるなり。蓋し富登多多良伊須須岐比賣の御名を玉櫛媛ともあるは、もとの御名にて、此神の幸より勢夜陀多良比賣と申せしなるべし。

この注によると、宗武は日本書紀の神武紀によって、「事代主」の説話とみるのが正しいとし、「玉櫛姫」については、それは「富登多多良伊須須岐比賣(古事記で使用される名)」のもとの御名であるとしている(後半の傍線部)。なお、「下上鴨社の御事」でも、「丹塗矢伝説」については、神武紀の記事を引用して、

神代の間の事は、此書(古事記)まさる事多かれど、神武以下は紀のかた正しき事多し。

と、日本書紀を参照すべきことを述べている。

すなわち、「丹塗矢伝説」は古事記では三輪の大物主の説話として展開されるが、宗武はこの古事記の説は誤っており、日本書紀を参照にすれば、事代主大神と考えるのが正しいと考証しているのである。また、丹塗りの矢を受けた姫は、古事記では富登多多良伊須須岐比賣、日本書紀では玉櫛姫と相違することについて、「玉櫛媛」は富登多多良伊須須岐比賣のまたの名であると解釈している。これらの宗武の見解は、明和本《賀茂》の改訂とことごとく一致するといえよう。

ところで、明和本《賀茂》では後シテ「別雷の神」の登場以降の詞章については、ほとんど改訂がなされていない。しかし、次に示す宗武の考証を勘案すれば、シテの設定が本来の《賀茂》とは異なると思われる。

関連系図

本来の《賀茂》

(白塗の矢)

＝ 後シテ 別雷の神

前シテ 里の女 実は 秦氏女 後ツレ 天女

明和本《賀茂》

前シテ 里の女 実は 事代主 後シテ 別雷の神

＝ 後ツレ 天女 (姫神)

(玉櫛姫)

があり、そこでは、

また上鴨は同神名帳に、賀茂別雷神社とあり。是は事代主

大神の荒御魂なり。

と、上鴨で祀られる「賀茂別雷」は事代主大神で、その荒御魂なのだ^と解釈している。つまり事代主大神は、上下両方の鴨社に祀られた神となる。なお、右の引用のあとに、下鴨神社では綏靖天皇(神武天皇の第三皇子で、記紀上は神武天皇の次の天皇)の御外祖であるため「御祖」と称され、上鴨神社では軍功^{イクラノイサヲ}をもって祀られたので「別雷」と称されるとの説明がなされている。

この宗武の説から、明和本《賀茂》の後シテは、「別雷の神」と名乗っているが、実は事代主の神であるとの推定がなされよう。これは本来の《賀茂》の、後ツレの天女は御祖の神(母親)、後シテの別雷の神はその男御子という設定と大きく異なるといえよう。明和本では後シテは同じく御祖の神である父を想定しているわけである(関連系図参照)。

明和本《賀茂》の人物設定がこのように比定されることについて、『副言卷』所収の《賀茂》の^{シヤベリ}轉問によれば、いっそう確實となる。すなわち、

彼室の明神の神職の御方、此度当所へ御参詣ありたるを、御祖の神、ことに御神感のあまり、男神ハ仮に水くむ女と現じ、御言葉をかはされ、当社の謂をもしめし給ひ、まづ^糺糺の御社に御帰りありて候。重ては、神山にいはいれさせ給ふ荒魂の御姿にて、此所へ御来臨あるべきとの御事なり。

と語られる箇所である。ここでは里の女は賀茂神社の御祖の神で、「糺の御社」に帰ったとされる。糺の社は上鴨神社のことである。また「荒魂の御姿」で現れたというが、宗武が上鴨神社の神体は事代主の荒魂であるとする説と符合する。

興味深いのは、右の《賀茂》の轉間によれば、前場の女は、実は、鴨社の男神が仮に現じたものだとしている点である。本来の《賀茂》では前場の女は、「秦の氏女」の仮の姿とされているのであるが、なぜ男神が女に化けるといふ解釈をしたのだろうか。その理由は、先の関連系図にまとめようように、本来の《賀茂》だと、前シテと後シテの人格がまったく異なることになり、そのゆがみを解消するという目的があったのではないかと思われる。《賀茂》の轉間によれば、明和本では前シテと後シテはどちらも事代主となるのである。

四 明和本《葛城鴨》の改訂と宗武説

これまでは、明和本《賀茂》と宗武の著からなる『古事記詳説』、別記「鴨下上神社の御事」の考証との一致をみてきたが、類曲ともいえる《葛城鴨》についても、同様の指摘ができる。《葛城鴨》は明和本特有の題名で、従来の題は先述のように《代主》である。舞台となる奈良の葛城明神は、能で語られる

ように、京都の賀茂神社とは分社の関係で、明和本ではあえてこの関係を強調した題名を採用したのではないかと思われる。例によって、本来の《代主》のあらずじを確認しておこう。

京都賀茂神社の神職（ワキ）が、同じ神を祀る和州葛城の明神にはじめて参詣すると、葛城の鴨明神では、老人と若い男が庭を清めていた。神職が葛城の鴨明神こそが本社であるといい、葛城山が連なる金剛峯は神が影向し、仏在世になつてからは霊峰「室の山」と称され御代を鎮守する霊地であると説明する。そして、老人は我こそは葛城の神「事代主」であると告げ消えていく（前場）。
やがて、事代主の御神体が現れ、莊嚴な舞を舞い、天下泰平の御代をことごとく（後場）。

このような内容の《代主》だが、明和本ではかなり大幅な改訂がなされている。まずは、前場に施された主な改訂である。老人と若い男が登場する場面の本来の《代主》の詞章は以下のごとくである。

シテツレ二人真ノ一声 「葛城の、賀茂の神垣時を得て、咲く卯の花の白和幣

ツレニノ句 「鳴さぬ枝も夏木立

二人 「茂をさめて風もなし

シテサシ 「これは当国葛城や、賀茂の社中を清め申す者なり

二人「有難や頃は卯月の始とて、賀茂の御生の時すでに、夏も来にけり小忌衣の、袖白妙の木綿畳幣とりくゝの神祭。御代を護の道直に、万歳の末を祈るなり

下歌「いざくゝ庭を清めん。くゝ

右の箇所を明和本では、次のようにほぼ異なる詞章に改訂されている。

一セイ二人「鴨津羽の八重の玉垣八千代とも。かぎらぬ神代。さかえかな。

ツレ「まつるけふしも卯の花の

二人「枝も宇奈提の白幣

シテ「是ハ當国宇奈提の社に。仕奉れる翁也

二人「たふとかや天津御神の御末迄も、まつり給ふ山城の、賀茂の神垣隔なき、恵をうけて爰とても、同じまつりの時既に、今日ぞきにけり夏衣、袖白妙の木綿だすきを、かけまくもかしこしや、神を護の道直に、万歳の末を祈るなり

下歌「いざくゝ庭を清めん。くゝ

両者の大きな相違点は、本来の《代主》では老人（前シテ）は、「葛城の賀茂社」を清める者であるのに対し、明和本では「宇奈提の社」に仕える老人であるとする点であろう。

さて、続く場面では、葛城の賀茂社こそが本社であると老人

が語る。その本来の詞章は、

ワキ「げにげにこれは理なり。まづくゝ最初の影向は。この葛城の賀茂の神。」

シテ「その後天下平安城に。現れ給ふ賀茂の神山。」

ワキ「其神の名を糺すの竹の。」

シテ「御代も治まり七つの道も。」

ワキ「なほ末すぐに。」

シテ「曇なき。」

上歌「余所までも。名は葛城の賀茂の神。くゝ。御代を守りの御威光。普ねしやくゝ四海の波も治まりて。国富み民も豊なる。御影ぞ貴かりける。くゝ

と神の影向は、葛城の鴨明神が最初で、その後京都の賀茂神社に現れたと語るといふものである。しかし、明和本《葛城鴨》では、

ワキ「げにげにこれは理なり。まづくゝ最初の影向は、この宇奈提にてありしよなふ」

シテ詞「いや此かミハ邇々杵の尊の御尾前につかえましつれ

バ

ワキ「さて八日向に影向なりしが

シテ「磐余彦の天皇の

ワキ「都遷の其折から

シテ「此大神をも遷しまして

ワキ「なほ末ひさに

シテ「曇なき。

上歌「あま神の、御孫の御末のいやつぎの、く、御代を
守りの此神ハ、普ねしやく四海の波も治まりて、国富
み民も豊なる、御影ぞ貴かりける、く

と、葛城の神は最初に「宇奈堤」に鎮座されたのですか、とワ
キに質問させ、それに答える形で、最初は「邇々杵の尊の御尾
前」に仕えていたが、「磐余彦の天皇」(神武天皇)が都を大和
へ移した時に一緒に移ったのであると異なる説を述べる。

つづいて、明和本《葛城鴨》では、本来の《代主》ならば、
「それ君は舟臣は水」で始まり、葛城の鴨社には神の影向し仏
世では霊峯と崇められているなどと語るクリ・サシ・クセをす
べて削除する。そして、つづくロンギ(中入り前)も、

ロンギ「げに葛城の神の代の。く。その道すぐに夕霜の翁
はさても誰やらん。

シテ「誰ともいはん翁さび。人などがめそ我こそは。事代
主の翁とて御代を護り申すなり。

地「そもや事代主と聞く。其名は如何に。
シテ「音高し。

地「事代主と申すこそ。葛城の神の名なれいざや。神体を
現し。旅宿をあがめ申さんとて。葛城や高間山の嶺の雲

にかけりて天の戸に入らせ給ひけり。く

と翁(前シテ)が、実は葛城の神の事代主であると正体を明か
し、神体を表わすという本来の詞章から、

ワキ「さてく神秘をかく委く語り給へる御身ハそも、い
かなす人にてましますぞ

シテ「今ハ何をかつしむべき、我ハ此神のいろとなる。
鳥鳴海の神なるが、兄のいさほしをしらせん為に來り
たり

上同「夜すがらなぐさめ申せとの、事代主の神勅ぞと、い
ひすて、飛鳥の神奈備さして行給ふく

と全く別文に改訂する。すなわち、明和本では、前シテは葛城
の神(事代主)ではなく、「鳥鳴海の神」で葛城の神の「いろ
と(弟)」だと名乗る。そして、兄である事代主の功績を伝え
るために現れたといい、天の戸ではなく飛鳥へ向かって去ると
いうように、全く異なる設定に改訂されている。

以上のような改訂が《葛城鴨》では施されているのだが、概
して葛城の賀茂社の由来について、かなり本来のものとは異な
る説を用いているといえる。まずは、最初に明和本《葛城鴨》
で、葛城の賀茂社を、「當国宇奈提の社」と表現される改訂に
ついてみていこう。

「宇奈堤」は奈良高市郡の地名だが、そのように改訂された

典拠としては、『延喜式祝詞』があげられる。すなわち、

すなわち大穴持命の申給く、皇御孫命の静坐む、大倭国申て、己命和魂を、八咫鏡に取託て、倭大物主、櫛甕玉命と名を称て、大御和の、神奈備に坐。己命の御子、阿遲須伎高彦根の命の、御魂を、葛木の鴨の神奈備に坐。事代主命の御魂を、宇奈堤の神奈備に坐。賀夜奈流美命の御魂を、飛鳥の神奈備に坐て、皇御孫命の、近守神と貢置て、八百丹杵築宮に、静坐き。

というくだりである。これは、「出雲国造神賀詞」の一節で、大和三輪社には、大国主神（「己命」）の和魂が祀られ、その三人の子も大和の三社に祀られたという大意である。三人の子は、それぞれ、葛木の社に阿遲須伎高彦根の命、宇奈堤の社に事代主、飛鳥の社に鳥鳴海を祀ったとある。

この事代主の御魂が宇奈堤に祀られたとする記述が（棒線A）、明和本で前シテの老人が「是ハ、當国宇奈堤の社に仕奉れる翁也」と名乗るように改訂がなされるのに、参照されたのではないかと思われる。さらに、明和本では、シテを事代主の弟鳥鳴海の神と改訂しているのだが、その中入り直前は「いひすて、飛鳥の神奈備さして行給ふ」と、飛鳥の神奈備を指して行ってしまったとしている。この改訂詞章は、『延喜式祝詞』の「賀夜奈流美命の御魂を、飛鳥の神奈備に坐て」（棒線B）によったのではないかと疑われるのであるが、神の名が一

致しない。実は、ほかにも『延喜式祝詞』の記述と明和本《葛城鴨》とを照らし合わせると不審な点があり、それは、事代主に兄阿遲須伎高彦根の命がおり、「葛木の鴨の神奈備」に祀られたとされる点である。本来の《代主》では事代主神がシテであるところを、明和本《葛城鴨》ではシテを弟「鳥鳴海の神」と設定しているが、なぜ兄の阿遲須伎高彦根ではいけなかったのかという疑問がおころう。明和本《葛城鴨》には、事代主の兄を指すと思われる詞章は存在しない。わざわざ弟の神を登場させたのに、兄の存在に触れていないのは不審である。この二点の不一致点をみれば、明和本《葛城鴨》の改訂詞章の典拠として『延喜式祝詞』をあげるのはふさわしくないようだが、これも宗武の考証によれば矛盾点はなくなる。

それは、古事記の大国主神の三人の子の誕生について書かれている箇所についての宗武の考証なのだが、その前に簡単に関連する古事記のストーリーを追っておこう。大国主神というのは、高天原を追われ出雲に逃れた須佐之男命の子孫で、やがて国土をも担うが、天照大神の命で国土を譲り、出雲に隠遁する（出雲大社に祀られた）神である。この大国主神の国譲りのさいに、最初に天孫に国を譲るように進めたのが事代主神となる。ちなみに国が譲られた後は、天孫神武天皇による統治がはじまるといのが古事記で描かれるストーリーである。蛇足ながら大国主神には、八千矛命、大己貴神など様々な名があるが、後世大黒天と習合する。

さて、この大国主神の系譜について古事記は次のように叙述

する。

故、此の大国主神。胸形の奥津宮に坐す神、多紀理毘売命に娶ひて、生みし子は、阿遲鉏高日子根神。次に妹高比売命、またの名は下光比売命。この阿遲鉏高日子根神は、今迦毛大御神と謂ふぞ。

大国主神、また神屋楯比売命に娶りて、生みし子は、事代主神。

亦、八島牟遲能神の女、鳥耳神を娶りて、生みし子は、鳥鳴海神。

右のように古事記によると、大国主神に最初に生まれた子は「阿遲鉏高日子根神」またの名を「今迦毛大御神」、二番目に生まれたのが事代主神、三番目に生まれたのは「鳥鳴海の神」とある（傍線部）。このうち、最初に生まれた「阿遲鉏高日子根神」について、宗武は『古事記詳解』において、以下のような注釈をしている（『下上鴨神社の事』にもほぼ同文の注釈がなされている）。

『延喜式神名帳』、「葛上郡十七座」の第一に「鴨都波八重事代主命神社二座」とあり、考えふるに、いにしへ家鴨なれば、爰にいへる鴨は野鴨也。其羽、こと鳥よりもうるはしく、重り深ければ、八重に冠らせたる也。如此ゆるやかに、うるはしくつらぬる事は、上古の風俗也。ここに、

大国主神の御子をそろへ申せる所に「八重」をだに略きて、「事代主神」とのみかき、紀にはまた「八重」をはぶけり。是は「常世思金神」を「思金神」とのみ云ふがごとにて、「鴨津羽八重代主」と称すぞ、全き御名にはある。されば此神をまつれる地をばカモと申せるなり。

既に高日子根神も大和の彼カモの地の高き所にますをもて高迦毛神と申しけり。事代主神の御名の鴨をもて地名となす程なれば、迦毛大御神と申し奉らむには事代主神なり。さるをかく訛りし由は、大国主神、神葦原中国を天神に返し奉り給ひし時の御詞に、「僕子等百八十神者、八重事代主神為神御尾前而仕奉違神者非也」とあるに、神紀の一書に、「是時帰順之首渠者、大物主神及事代主神乃合八十万神於天高市師以昇天」とあるを合すれば、事代主神は大国主神の第二の神ながら、右のとき御兄の阿遲鉏高日子根神を越えたまひて、大国主神の御譲りをうけたまふ事うたがひなし。されば鴨の大御神は大国主神の嫡子にますといふを、本の嫡子は高日子根神なると高迦毛神と申すにあやまりて、この阿遲鉏高日子根神は今迦毛大御神と謂すといふなりけり。事代主神は綏靖天皇の御外祖なれば、今迦毛と謂すといふにあへり。高日根子神を大御神といふべきよしなし。

かいつまんで右の内容をみてみよう。まず最初に神名帳で事代主が「八重事代主」と称されることをヒントに、事代主をま

つる地はどこであっても「カモ」と称するという結論を導きだしている。そのように考えた経緯は、『延喜式神名帳』の「葛上郡十七座」に「鴨都波八重事代主命神社二座」と事代主神の冠辞（枕詞）として「鴨都波八重」と付けられていることに着目し、ここでいう鴨とは、昔は家鴨など生息していなかったから、野鴨を指していると断言する。そして、野鴨の羽は、他の鳥よりもうるわしく羽も厚いため「八重」というのだという。古事記の文では「八重」がはぶかれ、日本書紀でも「事代主」とだけ書かれることがあるが、「鴨津羽八重事代主」というのが事代主の神の完全な名前である。そのため事代主神が祀られる地は、どこであっても「カモ」という名で称されているのであると考証しているのである。

ここまでの考証は、宗武が冠辞に対してそうとう興味をもって研究していたことが知られるところで、賀茂真淵に『冠辞考』を著させたこと、それに対して宗武が異なる見解を記したと思われる『摘要冠辞考』があることなどが思い出されるが、それはさておき、ここで「事代主神」の冠辞として「鴨津羽八重」が正しいと書かれている。これは明和本『葛城鴨』の一セ

イ、
一セイ二人「鴨津羽の八重の玉垣八千代とも、かぎらぬ神代
さかえかな

と用字が符合し、この点も宗武説との一致点としてあげておき

たい。

さて、事代主神の冠辞の考証から、「カモ」という名を持つ地は事代主神を祀っているという結論を出したあと、宗武は大国主神の最初の子「阿遲鉏高日子根神」（『延喜式祝詞』では「阿遲須伎高彦根の命」と表記が異なる）が、古事記で「今迦毛大御神」と謂われると記されていることについて、これは誤りであると主張する。すなわち、高日子根神は大和のカモの地の高いところに祀られているので、「高迦毛神」とは言われるが、「迦毛大御神」といえるのは事代主神だけである。その理由は先ほど考証したように、事代主神の名から「カモ」という地名がつけられたからであるという。古事記で、「迦毛大御神」とは称すべきでない高日子根神を「今迦毛大御神」と誤って記述された理由として、まず宗武は、古事記から国を譲ることを決めた大国主神が、天からの使いに誓って言う言葉「僕が子等、百八十の神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為て仕へ奉らば、違ふ神は非らじ（私の子である大勢の子らは、八重事代主神が諸神の先頭に立ち、また後ろに立ってお仕えするならば、背くことはないでしょうの意）」を引用する。さらに該当する日本書紀の記述「是の時に、まつる帰順ひらふ首ひら渠は、大物主神及び事代主神なり。乃ち八十万の神を天高市に合あめて、師ひきあて天に昇る（「天に順わぬ者は殺し、順うものは褒美をやるというので」、そのとき順った神は、大物主神「大国主神と同神」と事代主神だった。そこで、八十万の神を大和高市に集めて、彼らを引率して天に昇っていったの意）」も考え合わせると、

事代主神は大国主神の第二の子でありながら、兄の高日子根神を超えて大国主神の嫡子となったことはうたがないとする。そして、古事記では、鴨の大御神は大国主神の嫡子、事代主神なので、そう書くべきところを、本当の嫡子は高日子根神なので、誤ってしまったのだと推察している。そして、高日子根神を「今迦毛大御神」と「大御神」という最高の敬称をつける謂われはないが、事代主神は綏靖天皇の御外祖であるので「今迦毛大御神」というのにふさわしいと述べる。

以上の『古事記詳説』の注釈によれば、宗武は大国主神の三人の子のうち高日子根神は退け、カモに坐す神として「大御神」と称されるべき謂われはなく、事代主神の神慮のほうが多くであるとの解釈していたといえよう。このような解釈の背景には、古事記によれば高日子根神は、国譲りを進めるため天から派遣された使者天若日子（使者の役割を果たさず大国主神の婿になるが、反逆の罪で天から矢を受け死す）の弔いに赴いたおり、天若日子に似ていることから死者がよみがえったと誤解されたことに怒り、飛び去ってしまう。その後、新たに天から派遣された使者が大国主神に国を譲るよう進めると、大国主神は自らは答えられないので子の事代主神に聞くよう伝える。そこで使者が事代主神から承諾の答えを聞き出し、その言葉を大国主神に伝えるのであるが、そのときの古事記の記述に、

故爾くして、其の大国主神を問ひしく、「今、汝が子事代主神、如此白し訖りぬ。亦、白すべき子有りや」ととひき。

此に亦、白さく「亦、我が子に建御名方神有り。此を除きては無し」と。

と、他に意向を問うべき子がいるかとの使者の問いに、大国主神は、ほかに建御名方神がおり、その他には子はいないと答えているのである。宗武が、兄の高日子根神を退けるような解釈がなしていたのは、このような古事記の神話を勘案したためではないかと考えられよう。また、宗武はこの箇所に関連して『古事記詳説』では、

さて末に大国主神の御子の中に、建御名方神ありて、鳥鳴海神なし。ここに鳥鳴海神とは、則建御名方神の一名と見えたり。また『延喜祝詞式』「出雲国造神賀詞」に此神の御名を賀夜奈流美命とあり。

と注を施し、大国主神がいう「建御名方神」が鳥鳴海の神のことだと解釈し、『延喜式祝詞』の出雲国造神賀詞にある「賀夜奈流美命」が、鳥鳴海神だとも述べているのである。古事記では、事代主神と建御名方神（宗武の解釈によれば、鳥鳴海神）の二神の了承を得て、はじめて大国主神は天に国を譲ることを決意したのであるから、この二神は以後一貫して天孫の統治する国となったと古事記が解釈するその歴史を開いた重要人物と位置付けられる。

この宗武の解釈が、明和本『葛城鴨』において、事代主神の

神慮を伝えるために弟鳥鳴海神が化現したという話に改訂したことと、密接にかかわると考えられよう。

さて、明和本《葛城嶋》において、事代主神は最初から「宇奈提」に影向があったのかと神職（ワキ）に問われた老人（前シテ）が、もともとは邇々杵の尊の御尾前（ミオサキ）につかえて、最初は日向に影向し、磐余彦天皇が都を遷したさいに一緒にこの宇奈提の地に遷ったのだと説明する詞章に改訂されていた。

このような改訂詞章がなされたことについても、宗武の「上下鴨神社の御事」をみれば、最初の影向の地を日向とした意図が分かるように思われる。それは、鴨神社にまつわる様々な縁起の正当性を考察するなかで、『二十二社注式』の「賀茂本縁事」（京都の賀茂社についての縁起）に、

日向国に天降坐す神を、賀茂建角身命と申す。神倭磐余彦天皇の御先に立坐て、大和の国葛木に宿す。彼より漸山城国岡太の賀茂に遷幸、山代川に下坐て、葛川と加茂川と合処に立坐給ひ、加茂川を見廻して宜く、「狭く少也と云とも、石川の清流也」とて、石川瀬見小川と号く。川上に宮所を定給て北山の麓に住給り。其時此処を加茂と云也。

とあるのをあげている所である。右の『二十二社注式』は、もともと日向国に座していた神「賀茂建角身命」が、磐余彦（神武）天皇の御先に立ち大和の葛木に宿るようになったが、後に山城の地に遷幸したのだと述べられているものだが、これにつ

いて、宗武は「上下鴨神社の御事」で次のように考証をしている。

是は、事代主大神は邇邇藝尊の御尾前に仕へませしかば、日向へ供奉して止りまし。磐吾彦天皇大倭の国をむけませし時も、其御神靈なほ供奉し給ひしなどはあるべき事也。また大和の国葛木に宿りすと云ふもあへれば、事代主大神の天に帰順はぬをば伐ち給ひし時の功より建角身命とも稱せしかば、（たけは建、つは例の助語、みはもちのなり。）かく傳へたりとぞおぼゆる。

つまり、『二十二社注式』において、国が天に譲渡された後、天から国を治めるために降りてきた邇邇藝尊が、まず築紫の日向の高千穂に天降りしたという古事記の記述をふまえて、事代主神は邇邇藝尊に供奉して日向に留まり、磐吾彦（神武）天皇が大和に都を遷されたときに事代主の御魂も移されたという説が述べられているが、これらの説はあるべき事だと支持している。そして、その御魂が大和国葛木に宿るとする記述も、合っているという。『二十二社注式』では、以上の縁起が「建角身命」にまつわる話とされていることについては、事代主がその功績のため「建角身命」とも称されているためであるとし、これらの縁起を事代主神の縁起と考える。なお、『古事記詳説』には、事代主神の注釈として、

後の伝に鴨建角神と申す神あり。そのさま事代主神にあへり。且つ鴨の神礼ともいへれば、事代主神の又の名なり。もし天神にまつらはぬ神をむけたまひしときのいさをしより申しはじめしにや。タケヅミのタケは建、ズは助語、ミは持の約ツツメなり

とし、建角身命は事代主神の別名であると考証している。

以上、明和本《葛城鴨》の主な改訂箇所について、宗武の古事記解釈、考証とほぼ合致することを詳細にみてきたが、このように古事記と関連してこの曲が改訂されたと考えられることは、『副言卷』の《葛城鴨》の轉間をみれば、なおいっそう確実になると思われるので、以下に引用しよう。

抑当社ハ大汝オホナモチの御子、鴨津羽の八重の事代主命にておハします。さるに依て、此邊を賀茂と申。其後、都野岩オタギの郡にも此神をまつられたれば、其邊を「賀茂」と申候。

此神の、此所にまつられ給へる謂を尋ぬるに、先、葦原の中津国ハ、伊邪奈伎・伊邪奈美の尊、あまつ神ののりごとを請給ひて、治め給へるミけつ国にて候。然るに此神の御孫大汝の尊、ふたゝび治め給ひし後、天の二柱の大御神、此国を召給ひけるに、大汝の尊をしませ給ひて、既に国さやぎなんとせしを、此事代主の尊、父神の御氣色を取つゝ、「かしこし此国ハ元來天のミけつ国なり。たち所に奉れ給へ」といさめ給ひしかバ、大汝の尊「実も」と思して、や

がて、あめの御使に答へ給はく、「此国奉りなん。又我子の中なる事代主の神を、やつがれが代りにつかへさせ給ハゞ、此国の中に、たがふ神ハあらじ」と宣ひて、出雲の国にしづもりました。

かくて、天の御使帰りもうのぼりて、有りかたちを申まつるに、二柱の大御神、いと悦ませ給ひて、御孫にゝぎの尊を、日向の国へあまくだらしめおハします。

されバ事代主の尊ハ、国神の司を給ハりたまひ、にゝぎの尊の御前御後に仕へ給ひしかバ、此御社、初ハ日向に有しを、にゝぎの尊の御すゑ神武天皇、日向の国より、此大和へ都うつしの時、事代主の神の御社をも、此所にうつしおハしましゝと承及て候。

此、玉櫛姫と契り、姫御子を得給ひしが、神武天皇の后にたゝせ給ひ、国母とならせ給ひて候。

まことに事代主の大神ハ、二柱の大御神につゞきて宮中にもまつられ給ひ、山城の野岩の郡にも、此神の宮居を建られ、皇大神とあがめまし。内親王をさへ斎院にたてさせ給ふなど、恐れながら此大神、忠孝全イサホシ功をたて給ひし故にやと存奉り候。

この間狂言の内容が、古事記によるところが大きいことは、これまで述べてきたことから明らかであろう。ここでは、先述の明和本《賀茂》について、玉櫛姫と契つたのは事代主神であるという宗武独自の解釈も盛り込まれている。そして、語りの

最後には、事代主神が皇大神とあがめられ、「忠孝全き^{イサホシ}功^{イサホシ}をたて給ひし」と大々的に賛辞を述べて語りを締めている。

宗武は、『古事記詳説』別記として「事代主大神の御事」というものを著わし、ここでは事代主神を「恐みの深き」などと形容し、

もし此事代主大神のまさずば、天神の葦原の中つ国しらすむもいかでたやすからむ。はた父神も此兄弟の神等もさがなからむ。まことに君にも御親にも人^{アラヒトグサ}民かけて云ふばかりなく、^{イサフシ}功^{イサフシ}ませる神にぞませり

と事代主神の存在が偉大であることを強調している。

明和本において《代主》を《葛城鴨》と題名をあらため、本来のものとまるで異なる詞章に改訂をなしたのは、以上のような宗武の主張によるところが大きいと考えてよいだろう⁽⁸⁾。

五 明和本における神話世界

これまでは、明和本の中から《淡路》《賀茂》《葛城鴨》の三曲をとりあげ、古事記を中心に改訂がなされていること、とりわけ田安宗武の解釈との一致点が多く見出されることを中心にみてきた。

明和本にはこのほかにも神話世界にまつわる能、たとえば海幸山幸神話を描いた《玉井》、イザナギ・イザナミが矛をさしおろして国土を造っていく様が描かれた《逆鋒》などについて、古事記・日本書紀等に取材したと思われる語を用いて改訂している例は多数みられる。細かい例を二、三あげるならば、《大社》において、「仏法王法を守りの神、本地十羅刹女」と名乗る後ツレを「君を八千代と守るなる、三穂津姫」に改訂している例、《岩舟》において「天の探女」である後ツレを「底津少童」に改訂している例⁽⁹⁾、《絵馬》において、「伊勢二柱」である前シテ・前ツレを「手力雄と鈿女」と改訂する例などがあげられる。このような神代にむすびつく改訂がなされていることは、明和本のすべての曲にみられるわけではないが、間違いなく明和本の背景に特定の国学思想があることを如実に語るものといえよう。

多くの謡本で一卷の冒頭に掲載される《高砂》にも、わずかな改訂の中にその理念をのぞかせている。

それは、前場で住吉と高砂に別れて暮らしている老人夫婦（シテ・ツレ）が、高砂の松と住吉の松が相生の松といわれる由来を語る場面にみられる。

すなわち、従来の詞章では（傍線部は明和本との異同箇所）、

シテ「昔の人の申ししは、これはめでたき世のためしなり

ツレ「高砂といふは、上代の、万葉集のいにしえの数

シテ「住吉と申すは、いま此御代に住給ふ延喜の御事

ツレ「松とは尽きぬ、言の葉の

シテ「榮は古今あい同じと

シテ・ツレ「御代を崇める喩なり

という箇所である。この本来の《高砂》は、高砂が『万葉集』、住吉は延喜の御代に作られた『古今集』を表わすという中世の『古今集』注釈書にみられる説がもたになっている。すなわち、古今集序の「高砂住吉の松も相生のやうに覚え」という一節について、「高砂トハ、上古ノ桓武天皇平城等ノ万葉ヲ撰ジ玉ヒテ、歌ノ道ヲ盛ンニセシメ玉フ事ヲ云」¹⁰「住ノ江トハ今世ニ御座マス延喜ノ御門、躬恒貫之等ヲ召テ、古今ヲ撰ジ、歌道ヲ盛ニシ玉フ事ヲ云也」¹¹「松トハ松ノ葉ノ久シキガ如ニ、和歌ノ久シキヲ云」¹²「相生ノヤウニ覺ユトハ、彼上代ノ御時ト、今ノ延喜ノ御門ノ御時ト、此道ヲ賞スル事相同ジクオボユルト云義也」¹³（『古今集序聞書三流抄』）とする中世における解釈がもたになると指摘されているところである¹⁴。この中世的な理解をふまえ、本来の《高砂》では、古の『万葉集』に対して今は『古今集』があるが、これはともに和歌の道が栄える有難い御代を崇める喩えなのだという意味に解される。

この箇所について、明和本では以下のように改訂がなされている（傍線部が明和本で改訂された箇所）。

シテ「昔の人の名づけし心を思ふに、これはめでたき世のためしなり

ツレ「高砂といふは、神の代の、高天原の祝詞の数

シテ「住吉と申すは、いま此ゆたけき御代の御事

ツレ「松とは尽きぬ、言の葉の

シテ「榮は古今相生と

シテ・ツレ「御代をいはへる喩なり

右のように、明和本の《高砂》では、高砂は「高天原の祝詞」、住吉は「此ゆたけき御代」を表わすとの改訂がなされている。つまり、和歌の道が古に栄えた例えは、万葉集ではなくそれより古い神代の祝詞をあげ、今の世については古今集のように具体的な書名を出さず、ただ「ゆたけき御代」とする改訂である。

このように改訂されたのは、まさに明和本のいくつかの曲にみられる神代重視の理念を代表していると思われる、その基本理念とは、中世的理解では、和歌の道が栄えていることが世の繁栄のパロメーターになっているのに対し、明和本においては神代の繁栄が、今の代の栄えとつながるといえるものではないだろうか。

この明和本《高砂》の改訂の意図は、『副言巻』に収録される《高砂》の間語からうかがえる。それは次のような間語である。

先高砂の松とハ、則是なる大松を申候。さて此松と住吉の松と相生なりと申謂を、当所に申伝へ候処ハ、昔須佐之男命、天より出雲の国へ下り給ひし時、したがひ給ひし御

子の有しが、国々のあら山を青山になさん為に、天の八十木種をたづさへ給ひて、出雲への御道すがらも、山々にまきつゝおハしまししが、此浦の岸の岩間に、松の二つ落して置給ひしを(①)、ある時住吉の明神、神行ありて、御遊の時ミいで給ひ、御手に取てよくくみそなはずに、ひとつハ雄松の種、一つハ雌松の種なりければ、雌松の種をバ、則是にうへ給ひ、雄松の種をバ、住吉の岸にうへ給ふに、此二つの松ともに生出しかバ、住吉の神よろこばせ給ひて、神の代も人のよも榮行事ハ、かくのごとくかハラず生せよとて、相生の松と名付給ひたると申候(②)。

さて住吉の松ハ雄松なれど。葉のこまやかにうるハしければ姫松とほめ名付て候。まして当所の松ハめまつなるからに、枝ざしまでやさしくうるハしく候。又相生の松の精ハ夫婦のかたらひをなし。東風にハ住吉の松の精此浦に來り。西風にハ此松の精かしこの岸に行。かくたがひに通ひてむつましく契り、小松も年々に繁昌し、めでたきためしに申ならハし候(③)。

猶々相生の松のめでたき謂、あまたありとハ申せど、先我等の存たるハかくのごとくにて御座候

この間語のあらずじをまとめると以下のようになろう。

①スサノオの命が高天原から出雲に下る時、御子たちが道すがら種をまいた。(住吉には松)

②住吉明神がその種を見つけ、住吉に雄松、高砂に雌松の種を植えたところ、見事に生出た。これは神の代と人の代がともに榮えていることの明しだとして「相生の松」と名付けられた。

③住吉の松は雄松、高砂の松は雌松であったので夫婦となった。その後は、小松も榮え、めでたいためしだと言われている。

③で、住吉明神は、二つの松が成長するのを喜んで、「神の代も人のよも榮行事ハ。かくのごとくかハラず生せよとて。相生の松と名付給ひたると申候」と言う。つまり、二つの松が生えているのと同様に、「神の代」と「人の代」が共に榮えてほしいと願ったのである。

また、『高砂』の間狂言では、須佐之男命が出雲に下る際に種がまかれたとの話題から始まる。類似する間狂言は今のところ見いだせない。これまでも見てきたように、明和本で改訂された詞章には記紀神話がよくみられることから、まず明和本独自の間狂言と考えてよいと思われる。

なお、須佐之男命が出雲に下る際に種がまかれたことは、『日本書紀』(巻一第五段)に、

一書に曰はく、(中略)「杉及び橡樟、此の両の樹は、以て浮宝とすべし。檜は以て瑞宮を為る材にすべし。夫の噉ふべき八十木種、皆能く播し生う」とのたまふ。時に、素戔

鳴尊の子を、号けて五十猛命と曰す。妹大屋津姫命。次に
菰津姫命。凡て此の三の神、亦能く木種を分布す。

とあり、ここには素戔鳴尊の御子たちが出雲に向かう道すがら
日本全国に木々の種を蒔いたと記されていることに取材したの
であろう（傍線部）。もともと、住吉の地に松の種を蒔いたと
いう設定は、この日本書紀の記述をもとにした創作であろう。

この間狂言には、「神の代も人のよも榮行事ハ、かくのごと
くかハラズ生せよとて、相生の松と名付給ひたると申候」と述
べているが、これが《高砂》の改訂と呼応しているのは言うま
でもあるまい。この文言が、明和本の背景にある学問の理念を
ほぼ代表しているといつてよいのではないだろうか。すなわ
ち、我国の文化・精神の歴史は、神の代と人の代に二分され、
人の代になってから様々な「誤った」思想が入ったことで、ゆ
がめられたとし、本来のあるべき姿（神代）に戻そうという学
問である。

そして、明和本の周辺にあった学問環境を見渡すと、そのよ
うな学問を目指していた代表的な人物は田安宗武があげられよ
う。宗武はその著書で、たびたび日本のことを「皇国」「皇御
国」「いとも賢き大御国」などと称し、「此国は昔より今に至
るまで、同じ代にぞおはすめる」、「此国は（略）古へより君に
あがめ奉れる御末なればとて、御勢ひの衰へさせ給ひても猶あ
がめ奉るなり」（『臆説刺言』）と、神つ代から天皇の治める国
であることを崇めている。一方、詞に関しては、「古き辞はめ

でたく、世降れる後の詞は多くは拙きなり」と、後の世になれ
ばなるほど拙くなつており、古の詞を尊重すべきことを述べる。
このような姿勢が、謡本改訂とつながると推察されよう。

なお、《高砂》の間狂言について、安永五年（一七八五）成
立の『譚海』（津村正恭著）には、

田安中納言殿は、風流好古人に超させ玉へり。（中略）又
猿楽の觀世流の謡の章の説を正し、詞をも直し改めさせ玉
へり。高砂の能のあひの狂言のことばなどは、全く此卿の
御作也とぞ。

と、宗武の作であると記されている。この間狂言が『副言卷』
所収のものであることはほぼ間違いないと思われる、これが宗武
の作という説も、これまで論じてきたことを勘案すれば、その
可能性は多分にあるといえよう。

注

(1) 独吟一卷には、九曲万葉集歌に節をつけたものが載せられている。その歌と原歌は以下の通りである(表章「『明和独吟』について」(『能楽史新考(二)』)。

・不盡(巻三・三一九、高橋虫麿)

・豊宴(巻一九・四二六六、大伴家持)

・敏馬浦(巻六・一〇六五、田辺福麿)

・芳野(巻六・一〇〇五、山辺赤人)

・祭神(巻三・三七九、大伴坂上郎女)

・好可来(巻五・八九四、山上憶良)

・所聞多祢(巻十六・三八八〇、能登国歌)

・深江石(巻五、八一三、山上憶良)

・香東(巻十八・四一一、大伴家持)

(2) 井上豊『賀茂真淵の学問』、昭和十八年、八木書店)。

(3) 「彼(真淵)が宗武に接して、初めて豁然と悟るところがあり、敢然、万葉主義の指標を揚げるに至ったのは、宗武によって啓発されたものである。

すくなくとも、それによって勇気を得たことは、否み難いことである」(土岐善麿『田安宗武』巻一、一〇九頁)。井上豊『賀茂真淵の学問』の指摘については本文に引用した。

(4) 土岐善麿『田安宗武』巻三、昭和二十年、日本評論社)。

(5) 田安宗武『古事記詳説』の本文は、『神道大系』古典註釈編一、平成二年神道大系編纂会を参照しつつ、引用は土岐善麿『田安宗武』巻三によった。

(6) 実際の賀茂神社の縁起は、

「建角身命が神武天皇の皇軍の先立としてお伴し、橿原で天皇が即位した後、山城に入り久我国北山の麓に留まった。その娘の玉依日売が賀茂川で遊んでいた時、川上から丹塗の矢が流れてきてその矢を床上に飾って置いたところ別雷の神がお生れになった(「座談会『賀茂』をめぐって」賀茂別雷神社権宮司井出岩多の発言より『観世』昭和三十二年五月)」というもので、能とは異なる。

(7) 神奈備は、「神の鎮座する山や森。神社の森。みもろ」の意(『広辞苑』)。

(8) 大國主神の三人の子についての宗武の解釈について、明和本《大社》には類似した改訂がなされている。本来の《大社》の、

ワキ詞 「不知案内の事にて候へば、当社の神秘共のこらず御物語り候へ

地クリ 「そもく出雲の国大社は、三十八社を勧請の地なり

シテ 「然るに五人の王子おはします

地 「第一は阿受岐の大明神と現れ給ふ。山王権現これなり。

シテ 「第二にはみななどの大明神

地 「九州宗像の明神と現れ給ふ。第三は伊奈佐の速玉の神、常陸鹿島の明神とかや

クセ 「第四には鳥屋の大明神、信濃の諏訪の明神と、即ち現じおはします。

第五には出雲路の大明神、伊予の三島の明神と現れ給ふ御誓

という出雲大社勧請の三十八地から、五人の王子の勧請地を述べる箇所(元禄六年山長本の詞章によった)を、明和本では次のように改訂する(傍線部が改訂箇所)。

ワキ詞 「不知案内の事にて候へば、当社の神秘くわしく御物語り候へ

地クリ 「そもく出雲の国大社は、八千矛の神の昔の古巢也

シテ 「さて又、数多の御子のおはします

地 「第一はあじすき高日子根にて葛城の奈備の社

シテ 「第二に八重事代主の神

地 「天の大御神ののりごちに随ひ、国神をなごハしむけ給ひまし、蒼ひとぐさをいかし給へり

クセ 「さる程に、御代の守として葛城の宇奈提の社に、いつかしづき御座。

第三八建御名方の神なり。科野の諏訪の明神と現れ給ふ御誓

この明和本《大社》の改訂詞章は、これまで述べてきた宗武の解釈をふまえれば、十分理解できるところかと思われる。すなわち、「八千矛の神」とは、国譲りの後出雲に隠遁した大国主神の別名で、その数多の子の中から最初に生まれた三人の名をあげていることになる。高日子根命が葛城の奈備の社、事代主神が葛城の宇奈提にまつらえるなどとするのは『延喜式祝詞』によつたのだろう。ここで、第三の子が《葛城鴨》のように「鳥鳴海神」でも、『延喜式祝詞』のように「賀夜奈流美命」でもない。また『延喜式祝詞』には飛鳥に祀られたとあるが、ここでは科野の諏訪の明神とされる。

これは古事記に、天からの使者が大国主の神の二人目の子、建御名方神に国を譲つてよいかと尋ねに行ったとき、最初建御名方神は使者と力比をしようとし、負けて科野の諏訪に逃げる。そして、この地に留まり逆らわないと誓い、国を天孫に譲ることを了承するのだが、このくだりによつたと思われる。本来の《大社》で「第四には鳥屋の大明神、信濃の諏訪の明神」とあることから、科野しなの諏訪に関連する箇所を利用し、名前もその折の「建御名方神」の

名を用いたなどと考えられよう。

また、明和本《大社》の詞章に「蒼ひとぐさをいかし給へり」とあるが、本文中に引用した宗武の「事代主大神の御事」において、「人民」を「あおひとぐさ」と訓でおり、関連が考えられる。

(9)「底津少童」は古事記に登場する。イザナギの尊が日向の川、「橋の櫛原」で禊はらいされた時に、海の底で沈き濯ぎ、生まれたのが底津少童命である。この禊はらいの時に全部で九神が生まれたとされ、その内三神が住吉大神、というのが古事記の説である。底津少童命は住吉大神ではなく、全国の海の神として祭られたらしいが、この住吉社を舞台とする《岩舟》のツレとしてふさわしい人物と言えるのではないだろうか。

また、『副言巻』の《岩船》の間語には、「底津少童」が登場する理由が、つぎのように語られている。参考までに次に掲げる。

か様に出現したる者をば。けうがる者と思召らん。是ハ底津少童の神につかへ申うろくづの精にて候。抑底津少童の神と申奉るハ。忝も伊邪奈伎の大神。日向の小門のあはきがはらにて御禊ましくける時。生れませる六柱の神の中にておはします。ことに底津少童の神ハ。初に生れませしによりて。天ツ神より天の岩船を給へり。神威いちじるしく候。

(10) 伊藤正義氏「謡曲富士山考」(『言語と文芸』、昭和四十四年五月)、同氏「謡曲高砂雑考」(『文林』六号、昭和四十七年三月)

三節 明和本における『源氏物語』享受

—《住吉詣》の改訂をめぐって—

はじめに

『源氏物語』を題材にした能は源氏物と総称されるが、明和本には源氏物が計十曲所収されている。具体的な曲名をあげると、明和本内組の《玉葛》《浮舟》《葵上》《夕顔》《紫式部》《野宮》《半菰》、外組の《住吉詣》《空蟬》《落葉》である。このなかの《紫式部》は《源氏供養》のことで、明和本で曲名を改訂された曲の一つである。また、《空蟬》《落葉》《住吉詣》は明和本刊行以前の観世流の上演曲には含まれない、つまり明和本において新たに観世流の上演曲となった曲で、これらについてはなぜ採用されることになったのかなど様々な問題点がある。しかし、明和本の源氏物は、総じて改訂詞章の程度にかんじていえば、そう大幅な改訂がなされていないという傾向がある。改訂の内容も言葉の続き具合を直したものや、前後の言葉が重ならないようにしたものなどがほとんどで、よく言われる明和本の改訂の特徴である主題の統一につながるような大幅な詞章の削除などはみられず、明和本のもう一つの特色である上古語の多用もほとんどみられない。

その改訂の少ない源氏物のなかでは群を抜いて改訂の多い曲が《住吉詣》である。以下では明和本《住吉詣》の改訂の諸相を明らかにし、また、明和本において『源氏物語』が如何に享受されているかについても概観していきたい。

一 明和本《住吉詣》における『源氏物語』の享受

《住吉詣》は、室町後期の金春座系の能役者である宮王太夫道三が作者として指摘されているが、上演記録は江戸期の五代將軍綱吉の時代までしか遡れない（小林健二氏「作品研究 住吉詣」―『観世』平成二年九月）。この稀曲ブームの時期の上演を通じて観世流に《住吉詣》の詞章が伝わっていた可能性があるが、さきほど触れたように、もともとは観世流のレパートリーではなく、享保六年（一七二一）の書上では金剛流のみが所演曲とする。観世流では、天保九年（一八三八）の書上げで所演曲とされており、現在も外組に組み込まれる。観世流で《住吉詣》を採用したのは、明和本から始まったと考えられるのである。なお、本節では明和本の改訂箇所を明らかにするために、

対校本として現行観世流の詞章を用いる。これは本来なら明和本の直前に観世流に伝わっていたと思われる詞章を使用すべきだが、どのような詞章が基本かは判別しがたい。もっとも、当時一般に流布していた元禄二年（一六八九）刊の番外謡本（いわゆる四百番本）に《住吉詣》が所収されており、そのような版本を明和本の底本とした可能性もあろう。ただし、四百番本の詞章は現行観世流のものとそう大差はないので、本節では、便宜上現行観世流詞章に従った。

さて、《住吉詣》は『源氏物語』の「濔標」の巻に拠った作品で、詞章にも原文を引用する箇所が多い。「濔標」の巻は、陰謀のため都を追い出され須磨で隠遁生活を送った源氏が都に戻り、再び栄華を築こうとする様子を描いている。この間、須磨で出合った明石の君が女子を出産するが、この姫君がのちに帝の后になり、源氏はその外戚として権勢を極めるのである。

《住吉詣》で取り上げられた箇所は巻の後半の部分で、源氏が住吉明神へ御願果たしの参詣をし、そこに毎年住吉に詣でている明石の上が偶然に居合わせた場面で、ほぼ『源氏物語』の筋がそのまま舞台化されているといつてよいだろう。しかし、住吉明神の神主をワキに設定して、源氏一行参詣の様子を前場で詳細に描くなど能独自の場面がみられるほか、最も原典と相違するのは結末である。すなわち『源氏物語』では明石の上はあまりにきらびやかな源氏の一行と田舎から出てきた自分との違いに涙し、ようやく源氏の腹心の部下である惟光の機転で源氏と歌だけを交わし再会せずに帰路につくが、《住吉詣》では、

明石の上は源氏と再会を果たし、喜びの舞を舞い別れていく。このような内容を持つ《住吉詣》だが、明和本では原典である『源氏物語』により忠実な詞章になるよう改訂がなされている。たとえば、シテ（明石の上）が船で難波津に到着した後、ツレの侍女（明和本では「乳母」）が住吉明神に詣でる源氏の一行を見て謡う、

松原の、深緑なる木陰より、花紅葉を、散らせるが如くなる、色の衣々数々に、の、しりて詣づる人影は、いかなる人にてあるやらん

という詞章は、明和本では、

松原の深ミどりなる其中に、花やもみぢのいろなせる、裏ウラの衣々キヌクこきうすき、数もしられずまうずるハ、いかなる人にてあるやらん

と改訂される。これは、『源氏物語』「濔標」の巻で明石の上が住吉に到着した際の住吉明神の状況を描写した（以下の『源氏物語』本文の引用は、新潮社『新潮日本古典文学集成』による）。

松原のふかみどりなる中に、花紅葉を濃き散らしたると見ゆる、うへの衣の濃き薄き数しらず

という文章を参考にしたと考えられる。このほかにも冒頭のワキ（住吉明神の神主）の名乗りの本来の詞章は、

これは摂州住吉の神主、菊園の何某にて候、さても光君此頃都において誉ならび無き光源氏、さる宿願の子細有により、当社御参詣と仰せ出され候ふ程に、社人どもを召し出し社内をも清め、皆々其心得をなすべき由申しつけばやと存じ候

と、源氏が住吉明神に宿願の子細があつて参詣する旨を簡潔に述べるものだが、明和本では、ここは、

これは摂州住吉の神主、菊園の何某がしにて候、さても光君、ざん者の為にさすらハ給ひせし時、当社に深く御祈誓有しに、程なく御上京にて、めでたく榮させ給ひ候。されバ彼御願はたしとして、当社へ御参詣有べきと仰出されて候。其由社人共に相ふれ、御設オシマツケをなさばやと存候

と改訂され、『源氏物語』の「明石」の巻と「滯標」の巻における源氏の動静を要約して説明する内容となつてゐる。このワキの名乗りの改訂は、本来の《住吉詣》における源氏参詣の理由が「さる宿願の子細有により」とあいまいな表現で、過去に祈願したことが成就したための参詣であることが分かりくいこ

とを是正するためとも思われるが、一方でこの能の背景にある『源氏物語』の世界がより強調されるという効果を生んでいるといえよう。またこれらの改訂から、明和本《住吉詣》の改訂には『源氏物語』の本文が参考されたことがしられよう。

二 住吉明神への讚美表現の強調

このように、明和本《住吉詣》は『源氏物語』に忠実に改訂されているといえるが、それとは別に住吉明神の恵みを際立たせる表現が多く使用されているのも特徴としてあげられる。たとえば、本来の《住吉詣》では、住吉社へ向かう場面の道行で、

さても此君、頼をかけし住吉の神に、所願を満てんと

と謡うが、明和本ではここを同吟で、

住吉の、神の恵をうけ給ひし、御願ヨグハシはたしの御詣

と「神の恵」を強調する詞章に改訂している。また、明石の上が源氏と再会を果たした場面でも本来の詞章は、

源氏「ありし契の縁あらば

地「やがて逢瀬も程あらじ、心は互に変らぬ影も盃の、度重なれば惟光も

惟光「傳御酌をとりぐくの

地「酔に引かるゝ戯の舞、面はゆながらもうつりまひ

というもので、深い契りの縁あった二人が出会ったが、互いの心が変わらないかぎり再び会えるのもそう遠い日のことではあるまいと盃を交わし、さらに盃が重なり惟光が酌を買ってでると、明石の上は酔いにまかせて戯れに舞を舞うという内容である。ここを明和本では次のような詞章に改訂している。

光「深き契の

シテ「えにしならば

上同「やがて逢瀬も程あらじ、さりながらいまかくも、おもほしよらで見ゝえます、偏に神の誓ひなり。惟光はからひ申さんと、幕うち廻し人知ず、明石の上のをむかへまし。御盃もとりぐくに、興をそへたる御遊哉

右の明和本の詞章では、惟光は酌ではなく二人の逢瀬が邪魔されないように機転をきかせて幕を引き回している。なお、『源氏物語』には二人が再会するという設定がないので、この惟光の行動は原典をもとにした改訂ではなく、明和本で独自に創作されたものである。そして、二人が偶然にも出会ったこと

は「偏に神の誓ひなり」と述べ、ここでは住吉の神の加護によることを強調する。このように明和本では、住吉明神の恵みなことさら強調されており、それが本曲のテーマともいえる。このことは、次にしめす終局部への改訂詞章から明らかになる。まず本来の詞章では、

シテ「互の心を夕汐満ちきて

地「江の田鶴も声をしまぬほど、哀なるをりから、人目もつゝまず、逢ひ見まほしくは思へども、はや漕ぎ離れて、行く袖の露けさも、昔に似たる旅衣、田蓑の島も、遠ざかるまゝに、名残もうしの車にめされて、のぼれば下るや稲舟の、舟影もほのぐと、明石の浦曲の舟をし思ひの別かな

と、『源氏物語』の文言を引用しつつ、原典の通り明石の上は船に乗り、源氏一行と別れていく。しかし、明和本では、

シテ「おもひそめにしくれなぬの、く、深き色かにこがるゝ思ひを、けふぞはるかすあふともの、ミつのはね松千年の緑子、生先幸まし、天が下、照しあかすや、明石の月かげ、光きみの御福も、住吉の神の、めぐみなり

が最後の詞章となり、二人が別れる結末まで描かずに再会した喜びのまま住吉の神の恵みを讃えて本曲を終える（なお、明和本では最後までシテの謡となっているが、これは明和本の誤刻

であろう。実際は「おもひそめにしくれなるの」の返しからが「地」になると思われる。

このように明和本《住吉詣》は、『源氏物語』の進行通りに物語を終えるのではなく、住吉明神の恵を強調するために明石の上と源氏との再会譚のみを切り取るという大きな改訂をしている。なぜこのような改訂がなされたのかという問題については、まず『源氏物語』において源氏が再起を成し遂げたのは住吉の神の導きであるとかうりかえし述べられていることを考慮した面があるだろう。また、《住吉詣》の構成から考えると、本来の《住吉詣》では前場で住吉明神における参詣の様子が丁寧に描かれ、住吉の神を「日の本の神のちかひはおしなへて、く、和光同塵ハけちえんの御はしめ、八相成道は利物のはてしなきまで国とみ、民をあはれふ御心を誰かハあふかさるへきく」などと敬っているのに、最後にせっかく再会した二人が別れる結末では、住吉の神の恵の有難さが些少なりとも薄れてしまう。その点では、明和本《住吉詣》では繰り返して住吉明神の恵みを述べており、前場と後場のつながりに統一が取れているといえよう。なお、明石の上と源氏が再会を喜ぶ有様をクライマックスにする明和本《住吉詣》の趣向は、次節で述べるように舞事に関する改訂からいえるように思われる。

三 舞事の改訂をめぐる――中ノ舞と小書（悦ノ舞）――

本来の《住吉詣》における舞事は、前半と後半にそれぞれ配されている。まず前場の舞事である中ノ舞についてみていこう。それは、

地 「いよく悦の御盃、神主に賜ひければ、折節御供に河原の、大臣の御例とて、内より賜はれる、童隨身其時に、お酌に立ちて慰の、今様朗詠す

隨身 「一樹の蔭や一河の水
地 「皆これ他生の縁といふ、白拍子をぞ奏でける

「中ノ舞」

隨身 「われ見ても、久しくなりぬ、すみよしの
地 「岸の姫松幾代経ぬらん

とあって、住吉明神の神主が祝詞を唱えたあとに源氏と惟光が童から盃を受ける場面になる。詞章でいうと「白拍子をぞ奏でける」と地が謡ったあと童が慰みのために中ノ舞を舞う。明和本《住吉詣》ではこの場面に大きな改訂が施されており、右の引用詞章の「お酌に立ちて」の後に「とりあえず」という詞章が入り、そのまま隨身が「われ見ても」と続く。つまり、本来中ノ舞が舞われる関連詞章が削除されており、このことから明

和本では童は舞を舞わなかったと推察できる。その後の詞章に「千代万代の舞の袂」と舞を示す詞章があるので、舞のような所作をした可能性はあるが、中ノ舞といった独立した舞事はなかったと思われる。これは金剛流では供の童二人と中ノ舞を舞う隨身童と計三人の子方が登場するのに対し、〈明和の改正〉の型付を伝える『面衣装附』（法政大学能楽研究所蔵）には童として子方が二人しか記載されており、中ノ舞を舞うべき童隨身が記載されていないことからいえるだろう。

このような改訂を行った理由の一つとして、この子方による中ノ舞の箇所は金剛流において〈蘭拍子〉という小書があったとき、子方が乱拍子を踏むという見せ場であったことの関連についてまず考えてみたい。金剛流における〈蘭拍子〉は、たとえば『隣忠秘抄』（宝暦十年成立、『能楽資料集成』所収）の『住吉詣』の項について、

此能金剛の家の能といふは、昔乱拍子ありし故なり。金剛は金春の分れなり、先祖金春の三男にて愛子なり、仍て三郎殿と云おひ坂戸と名宣る、此時流儀建立なり。この三郎に乱拍子ふませたく金春思はれ候へども庶子なれば叶わず、殊に幼年の事なれば分別して、住吉詣の子方をさせ乱拍子を附けたり、是に仍て金剛の乱拍子は住吉詣と世に云ふなり、太夫乱拍子ふむ事にはあらず、子方の乱拍子なり、仍て常の子方にふむ事無ければ、名ばかりにて退転したるなり、是れ家の傳なり、之を世に知らず。此外習無し。源氏

と相舞にする、流儀の法なり。

とあるように金剛流のみに伝わる習い事で、右の引用では「名ばかりにて退転したるなり」とあるように実際に上演されることはきわめて少なかったようである。しかし、たとえば享保年間の『金剛流能之型附』（鴻山文庫蔵）には乱拍子のことが記されており、明和年間前後においてもその存在は知られていたと考えるよいだろう（前掲小林氏論考）。つまり、この場面での中ノ舞は、金剛流のみにある子方による乱拍子が期待される箇所なので、明和本では観世流における『住吉詣』の独自性を主張するという意図でこの舞事を削除したという理由が考えられるのではないだろうか。さらに、別の理由として、後場での明石の上（シテ）による序の舞（現行では中ノ舞の場合もある）があることを考慮したという可能性がある。すなわち見せ場が分散することを回避し、後場の舞事に盛り上がりが集められるように狙ったのではないだろうか。なお、その狙いの中には上演時間の短縮といった演能上の理由もある（1）。

さて、その『住吉詣』の後場の序の舞にあたる箇所は『住吉詣』の小書と関連がある。序の舞は明石の上が源氏と盃を交わしたあとに舞われるが、明和本でその直前の詞章に改訂があることは先ほどすでに述べた。すなわち、明石の上と源氏が再会できたのは住吉明神のおかげであることを強調する詞章への改訂がなされている箇所である。この後、通常の演出だと、ここで明石の上による序の舞が始まるが、小書〈悦ノ舞〉がつくと

「明石上の舞う序の舞が源氏との相舞になる」（平凡社『能・狂言事典』）。具体的には、五段ある序の舞のうち初段すぎまでが源氏（ツレ）が舞い、ひきつづいて明石の上（シテ）が残り（舞う）。

この小書（悦ノ舞）は（明和の改正）のさいに工夫されたもので、元章から相伝された小書の目録『観世流伝授目録』（浅野家蔵）には、（悦ノ舞）と記されている。現在の小書が（明和の改正）のさいに定められた内容をそのまま踏襲しているのが問題だが、それを証明する有力な資料はないものの、それほど相違はないと考えてよいだろう。ただし、相舞の具体的な内容が問題で、（明和の改正）の影響を受けていると考えられる『乱舞能附』（宮内庁書陵部蔵）には、「序舞ニナル。源氏ト相舞ニモスル。相舞ナレハ舞留テ歩本座ニ帰ルセウキニカ、ル」と記されており、相舞が特に習事として記されてはいないことは注意を要するだろう。この「相舞ナレハ」のあとの「本座ニ帰ルセウキニカ、ル」の主体がシテの明石の上なのかツレの源氏なのか曖昧であるが、床机にかかるのは源氏と考えるのが自然であろう。そうすると、相舞が留まるまで源氏が舞っていたことになり、小書（悦ノ舞）とは異なる。これは、小書のように途中で舞手が変わるのではなく、最初から二人で相舞となった形ではないだろうか。つまり常の形でシテ一人による序の舞とシテ・ツレによる相舞の両方があり、小書（悦ノ舞）ではそれに一工夫を加え、最初が源氏の舞で途中からシテが舞うという形にしたのではないだろうか。

なおこの小書は、『能楽全書』には（悦ノ舞）と名称が異なつて記されている。一時期この小書は「うつりのまい」の称されていたことは『能楽全書』等からもうかがえるが、これは比較的近年の現象で本来の詞章の舞の直前の詞章が「酔に引かるゝ戯の舞、面はゆながらもうつりまひ」であることから生じた名称で、明和本の廃止以後演出のみが伝えられた結果、本来の詞章にある「うつりまひ」が小書の内容に符合することからその名称が伝わったと考えられよう。

さて、このように明和本（住吉詣）は本来二箇所にあつた舞事を、後場のシテによる序の舞のみに改訂した。そして、その序の舞の箇所は小書を付けてさらに特徴的なものにしたといえるだろう。これにより後場の舞事に見せ場が集中し、住吉明神の恵みにより二人が再会できたことの喜びがいつそう際立たされたという効果が考えられよう。この舞事に関する改訂は、前述のように明和本（住吉詣）の最後が二人の別れではなく再会のためでたさで終わることと関連していることはいうまでもない。

おわりに―源氏物語考証と明和本―

これまでみてきたように、明和本（住吉詣）は『源氏物語』を典拠とする詞章については厳密に改訂を加えているが、一方で『源氏物語』の筋とは異なる源氏と明石の上の再会という大

きな異同については特に問題視せず、むしろ住吉明神の恵みという視点を打ち出し、ふたりの再会のめでたさを強調したといえる。

このような『源氏物語』に対する明和本の改訂態度は、そのほかの源氏物の改訂をみればいっそう明らかで、大半は「五十の宮」への憚りによる改訂であったり、言葉の続きを整えるための改訂であったりと、消極的ともいえる様相をみせている。

もちろん『源氏物語』を改訂の参考にしていくことは確かだが、そのような改訂は『源氏物語』の本文が引かれている場合や、登場人物の官職名が典拠とする巻と異なる場合の誤りを正すといった部分的な利用に限定され、時には『源氏物語』の本文が引かれている詞章を改訂していることもある。明和本に所収される源氏物の改訂は、たとえば『葵上』において、かつての「青女房」が登場した形を残す詞章「青女房と思しき人の、牛もなき車の轅に取りつき」を「御階のもとに下りたち給ひ、牛もなき車の轅に取りつき」と改訂している例のように、あくまでも筋の道理を追及したものがほとんどといえる。

これは、〈明和の改正〉の背景にある学問的環境、つまり田安家の国学研究における『源氏物語』に対する姿勢といったものが関係しているようにも思われ、実際に田安家で研究に従事していた賀茂真淵は『源氏物語』研究にあまり積極的でなかったようである。唯一、仕えていた田安宗武の娘の嫁入りのために『源氏物語湖月抄』を元にした『源氏物語新釈』という注釈を著しているが、これは注釈の語数が少なく『湖月抄』の説を

そのまま取り入れている箇所が多い³⁰。しかし、『源氏物語新釈』には注目すべき注がある。それは、『住吉詣』の典拠となる「濔標」の巻で、源氏の一行の住吉明神参詣の様子を、河原の大臣（源融）の先例に重ねた『源氏物語』の本文に対して『湖月抄』は『中右記』を引いて史実で裏づけを試みていることに対して、真淵は、

真淵考るに、右の注の如くその頃ちかき藤原家の例なるを、こゝは源氏に賜へるなれば、いにしへの融公をかり出せしなるへし。同じ源氏にて事の様おもしろき也。物語は旧例のことく又人をかへ名をかへなとせる。常の手段なるを偏に難儀のよしなといふは物語の意を得ぬもの也

と注をしているものである。つまり、『源氏物語』では実在の人物を記しているが、これをわざわざ史実の記録類で考証するのは「物語の意を得ぬ」ことだと否定をしている。この指摘からうかがえるのは、真淵が物語の虚の部分を確認しているということである。ほかにも真淵の『にいまなび』（明和二年七月十六日）には、

後世は源氏物語の言などをもて書く人あれど、かれは女文（をみなぶみ）なり、物語文なり、古き雅文にはかなはず、此の別ちをよく思ひ知れ。

ともあり、これは『源氏物語』を取るに足りないものとする指摘とみられる。このような姿勢は明和本の改訂詞章にも影響を及ぼしたのではないだろうか。明和本の源氏物には原典である『源氏物語』との校合による改訂も見られるが、それは明確に本文が引用されている場合だけである。大部分の改訂は、それぞれの能にみえる虚の部分を誤りとはせず許容し、独特の合理性で解釈し筋を通して考えると考えられるからである。

注

- (1) 山崎有一郎「小書能を見る・45 須磨源氏・住吉詣」(『観世』平成十一年十二月)
- (2) 片山慶次郎 中小路駿逸 筒井曜子「座談会 「住吉詣」をめぐって」(『観世』平成二年八月)
- (3) 井上豊『賀茂真淵の業績と門流』(昭和十七年、八木書店)

四節 新作能《梅》における宗武説の投影

—真淵とのつめ論争をめぐる—

はじめに

《梅》は、明和本のために創作された新作能である。《梅》が作られた江戸中期は、幕府へ上演曲に関する書上を提出することで、各流が上演とする曲目が固定されつつあった時期と考えられる。また、新曲が作られること自体がめずらしくなかった頃でもあり、その点からしても、この《梅》はきわめて特異な作品といえるだろう。

この《梅》の作者であるが、明和本の曲目一覧である『二百拾番謡目録』には、「観世左近秦元章」の名が作者として記され、同目録の元章による序文では、《梅》について、

先祖自ら能を作る例にならひ、梅の能を作り加へ。

と言及されている。これらの文言から、《梅》の作者は、明和本の刊行者である観世元章であるという体裁をとっていることは明らかであろう。右の『二百拾番謡目録』の序文をそのまま信用するならば、元章は、かつて先祖（主に観阿弥・世阿弥・

音阿弥が主に念頭にあるのだろう）みずから能の作品を多数生み出していたことを、做すべきことと重くうけとめ、《梅》という作品の創作に踏み切ったと考えられ、能の家を継いだ子孫の心情として、自然な動機のように思われる。

一方、《梅》の内容はというと、筋は単純だが、そこで語られる解釈や文章は、非常に難解である。しばしば明和本の特徴としてあげられる「万葉語の使用」が見られ、かなり国学的要素が濃い曲のひとつといえる。このことから、賀茂真淵か加藤枝直といった国学者が、実際の作者ではないかとの説がいまだにあることは留意される。

もっとも、近年では観世元章自身が、当時隆盛していた国学に傾倒しており、家の伝書に様々な考証を書き加えるといった学者肌な気質があったとの指摘がなされている。そのような大凡ならば、文言も風変わりな《梅》を自ら作詞することもありえるのではないかとされた、現在では名実ともに《梅》の作者は観世元章であるとするのが主な通説となっているといつてよいだろう。

しかし、《梅》の内容をみれば、国学者や、国学の知識のある人物が制作に関わっていると考えざるをえないほど、難解で学術的な内容を持ち、通常の能とは趣きが異なる。具体的にど

のような学問の影響を受けているのだろうか。これまで《梅》の内容にかんする研究で指摘されているのは、田安宗武の梅愛好の姿勢にくみして作られたということである。清田啓子氏は、「作品研究『梅』」（『観世』、昭和六十四年一月）で、明和本の後援者である宗武について、その歌などからこよなく梅を愛好していたことが指摘でき、新作能《梅》は、そのような宗武の趣好にあうように作られたのではないかとの説を展開された^①。この清田氏の御指摘にも導かれて、《梅》の詞章をみていくと、そこには田安宗武の著書との一致が多く見いだされる。それによって、《梅》の作品における宗武の存在が、従来考えられていたより重要な位置をしめるとの結論を出すことができるように思われる。このことは、明和本の刊行における田安宗武を中心とする国学研究の影響を如実に語るものとして注目されるので、以下《梅》にみられる田安宗武の著述との一致箇所についてみていく。

一 難波津の歌をめぐる主張

能《梅》は、「五條のわたりに住まいする藤原の某（ワキ）」が、一見しに立ち寄った難波津の風景に感嘆し、

桜花今盛りなり難波の海おしける宮に聞こしめすなへ

（大伴家持『万葉集』四三六一）

と古歌を口ずさみ、「今は花未だふふみて梅の盛りにて候。（家持の歌では、桜が満開だと詠まれた難波津だが、今は桜はまだつぼみで梅の盛りだなあ）」と感激もあらたにするところから始まる。

そこに、どこからともなく女（シテ）が現れ、「今の歌をば、などまことのままに、吟じさせ給はぬぞ」と咎める。ワキが「不思議やな、かの歌は万葉集にありつるを、唯そのままに口ずさみしに、誤りありや覚束な（『万葉集』にあるそのままに口ずさんだのに、誤りがありますか）」と反論する。すると、里の女は「桜花…」の歌が、「まことのまま」ではないという理由を、次のように語るのである。

もとも今の草子にはさなんめれど、この歌は家持の卿未だ兵部の輔なりし時、公事にてこの国にませし程、きさらぎの十まり三日詠み給へり、さて弥生の三日に、ふふめりし花のはじめに來しわれや、散りなん後に都へ行かんと、春のはじめ都を出でて今暫しますべきに、かく詠み給ひしかば、かのきさらぎの中の三日は、梅の花こそ盛りならめ、その上おしける宮に聞こし召すなへと、大鷦鷯の天皇の御位に即かせ給ひしことなれば、かたがたいかで桜の歌なるべし

結局、里の女はその「桜花…」の歌は、本来「桜花」で始まる歌ではない、つまりそう吟ずるのは誤りであると主張する、その根拠を延々と述べているのであるが、この解釈を一度聞いただけで理解するのは、非常に困難であろう。整理すると次のようになる。

①「桜花」の歌は、家持卿が公務で難波津の地におられた二月十三日に詠んだ歌である。

②また、この歌とは別の家持卿の歌に、「ふふめりし花のはじめに來しわれや散りなん後に都へ行かん（まだ桜がつぼみである頃にこの難波津の地に來たが、都に帰るのは桜が散る頃になるなあ）」という歌があるが、これは三月三日に詠まれたものである。

③この「ふふめりし…」の歌（②）は、春の初めに家持卿が都を出たところ、もうしばらくこの難波津に滞在されるので詠まれた歌であろう。この、三月三日の歌で、「桜がつぼみ」だとあるのだから、「桜花…」の歌の詠まれた二月十三日の頃は、桜より先に咲く梅が盛りであるはず。だからその一ヶ月前の如月に詠んだ歌が桜花ではおかしい。

④また、「桜花…」の歌の下の句に「おしてる宮」とあるが、これは大鷦鷯の天皇（仁徳天皇）の御代のことである。大鷦鷯の天皇と言え、即位の折に詠まれた歌に「難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べと咲くやこの

花」（『古今集序』）とあるように、『梅』にたとえられる天皇である。だから家持の歌でも、「おしてる宮」とともに桜花が詠まれるはずがない。

このように主張する里の女の言葉であるが、実は次に示す田安宗武の著になる『難波津の歌の論』の冒頭に酷似している（かっこ内は割注）。

古今集の序に、「難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べとさくやこの花」とある。この花を梅ならずして、諸木の花なりといふ説あり、誤れり。さる^ア万葉集に、家持卿の兵部少輔なりしとき、筑紫にありし諸国の防人等がかはるに依て、津の国にまかりて、有りしあひだ、二月十三日に難波宮に天下しらしめて古事をよめる歌に、かの御世をしらしを春のはじめといひて反歌に、「梅花伊麻佐可里奈里難波乃海於之弓流宮何爾伎許之賣須奈倍」とうけてよめり。（こは万葉集第廿卷にあり。但し今の本には梅を櫻にあやまりたるなり。此三月三日の歌に、ふふめりし花のはじめに來し吾やちりなむ後にみやこへ行かんむと同じ卿のよまれたるは、此日いまだちりをはらざる也。されば二月十二日のは梅の花いまさかりなるにうたがひなし。山ざくらなどは咲きたつより散りをはるまで七日に過ぎざるをや。）こをもて見れば、^エかの難波津の歌常にありて、これもそによりてよまれ、かの木の花といへるの梅なる事も

宗武のこの書は、「難波津に咲くやこの花…」の歌で詠まれている「この花」が何の花を指すかという問題について論じたものである。

まず、冒頭に「この花を梅ならずして、諸木の花なりといふ説」を紹介している。つまり、「この花」は、特定の花を指すのではなく、不特定の諸々の木に咲く花、すなわち「木の花」と解釈する説があると紹介するが、宗武はこの説を「誤れり」と一蹴する。そして、「さるは万葉集に」以下に、宗武自身の考証が述べられ、「この花」とは梅の花のことであるとの結論を出す。

注目すべきはアの箇所で、「桜花いまさかりなり…（宗武は「梅花」と主張）」の歌についての説明が、先掲の《梅》の里の女の言葉と酷似している点である。『難波津の歌の論』の方が、防人の仕事内容にまで言及するなど若干詳しいが、両者はほぼ一致している。また、『難波津の歌の論』では、そこで家持が詠んだ歌を「梅花伊麻佐可里奈里（梅花今盛りなり）…」と引用し、当然のように該当歌の冒頭を「桜花」ではなく「梅花」と記している。割注に「但し今の本には梅を櫻にあやまりたるなり（イ）」とするが、これは《梅》の主張とまったく同じといえる。つづいて、三月三日の「ふふめりし…」の歌を引き合いに出している点も《梅》と重なる（ウ）。また、エでは、有名な「難波津に…」の歌をもとに、「この「梅花…」の歌が詠まれたのだから、「難波津に…」の歌

の「木の花」というのが梅であるのは疑いないと述べている。

なお、宗武の『難波津の歌の論』の冒頭で、「古今集の序に、「難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べとさくやこの花」とある。この花を梅ならずして、諸木の花なりといふ説あり、誤れり」とあるが、この「この花」が「諸木の花」と解する説というのは、賀茂真淵の主張する説といわれている。すなわち、明和二年刊行の真淵の『古今集序考』には、「難波津に…」の歌について、

木の花といふは木に咲花也。仍て古今六帖にも木の花の類ひに此歌を入たり。さて春にて木の花といふは専ら桜也。註に梅の花成べしといへるは、春来てまづさく花を心せばくおもへる物にて、古へ人の意にあらず。そのうへ梅は凡飛鳥の宮の比などに、はじめから国よりとりて来つらん。難波津の宮の比に有しものならず

と注をして、「木の花」は「木に咲く花」で特定の花ではないとの説を唱えているのである。宗武の『難波津の歌の論』は、この真淵説の反論として記されたもので、この論争こそが、《梅》が作られた動機と考えられるように思われるのだが、このことは《梅》の替間の検討とともに後述する。

ここでは、《梅》の前場でシテの展開する論が、宗武の『難波津の歌の論』と酷似することを確認して、次の類似箇所をみてみよう。

二 故実研究による梅の説との一致

さて、まずはつづく《梅》の展開を述べておこう。

里の女の言葉を聞いたワキは、「げに理なり、古き書には文字の違ひのややあれば、よく辨へて見るべかりけり」と言つて納得する。そして里の女に何者か尋ねる。里の女は素性を明かさず、追いつちをかけるように、「まづまづ、さきの御言葉の末に、花未だふふみて梅の盛りと宣ひき、梅の盛りは花ならずや」と、さきほどワキが桜の花を指して「花」と言った言葉をも咎め、梅こそが花であると再度論ず。そして、和歌の道は神代から伝わるもので、桜だけを「花」と詠むような浮薄な古歌はあるはずがないと言ふ。ワキが、いよいよありがたい歌の理をここまで語るのあなたは神ですかと問うと、里の女は暫く待つように言つて、梅の木陰に失せてしまふ（舞台には梅の作り物が出ている）。

後場では、先ほどの里の女が、梅の精の姿を現す。そしてゆったりとした月の夜の中、「神の掟の風のまに」松の枝の音、岸うつ波の音の「おのづからなるものの音」にあわせ舞を舞う風情を示す。続くクリ・サシ・クセでは、梅という名の由来や、古来梅が有職故実として重用されてきた例を語り、神代から梅が諸木の中でも尊ばれていたことを語る。最後は、序の舞を舞つて、草木までもが君の御恵みを被る御代を祝うという内容で

ある。

このうち、クリ・サシ・クセにも宗武の著書からの影響が顕著に認められる。まづクリの詞章は、次のごとくである。

抑も神代の習はし、草を賤しみ木を貴む、その木の中にかばかりの、形色香の花なければ、梅花を嘉して木の花といへり

この前半の文句は、宗武の『難波津の歌の論』に、

およそ神代には、草をいやしみてただ人にたとへ、木をたふとみて君にたとふ

とあるのに、ほぼ一致する。また後半の文句も、やはり『難波津の歌の論』の、

梅は、ならぶべき花のなければ、木の花ともいふべき也。

と、花の中でも梅は特別なものなので「木の花」とも言う、という点が《梅》と同様の主張と言える。さらに続く《梅》のサシでは、次のように梅の名の由来についての説が語られる。

菓の実さへ結びつつ、木の肌妙に木立まで、異木に勝れくはしければ、うまてふ言を通はせて、梅のその名を許りた

るなり

つまり、梅の実は葉にもなり、梅の木肌も木立さへも他の木より美しい、だから「うま」（勝れている意）という言葉に通わせて梅という名を与えられたのだ、と解される箇所である。宗武の著書からは、この梅の語源説と同じものが次のように見出せる。

・うめを烏梅とかけるも葉名にてうめの仮字なり。（『梅は皇国のものなるの論』）

・うまでふけものも、人のためまたなきものなれば、「うま」とは名づけられたらんとおぼゆるに、うめてふものは花もにほひもこと木草にいと勝れ実も葉となり。（『うめ』）

このように、両者は梅の実が葉になったとする点や、梅が「こと木草にいと勝れ」と記す点で、表現のうえでも顕著な一致を見せている。続くクセでは、古来の神事で梅が使われていた例がいくつか挙げられている。たとえば、クセの前半では「初春の七日の豊の明には」梅と柳が立てられるとされているが、これは宗武の『銚子に木草をつくる事』に同様の例が故実として記されている。またクセ、上ゲ端あとの後半には、

又年の端の大嘗に、従ふ小忌の人達も、昔の髻華の心ばせ、

木の花の木を冠の、巾子に添へ立て久方の、天の日蔭のかづら垂で、黒酒白酒の神酒たうべ、千代萬代も限らじと謡ひ舞ふ

と、大嘗祭の時には頭の飾りとして「木の花〓梅」を添えていたことが紹介されている。宗武は有職故実の研究として『服飾管見』という著書を残しており、そこにも大嘗祭に関する同様の記述があるが、他にも次のような宗武の著述にも見出すことができる。

・後の世の大嘗祭の小斎の太夫は、（略）、あるは糸花など心葉とて巾子にそへて、日蔭のかづらにまとひて建つる也。（略）此心葉のつくりも様々なれど、その花は必ずうめ也。（『うめ』）

・必ず梅なるは、大化の礼冠の鈿の心ばせにて、日蔭づらは其冠の纓をうつせる事しるし。（『梅のめで桜にことなる論』）

これらは、大嘗祭の際には冠に心葉と日蔭のかづらを付けるが、このうちの心葉は梅の形になっているというものであり、『梅』で紹介されているものと同じである。そもそも『梅』で大嘗祭の故実を取り上げていること自体が、宗武の研究との共通点と言えよう。

また、『梅』には「ずはえ」（梅の枝の意）という言葉が使われているが、これは、宗武の『或人のかける梅の文を論ず』の

「第二のふみ」中に、

凡そ梅の木は、苦しげにかがまれる物にはあらず。さくらなどのごとくむくつけくはびこりはせで、ことにずはえの直く麗はしければ、いにしへよりずはへとだにいえば梅のをぞ用ひし。

と、桜に比べて梅の枝はまっすぐで美しいので、「ずはえ」といえば梅の枝の事を言う、とあるのが注目されよう。

このように、《梅》の詞章と宗武の著述とは多くの一致点を見出せる。新作能《梅》は田安宗武の学説の影響を非常に強く受けた能であることは勿論だが、さらに宗武の梅についての学説を主張しようとした作品と言つてよいであろう⁽²⁾。

観世文庫には、明和三年（一七六六）九月二十二日の御奥御能において、元章の嗣子である観世三十郎が《梅》を演じた際の所感が残されている。それは、

梅、惣て大出来。詞に延がたし。殊に「花咲実をむすび」の所、妙所に至れり。能の舞ハ今日始めて見たることち也。

というものだが、この賛辞を書き付けたのは宗武らしい（『観世宗家所蔵目録』解題）。これまで検討してきたように《梅》は宗武としては、まさに我が意を得た内容の能であったわけであり、この絶賛は当然であろう。

三 《梅》の間狂言にみる宗武説の受容

さて、《梅》の詞章に宗武の学説が顕著に投影されていることを指摘したが、宗武の学説は《梅》の間狂言の詞章にも濃厚に投影している。ただし、宗武の学説の投影がある間狂言とは、《梅》の常の間狂言ではなく、『佐属俳並佐語』（早稲田大学演劇博物館蔵）に収められている替間である。

まず、この間の簡単な概略を説明しておく、この当りに住む者（アイ）が、「此程西国方より旅人の来り、名所旧跡をしへてくれよと申候間、道しるべいたし候ひき、其夜すがら旅人の物語に……」と、梅にまつわる諸説をワキに語り、それらの説は真か、と尋ねる。ワキは、その一つ一つについて、論証的に反論するという内容である。この間狂言に宗武説が投影されていることは、すでに清田啓子氏が真淵の著述を参考に指摘されているが、この点はより直接的に宗武の著述に明証が得られる。以下、《梅》の詞章を検討していくが、結論を先にのべると、ワキの言葉のほぼすべてが、宗武の著述の所説に一致するのである。まず、最初にアイが語る説は、

難波津に咲や此花の歌は、古今の序に、大ききのみかどの御位をゆづりて三年せになり給へば王仁がいぶかりてよみて奉りし、とあれどかばかりの事ならば古事記日本書紀、

又王仁が口子の申ふみ、万葉集などにも此歌有べきにも見
へず、又木の花とはすべての木の花の事なり

というもので、「難波津に…」の歌の成立に関する一解釈が披
露されている。それは「難波津に…」の歌が王仁の作であると
いう説で、『古今集』仮名序の古注にみられる解釈であるが、
この説を「西国方の旅人」は、そのような事実は当時を知る書
物には見られないことから間違いであるとする。また、「木の
花」は特定の花ではなく諸木の花を指すという説を語る。それ
に対するワキの反論は、次のようなものである。

実に彼旅人はなまざかしく申て候ひけり、されど皆ひがご
とにて候、まづ古今の序に、しかくあるは、注にてこそあ
れ、此注は本文を難じたる所々あれば、後の人載せるにて、
とるに足らず、且此歌は大鷦鷯の天皇の正月の三日御位に
つかせ給ひしかば、梅の花の咲あひつるを、御尾前の人よ
みて奉りし成べし、いかで百済人などのよむべきやは

ここでワキは、「西国方の旅人」は『古今集』の序を非難を
しているが、それは「後の人が載せたことなので」とるに足ら
ず」と言い、「難波津に…」の歌は「御尾崎の人」が詠んだ歌
であるのだから、百済人である王仁が詠むはずがないという。
そんなことを問題にすること自体ばからしいことだと言わんば
かりである。宗武の『うめ』には、

此うたを百済の王仁がよみ奉れりと云ひ伝へたれど、まこ
とは後の世の人の仁徳天皇の御事をよみまつれる也

とあり、「難波津に…」の歌を王仁の作ではなく、「後の世の
人」が詠んだとする点は、ワキの主張と同じである。また、つ
づくワキの詞で、

又万葉集に、梅の花今盛なり難波の海おしる宮にきこし
めすなへ、かく見へたるは、全く難波津の歌を本トせるな
り、されば木の花とは、梅成ことも、難波津の歌は口なれ
つれば、万葉に載せざるも、ともに明らかに候

と、「西国方の旅人」は「万葉集などにも此歌有べきにも見へ
ず」と、万葉集に「難波津に…」の歌があってもいいはずなの
にないと言うが、「難波津に…」の歌を本歌とした「梅の花今
盛りなり…」の歌は載っているではないかと反論し、「難波津
に…」の歌は、よく知られた歌なので、『万葉集』に載せてい
ないとも言う。

そして、「木の花」の解釈については、「梅の花…」の歌が本
歌にしたのだから、「難波津に…」の「木の花」も当然梅であ
るとする。これは、『梅』で話題になっているように、例の家
持卿の歌が「桜花」ではなく「梅花」であると考えている、宗
武説と一致する。

アイの言葉の続きを見てみよう。

古事記日本記などに梅といふ名もなし、万葉に天平二年大宰の師の家にての梅の歌に、烏梅などかきたるを合見れば、うめは此国の物にあらず、さればこそ奥山にはなし、から国よりうばいの先渡で、其後真木の渡されば、烏梅の木うばいの花などいひて、ばいは梅とかよへば、うめとはいもてこしなりと申て候ひき

これに対するワキの反論は以下のようである。

又古事記日本記などは、御代の有様をこそ書たるものなれ、木草鳥などの事は、書ける物ならず、されば山吹杜若鶯なども見へず、殊にふれては菑葦木兎等も見ゆ

このワキの言葉は、宗武の『或人のかける梅の文を論ず』の次の記述が一致するものとしてあげられる。

そもそも万葉集よりかみつよのふみ、いかばかりなる。そも木草の花のかける文ありて、うめをいはずばこそ。みなすめるぎの御代のさまをかけるなれば、ことにふれては菑葦ならやうのものをもいひ、こといふれでは、うまし物をもいはぬなりけり。すでに鶯もめでぬはなけれど、のせねば、ここの鳥にはあらずとせんや

宗武の著書では『古事記』『日本記』の名こそ出ていないが、「万葉集よりかみつよのふみ」というのがそれに当たろう。御代の事を記した書なので、木草の事の記載はないとする点はもとより、但し「菑葦ならやうのもの」に関してはあるという補足まで一致する。また、後半のアイの言葉に対するワキの反論は次のようなものである。

又万葉集は、もと人々の書きたるまにまに写せしと見へて、書様様々なり、既に字交りの歌の中に、わがといふを、やわらげ我レとかけるも有り、烏梅とかけるも此たぐいなり、且梅の字音といふは、八千矛の神の御ン歌に、かけとあるを、家鶏の字音といはんがごとし

これは、梅は「烏梅」と書くことから、梅は元来日本古来の物ではないとする「西国方の旅人」の説に対して、ワキは、それは万葉集によく見られる書き癖であるとしているのである。その例として、「われ」を「和我」、「かけ」を「家鶏」と書く例をあげているが、実はこれも次のように宗武の『うめ』に見られる説なのである。

うめを烏梅の字音よりいでたるといへるは、此朝のいにしへ鶏をかけといひたるを家鶏の字音より出でたりといへるたぐひにぞありける。(鶏をかけといふ事は八千矛の御う

たにあなり)

これと同じ主張は、宗武の『梅は皇国のものなるの論』にも、

わがてふ事をひらがなならで字まじりに、和我と二字に書けるは、をかしげもなく、わづらはしくさへあなる。うめを宇梅と書くもまたこれが類なり

とある。なお、アイが語る「西国方の旅人」の説に、『万葉集』の「天平二年大宰の師の家にての梅の歌」で、梅を「烏梅」と表記した例が上げられていた。これに対してワキは、

彼太宰の師の家にての梅の歌より前、神亀四年の歌にうめに梅の一字を用ひたるあり

と、天平二年の歌以前に「梅」の一字が用いられている例があると反論して、「西国方の旅人」の調査が足りない事を批判するが、これと同様の指摘を宗武も『うめ』で示している。

さて、ワキは最後に、アイが梅は「奥山になし」と言ったことについて、信濃の者が「木曾山の奥にも梅の有り」と言った事を語り、「彼旅人の申せし事、みなくよしなき事なり」と結ぶ。

以上のように、『梅』の間狂言におけるワキの言葉は、そのほとんどについて『うめ』『難波津の歌の論』『梅は皇国のもの

なるの論』など宗武の所説に典拠を求めることができると『梅』との密接な関係は、この替間によっていっそう確実なものとなる。

ところで、この替間全体の構造をあらためて見てみると、ワキはアイの語る「旅人」の説を逐一批判していることが知られる。そのワキの言葉がほぼ宗武の所説と一致することは右に見てきた通りである。それでは、ワキが論破しようとしている「旅人」の説とは誰の説なのだろうか。先に少し触れたように、それは賀茂真淵の説であると考えられる。それは、真淵の「梅の文」(『うめあわせ』所収)『古今集序考』『古今集序表考』などの著書に見られる所説との一致から明らかである。つまり、『梅』の替間が、アイに真淵説を紹介させ、ワキが宗武の学説をふまえて、それを論破する形になっているといえる。このことは、『梅』の詞章との一致が顕著な宗武の梅に関する著述の大部分が、真淵説の批判のために書かれた事実と深く関わるであろう。

四 「うめあわせ」をめぐる宗武と真淵の梅論争

宗武には有職故実研究の成果として『服飾管見』の著書があり、古来から朝廷の儀式で梅が使われた例が多数掲げられている。宗武が特に梅に注目した理由は、神代から梅が重用されて

きた事実も知つてのことと思われる。さきほど《梅》の詞章との一致が認められるとした著書のうち『うめ』『銚子に木草をつくる事』の二著は、そのような宗武の有職故実研究の一環として著されたものと思われる。

これに對して、やはり《梅》との関係を指摘した『或人のかける梅のふみを論ず』『難波津の歌の論』『梅は皇国のものなる論』は、有職故実研究とは別の目的で著されたものである。この三篇は、宗武の没後家臣によってまとめられた遺著集『玉函叢説』巻七におさめられたもので、『梅のめで桜に異なる論』『後世さくらを花といふ論』『梅を花といへる證歌』の三編と合わせて一連の書（以下「梅の論」の称す）ととらえるべきもので、この六編は真淵とその門下が著した梅に題した文章に對して、宗武が痛烈な批判をしたものと思われるのである。

その真淵と門下の梅に関する文を集めたものが『賀茂真淵全集』に収められている『うめあわせ』である。これは梅に関する歌と文章が集められたものであり、前半が明和二年春に田安邸にて催された「梅花歌会」の折、後半は宝暦十一年（一七六一）に真淵邸で行われた「梅見の宴」の折に書かれたものらしい⁽³⁾。この宝暦十一年の時に著された文章のうち、真淵が著した「梅の文」と、真淵の門人である宇万岐、国磨（或いは春道）、黒生の表した文章について、宗武が後に反論を記した。それが、先述の「梅の論」となる。

宗武の『梅の論』では、特に一門の頭領である真淵に對する批判は強烈で、真淵を「しひごと人」と呼び、『或人のかける

梅のふみを論ず』の最後には、「いとも賢き大御国にかかるしひごと人はいかで生出けん、いとなげかし」と言い放つ。さらに、真淵の書いた『梅の文』を一節ごとに引用し、逐一反証を挙げているが、その批判のしかたは、《梅》の間狂言のワキとアイの論争と全く同じであるといつても過言ではない。そして、『或る人のかける梅の文を論ず』の参考文献として著されたのが、『難波津の歌の論』など五編である。これらの書の傾向として、文章は飾りなく実質的で、宗武の考証好きを感じさせる。論述には半ば強引さもあるが、その強引さや数々の古典からの引用は、新才能《梅》に通じるものがある。

これらの宗武の「梅の論」の具体的な内容が《梅》の詞章と類似していることはこれまでに述べた通りであり、この宝暦十一年の「梅見の宴」が《梅》制作の直接の動機となったと考え、てまず間違いないのではないだろうか。明和本刊行が、四年後の明和二年六月であることと考え合わせると、時期的にも符合する。

真淵は宝暦十年に宗武の和学御用の役を退いたとされるが、その後も宗武の御用を仰せ付けられることが多々あったようで、宝暦十三年（一七六三）には宗武の家臣として大和伊勢方面へ探訪の旅に出かけている。このことは間狂言で《梅》の間狂言でアイが語る「西国方よりの旅人」の説が真淵説であることを考えると、あるいは「旅人」とは暗に真淵を指すようにも思われるのだが、その当否はともあれ、宝暦十一年における、宗武と真淵の間で繰り広げられた梅論争が《梅》とその間狂言制作

に深く関わるであろうことは、詞章の一致からもまず確實と言えるのではないだろうか⁴⁾。宗武の非難の対象となった真淵は先ほども紹介した書簡で、「梅の能は是又われらかゝはらず、われらの所思とは大に相違の事も有之候」と記しているが、以上の事情を考慮するとなお納得がいく言葉に思われまいだろうか。

むすび

以上、《梅》をめぐる宗武の学説との関係を見てきたが、《梅》以外にも明和本にはなお宗武説の投影ではないかと思える箇所が指摘できる。

たとえば、本章二節で指摘したように、明和本の《淡路》《葛城鴨》《逆矛》《高砂》などに見える「高天原」には、「タカアマバラ」との振り仮名があるが、これは宗武の古事記研究の集大成ともいえる『古事記詳説』の訓と一致する。ちなみに真淵は、『仮名字書古事記』では、「たかまのはら」と読んでいる。この《梅》ある「難波海（ナニワノミ）」（《梅》）という訓も宗武の著述の読みと一致している。

また、《賀茂》《葛城鴨》や、『副言卷』の間狂言には、記紀神話にかんする説が詳細に語られるように改訂されているものが多く見られる。これらの現象は、宗武が万葉集と同じく古事

記を重視したという宗武の研究態度の投影とも思われる。

装束に關しても、たとえば、《追松》《弓八幡》《放生川》等で、唐冠に「ヒカゲノカヅラ」という糸状のものを付ける改訂は、宗武の故実研究の成果である『服飾管見』を参考にしたと考えられる。改訂詞章でも同様に、服飾に關する改訂が多々みられるが、これらも宗武の服飾研究の影響が考えられよう。

このように、明和本には《梅》をはじめとして田安宗武の学説の投影が認められるのであるが、その一方で、明和本のすべての曲に關して、宗武だけの学説が投影しているとはいえない現象もある。たとえば読みについて言えば、《梅》の「難波海（ナニワノミ）」という読みは真淵も採用していたように、宗武の説と真淵の説は同一のこともある。これは、真淵が和学御用として、宗武に仕え国学の指導という立場にいたのだから当然であるが、このような場合、それが宗武の説なのか真淵の説なのかを特定するのが困難である。また、宗武の学説に對立する現象もあり、たとえば、「この花さくや姫」は、これまでにみた梅に關する宗武の説からすると「木の花」は梅と考えるべきなので、梅の神と捉えるのが宗武の説に近く、《難波》《追松》にはそれが投影され、それぞれの間狂言には従来の台本より梅が強調されている。ところが、明和本の《桜川》では、桜を「木華開耶姫の御神木」とする従来の詞章に改訂が加えられていない。つまり、「この花さくや姫」は「桜ノ神」であるとの解釈で、ここには宗武説は投影されていないのである。また伊勢物語關係曲に田安家の学問的環境の影響として、真淵の学

説の投影も指摘されている⁽⁵⁾。

しかし、本章で具体的に論じたように、明和本には『梅』をはじめとして宗武の学説の影響が顕著に認められるのである。

このような事例をふまえるならば、『謡曲改訂草案幀』に見える宗武発案説は、あらためて注目されてよいのではないだろうか。『謡曲改訂草案幀』の所説は、現在はあまり重要視されず、それに付随して宗武の関与もそれほど大きなものだったとは考えられていない。しかし、本章で見てきたようにこれだけ多くの曲に宗武説の投影が見られる以上、明和本刊行における宗武の関与は、かなり大きかったと見るべきではないだろうか。

注

(1) この清田氏の論考は、「明和の新作能「梅」について」(『駒沢短大国文』八号、昭和五十三年三月)、「梅」補遺」(『駒沢短大国文』九号、昭和年3月)を基に執筆された。

(2) 本節でとりあげた田安宗武の著書については、土岐善麿『田安宗武』(昭和二十年、日本評論社)に翻刻されたものを参考とした。ただし『銚子に草木をつくること』(『玉函叢説』巻六)に関しては、国文学資料館寄託「田安家文書」による。なお、『うめ』は『采雅』所収、それ以外の「梅の論」は、『玉函叢説』巻七所収。詳細は、『田安德川家蔵書と高乗勲文庫』(国文学研究資料館編。平成十五年三月、臨川書店)所収の鈴木淳「田安家の学問―梅合を巡って―」に委しい。

(3) 『うめあわせ』については、全部明和二年春の宗武主催の会で編まれたとする説もあるが、前掲井上氏著書によると後半は、宝暦十一年の真淵邸での「梅見の会」のもので「真淵亭梅花文案」として伝わるものであると指摘されており、こちらの方が正しいと思われる。

(4) 前掲『田安德川家蔵書と高乗勲文庫』の福島和夫「田安家と楽書」において、宗武の「梅の論」と新作能『梅』との関連が考えられることが指摘されている。また前掲井上氏著書においても同様の指摘がある。

(5) 橋場夕佳「明和本における『伊勢物語』関係曲―新注との関係を中心に―」(『演劇学論叢』五号、平成十四年十二月)

二章

明和改正謡本成立の背景

第一節 江戸期の随筆に描かれた〈明和の改正〉

―田安宗武と観世元章の交流をめぐって―

はじめに

江戸期に書かれた膨大な数の随筆は、その時代を生きた人々の生の声を知ることのできる貴重な資料である。随筆の中でとりあげられる話題は様々で、なかには風聞や偏った意見と思われる記述もあるが、それもまたそれぞれの事柄のある側面を明確にとらえているといえよう。

〈明和の改正〉についても、様々な随筆で話題にのぼっているのが認められるが、その受け止められ方は一通りではない。

一 観世元章への批判

これまでも〈明和の改正〉との関連でよく引用されるのが、神沢杜口（宝永七年「一七一〇」〜寛政七年「一七九五」）の『翁草』であろう。長大になるが、以下に引用する。

謡曲新改正の事（卷六十四）

明和の頃、観世左近太夫元章事「始祖観阿弥清次より十五世」時めく余り、元祖より伝はりし謡の文句の謬を正し、且言葉続の悪きを直し、或は百番外百番「中頃より山本長兵衛を始め、諸の書林家々にて謡を梓行するに、百番の謡区々にして暁と不定。長兵衛方の板行二百三十番の謡、周く世に流布して、他板は世に不用と謂、右二百三十番と云も、家元より定たる数にても無く、唯通用の謡を、書林方の集たると云分の事也。当流に用る所は、古来百六十一番なり。委は奥に記」と、古来定りし中の謳をも、「古書に謡の字四座にて各替る。今春は諷、宝生は謡、金剛は唄、当流は謳の字を用ふとあれども、当世は謡の字を通用す。歌二春ハ風金剛貝ニ口ヲ付宝生ハルカ観世マチク」数番入替、又元章が作なりとて、梅と云新謡を組入れ、我家の事を恣に改め、万づ随意に挙動ふ。故に他流より誹謗之する事喧し。然れども時の勢を以て公命なりとて、書林出雲寺和泉方にて、新改正の本を開板させ、古板は古流とて、自ら不用様に門流へ令れ知せける。因茲侯家を始め、歴々の面々、偏に官板の思ひを成し、我もくとおしなべて是を調られける程に、左近は俄に過分徳付てぞ見えし。

夫のみならず、一と年江付に於て一代能挙行の折柄も、公威を借つて侯家の棧敷綺羅を輝し、諸家よりの賜物山をなし、勢ひ猛に目覚しかりしが、安永二年に身まかり、其子三十郎は父に先立て早世し、無嗣に仍り、左近が弟織部に本家相続仰付らるゝ所に、織部辞して申上けるは、当流謡の事、近年左近より申上、新改被仰付候処、僕儀生得記憶薄候故、新改の文句未鍛鍊に御座候。其家の長として如是は不器の事に御座候条、恩免を奉冀の由固辞しけるに仍り、然る上は新改を止られ、古来の通を以て相続可仕旨、重て公命有て、織部其家を嗣ぐ。嗚呼織部言宜なる哉。

須く始祖の意に協ふべし。凡謳は自中古、公武に専ら翫せらるゝ狂言なれば、強て事実を正すに及ばざる歟。且言葉の巧拙雅俗共に、唯古来の儘に用ふるこそ、其世の風俗遣りて殊勝なるに、夫も改る時は雅も却て不雅と成り、自然と文句音曲に不乗、音節の幽玄を喪ふに似たり。其上当御代を憚りて、仮初の言手爾波迄に気を配り、謳替る杯笑の甚なり。譬ば急ぎ候程にの類、悉除之。是は五十宮様「御台様御事」を憚る由なり。五十を急ぐとは何ぞや不及評論事なり。

斯る己が拙さには心も不付、古の唱句にも拙き事多しと雖、斯く迄の事は無かりしを、聊の事迄改ぬる心の程こそをかしけれ。謳古より文句不改を賞し、今様の浄瑠璃小歌杯は新作を興ず。是雅俗を分つ所以なり。「貴人の御前或は婚礼新宅会等に差合ふ文句を謳替ることは、古より有る

習なり。夫は其座切のことにて、実に文句を改るに非ず。既に御当家に於て松の事を謳替る例也。夫すら文句不及改正、今度に於ては文句悉改正する故に、本文に難ずる処なり」夫に新謳を以せば、豈浄瑠璃に異らんや。

其上今度の改を見るに、謳を評せし物に、奈良土産と云ふ本有り。大旨夫を本拠にしたる様に見えていと淺猿し「一説、今度の改正は左近の意計にも非ず。故有て難黙止事となん」

他座よりの謗実に理りとぞ見えし。而るを織部再び古風へ戻せし事大に可なる哉

この『翁草』を著した神沢杜口は、四十歳までは京都町奉行に勤める町与力だったが、隠居後のおよそ四十年間京都の町で市営の出来事を取材し、逐一書き留めるといふ生活を送っていたらしい。神沢杜口が謡をたしなんでいたことは、同じく『翁草』で京観世の園久兵衛が毎月催した謡講についての記述があることなどから知られる。

右の「謡曲新改正の事」では、元章が明和本を刊行したことについて、「我家の事を恣に改め、万づ随意に挙動ふ」などと痛烈に批判している。ここでは、明和本の刊行によって、元章が「徳付てぞ見えし」と富を得たように書かれているが、その真偽はともかく、このように明和本批判、元章批判は『翁草』以外にも見られる。

たとえば、これもこれまでに紹介されているものだが、明和

四年（一七六七）書写の「観録」（東都郷端 松井某著）では、

今の元章、素り短才無学、吾家芸の由記もしらず、又他人に習ふこともせず、謠も舞も我意に任せて放埒無法、その氣質を面白がる権貴の賛来も有により、弥我儘増長し、先祖より由緒ある番数を増し、文句を改め開板す。文句ハ元来雅語を撰はず。第一骨折まじき文句に骨折見て、元章家業不鍛鍊なる事、弁ぜずしてしるべし。たとひ古今独歩の名人たりとも、古来相伝のこと、卒爾にハ改めがたかるべし。況や文盲未熟のもの、仕業、誰在てか用んや。在人曰、時の人は是に従ひ、これを用ゐるバ、此芸道これ限りならん。興敗存亡此一挙にあらん

と、やはり元章が無学で芸も不鍛鍊であるのに、権貴の力添えを頼みに、先祖より由緒ある能の文句を改め出版したと否定的な言を連ねる。このような元章への批判をしめした著者の松井某は、観世流の職分だったらしい。

『仙台閑話』の第四卷「本阿弥氏行濫」には、

四座ノ中観世ハ近来君寵を得テ、富墨巨万誇榮華、驕奢無度ドモ、猶不飽足ヤ、四年来寺町百菴と謀リ改謠文。見其改ニヤクタイモ無コト也。書肆嵩山坊モ与ト聞ク、是改彼謠本梓行、諸国へ賣テ取利為也云々

という記事がある。「四年来寺町百菴と謀リ改謠文」や「是改彼謠本梓行」という記述から、文中の「観世」が観世元章のことをさすのは明確である。ここで、元章と謀って謠の文を改め利益を得たとされる寺町百菴は実在した御坊主衆の一人で歌人であるが、本草学者としての一面もあり、《朝顔》を《牽牛花》とする『明和本』の改訂などは、彼の影響が指摘されている。しかし、右の『仙台閑話』では、改正謠本の出した書誌を「嵩山坊」と誤っている。また、これまで観世元章と寺町百菴の交流をしめすものはほかにない。あるいは、右の一節は悪名高いものについて記されているものなので、君寵を得て驕慢であると噂される観世大夫と、同じく悪名の高い寺町百菴とをこじつけた可能性もあるように思われる。現時点では、この『仙台閑話』の記事については、そのような説がささやかれるほど、元章と改正謠本は評判が悪かったということをしめしている程度に解しておきたい。

このように改正謠本の評判はすこぶる悪かったことが、各種随筆集から知られるのであるが、一方で、明和の改正のことを指すと思われる謠曲文改訂について言及する随筆記事のなかには、田安宗武の関与を示すものが多い。

二 随筆にみる明和本と宗武

宗武が明和本刊行に関与していたことと記す記事の一つとして、まずあげておきたいのが、安永五年（一七八五）成立の『譚海』（津村正恭著）の次の記事である。

田安中納言殿は、風流好古人に超させ玉へり。音楽は殊に好せ玉ふ余りに、天下の楽書を集め折衷し玉ひて、中古断絶の舞楽までも悉く興しをこなひ玉ふ。…（中略）…又猿楽の観世流の謡の章の説を正し、詞をも直し改めさせ玉へり。高砂の能のあひの狂言のことばなどは、全く此卿の御作也とぞ

右では田安宗武の業績をあげる中で、引用の中略以下に謡本改訂への関与について言及する。ここでは、宗武の命によって謡の改正が行われたことが明記され、末尾には『高砂』の間狂言のことばを自ら作ったことまで言及されており注目される。

随筆『難波江』（岡本保孝著、「日本随筆大成」第二期二十一卷）には、様々な項目で謡曲を引用するなかで、田安本なる謡本を引用する例が散見される。たとえば、「魂魄」という語について、複数の謡曲から「魂」「魄」の出てくる箇所をあげて

て考証をしている次の記事である。

○魂魄（魄霊 幽霊 幽魂）

謡曲「実盛」我実盛が幽霊なるが、魂は冥途にありながら、魄は此世にとゞまりて「田安殿の改正の本には魂と魄と地をかへたり。何故に彼と此と所をかへけむ。」

同「朝長」梓弓本の身ながらたまきはる魂は善所におもむけども、魄は修羅道に残りつゝしばしくるしみを受くる也。

同「忠度」はづかしやなき跡にすがたをかへす夢の中、さむるころはいにしへに迷ふ雨夜の物語、申さん為めに魂魄うつりかはりて来りたり、「田安本には、魂魄かりにあわはれ来りたりとあり。」

同「楊貴妃」帝歎かせ給ひ、急ぎ魂魄のありかをたづねて参れとの宣宣にまかせ、上碧落下黄泉まで尋申せども、更に魂魄のありかをしらず候。「田安本には、急ぎ魂魄のとあるを幽魂のとあり、更に魂魄のとあるを、更に幽魂のとあり。」

（中略）

同「佐用姫」其魄霊をまつりて佐用姫のやしると申候。

「流布謡曲に、佐用姫といふ曲なし、こゝは田安本による。」

右の引用の傍線部に「田安本」として引用されている詞章は、すべて明和本と一致する。『佐用姫』を引用して、同曲は流布

本にはないが田安本にはあるとあるが、明和本では観世家に伝来の世阿弥自筆本をもとに《松浦佐用姫》を《佐用姫》として復曲収録している。つまり『難波江』では明和本のことを「田安本」と称していることになるのである。ほかにも『難波江』では「しきみ」についての考証（卷之二下）で、「しきみ」という語がみられる謡曲《三輪》《須磨源氏》とともに《檜天狗》の詞章「我はいまだあたご山しきみが原に分入らず候程に」を引用し、その割注に、

檜天狗条、孝云通行本ニナシ。今田安殿校訂新刊本ニヨル

と、そのころの通行本には所収しない《檜天狗》を「田安殿校訂新刊本」によって引用したとする。さらに、「勝手」の考証でも謡曲《二人静》を引き、

田安殿ノ校訂本ニハ、御前ヲ明神トアリ

と「田安殿の校訂本」を披見した旨が記される。引用の「御前を明神」は明和本の本文である。このように、『難波江』では確実に明和本を指すと思われる謡本を「田安殿の改正の本」「田安本」と呼んでおり、これは明和本刊行に田安宗武が深く関わっていたと認識されていたことを示す現象とみることができよう。

なお、『難波江』の著者の岡本保孝が田安家の家臣と懇意に

あったらしい記述が『難波江』では散見されるが、そのことを勘案すると、明和本を田安本と呼び、それを田安殿で校訂したという認識は、実際に田安家の家臣から知り得たことと思われ、信頼できる説と考えられよう。なお『難波江』では、

花伝書 同じ人（吉見鉄一）又イヘルヤウハ、コノ書群書一覽ニモミエタリ。活字本モアリ。（吉見氏コレヲ蔵ス。）
花ハタゞ芸ノコトニ用フ。別ニ意ナシ。能ノ心得ヲカキタルモノナリ。コノ書ニハ文句ノ文句ノ間違ナド咎ムベカラズト云フ一条アリ。サルヲ田安殿ニテ文句ヲ改正サレタルハ中々ニワロシトイヘリ

という記述もみられ、傍線部においてこの「田安殿にて、文句を改正されたるは中々にわろし」と、著者岡本保孝は明和本を否定的にとらえていたらしいことがしられる。

さて、天保三年序の『思ひ出草』（池田定常「冠山」著）の「謡ものゝ誤の事」には、

《高砂》のうたひに、「九州肥後国」もうるさし。《狸々》に、「もろこし金きん山」もおかしく、こは經山、金山とも名前にして、和音紛しきが故に、金山をば「かねきん山」と僧徒どものいひしを、わけなく用ひたれば、かく誤し也。《張良》の謠に、「是は漢の高祖の臣張良」と名のるはあやまり也。子房が黄石公に遇し時はいまだ韓国の臣に

して、漢につかへしは後の事なり。又《夜討曾我》に、「彼もろこしの樊^ふが母の衣」とうたふも王陵をあやまりたる也。又《感陽宮》に、「秦の御代萬歳をたち給ふ事、是唯後の琴の秘曲」とうたふも、秦三世にて亡びしに、萬歳とは後より称するは誤りなり。もとより俗をきはめしうたひものゝ事なれば、論ずべきにはあらねど、今は朝廷の大禮にも用ひ、また勅使の饗應にも用ひ給ふ事なれば、刪定すべき事なるべし。故に中納言宗武卿は是を論定し給ひしならん。《熊坂》のうたひに、「あらしやうやひかん」といふ事、いにしへより分明ならぬこと葉也といひしに、宗武卿の御説に、「あら笑止やひかん」とて也。又《実盛》のうたひに、「日本一の功のもとて組て打よ」となせば、その辭くだるとは此卿の御説にや。また誰人の説にや。かくは聞しなり

と謡いの誤り箇所を具体的に指摘し、謡いは俗をきわめたもので論ずるべきものではないが、朝廷の大禮、勅使の饗應で披露されるものなので、そのような誤りは改訂すべきであるという主張のなかで、宗武が謡いの文句改訂をなしたという説が展開される(傍線部)。もともと、この『思ひ出草』で、宗武の説としてあげられる《熊坂》《実盛》の改訂詞章の該当箇所を明和本で確認してみると、

《熊坂》 地「あらあやうし、引んとて

《実盛》 シテ「あつはれ、おのれハ日本一の剛の者と、組むでうずよとて

となっていて、『思ひ出草』が宗武卿の説として引用する文句(「あら笑止やひかん」と「日本一の功のもとて組て打よ」と)は異なる。つまり、この場合は明和本とは無関係の謡いの改訂案を、宗武の説であると誤解しているわけだが、これは謡いの文句改訂といえは宗武の名が出てくるほど、両者の関係が深いと認識されていたことを如実にしめしていよう。

なお、『思ひ出草』では《高砂》《猩々》《張良》《夜討曾我》《感陽宮》の謡いの誤り箇所についても指摘されている。これらは、文句の不自然な箇所や、言葉使いとしておかしい箇所を指摘している箇所だが、参考までに明和本の該当箇所とを比較してみよう。ただし、明和本では《高砂》は該当箇所に改訂がなされておらず、《夜討曾我》は明和本には所収されていないので、《猩々》《張良》《感陽宮》の三曲について、明和本の詞章を次にあげる。

《猩々》 ワキ詞 「是ハもろこしきむ山のふもと、楊子の里に、かうふうと申民にて候

《張良》 ワキ詞 「是ハ韓に相たりし、張平が子、張良とハ我事也

《感陽宮》 シテ 「其後燕の太子をも、ほどなく亡し、始皇帝六国を合せ給ひしも、唯其本ハ琴の秘曲

右のように、明和本では従来の詞章から改訂されているが（傍線部）、その改訂詞章は、『思ひ出草』で指摘される矛盾点と同様の理由から改訂がなされたと考えられる。

すなわち、《猩々》では、「金きん山」というの本来の詞章を明和本は「もろこしきむ山」と改訂している。『思ひ出草』によれば、本来の詞章「金きん山」は「經山」と「金山」と二つの山を区別するために「金山」を「かねきんざん」と呼んでいるだけで、「金きん山」という山はないのにそれを知らずに固有詞のように使われているのはおかしいという。明和本はおそらくは同様の指摘がなされ本来の呼称「きんざん」に「もろこし」をつけることで解消している。

《張良》も同様に、ワキが「是は漢の高祖の臣張良」と名乗るのが本来の詞章だが、実際は張良はこのときはまだ漢には仕えていないのにおかしい、《咸陽宮》で、秦国は亡びるのに、「秦の御代萬歳をたもち給ふ事」というのはおかしいという『思ひ出草』の指摘と、視点で不適當であると明和本では判断され改訂されたと考えられよう。このことは謡の語の「誤り」は、一般的にも指摘されるものだったことをうかがわせ、明和本の詞章改訂にはこのような「誤り」を正すことにも神経をとりがらせていたといえるだろう。

それはともかくも、以上のようにさまざまな随筆集で、宗武が謡いの文句を改訂したとする記事があり、そのように世間で認識されていたことは注目すべき現象と思われる。これらを見

ると明和本が宗武の息のかかった謡本であることがますます確実になる。

さて、このように田安宗武が明和本の刊行にかかわったことを明確に示すものではないが、宗武と元章の癒着ぶりを示すと思われる記事が『甲子夜話』にみられるので、以下ではそれらをすこし詳しくみていこう。

三 『甲子夜話』にみる宗武と元章の交流

『甲子夜話』は、平戸藩主松浦静山によって編まれた長大な随筆で、正統各百卷、後編七十八卷からなる。執筆期間は文政四年（一八二一）から約二十年間におよび、聞書、実見談、風聞などで集めた大名旗本の逸話や、市井の風俗と多岐にわたる話題が集録されているものである。能楽に関する記事も豊富で、しばしば能見物にいった先や、能役者からの聞書といった形で、貴重な能楽関係の逸話が記される。

さて、『甲子夜話』の続編の十五卷―三では、すこしかわった宗武と元章の交流が描かれている。まずは以下に引用してみよう（引用文は、東洋文庫による）。

田安黄門卿「悠然院殿」の侍女に、白妙と云しあり。白哲微妙の婦人なりしを以てかく称せられ、又面打出目某に仰

せて、能の小面を二つ、白妙が顔色に擬して造らしめ、一は観世左近〔不可院〕に賜はり、一つは其御館に蔵められて、面の名も白妙と呼ばれしとぞ。観世が家蔵は丙寅の災に焼失、今は田安の御蔵のみ伝はれり。其面のさま、今様婦女の顔色にて、通例の小面とは殊にかはれりとぞ〔観世大夫が話〕。

すなわち、田安宗武（「田安黄門卿〔悠然院〕」。黄門は中納言の唐名）の侍女に「白妙」と呼ばれる女性がいた。彼女は色が白く美しかったので、そのような名が付けられたのであるが、田安宗武は面打の出目某に命じて、その女性に似せた小面（女面の一種で一般的にあどけなさの残る若い女性を表現している）を二つ制作させた。そして、モデルとなった田安宗武の侍女にちなんで、面の名は「白妙」と名付けられ、一つは観世元章（「観世左近〔不可院〕」）へ賜い、もう一つは田安家に納められた。ところが、観世家に所蔵された方は「丙寅の災に焼失」し、今は田安家の所蔵面のみが残る。この面は、通常みられるような小面とは異なり、今様のご婦人のような顔色だったらしい、という静山が観世大夫から聞いた能面をめぐる逸話である。

まずは、白妙の面が現存しているかどうかであるが、『甲子夜話』の記事によると、観世家が賜った方の白妙の面は焼失してしまったとあるので、現在観世家に所蔵されている可能性は少ない。現行観世流の衣装付や公開されている観世宗家所蔵の

能面のなかには、そのような名の能面は見い出せない⁽²⁾。みられない。では、田安家の所蔵する方はどうであろうか。『甲子夜話』の続編が書かれたのは、文政十年（一八二七）〜天保四年（一八三三）なので、少なくとも文政の末年ごろまでは田安家に存在していたと思われる。しかしながら、田安家の所蔵品に関しては、明治大正期に売りに出されるなど散逸したのも多く調査が困難で、白妙の面に関しても現存は確認できない。

ところが、奥書に「右面衣裳附者観世左近大夫元章／改正為安永五年丙申五月仲旬／蒲生成章謹写／弘化二乙巳年五月下旬／神吉治吉良謹写」とあることから、観世元章が（明和の改正）の折にあらたに規定した装束付けを写したものだとしらるる『面衣裳附』（法政大学能楽研究所蔵）には、八曲にかんして白妙の面を使用すべきことが記されているのである。これは白妙の面が実在していたことの傍証にもなる。以下にその曲名と、それらの曲に使用すべき面としてあげられているものを列挙してみよう。

《紫式部》	深女。白妙の類
《梅》	深女。或ハ小面。若女の類
《藤》	深女。白妙。或小面。若女の類
《井筒》	深。白妙の類
《熊野》	深女。白妙。小面。若女の類
《江口》	深女。白妙の類。或若女。小面にても
《冊子洗》	深女。白妙。若女。小面の類

《住吉詣》 江口と同じ面。白妙。若女の類

右の白妙の面を使用する曲をみていくと、いずれもいわゆる三番目物（幽玄味のある曲で、女性が主人公である場合が多い）に限定されている。『面衣装附』に所収される三番目物は三十五曲であり、うち八曲に「白妙」の名が見出せるのであるが、白妙という固有の名をもつ面（そのほかに記される深女、小面、若女という固有の名は固有の面の名ではなく、それぞれの特徴をもつ面の総称の場合が多い）としては、破格に多く記載されているといつてよいだろう。また、『甲子夜話』の記事によると白妙の面は小面の一種であるようなのだが、この型付では明確に小面とは区別されていることも興味深い。

このように、『面衣装附』に記されているということは、観世元章が断行した（明和の改正）の時期には、これら八曲の能を演じる際に、ほかの面とともに白妙の面を使用することが推奨されていることになる。ここで（明和の改正）廃止後の型付である『瀧雪月花』（宮内庁書陵部蔵）をみると、これら八曲はもちろん、そのほか曲にも「白妙」の名は記載されていない。つまり、白妙の面は（明和の改正）の影響下で、一時期だけ使用された特殊な面であるということが言えるだろう。さらにいうと『面衣装附』の八曲のなかには《梅》が含まれていることが注目される。《梅》が明和本のために新たに創作された新作品で、その詞章には田安宗武の学説がふんだんにとりこまれている作品だということは一章四節で述べてある。田安宗武の学

説が反映されている《梅》に、白妙の面が使用すべき面としてあがっていることは、この面が田安宗武の命によって製作されたものだという『甲子夜話』の記事が信憑性の高いものであることを裏付けるであろう。

さて、さらにもうひとつ観世元章と関連する資料から白妙の面を追ってみよう。それは、明和八年（一七七七）に能楽諸家が幕府へ提出した書上をもとに、観世元章が編集したとされる『諸家面目録』（観世宗家所蔵本）である³⁰。江戸幕府は徳川吉宗の時代以来、対能楽政策のひとつとして、能楽諸家の伝来や各流所収曲の内容、所蔵品などを把握するために、各家から書上を提出させていたが、明和八年のものは各家に伝わる所蔵面と作者に関する書上であつたらしい。『諸家面目録』は、そのような書上に記されたであろう能楽四座および喜多流の所蔵面のほか、諸大名の所蔵面なども記されており、別に何らかの資料も参考にしてあらたに整理しなおしたものと思われる。

この『諸家面目録』の記事は、「観世家伝来面目録」からはじまり、そのほかの各流派の伝来面目録、観世弟子家が所持する面の目録、そのあとに「観世家本面ノ写」「観世家外所持面目録」という項目にうつる。それぞれ能面の名前と作者が羅列された目録なのであるが、その「観世家外所持面目録」に以下の記述が見出せるのである。

田安右衛門督様御好

白妙

出目友水造

これが問題の「白妙」であることはほぼ確実であろう。そこには「田安右衛門督様御好」と、田安宗武が特に好んだ面であるという注が付け加えられており、『甲子夜話』の記事の逸話と合致する。

この白妙の一連の項目「観世家所持面目録」は、そのほかの項目名から考えると、観世家に室町期ころから伝来する本面でも本面の写しでもなく、比較的近年に新たに買い入れたか、新たに製作された面の目録と考えられる。その目録中に白妙の面の名がみえることも、『甲子夜話』が田安宗武が作らせたことと一致する。また、この面の作者に関して、『甲子夜話』では、「出目某」とだけあったが、右の目録によると「出目友水」の作であることが判明する。出目友水は、九代目喜多七大夫古能の著書『仮面譜』（寛政十年「一七九八」成立）によると、

友水庸久 初名李之助。明和三戌年死

とある。また『大野出目家文書』によると五十三歳で亡くなったことが知られる。これを満年齢として逆算すると、生年は元禄享保十年（一七三四）で、元章より八歳年長である。武鑑によると宝暦十一年（一七六〇）から明和三年までに「御ふち頂戴」の面打師としてその名がみえる⁴。喜多古能の著書『面目利書』には「近世の上手なり」と評されており、現存する作品

からも名人として評されることが多いようである。出目友水が亡くなったのは明和三年、明和本の刊行から一年後のことで、白妙の面が制作されたのはそれより以前であることが知られる。

なお、この出目友水にかんして、田安家とのつながりをしめす資料もある。田安家に所蔵される『楽事雑抄』なる書である。これは、田安家の所蔵する舞楽面の目録だが、そこには、出目友水が制作した面として「胡飲酒」「帰徳（稲村孫太郎作、彩色のみ友水）」「二舞の「咲面・腫面」（以上鶴岡八幡宮什物の写し）、胡徳楽の「一者・二者」（東大寺什物の写し）、《納曾利》の「一面」（興福寺所蔵面の写し）があげられている。『楽事雑抄』には、友水の息子李之助庸吉の作として「蘭陵王」、「鯉口帰徳」（以上鶴岡八幡宮什物の写し）、胡徳楽の「三者・四者」（東大寺什物の写し）、《納曾利》の「二面」（興福寺所蔵面の写し）もあげられている。

この資料から、出目友水が実際に田安家から注文を受け、舞楽面を制作していたことが実証できよう。宗武・元章・友水の三者をめぐる『甲子夜話』の「白妙の面」をめぐる記事は、ある程度事実を則したものと比定されよう。

このように、〈明和の改正〉の衣装付である『面衣装附』と、元章自身が編集した『諸家面目録』から、白妙の面が実在したことが確認できるのであるが、後者の資料からは、白妙の面は少なくとも明和八年までは観世家に存在していたということになる。そして『甲子夜話』の記事では、この観世家所蔵の面は「丙寅の災に焼失」したある。この「丙寅の災」がいつのこ

とかであるが、これは文化三年（一八〇六）三月に江戸の芝で発生した大火をさすことになろう。文化三年は、『続甲子夜話』の執筆時期と時間的にもそう離れていないので、このことからこの白妙の面をめぐる逸話が、ほぼ事実を伝えていると考えてよいように思われる。

四 観世元章の能面制作をめぐって

さて『甲子夜話』には、ほかに田安宗武が関係した能楽にまつわる逸話がのせられている。そのひとつは同じく続編の十巻―五の次のものである。

観世は『錦木』の能に千種男と云面をかくる。以前は余流と同じかりしを、明和の頃、大夫左近〔不可院〕が自らの工夫にてこの面を製せしが、悠然院黄門卿の錦木のご事を覚し召し合せられて、千種男の名を賜はりしと。故日吉市十郎〔後一学〕^⑤の、幼年に先師に侍して傍にて聞き所なりとぞ〔某の話〕

今度は、さきほどの白妙の面のように出目某に作らせたものではなく、「大夫左近〔不可院〕」、つまり観世元章が自ら作った能面にまつわる話である。ここでは能《錦木》は観世流のみ

が「千種男」という面をかけるが、それを工夫したのは元章で、命名したのは田安宗武であるという説が紹介されている。

命名の根拠となった「錦木のご事」というのは、能《錦木》の詞章にある「千種の糸の細布織りてとらせん」にまつわる故事であろうかと思われるが、この『甲子夜話』の逸話にかんしてはいくつか疑問点がある。それは現行観世流の衣装付の《錦木》には「阿波男」「千種男」「怪士ノ類」とあり、観世流は千種男をかけるとする記事と一致するのであるが、元章の時代の衣装付である『面衣裳附』をみると、《錦木》は「霊神の類」としか記されていない。また、通常「千種男」というと、『申楽談儀』にもその名がみえる大和の面打千種の作とされるものをさし、『甲子夜話』にいうように観世元章の頃にはじまる名称ではないと思われる。

一方、元章が能面を打っていたことは事実で、元章と交流があった喜多古能の著書『面目利書』^⑥に、次のようなエピソードが記されている。

扱又観世元章、面を打ち候。是友水に習ひ打ち候也。前に記す通り（注：出目家はもと観世家の地謡であったこと）友水家御扶持方は、地謡の役にて下され、面の御用は御細工方支配にて行違候間、豫て洞水代より色々願ひ候筋有之候。友水も右の願有之候間、観世へ豫て色々頼み候儀有之に付き、元章と友水不和になり候て、元章も洞白以来贖物をこしらへ候様に人に語り、友水も観世家の面に拵物ある

様に人に語り候。此所の意味相認め難く候。予又元章と別懇にて、面の事も尋ね候につき委細に相伝致し候

傍線部に元章が友水に面打を習っていたとある。この友水は、白妙の面の作者である。ところが、扶持の問題が発端となり友水は元章と仲違えしたという。『面目利書』には、その後どうなったかについては書かれていないのであるが、おそらくは仲たがいをしたままだったのではないだろうか。右の引用によれば、元章は腹いせに大野出目家は代々贖物づくりをしていると人に語り、友水は友水で観世家の面には贖物があると言いつらしたという。ここでいう「洞白以来贖物をこしらへ候」という元章の言は、単純に悪口のための虚言のようにも思えるが、これは「洗彩色」という古作の色彩とそっくりにしあげるための秘伝の彩色方法のことを、元章は贖物づくりの技法であると言いつらしたのでないだろうか。この「洗彩色」について『面目利書』には、

此彩色、洞白以来致す事にて面打の家にて至つて秘する事にて実に一子相伝程の秘事なり。故に世間に知る者なし。此彩色を近頃まで古作の彩色なりと皆思ひしなり。子細有つて友水より観世元章へ相伝し、元章より古能へ相伝す。他へ伝ふる事なし。秘すべし

とあり、一子相伝の重大な秘事である「洗彩色」の技法を、友

水は元章に相伝したことが知られる。さらに、この記事からは元章と友水は仲たがいがいするまでは、秘事をも相伝するほど緊密に交流していたことがうかがえる⁽⁷⁾。このことは先ほどの白妙の面の制作年が仲違いの前と推察でき、少なくとも友水の没年明和三年よりはずっと以前につくられたものと考えられよう。同じく喜多古能の『面目利書』のなかに、「慈雲院」という古作の能面作者の技法について、

裏は宝来に似たりと云う（出目庸久の説）、多く見ざれば委しく論じがたし。又一説に（観世元章説）龍右衛門に似たるといふ説あり、何れが正説なるや

という記述が見出せる。これは、ほかにも元章と友水との間では意見の食い違いがあったことをしめしていると同時に、元章が能面に関して一家言を有していたということにもなる。元章は考証癖があったとされるが、能面にかんしても、元章は持ち前の凝り性を発揮していたのだろう。

なお、現在観世宗家には元章作の「若女」、京都の片山九郎衛門家に元章作「深井」がそれぞれ所蔵されている。このうち「若女」は、同じ観世宗家蔵である桃山期の能打河内作の「若女」と比較されることが多いが、まゆの書き方や彩色の刷毛目、頬の位置などが河内作のものとは異なり、正確に本面を写すという意識はなかったとの指摘もある。そのような正確な写しとは言い難い元章の作風を勘案すると、写しの技法を贖物づくり

の技法と言いつらした『面目利書』の記述はある程度納得できる。また、元章が「工夫して」能面を打ったとする『甲子夜話』の説も、ある程度事実にもとづいたことから生まれた逸話のようにも思われる。

とはいえ、さきほどの元章編『諸家面目録』には「観世左近元章作之面」という項が設けられ、

天神
狸々
若女
鼻瘤
小應見
慈童
山姥 秋山伊豆守所持
深面 片山九郎右衛門豊房所持
深面
中将
志和尉
頼政 片山九郎兵衛所持

と、現存する二面も合わせると計十二面の元章作の能面をあげているが、この十二面の中に、『甲子夜話』にいう「千種男」の名は見られない。『諸家面目録』には、元章の弟である観世市三郎章記が作った面の項もあり、そこには「千種男」という

名がみえるものの、やはりこれは千種作の「千種男」に端を発するものであろうし、命名主が田安宗武とするのは無理がある説といえよう。元章の能面製作にまつわる逸話は、『甲子夜話』のほかにも「面打源助との間に起こった肉附面の話」というものもあることが、観世左近氏『能楽随想』（一九三九年、河出書房）で紹介されているが、事実とは言い難い逸話が巷では広まっていたようである。『甲子夜話』の「千種男」にまつわる逸話もそのようなもののひとつで、元章が面打に傾倒し一風変った能面を打っていたことと、田安宗武と懇意であったという事実から生み出された風説といえそうである。

五 《実盛》の型の工夫をめぐって

これまでみてきた二つの逸話は、元章の側からいえば、宗武が作らせた能面を賜り、作った能面には名前を付けていただいたという記事であり、田安宗武が観世元章の後援者であったこととの具体例として注目される。当然〈明和の改正〉への宗武の関与をうかがわせる記事もある。一つ目は続編の二十三巻―三の前半部である。

《実盛》の能に、シテ「天晴おのれは日本一の剛の者と、軍場つよとて、地鞍の前輪に押付けて、首かき切て捨てけ

り」と謡ふ。これは手塚の太郎光盛が郎党と組で、実盛郎党が首を剷く所なり。このとき尋常は、左りの手をのべ敵を押さへたる形をして、右の手に持ちたる中啓を取なほし、逆手に持、前の方へ引て、首剷きると所作をするなり。或日能見物のとき、観世大夫が話したるは、某一両日前、築地の楽翁公に召れ、『実盛』の仕舞をせしとき、亡父が伝来せし如く為したれば、公の仰せられしは、さても久々に見たり。善く先代の伝を守りたるよとて賞め給ひしと言しゆゑ、夫は奈何にと問ふに、「鞍の前輪に押付て」と謡ふとき、左手を向ふにして押付し意にし、右の扇にては向へ順に押切る形をし、首頸き切てと、扇を取直し逆手に持ち、捨てんげりと、頸切り捨る体をするそぞ。成るほどかくも有るべし。是は正しく悠然院殿の頃、武辺の御穿鑿ありしときの御伝授なるべし

これは『実盛』の型にかんする記事で、髪を黒く染めて戦場に赴いた武将斎藤別当実盛が、敵の手塚の太郎光盛と死闘をくりひろげ首を切られる場面の所作についての話である。ここで要点となるのは、「首をかき切る」という詞章にもなう所作で、通常は右手の啓（扇）を逆手に持ち直し、手前に引く。しかし、観世大夫が「築地の楽翁公（注：松平定信、田安宗武の三男）」に召され『実盛』の仕舞をしたとき、亡父の伝来通り右手の扇はそのままの持ち方で向こう側に押しきる所作をし、あらためて扇を逆手に持ち直し釘を切り捨てるという形で舞つ

たところ、楽翁公からお褒めの言葉をいただいたという。観世大夫が仕舞で舞った型は、首をきるさいに最初から逆手にもつて手前に引き切ると、力あまって自分を切ってしまうように見えるという視点から、より写実的な刀（扇）のあつかい方に改めたものと思われる。

現在観世流では、右の形ではなく、逆手に持ちなおし向こうからかき切るといふ形が一般的なようである。また、『甲子夜話』のいう一度向こうに押し切つて、改めて扇を持ち直して切り落とすといふ型が記された型付はほかに確認できなかったのだが、この逸話は筆者松浦静山が時に観世大夫に直接聞いた話であり、そのような形で舞われたことは事実と考えてよいように思われる。

ここで、松浦静山が右引用の傍線部において、この写実的な型は悠然院すなわち田安宗武が「武辺の御穿鑿」をした頃の伝授であろうと推測している点に注目したい。つまり、これは田安宗武が能の所作のうち武道に関することについて調べており、それにもとづいて所作に新たな工夫を加えていたということになる。田安宗武の時代の観世大夫は元章である。そうなること、想定されるのはこの型の工夫が〈明和の改正〉の範疇にあるのではないかということである。

〈明和の改正〉は明和本の刊行に代表されるが、詞章だけでなく演出面においても新たな工夫をしていたことはこれまでも述べている。『甲子夜話』の説は、この演出面の改訂に対して田安宗武が積極的に介入していたとするものと考えられるので

はないだろうか。そう考えると、田安宗武はたんに元章の活動を後援してただけでなく、宗武自身も能楽に深く関わって〈明和の改正〉にも内容面で介入していたといえるだろう。なお、随筆『難波江』には、能の装束が田安家から与えられたという次の記述があるが、これも宗武が詞章の改訂だけでなく演出の改革にも介入していた可能性を高めるものとして注目される。

曾我コノ謡曲ノ舞コレマデハ、「ランモン」ヲ用ヒタリ。
文句ニハ「蝶鳥」トアレバ、田安殿ヨリコノ直垂ヲタマフ。
サレド芝居ニテハ、早ク蝶鳥ナルヲ、田安殿ニテハシラセ
給ハ又故ナリケリ。御役者ハ芝居ニ混ゼンコトヲ恐レテタ
マハリタルヲ不用ナリトキケリ

このことは、宗武の服飾故実研究ともかかわり今後検討していく必要がある。今は、宗武が元章と密接に交流をしていたことと、能のあらゆる方面に見識があったことを確認しておくにとどめておきたい。

『甲子夜話』の筆者松浦静山には、〈明和の改正〉に田安宗武の関与があったという情報をもっていたのではないかと思われる記事がほかにもある。それは、長岡侯〔特野備州〕と浴恩侯〔松平定信〕が興じて謡を謡いあったおりに、浴侯は観世流の〈明和の改正〉の詞章で『高砂』の謡いを披露したという記事である（続編十六卷―三十一）。その時、松浦静山が「これ

は彼の改正の文句にや」と問うたところ、「不可院左近が改正の文句なり」と返答があった。松浦静山は浴侯が改正の詞章を知っていること対して、

これは正しく悠然院殿のときより覚へられしならん

と述べている。これも、元章の行った〈明和の改正〉が田安家にとつてゆかりの事であったことを示す発言とみることができよう。

むすび

以上のように、随筆『甲子夜話』のなかには、田安宗武がかかわったとする能楽にまつわる記事が四例あるが、いずれも十五代観世大夫元章と関連したものであった。従来いわれているように、田安宗武が元章の後援者であるという点を裏付けるものといえる。

観世元章の業績である〈明和の改正〉は、元章が田安家における国学研究の気風を受けて謡本の詞章改訂を思い立ったというのが通説である。そして宗武は、賀茂真淵を推薦するなどして元章の活動を後援したとされる。しかし、『甲子夜話』の記事をみると、後ろ盾という立場にとどまらず、宗武自身が能楽

に傾倒し（明和の改正）に具体的な形で関与していたことがうかがえる。

最後に、能楽に関連した記事ではないが、田安宗武に関する次のような記事がある。

又松浦は三弦上手にて、古風を伝へし者と聞しが、其わざを聴くに、古へとも思はれず。又今を以て観ればその曲手も殊なれど、古の遺とは取がたし。その時間し人々も亦同じく評せり。然れば古は何かにと云に、故田安殿「悠然院」常に人に示し給ひしと聞くは、古楽は面白くこそ有らん。因て今楽を為んには、務て人の楽むやうにこそ有たしと、此殿の修定せられし御志はかくぞと承はれ。すれば松浦古曲の相伝は違ふまじけれど、田安の御論に拠て思へば、古風はかくはあらじと思ふなり。（『甲子夜話続』三巻―十）

傍線部は、宗武の業績のひとつである古楽（雅楽）の復興の根底には「古楽は面白くこそ有らん」という宗武の信条があるとするものである。このような意識で宗武が能楽にも接していた可能性があろう。すくなくとも、そのような信条をもって古楽の復興を実現させた宗武が、能楽の改革に取り組む元章に対して自らの考えをしめし、反映されたと考えてもそう無理はないだろう。『甲子夜話』をはじめ今回あげた随筆の記事は、そのような田安宗武と観世元章の能楽へのかかわりを如実に物

語るものといえる。

注

- (1) 「観世左近〔不可院〕」は、観世元章の法名「普観院無印宗住居士」の「ふかいん」を「ふかいん」と聞き違い、字をあてたものだろう。なお、『甲子夜話』には「不可院」にまつわる逸話がほかにもいくつかみられるが、これらもすべて観世元章にかんする話と考えられる。
- (2) 『OMOTE・観世宗家能面』（平成十四年、繪書店）。
- (3) 表章「〔資料紹介〕『諸家面目録』（『観世』、昭和三十四年八月）に全五十丁のうち前半二十丁が翻刻されている。
- (4) 『武鑑』は出雲寺和泉掾版『宝曆武鑑』（『江戸幕府役職武鑑編年集成』）による。なお、同じ武鑑でも須原屋茂兵衛版では、出目友水は宝曆十二年から御用面打師として記されており、出雲寺和泉掾版と一致しない。また、『大野出目家文書』には延享三年（一七四六）に家督を継いだとある。
- (5) この『甲子夜話』続編十八巻五の逸話を、「某」に伝えたという「日吉市十郎〔後一学〕」という人物は、著者松山静山と親しかったようで『甲子夜話』ではしばしば登場する。その素性については、三篇三巻九に「故不可院左近の末子。日吉の義子となる」とある。近年の研究によれば、天野文雄氏が『翁猿楽研究』（平成七年、和泉書院）において天理図書館吉田文書『御応間雑記』に、元章の甥と記されていることが指摘されているほか、表章氏が「観世一学のこと」（『能楽史新考（二）』所収）に、実は笛方貞光家の子であった可能性が指摘されているなど諸説があることがしられる。なお表氏論考

によれば、一学はとくに元章に引き立てられていた人物らしい。

(6) 喜多古能『面目利書』は、喜多宗家の所蔵する秘書であったが、原本は関東大震災で焼けてしまった。本論文での引用は、池内信嘉『能楽盛衰記』上巻(大正十四年、能楽会)の翻刻による。喜多古能は寛保二年(一七四二)〜文政十二年(一八二九)。

(7) 出目友水の作品は多数知られているが、たとえば観世宗家には「まゆかき」(注2の『OMOTE』の図版七八)や観世元章の依頼で金剛家の本面を写したと面裏に記された「小面」がある。

(8) 〈明和の改正〉の型が記されていることがある『乱舞能附』(宮内庁書陵部蔵)では、「両手で取付き、右ノ足引。押へ、左ノ手、尺扇逆三持。引切テ右ノ方へ捨ル」という型が記されている。これは『甲子夜話』のいうところの「尋常の型」に一致する。

〔付記〕

□本節は、「田安宗武と明和改正謡本―新作能《梅》をめぐって―」(『能と狂言』二号、平成十六年三月、能楽学会)の「はじめに」、「田安宗武と観世元章―『甲子夜話』の記事を中心に―」(『叙説』三十三号、平成十八年三月、奈良女子大学国語国文学会)、「田安宗武の能楽愛好―田藩文庫の能楽関係資料を手がかりとして―」(『フィロカリア』二十四号、平成十九年三月、大阪大学美学会)の「一随筆にみる明和本の宗武」を統合し、あらたに加筆訂正したものである。

□能面について、大月光勲氏にご教示いただいた。また本稿発表後、見市泰男氏、保田胤雲氏に貴重なご助言を頂戴しました。ここに記して感謝申し上げます。

二節 田安家における謡本改訂の片鱗

―田安家旧蔵『版本番外謡本』の書込みをめぐる―

はじめに

本節では、明和本刊行に田安宗武が単なる後援者ではなく、実際の改訂作業に深く関与していたことをより確実なものとする資料を紹介し、明和本の刊行における宗武の役割を確認していきたい。その明和本の刊行の経緯について多くの問題を提示すると思われる資料が、田安家旧蔵『版本番外謡本』である。

田安家旧蔵『版本番外謡本』（以下田安家旧蔵本と称す）は、現在、信多純一氏の御所蔵であり、同本をもとにした影印本が伊藤正義氏によって出版されている⁽¹⁾。本書の書肆事項については伊藤氏の解題に詳細が述べられているので、まずはそれに従って簡単に概要を紹介しておこう。

本書は、いわゆる三百番本・四百番本・五百番本と呼ばれている版行の流布謡本で、通常はめったに上演されない遠い曲百番（五番綴で各二十冊組）ずつ収められている。なお、三百・四百という名は、よく上演される百番（内百番）に対して、上演されることがすくない百番（外百番）について、内百番と合わせて二百番になることから、二百番本とも呼称されることに

もとづく。つまり、三百番本は、さらに上演されることが少ない百番で、内外と合せると三百番になるので「三百番本」といわれ、四百番本、五百番本もそれに準ずる。

さて、田安家旧蔵本の三百番本は、貞享三年（一六八六）九月、四百番本は元禄二年（一六八九）正月に、ともに御書物師林和泉掾から出版されている。五百番本については、流布しているものは二版に分かれ、元禄十一年（一六九八）霜月に、江戸日本橋の書肆田方屋伊右衛門から出版されたものと、正徳五年（一七一五）に林和泉掾からも出版されたものがあるが、田安家旧蔵本の五百番本は、後摺の林和泉掾版である。

なお、本書が田安家旧蔵であるとする根拠は、四百番本と五百番本の表紙に「田藩文庫」の印が、各冊巻頭に「田安府芸堂印」の印がそれぞれおされていることからで、この二つの印がおされているものは田安家創世当時、すなわち宗武のころからの所蔵本である可能性が高い⁽²⁾。ただし、三百番本については、どちらの印もなく、後年あらたに買い足されたものと推定される。そのため厳密にいうと、田安家旧蔵本と称することができるのは、四百番本と五百番本のみのものである⁽³⁾。

この田安家旧蔵『版本番外謡本』は、一般にひろく流布したもので謡本自体はよく知られたものといえる。しかし、この田

安家旧蔵書の四百番本と五百番本のいくつかの曲に貼紙・付箋・書込みがなされ本文が著しく改訂されていることはこれまでまったく注目されていない⁴⁾。結論をさきに述べると、この書込みが明和本の改訂に深くかわるもので、これまで知られていなかった明和本の改訂経緯について新たな知見をあたえるものと考えられるのである。

その書込みの形態は、版本の印刷詞章の上に、墨書で大胆に線を引いて、大きくバツ印をつけて削除、あるいは張り紙で元の詞章を隠したうえ、丁の天地の空白部分や行間に新しい詞章を書き込むというもので、それも、詞章の一部分ではなく、各曲全体にびっしりと訂正がなされている。詳細は、本論文末の写真資料を参照されたいが、一見して清書はなく草稿である印象を強くうけるだろう。書込みや貼紙の痕跡の見られる曲は、四百番本では、《岡崎》《宮川》《浦嶋》《求塚》《逆鋒》《植田》《富士山》《小環》《雪鬼》《柳》の十曲、五百番本では《嵯峨女郎花》《嵯海》《将門》の三曲、合計十三曲をかぞえる。

それぞれの書込みの筆跡はいくつか特徴がみられ、およそ三つに区別できるように思われる。一つは、《宮川》《植田》《小環》《雪鬼》《嵯峨女郎花》《将門》に書き込まれた筆で、縦や斜め方向に流れる比較的大きな字を書くもの、《浦嶋》《柳》《嵯海》にみられる比較的小さい字のもの、もう一つは、《柳》に付された付箋に書き込まれた朱・墨の筆の計三パターンである。ただし筆跡は、このように三種ほどに区別できるが、四百番本と五百番本ともに共通の筆跡がみられること

から、書込みは一連のものと判断してよいだろう。

誰が、そして何の目的でこういった書込をしたのか問題だが、通常、謡本に書込みがみられる場合は、他流との詞章の異同や、謡本には記載がないが実際の上演ではあるワキ詞などが書込まれている例はよくある。しかし、この田安家旧蔵本の書込みは、セリフ・謡の別なく訂正がなされ、雑然とした書込みで、訂正にさらに訂正を重ねた箇所もみられ、謡本の書込みとしては異例といえる。まずは書込みの内容を詳細に検討していく必要がある。以下、曲事に書込みの内容をみていくことにする。

一 田安家旧蔵『版本番外謡本』への書込みをめぐる
— 《富士山》《求塚》《逆鋒》 —

最初に、あきらかに明和本との関連が指摘できる四百番本の《富士山》の書込みをみてみよう。《富士山》の冒頭の半丁は、

富士山

次第 「大和もろこし吹風の、く 春や雲井
にかよふらん ワキ詞 「抑是ハ唐せうめい

王に仕へ奉るせいけむといへる士
卒なり。扱も日本富士山に至り、不

死の葉を求めし有。其れ跡
を見て参れとの勅を蒙り、此程

という詞章だが、田安家旧蔵本では、そのうちの内題「富士山」以外のすべての詞章を覆う形で紙が貼られ、

ワキサシ剛 抑是ハ、宋の帝の方士、管婦真

とハ我事なり。詞さても日本富士

山に、不老不死の葉あるにより、

もとめて参れとの勅を蒙り、

仙術を以て只今ふじ山へ

至り候 次第切 やまともろこしへだ

と全く異なる詞章が書込まれている（写真《富士山》①）。実は、この貼紙に書込まれた《富士山》の詞章は、明和本の《富士山》の冒頭とまったく同じ詞章で、振り仮名まで一致する。次の半丁は丁全体への貼紙ではなく、詞章の部分に小さな紙片を貼付する形で貼紙がなされているが、そこに書込まれている詞章も、やはり明和本の詞章である。以降、田安家旧蔵本《富士山》において、貼紙のうえ書込まれている詞章ほぼすべて版本と明和本との詞章の異同箇所一致する（【表1】参照）。この《富士山》の書込みだけを見ると、文字配りまでほぼ明和本と同じで（二箇所のみ異同がある。【表1】の2段2～3）、版本の詞章を明和本と同じくするために書込まれたものかと推測

もできよう。つまり、明和本刊行後に、明和本との異同箇所を記したものの考えられようが、次にみる《求塚》《逆鋒》の書込みをみれば、そうとはいえないことが明らかになる。

同じ四百番本の《求塚》の書込みは、同様に明和本の《求塚》との異同箇所について改訂がなされているのがほとんどだが、《富士山》の場合とは異なって、必ずしも明和本の詞章と一致しない箇所がみられるのである。たとえば、シテの登場のあとに謡われるサシは、田安家旧蔵本の本来の詞章は、

サシ 「因山にハ松の雪たに消なくに、都

は野辺のわかな摘、比にも今そ成

ぬらん。思ひやるこそ床しけれ ッレ上「爰

ハ所もあまさかるく

で、冒頭の「太」の一文字だけに貼紙がなされ（囲い部分）、その貼紙には「み」と書かれているが、それ以外は訂正されていない。この詞章は「み山には松の雪だに…」と訂正されたということになるが、該当箇所を明和本でみると、サシは、

シテ女サシ 「都にハ長閑き野べ

にいろくくの、三人 袖ふりはへてをとめ

子が、若菜摘つゝ遊ぶらむ。思ひ

やるさへおもしろや 上歌 爰ハ所もあま

ざかる。く

とあり、版本の本来の詞章とも、訂正された詞章ともまったく異なる〔表2〕2段35)。つまり、《求塚》は、完全に明和本の詞章に訂正していかないことなる。このような書込み訂正後の詞章と明和本とが一致しない例はこのほかにもある。それらを整理してあげると、次の通りである(最初に提示した詞章は、田安家旧蔵本の書込み訂正後の詞章。(明II)が明和本の該当詞章で、書込み詞章と明和本との異同箇所はそれぞれ太字で、異同のない箇所は薄字で表記した(5))。

① 此所に相待、名所をも尋ばやと思ひ候

(明II此所に相待、名所を尋ばやと思ひ候)

② 先生田とハ此野を申候か

(明II生田の小野とハ、此野を申候か)

③ さこそ命をし鳥のつかひ去ぬるあはれさよ ※書込みなし

(明IIさこそ命をし鳥の。つがひ別し哀さよ)

④ 空しくなれば夫と又、我罪に重りぬ

(明II空しくなれば夫も又、我罪に重りぬ)

⑤ いつまで草のいつ迄か、苔の下に埋もれん

(明IIいつまで草のいつ迄か、苔の下には埋もれん)

⑤ はしらも則火焰となつて

(明II柱も則ち火焰となりぬ)

右の六例のうち、たとえば①⑤は一字の違いであり、あるい

は明和本の通りの詞章が書込まれていたものの、訂正紙が剥脱したという可能性もあるが、その他の例は確実に明和本とは異なるといえる。

このように、田安家旧蔵本の《求塚》の書込みは、大部分が明和本の《求塚》と一致するといえるものの、右のように明和本とは一致しない箇所がある。

同様に、四百番本の《逆鉾》への書込みも、《求塚》のように大部分は、貼紙によって明和本の詞章が書込まれているが、訂正後の詞章には明和本と一致してない箇所がある。しかもその不一致は《求塚》より顕著である。

たとえば田安家旧蔵本では、シテ登場の詞章の、

竜田川、錦織をりしく神無月、色づく秋の紅葉かな

のに貼紙をして(右引用の囲い込み部)、上にそれぞれ「ちか」「名残」と書込まれている。これは、訂正により、「竜田川、錦織をりしく神無月、ちかづく秋の名残かな」と改訂したものである。しかし、ここは、明和本では「ちかづきぬらん夕時雨」という詞章で、一致しない。つまり、明和本を見てその詞章を書込んでいるとはいえないのである。同様の例は十三例ほどみられる。そのそれぞれの例は、ここでは省略にしたがい、本節末尾の【表3】の太字傍線部を参照されたい。

以上のように、田安家旧蔵本の書込み訂正後の詞章は、明和本と一致しない箇所があるが、それでも明和本の詞章と一致す

る箇所もあるという複雑な様相をみせている。なかには、密接に貼紙の脱落によって、本来の書込みの姿が分からなくなっている箇所もあるかと思われるが、これまでみてきたように、田安家旧蔵本の書込みのうち、《富士山》《求塚》《逆鋒》の三曲については、これらの書込み詞章の大部分は明和本の詞章と一致するが、部分的には一致しないケースのあることが明らかになったかと思う。

ここで問題となるのは、当然、田安家旧蔵本と明和本との関係ということになるが、《富士山》のように両本がほぼ一致する例をみると、あるいは田安家旧蔵本が明和本を書き写して、詞章を訂正したとの仮説もたてられるかもしれないが、《求塚》《逆鋒》の書込みをみるそうともいえない。両本をあらためて比べると、明和本では異なる詞章になっているのに、田安家旧蔵本では貼紙訂正されていない箇所が多いといえる。また、田安家旧蔵本では、明和本とも異なる詞章に訂正している例もある。この点を勘案すると、田安家旧蔵本の改訂からさらに改訂を加えたものが明和本であるという関係が想定されよう。それはとりもなおさず、田安家旧蔵本が明和本にたいして草稿的な位置にあるのではないかということになるが、そのことは、そのほかの書込みのある十曲の検討からも補強できるのである。

二 明和本非所収曲への書込み

これまで見てきた《富士山》《求塚》《逆鋒》は、明和本所収の曲だが、田安家旧蔵本では、明和本にはない曲へも訂正がなされている。すなわち、四百番本では《岡崎》《宮川》《浦嶋》《植田》《小環》《雪鬼》《柳》の七曲、五百番本では《嵯峨女郎花》《堪海》《将門》の三曲である。

その訂正の様相は、先述の明和本所収曲への書込みよりも雑多で、最も多いのが直接詞章に線を引いて抹消し、そのわきに新たな詞章を書き込む形での訂正である。また、広範囲にわたって版本の詞章を線で囲み、そこを斜線で抹消している例も多々見られる。貼紙や付箋による訂正もあるが、その付し方はあまり整然としたものではなく、かなり乱雑である。改訂した詞章をさらに訂正している箇所もあり、なかには一度訂正詞章を書込みながら、また元の詞章に戻すなどして、全体的に草稿という印象を強くうける。

さらに訂正の具体的な内容を見てみると、訂正の中には用語や表現を直すといった部分的な訂正もあるが、曲の趣向そのものを変えたり大幅に詞章を削除したりと、規模の大きい訂正が施されている。ここではそのような例として、趣向そのものが改められている例をいくつかあげておくことにする。たとえば五百番本の《将門》では、本来の詞章は、舞台となる神田社の

御神体は将門となっているが、田安家旧蔵本ではそのことについて触れている詞章を次のように訂正している。

シテ「是こそ神田の社として、かたちけなくも大巳もちの大神と、いわひまつりたるにて候（中略）。むかしハ、大なもち一座にて候らひしが、承平のさハぎの後、正門がおんねんをしつめん為、当社のまるふどにいさひ、今ハ二座のやふに候

つまり、書込み訂正後の《将門》では、神田社の御神体は「大巳もちの大神」と「正門」の二座であるとす。全体の筋も、《将門》の将門を讃える内容から、神田明神へ将門が祀られるに至った経緯について語る内容へと改訂されている（写真資料《将門》④右）。

また、四百番本の《植田》の改訂では、冒頭で入間の某（シテ）とその家人の植田とが、訴訟がなかなかかなぬ現状を嘆く場面を抜いて、すぐさま植田がみたという霊夢の話が語られる。さらに入間の某が狼籍者（実は植田）を成敗するという場面もそっくり削除し、六波羅の奉行（ワキ）が、

ワキ「是ハ六はらの奉行職にて候。扱今日吉日にて候間、沙汰初候ひしと頃に、ろうせき者あり。皆々手にあまり候しが、入間の某かし、訴訟の分ありて、かのくせ者をいけどりて候。入間が訴訟ハかなひかたき御沙汰にて候

ひしが、御思やうのあんとの御行書を給候間、やがてあたへばやと存候

と説明する（写真資料《植田》④左）。ほかにも主君のためにこれから罪を犯そうとする植田の心情の吐露という場面も削除されるなど、田安家旧蔵本の《植田》は簡潔な内容になっており、人物の心情よりも物語の筋運びを重視した改訂がなされているといえよう。

また、五百番本の《嵯峨女郎花》では、ワキが僧正遍照で、嵯峨野で花に見惚れて落馬してしまうという冒頭を、田安家旧蔵本ではワキを固有の人物ではなく「嵐山に山居の僧」にした上で落馬するというくだりをも削除し、そのワキが嵯峨野で僧正遍照の歌を思い出すという大胆な改訂をしている（写真資料《嵯峨女郎花》②右）。四百番本の《小環》でも本来の形は、娘のもとに毎夜通つてくる男の正体を知るために刺した小環の針で傷つき息絶えようとするシテ（蛇）が、魂は神となり九州二嶋の守護神（うはたけの神）となると語るといふものだが、書込み訂正後の《小環》ではそれに加えて、娘が男子をやどし、その子について「後に勇士となりて。家をもおこす」という詞章が挿入され、結末に異なる伝承が付加されている（写真資料《小環》⑨右）。

このように、明和本非所収曲には、一曲の曲趣にも関わるような大規模な訂正がなされているのであるが、そのような改訂の中でも注目すべきは、《宮川》《堪海》《植田》《浦嶋》におい

て、元の詞章にある「いそぐ」「いそ」という詞章がすべて削除されるか、別の詞章に訂正されている点である。具体的な例をみてみると、たとえば《宮川》の「急ぎ給へと待給ふ」という詞章を「早々参り給ハリ候へし」と改訂し、《柳》でも「急候程に」を「是ハはや」とするなど、明確に「いそぐ」という語を避けていることが知られる。明和本で、当時の将軍家治の御台所であった五十宮を憚って「いそ」という文字をすべて削除・訂正していることはこれまでにも述べたとおりであり、この田安家旧蔵本の改訂は、明和本の改訂基準と一致するといえよう。また、《植田》《堪海》においては狂言の詞であることを示す「ヲカシ」という語を訂正で「俳」と記しているが（写真資料《植田》④、《堪海》②左）、この「俳」という語も明和本独自の用字の一つとして知られているものである⁶。これらは明和本の特徴との端的な一致点であり、これだけでも明和本非所収曲の改訂は明和本所収曲のそれと同様に、明和本に関連する草稿であることが想定されるだろう。

さらに、明和改正謡本非所収曲の改訂においては、たとえば《宮川》《柳》《浦嶋》においてクリ・サシ・クセがそっくり削除されるなど大幅な詞章の短縮がなされているが、これは明和本の特色の一つであることが注意される。周知のように明和本では、《采女》《金札》《御裳濯》などでクリ・サシ・クセがそっくり削除されており、これによって上演時間の短縮や主題の明確化をねらったとされているが、田安家旧蔵本の《宮川》《柳》《浦嶋》にもそれと同種の改訂がみられるのである。

また、田安家旧蔵本の改訂後の《雪鬼》においては、「在原の業平」を「なり平の朝臣」とするが、明和本の《井筒》でも「業平」を「なり平の朝臣」に改訂している（写真資料《雪鬼》③左）。明和本では、業平の呼称を「なり平の朝臣」に改訂しているのは《井筒》だけであるが、この改訂も明和本との共通点としてあげておく。

また、田安家旧蔵本では《浦嶋》において、キリに該当する改訂詞章に、

シテ いでく葉をさゞげんとて。

地 く。又内陣にいらせ給ひ。葉の御箱を取出し勅使に授奉り君の御奇命限りあらじとよろこびの舞をまい給ふ
楽シテ おもしろの折からや。

と、「楽」という舞事を記している（傍線部）（写真資料《浦嶋》⑪右）。同種の例はほかにもあり、《宮川》に「神楽」、《植田》に「舞」の注記が書き込まれている。また《植田》では植田の役を、子方が演じることを想定しているらしく、「子方」「子」と改訂されている。これらの例から、田安家旧蔵本の改訂が、実際の上演を前提として改訂を施していると考えられよう。これはとくに明和本との関係を示す現象ではないが、田安家旧蔵本の訂正がいかなる性格のものかを考える場合の貴重な手がかりになるように思われる。

以上、田安家旧蔵本において訂正を加えられた曲のうち、明

和改正謡本におきめられていない曲への改訂についてみてきたが、そこには、明和本の改訂基準に共通する現象が顕著に認められるといえよう。

三 田安家旧蔵本と明和改正謡本の関係

これまで、田安家旧蔵本への書込みを明和本に収められている曲と、収められていない曲に分けてみてきたが、そこには明和本との密接な関係が数多く認められた。

それでは、田安家旧蔵本と明和本はどのような関係にあると考へたらよいのであろうか。この問題については、これまでの紹介からおのおのずと明らかであると思うが、あらためて以上の分析結果を総合すると、田安家旧蔵本の書込みは明和本の草稿であり、刊行された明和本より少し前の段階を示しているのではないかと考えられる。そう考へる最大の根拠は『求塚』『逆鉾』において、明和改正謡本のほうが田安家旧蔵本よりも、さらに改訂箇所が増えている事実である。また、明和改正謡本に収められていない曲に対する改訂も明和本の改訂基準との一致点が多く見られたが、この十曲は明和本に所収される予定で改訂をほどこしたものの、結果的に採用されなかった曲と考へてよいだろう。この十曲がどのような基準で選ばれたかは不明確であるが、明和本の改訂基準を考察された水谷泰二氏の説に従

って考へてみると、これら十曲はそれなりに明和本所収予定曲としてふさわしいように思われる。すなわち、水谷氏は明和改正謡本の全体にわたる改訂の基準を、「一、古曲の復活」「二、尊皇及日本中心思想」「三、故事出典の正確・訛伝の訂正」「四、主題の統一」「五、動植物と精霊物の重視」「六、仇討物の廃止と義経物の採用」等に分類されている。たとえば『将門』の改訂は朝敵である将門を祀つて讚美するという話題を避けるために「大なもちの大神」を付加したとも考へられ、これは「二、尊皇及日本中心思想」と一致するように思う。また、『柳』『嵯峨女郎花』については「五、動物物と精霊物の重視」に、『堪海』は「六、義経物の採用」という基準と符合するように思われる。

このように、この田安家旧蔵本は明和本所収曲だけでなく、その全体が明和本の草稿とみられるのであるが、実はこのような明和本刊行以前の草稿段階のものと思われるものが、これまでに二点紹介されている。二点とも表章氏の『能楽史新考(二)』『明和独吟』の異本をめぐって」とその「補説」において紹介されたもので、一つは観世宗家蔵の「明和独吟異本」、もう一つは「前川家蔵明和本」である。このうち「前川家蔵明和本」として紹介された本は、刊行された明和改正謡本と同版で、そこには元章の自筆と認められる手によって、詳細な典拠等の考証が書き込まれているほか詞章本文には若干の改訂案が朱書きで書き込まれており、その改訂案の一部は実際に明和改正謡本に採用されている。つまり、「前川家蔵明和本」は明和改正

謡本の草案であると考えられるのである。「前川家蔵明和本」には、明和改正謡本に収められていない曾我物の《小袖曾我》《夜討曾我》《現在曾我》が含まれていて、それらにも改訂案が書き込まれているが、これは田安家旧蔵本で、明和改正謡本に収められていない曲にも改訂を加えていたのと同じ現象である。ところが、この「前川家蔵明和本」は明和改正謡本と同版ではあるが、実際には以前の観世流の詞章と同じであり、そこでは明和改正謡本の改訂の特徴である「いそ」「いそぐ」という詞章も改訂されていない。これに対して、田安家旧蔵本ではすべての「いそ」「いそぐ」は削除されるか、ほかの詞章に改訂されている。これによって、「前川家蔵明和本」より田安家旧蔵本の方が改訂作業の進んだ段階であるといえるだろう。

もう一つ、このような刊行された明和改正謡本により近い草稿と考えられる改訂に、誰が関与していたかという問題がある。田安家旧蔵本の書込みの筆跡が大きく分けて三つに分類できることは前にも述べたが、このことから少なくとも三人の人物がこの改訂に関わっていたと考えられる。このうち《柳》の貼紙の「是を縮て離別を悲しミ」「白日すでに」「發起」「雲鬢」という朱書の書入れ（写真資料《柳》④⑦⑨）については、その几帳面な筆跡は、観世元章の筆跡といわれているものに似ているようでもある。観世元章は明和本の刊行者であり、「前川家蔵明和本」からも元章が直接その詞章改訂に関わっていることが知られるが、右の《柳》の貼紙が元章の筆であるとすると、元章の直接の関与を示す事例がまた増えたことになる。もっと

も現時点では、筆跡が誰のものかは今のところは不明とせざるを得ない。

最後に、明和本非所収曲の改訂における注意すべき現象を紹介しておきたい。それは四百番本の《浦嶋》の、次のシテ登場の際のセリフである。

シテ「抑是ハ仙女に契り命をのべし浦嶋の神とハ我事や

地「宝殿にめいどうして。く。御詣の上にあられ給ひ。

直衣の袖に御勺を正し。冠の中子をかたむけて給ひて。御使をらいし給ふ有がたや

傍線部は装束にかんする詳細な記述であるが、このような記述はほかの明和改正謡本非所収曲の改訂にもみられる。たとえば《小環》において、シテの姿を「かふり置衣」であるとする本来の詞章を「水色のかり衣」と改訂し、《堪海》において「堪海が其夜の出立ハ。黒糸威のはら巻に、白柄の長刀うちかたけ」とあるところを「堪海が其夜の出立ハ。かちんの直垂にしなはめのはらめてわつて大長刀を杖に付き」と訂正している。これについては、田安家において田安宗武の『服飾管見』という装束の故実研究があること、その研究のため田安殿では衣裳を製作するための工房があったことなどの関連が考えられよう²⁸⁾。

むすび

このように、田安家旧蔵本に施された改訂は明和改正謡本刊行のための草案的なものと思われるのだが、田安家旧蔵本からうかがえる明和改正謡本の刊行にいたる詞章改訂作業の実態について、すこしばかり記しておきたい。

第一に、このような具体的な改訂作業の痕跡を示す資料が田安家に所蔵されていた事実から、明和改正謡本の改訂作業が田安家において行われていたと考えられる。改訂作業がどこで行われたかについては、これまでではとくに考えられていなかったが、ここに確実にその場の一つが田安家であったことが明らかになったわけである。これは明和本刊行に果たした田安宗武の役割を考えるさいには不可欠の材料となるであろう。

第二に、田安家旧蔵本によって、明和本の詞章が、具体的にいかなる謡本をもとに改訂されたのか、という問題についても新たな知見がえられる。この点についてこれまででは、観世家所蔵の世阿弥自筆本や最初の家元公認本『元和卯月本』、改訂当時の観世流の謡本であった『正徳弥生本』をもとにしたと考えられているが、それらに収められていない遠い曲については、四百番本・五百番本等の版本番外謡本も改訂のさいに利用されたことが知られる。少なくとも、『求塚』『逆鉾』『富士山』に関して、四百番本が底本になったことは確定であろう。

第三に、田安家旧蔵本には明和本所収曲にまったく改訂が施されていない曲が十三曲あるが、そのような現象をどう考えるか、という問題がある。それは三百番本では、『みもすそ』『をろち』『よしの天人』『白主』『しきみてんぐ』『恋のおもに』の六曲であり、四百番本では、『六月祓』『住吉詣』『こてふ』『あはぢ』『かつほ』『たいろくてん』『うつせみ』の七曲である。このうち『六月祓』に関しては、田安家旧蔵本では貼紙がはがされたと思われる糊の跡があり、その大部分が明和本の改訂箇所と一致するため、『六月祓』にも明和改正謡本の草案となる改訂がされていたものと考えられる。それ以外の十二曲に改訂が施されていないのは、この田安家における改訂が複数のグループによって行われたため、あるいはそれらの十二曲についてはまだその時点で改訂する予定がなかった、すでに改訂作業が終わっていたなど、改訂作業の実態ともかかわるいくつかのケースが想定できよう。

以上のように、明和本刊行にあたっては、田安家において所蔵されていた版本番外謡本を使用して、改訂作業が行われていたということが明らかになった。前章で指摘した明和本における宗武の学説の投影をもあわせ考えるならば、明和本刊行における田安宗武の役割はたんなる後援者というにとどまらず、明和本の詞章の改訂は宗武の発案であるという『謡曲改訂草案』の説もさらに説得力をおびてくるように思われる。田安家旧蔵本の書込みは、明和本刊行における田安宗武の存在が、これまで考えられていた以上に大きなものであったことをいよい

よ確実にする資料なのである。

注

- (1) 伊藤正義氏『版本番外謡曲集』（平成二年、臨川書店）。
- (2) 人間文化研究機構国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』（日本書誌学大青裳堂書店 二〇〇六年）
- (3) 田安家では、この『版本番外謡本』以外にも、番外謡本を所蔵していたらしく、現在ではこの信多氏が御所蔵のものと、故田中允氏所蔵のもの、これらの版本に所収されていない番外曲を集成した「田安本番外謡」七十冊の三組が確認されているが、書込みがあるのは、信多氏ご所蔵のものだけである。
- (4) 注(1)の『版本番外謡曲集』の影印本では、書込みのなされている箇所や汚れのある丁については、鴻山文庫蔵本に置きかえて掲載された。
- (5) 提示する①～⑥の【写真資料】の該当箇所は以下の通りである。
 - ① 《求塚》①、右6行目
 - ② 《求塚》③、左6行目
 - ③ 《求塚》⑨、右3行目
 - ④ 《求塚》⑨、左4行目

- ⑤ 《求塚》⑪、右1行目
- ⑥ 《求塚》⑫、右5行目

(6) 主に明和改正謡本の副刊行物である、間狂言とワキ詞をまとめた『副言巻』（鴻山文庫蔵、観世宗家蔵）や衣裳についてまとめた『観世元章相伝面衣裳附』（法政大学野上記念能楽研究所蔵）に見られる明和改正謡本独自の用字。他にもシテを「大夫」ワキを「佐」ツレを「属」とする。

(7) 前川家蔵明和本の水没の痕と見られるの状態から、観世宗家のものかなんらかの事情で前川家に移ったと表氏は考察されている。また、味方健氏「明和本公刊までの曲折」（「能」五〇三号、平成十二年四月）によって、前川家蔵本の原本と思われる本が観世宗家に所蔵されていることが確認された。

(8) 宮本圭造氏「徳川家の能―將軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」（国立能楽堂開場二十周年記念特別展示パンフレット、平成十六年一月）によるご指摘。田安御殿内に「織殿」という織物工房があり、安永五年九月十八日、江戸城奥能で將軍家治が《石橋》を舞った時の装束も、この織殿で織られたという『田藩事実』の記事による。

【付記】

この稿を成すにあたり、資料の閲覧・撮影をこころよく許していただいた信多純一先生に心より拝謝申し上げます。

は。こほりの『名によせて富士の山と八申なり。是蓬萊の仙郷也』
ワキ「先目前の有様にも。今ハみな月上旬なるに雪また見えて白妙也 **カ、ル** 是はいか成事やらん」
シテ「されはこそ我朝にても其ふしむ多し。然ハ日本の歌仙の歌にも **下** 時しらぬ山ハふしのねいつとてか。 **同** かのこまたらに雪のふるらん。是三伏の夏の歌なり」
ワキカトル「実々見聞にいはいあり。時に至りてみな月なるに。さながら富士ハ雪山なれば。時しらぬとハ理り哉。殊更今の詠の乗しき」
シテ「あつき空にも雪見えで。さなからしに」
ワキ「夏と」
シテ「冬を」
上同 三保の入江 田子の浦。何れもあをみな月なるに。高根ハしるき富士の雪を。実も時しらぬ。山とよみし **も** ことほりや。 **け** にや天地の。ひらけし時 **神** さひて。高く貴きするかの富士。 **実** も妙成山とかや。 **く** 。

バ。富士山とのミ書けるを此時よりぞ或ハまた。不死さんと是を書すとや **や**」
ワキカトル「いはれを聞バ面白や。まことに爰ハ仙郷なるべし。 **同** いまみな月のなかばなるに雪ハさながら白妙なり」
シテ「されば歌にも **下** 時しらぬ山ハふしのねいつとてか。 **同** かのこまたらに雪のふるらん。」
ワキ「実々是ハことわりなり。さば常しへに」
シテ「白雪を **下**」
上同 三保の入江や田子の浦。 **く** 松の陰だにあつき日も高嶺ハ雪の消されバ、 **も** 実も時しらぬ。山とよみし **も** ことほりや。 **そ** よや天地の、ひらけし時 **神** さひて。高く貴きするかの富士。妙なるミ山成けり **く**」
ワキシカくセリフアリ

「立たり」
同 富士の郡の山なれば。富士山とのミ書たるを此時よりぞ或ハ又、不死山と是を、書すとや **や**」
ワキカトル「いはれを聞バ面白や。まことに爰ハ仙郷なるべし。 **同** いまみな月のなかばなるに、雪ハさながら白妙なり」
シテ「されば歌にも時しらぬ、山ハ富士の嶺いつとてか。 **同** かのこまたらに雪のふるらん。」
ワキ「実々是ハことわりなり。さば常しへに」
シテ「白雪を **下**」
上同 三保のいり江や田子のうら。 **く** 松の陰だにあつき日も、高嶺ハ雪の消されバ、 **も** 実も時しらぬ。山とよみし **も** ことほりや。 **そ** よや天地の、ひらけし時 **神** さひて。たかくたふとき駿河の富士。妙なるミ山なりけり **く**」
ワキシカくセリフアリ

とも申とかや **シテサシ**「頂上ハ八葉にして。 **内**に万池をたへたり」
下同 神仙人氣の境界として。四季折々を一時にあらハし。天地陰陽の通道として。希代の瑞験、他にことなり」
下クセ「凡富士の根ハ。年」に高さやまさるらん。消ぬ上につもる雪 **の**。見ればこと山の高根たかねをつたひ来て。富士のすそ野にかゝる雲の上ハはれて **せい** 山たり。いつくよりふるやらん雲より植えの白雪。ことさら此山ハ仙郷かくれ里の。人間にことなる其すいかんハまのあたり **竹** 林の玉妃として皇女にそなへりて。鏡にふる葉をそへつゝわかると天の羽衣の。雲路にかへりて神となり給へり」

鎮とかや **シテサシ**「頂上ハ八葉にして。 **中央**に一の神池あり」
同 仏神應護の霊場なれば。四季折々を一時にあらハし。其高き事雲上にいでつゝ。いくばく丈と、いふ事をしらす。されバ **富士**の根ハ。年」に高さやまさるらん。消ぬ上につもる雪を。見ればこと山の高根たかねをつたひ来て。富士のすそ野にかゝる雲の上ハはれて **頭** へたり。いつくよりふるやらん雲より植えの白雪然れば消のこる。神代の雪ハおのづから。不死の葉と成にけり。 **山** 神是を捧んと。假初に **童** 女と現じ。 **天** 皇にまみえつゝ文に不死の葉をそへ。わかるゝあめの羽衣を。立雲になひけ又神となり給へり **下**」

本の鎮とかや **シテサシ**「頂上ハ八葉にして。 **中央**に一の神池あり」
同 仏神應護の霊場なれば。四季折々を一時にあらハし。其高き事雲上にいでつゝ。いくばく丈と、いふ事をしらす。されバ **富士**の根ハ。年」に高さやまさるらん。消ぬ上につもる雪を。見ればこと山の高根たかねをつたひ来て。富士のすそ野にかゝる雲の上ハはれて **頭** へたり。いつくよりふるやらん雲より植えの白雪然れば消のこる。神代の雪ハおのづから。不死の葉と成にけり。 **山** 神是を捧んと。假初に **童** 女と現じ。 **天** 皇にまみえつゝ、文に不死の葉をそへ。わかるゝあめの羽衣を。立雲になひけ又神となり給へり **下**」

しと名を得たる。富士山のよそほひまことに上なかりけり

7 **上同** せうちやくきんく 孤雲の御聲。く。あまね

6 **上地** かゝりければ富士のみたけの雲はれて。まのあたりなるかくや姫の。神跡来現したまへり

上同 実有難や神の代の。く。つきぬ御影をあらはして。不老不死の仙菓を。漢朝の勅使にあたへたまふ。実あらたなるきずいかな

カクアリ

けり

7 **シテ下** 『笙笛琴篋篋聲澄わたり。』

6 **上地** かゝりければ富士の高嶺の雲はれて。まのあたりなるかくや姫の。神跡来現したまへり

後シテ上 『抑是ハ。菓をのむて契りをなせる。ひこ神とハ我事なり』

上同 実有がたき。御めぐみ。く。つきぬみかげを頭ハして。不老不死の仙菓を。異國のつかひにあたへ給ふ。さもあらたなる。きずいかな

7 **シテ下** 『笙笛琴篋篋聲澄わたり。』

にめでたかりけり

7 **シテ下** 『笙笛琴篋篋聲澄わたり。』

6 **上地** かゝりければ富士の高嶺の雲はれて。まのあたりなるかくや姫の。神跡来現し給へり

後シテ上 『抑是ハ。菓をのむて契りをなせる。ひこ神とハ我事なり』

上同 実有がたき。御めぐみ。く。つきぬみかげを頭ハして。不老不死の仙菓を。異國のつかひにあたへ給ふ。さもあらたなる。きずいかな

7 **シテ下** 『笙笛琴篋篋聲澄わたり。』

<p>1 次第 ひなの長路の旅衣。く。都にいさやいそかん</p> <p>ワキ同 「是は西国方より出た</p>	<p>田安家旧蔵本</p> <p>※困い部が貼紙された箇所</p> <p>※棒線部が削除</p>	<p>しやくまことなるかなふしせんけむの。只今の影向実も妙なる有様哉</p> <p>『抑是ハ富士山にすんで代をまもる。日の御子とハ我事なり』</p> <p>上同 和光同塵願て。く。結縁の衆生。應護の恵。実有難や頼もしや</p> <p>下 『とくさんへむちの小國なれど。く。靈神威光を願し給ひ。悪魔をしりそけ衆生を守る中にも異成富士のみたけハ金胎兩部の形を頭しまのあたりなる仙郷なれば。不老不死の。菓。を求め。勅使は二神に御暇申し。本国さして。帰りにければ。かくや姫ハ。紫雲に乗して富士の高根に上らせ給ひ。内院に入らせおはしませば。なほ照りそふや。日の御子の。姿ハ雲居によちのぼつて。虚空にあがらせ給ひけり。』</p>
<p>1 ワキ同 「是は西国方より出た</p>	<p>書込み詞章</p> <p>※黒字が書込み詞章</p> <p>※薄字は参考掲出</p>	<p>下同 く。富士の高嶺の雲を分て。く。ひこがみハ愛に影向ましませり。あら有難き。時なれや</p> <p>シテ下 『萬代不易の此国なれバ。く。靈神威光をあらはし給ひ。悪魔を退け衆生をまもる。中にも殊更富士のみやまハ金胎兩部の形を頭ハし神仙まします御山なれハ。不老不死の。菓をもとめ。宗使ハ。二神に御暇申し。本国さしてぞ帰ける。かくや姫ハ。紫雲に乗して富士の高嶺にのぼらせ給へバ猶てりそふや。ひこがみの。姿ハ妙なる光とともに。姿ハたへなるひかりとともに。虚空にあがらせ給ひけり。』</p>
<p>1 ワキ同 「是は西国方より出た</p>	<p>明和本</p> <p>※太字は、田安家旧蔵本の書込み詞章との異同箇所</p>	<p>下シテ 『萬代不易の此国なれバ。く。靈神威光をあらはし給ひ。悪魔を退け衆生をまもる。中にも殊更富士のみやまハ金胎兩部の形を頭ハし神仙まします御山なれバ。』</p> <p>不老不死の菓をもとめ、宗使ハ二神に御暇申し、本国さしてぞ帰ける。かくや姫ハ、紫雲に乗して富士の高嶺にのぼらせ給へバ猶てりそふや、ひこがみの、姿ハ妙なる光とともに。姿ハたへなるひかりとともに、虚空にあがらせたまひけり。</p>

る沙門にて候。我いまた花の都を見ず候程に。唯今思ひ立都に上り候

道行 旅衣八重の塩路の浦つたひ。舟にても行旅の道海山かけて

はるく。明し暮して行く程に。名にのミ聞し津の国の生田の里に着にけりく

詞 是ハ聞及たる所にて候。あの小野をミレバ。わかな摘人のあまた来候。彼人々を待て所の名所をも尋はやと思ひ候

2

一セイ女 若菜摘。生田の小野の朝風に。猶さえ帰る袂かな

二句ツレ 木の目を春のあハ雪に。

二人 杜の下の草。なをさむし

サシ 山にハ松の雪たに消なく。都は野辺のわかな摘。比にも今や成ぬらん。思ひやるにて床しけれ

ツレ 愛ハ本より所もあまさかる。

二人 ひな人なればをのつから。命のいく田の海の身。身を限りにてうさの。春としもなき小野にて出て

下歌同 わか菜摘いく里人の跡ならん雪間あまたに野ハ成ぬ

上歌 道なしとてふミ分て。野沢のわかなけふつまん。雪間を待ならハ。わか菜ももしや老もせん。嵐吹社木陰に。野の雪も猶さえて。

る沙門にて候。我いまた都を見ず候程に。唯今思ひ立都に上り候

道行 旅衣八重の塩路の浦つたひ。舟にても行旅の道海山かけて

はるく。明し暮して行く程に。名にのミ聞し津の国の生田の里に着にけりく

詞 是ハ聞及たる所にて候。あの小野をミレバ。わかな摘人のあまた来候。此所に相待し名所をも尋はやと思ひ候

2

一セイ女 若菜摘。生田の小野の朝風に。猶さえ帰る袂かな

二句ツレ 木の目を春のあハ雪に。

二人 杜の下の草。なをさむし

サシ 山にハ松の雪たに消なく。都は野辺のわかな摘。比にも今や成ぬらん。思ひやるにて床しけれ

ツレ 愛ハ本より所もあまさかる。

二人 ひな人なればうきわざの春ぞとだ。にも白雪に道なくとてふミ分て。野澤の若なけふつまんく

ワキ詞 如何に是なる人々にたづね申へき事の候。是ハ西國の者にて候が。都一見のため上り候次に。此所に立より候。先生田とハ此あたりを申候か

る僧にて候。我いまだ都を見ず候ほどに。只今思ひ立ミヤこに上り候

道行 旅衣。八重の塩路の浦つたひ。舟の小舟のミなれ。かりのうきねに海わたる。はてしハ愛ぞ津の国の。生田の里に着にけりく

詞 是ハ聞及たる所にて候。あの小野をミレバ。若菜つむ人のあまた来候。此所に相待名所を尋はやと思ひ候

2

一セイ三人 若菜つむ。生田の小野の朝風に。猶さえ帰るたもとかな

シテ女サシ 都にハ長閑き野べにいろく。

三人 袖ふりはへてをとめ。子が。若菜摘つゝ遊ぶらむ。思ひやるさへおもしろや

上歌 愛は所もあまさかる。く。ひな人なればうきわざの春ぞとだ。にも白雪に。道なくとてふミ分て。野澤の若なけふつまんく

ワキ詞 如何に是なる人々に尋申へき事の候。是ハ西國の者にて候が。都一見のため上り候次に。此所に立より候。生田の小野とハ此所を申候か

春としも七種の生田のわかなつまふよく

3

ワキ詞 いかにはなる人に尋申へき事の候。生田とハ此あたりを申か

シテ さん候是こそ生田にて候へ

ツレ女 生田としろし召たる上は御尋までも候まし。所々の有様にも。なとかは御覽ししらすらん

シテ 先々生田の名にしおふ。是に故有林をハ。生田の杜としろしめさすや

ツレ また今渡り給ひたるハ。名に流たる生田川の

シテ 水のみとりも春浅き。雪まのわかな摘野への

ツレ すくなき草の原ならは。をのとハなとや。しろしめされぬそ

女二人 三吉野志賀の山桜。立田初瀬の紅葉をは歌人の家に知るなれば。所にすめる者なれハとて。生田の杜共林共しらすぬ事をなとハせ給ひそ

ワキ 実目前の所々。杜をはしめて海川の。霞わたれる小野の気色。実も生田の名にしおへる。

詞 扱求塚とハ何くそや

ツレ 扱求塚とは名にハ聞とも誠につくの程とや覽。我等は更に知ぬ也

シテ なふく旅人よしなき事をな問給ひそ。わらはも若菜を摘暇。

ツレ 御身もいそぎの旅なる

3

シテ さん候是こそ生田の小野にて候へ。又あれに見へたるしけミハ生田の森。今渡給ひしハ生田川にて候

ワキ 実目前の所々。森の有様川のながれ。霞わたれる小野のけしき。いづれもよしあるながめかな。

詞 扱求塚とハ何くそや

ツレ二人 実々さる名ハ聞たれど。所ハしらすさふらふ也

シテ 扱求塚とハ何くそや。わらはも若菜つむいとま。御身も旅のよすがなるに。何をか問せ給ふらん

上歌同 されば古歌にも旅人

3

シテ さん候是社生田の小野にて候へ。又あれに見えたるしけミハ生田の森。今渡給ひしハ生田川にて候

ワキ 実目前の所々。森の有様川のながれ。霞わたれる小野のけしき。いづれもよしあるながめかな。

詞 扱求塚とハ何くそや

ツレ二人 実々さる名ハ聞たれど。所ハしらすさふらふ也

シテ 扱求塚とハ何くそや。わらはも若菜つむいとま。御身も旅のよすがなるに。何をか問せ給ふらん

上歌同 されば古歌にも旅人

二人 何をかやすらひ給ふらん。されは古き歌にも」
 下歌 旅人の道さまたけに摘物ハ。生田のをのゝわかなよしなや何を問給ふ
 上歌 春日のゝ飛火の野守出てみよ。く若菜つまんも程あらし。其ごとく旅人もいぞかせ給ふ都を今いく日有て御覽せむ。君か為春のゝに出てわかなつむ。衣手さむし消残る。雪」なからつまふよ淡雪なからつまふよ。沢辺なるひこりはうすくのこれ共。水のかせりかき分て春緑色なからいさやつまふよく

4 上ロソキ地 また初春のわかなにハさのミに種ハいかならシテ 春立て朝の原の雪見れハ。またふる年の心ちして。ことし生はすくなしふるはの若菜つまふよ
 上同 古葉なれ共さすかまた。年若草の種なれや心せよ春の野へ
 シテ 春のゝに。く董つミにとこし人も。わか紫の名や摘し
 同 けにゆかりの名を止て。いもせのはしも中たえし
 シテ さのゝくゝたちわか立て
 同 緑の色も名にそむ
 シテ たやうあんのなつな
 同 からなつな
 シテ 白み草も有明の

るに 何をどわせ給ふらん。されは古き歌にも」
 下歌 旅人の道さまたけに摘物ハ。生田のをのゝわかなよしなや何を問給ふ
 心なの御僧や。さなきだに寒き日は。いとなミもはかどらず。いざいざ若菜をつませたまへ人々

4 上ロソキ地 また春めかぬ此小野ハさのミ若菜も生ざらん
 シテ 春立て朝の原の雪見れハ。またふる年の心ちして。ことし生はすくなしふるはの若菜つまふよ
 上同 古葉なれ共さすかまた。年立かへる春の野は思ひなしの若菜よ
 シテ 春のゝに。く董つミにとくる人ハ。わか紫の名やめでし
 同 けにゆかりの名を止て。いもせのはしも中たえし
 シテ 堪て長かれせりが根の
 上同 乱あひつゝ處女らが摘や生田の小野のおも森のしづへもたれふして。いつれも春とハ白雪を。花とちらせる朝

の。道さまたけに摘ものハ。生田の小野の若菜なり。よしなや何を問給ふ。心なの御僧や。さなきだに寒き日ハいとなミもはかどらず。いざいざ若菜を。つませたまへ人々

4 上ロソキ地 まだ春めかぬ此小野ハさのミ若菜も生ざらん
 シテ 春立て。あしたの原の雪見れば。まだふる年の心ちして。ことし生ハすくなしふるはをよがでつまふよ
 上地 古葉なれどもさすが又年立かへる春の野ハ思ひなしの若菜よ
 シテ 下はるの野に。く。すミれ摘にとくる人ハ。わか紫の名やめでし
 上地 実もゆかりの名をとめて。いもせの橋も中絶じ
 シテ 堪て長かれせりが根の
 上同 乱あひつゝ處女らが。摘や生田の小野のおも。森のしづへもたれふして。いつれも春とハ白雪を。花とちらせ

同 雪に紛て摘かぬるまで春さむき。小野朝風また杜のしづえ松たれて。いつれを春とハ白波の。河風までもさえ隔り。ふか」る。袂も猶寒し摘残して帰らむわかな摘のこしかへらん

5 ワキ ふしきや若菜つミ給ひたる人々は皆隔り給ひたる事何の故にて候そ
 シテ さきに求塚の事をたつね給ひて候ふよなふ
 ワキ さん候いつく」の程にて候そ
 シテ 誠に見度思召候は」こなたへ御入候へ教參せん
 ワキ さらは御供申さうするにて候
 シテ 是こそ求塚にて候そ
 ワキ 求塚とハ何の謂にて候ぞ
 シテ 昔此所にうなひ乙女と申し者の塚也。さ」だ男ちぬのますらお。同じ日の同じ時。わりなき思ひの玉草を返ハすあなたへなひかはこなたの恨成へければ。左右なくならそひをせしりかとも。其うちまけもなかり」に。あの生田の川の駕鳥をさへ。二人の矢さき一の翅に当りしかは。其時わらハおもふやう
 クトキ む」さむやなさしも契りハふか緑の。水鳥までも我故に。さこそ命をし鳥の

風に。吹るゝ袖もいとさむし。摘残して帰らんわかな摘残しかへらん

5 ワキ ふしきや若菜つミ給ひたる人々は皆隔りたまふ事何の故にて候そ
 シテ さきに求塚の事をたつね給ひて候ふよなふ
 ワキ さん候いつく」の程にて候そ
 シテ さきにハ人々には」はかりて教申さず候ひき。此方へ御入候へ教申候ハむ
 ワキ さらは御供申さうするにて候
 シテ 是こそ求塚にて候そ
 ワキ さて此塚ハいかなる人のしるしにて候ぞ
 シテ 昔此にひとりうなひ乙女を」さ」だ男ちぬのますらお。といふ二人の男」まくほりて」
 上同 様々のあらそひに。其うちまけもなかり」に。生田の川のし鳥を。ならはてはなす箭も。所たがはであたりしかバ。其時わらハ思ふやう。むさむやなす箭も所たがは」で当りしかは。其時わらハおもふやう
 クトキ む」さむやな」
 我故に。さこそ命をし鳥の

る朝風に。吹るゝ袖もいとさむし。摘残して帰らんわかな摘残しかへらん

5 ワキ 詞ふしきや若菜摘給ひたる人々ハ皆隔給ふに。御身一人此野に残り給ふこと。何の故にて候ぞ
 シテ 先に求塚の事を尋給ひて候よなふ
 ワキ さん候いつく」の程にて候そ
 シテ さきにハ人々に」はかりて教申さず候ひき。此方へ御入候へ教申候ハむ
 ワキ さらは御供申さうするにて候
 シテ 是こそ求塚にて候そ
 ワキ さて此塚ハいかなる人のしるしにて候ぞ
 シテ 昔此ところにひとりうなひをとめを。さ」だをとこ。ちぬのますらをとといふ。」ふたりの男急まくほりて
 上同 様々のあらそひに。其うちまけもなかり」に。生田の川のし鳥を。ならはてはなす箭も。所たがはであたりしかバ。其時わらハ思ふやう。むさむやなす箭も所たがは」で当りしかは。其時わらハおもふやう
 つがひ別」哀さよ。」とにかくに我命。いきてかひなし生田川。身をなげばやと思ひとり。此川浪にしづみしを。取

つかひ去ぬるあはれさよ
下歌 思ひ分つ我身捨てん津の国の。生田の川は名のミなりけりと
上歌 是を最後の詞にて。此河波にしつミしを。とりて此塚の土中に籠りて。おさめしに。ふたりの男。此塚にハ求来りつ。いつまで生田川流るゝ水に夕塩のさし違て空しくなれば。夫さへ我科に。成身をたすけ給へとて。塚の内にぞ入ける

つかひ去ぬるあはれさよ
上 げにも人一日一夜をふるにだに。く。八億四千の思ひ有。いはんや我らは。去

あけて此野への。土中にをさめたりけるに。ふたりの男ハ其跡を。もとめ来りていつ迄か生田の川のながらへんと。ゆふしほのさしちがへて。空しくなれば夫も又。我罪に重りぬ。たすけ給へといひあへずつかの内に。いりにけり塚のうちにぞ入ける

あけて此野への。土中にをさめたりけるに。ふたりの男ハ其跡を。もとめ来りていつ迄か生田の川のながらへんと。ゆふしほのさしちがへて。空しくなれば夫も又。我罪に重りぬ。たすけ給へといひあへずつかの内に。いりにけり塚のうちにぞ入ける

あけて此野への。土中にをさめたりけるに。ふたりの男ハ其跡を。もとめ来りていつ迄か生田の川のながらへんと。ゆふしほのさしちがへて。空しくなれば夫も又。我罪に重りぬ。たすけ給へといひあへずつかの内に。いりにけり塚のうちにぞ入ける

あけて此野への。土中にをさめたりけるに。ふたりの男ハ其跡を。もとめ来りていつ迄か生田の川のながらへんと。ゆふしほのさしちがへて。空しくなれば夫も又。我罪に重りぬ。たすけ給へといひあへずつかの内に。いりにけり塚のうちにぞ入ける

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

しり跡も久かたの。天の御門の御代より。今ハ後の堀川の御宇に。あはれ我等も二たひ世にもかへれかし。いつまた草の陰。昔の下にハうつもれんさらハ埋れもはてずして。くるしみは身をやく。火宅のすみか御覽せよ

さりにし跡もひさがたの。天の御門の御代よりも。今にひとしきありさまハ。いつ迄ぐさの。いつ迄か。昔の下にハ埋れん。さらハ埋もはてずして。苦しみハ身をやく火宅の住家御覽せよ

さりにし跡もひさがたの。天の御門の御代よりも。今にひとしきありさまハ。いつ迄ぐさの。いつ迄か。昔の下にハ埋れん。さらハ埋もはてずして。苦しみハ身をやく火宅の住家御覽せよ

さりにし跡もひさがたの。天の御門の御代よりも。今にひとしきありさまハ。いつ迄ぐさの。いつ迄か。昔の下にハ埋れん。さらハ埋もはてずして。苦しみハ身をやく火宅の住家御覽せよ

さりにし跡もひさがたの。天の御門の御代よりも。今にひとしきありさまハ。いつ迄ぐさの。いつ迄か。昔の下にハ埋れん。さらハ埋もはてずして。苦しみハ身をやく火宅の住家御覽せよ

火煙一村飛おほひて
 光はひはくの鬼と成て
 しもとをけり上をつたつ
 れハ
 ゆかんす 前は海
 ワキ 後は火煙
 シテ 左も
 ワキ 右も
 シテ 水火の責に
 ワキ 詰られてせんかたなく
 シテ 火宅の
 ワキ 柱に
 上同 すかりつき取つけハ。
 柱も則火焔と成て。火の柱を。
 たくそとよ。あらあつやたへ
 かとや五躰ハおき火のくろ煙
 と成たりけり

所にいたるべし。嬉しや御法
 を求塚。うれしや御法を求塚
 とめづかに声ばかりしてうせ
 にけり

く仏所に至るべし。うれしや
 御法を求塚。嬉しや御法をも
 とめづかに声ばかりしてうせ
 にけり

<p>は失にけりく</p>	<p>【表3】田安旧蔵本の書込み 対照表《逆録》</p>	<p>田安家旧蔵本</p>	<p>書込み詞章</p>	<p>明和本</p>	<p>1 次第 大和にもをるから錦。 龍田の神に参らん ワキ 龍田の神に参らん ワキ 抑是ハ奈良の御門に 仕へたてまつる臣下也。さて 和州立田の明神ハ靈神にて 御座候程に。此度君に御暇を 申。只今立田に参詣仕候 上道行 国々の末ハ七つ』の 都路を。夜ふかく出て よと舟や立旅衣はるく」と。 雲居に遠き山城の。井出の下 帯末かけし。跡も昔になら坂 や。龍田の山に着にけりく</p>	<p>2 シテ 二人 かつ田川。錦を りしく神無月。ちかつ秋の。 紅葉 哉 ツレ 紅葉の色も時めきて錦 をはれ」る。けしき哉</p>	<p>2 シテ 二人 かつ田川。錦を りしく神無月。ちかつ秋の。 名残 哉 ツレ 紅葉の色も時めきて錦 をはれ」る。けしき哉</p>	<p>2 二人 里人 ながら昔より。 神前に仕へ奉り。名にお ふ立田の神垣や。宮路をかよ ひいつとなく頼むたのみもあ 恵を千代といひるなり</p>
---------------	---	---------------	--------------	------------	--	--	--	---

さからず。めくみを千代と祈る也
下歌 比ハ長月廿日あまり。紅葉もいたつらにた々やみの夜のにしき也
上歌 神なひの御室の峯やくつるらんく龍田の川の水の色色にこる共へたてしな藝にましはる神慮。すくに御影も紅葉はの。愛ハときは色はへて。誓もたえぬ瀧まつり。いたゞく神の手向かなく

3 **ワキ詞** いかにか「是なる火の光に付て尋申へき事の候
シテ 此方の事にて候か何事にて候そ
ワキ 是ハ此所はじめて一見の者にて候。しき山への道しるへしてたひ候へ

4 **シテ** 安間の事是こそ夜まつりに参るものにて候へ。御道しるへ申候へし。此方へ御入候へ
ワキ あらうれしや候やかてまいらふするにて候
シテ なふくはこそほうさんにて候
ワキ 承及たるより神さび殊勝にこそ候へ。又日本第一の寶の御銚を納めしハ此御山の事にて候か
シテ 中くの事此所の事にて候
ワキ さらは御山のいはれを御物語かたり候へ

さからず。めくみを千代と祈る也
下歌 比ハ長月廿日あまり。紅葉もいたつらにた々やみの夜のにしき也
上歌 神なひの御室の峯やくつるらんく龍田の川の水の色色にこる共へたてしな藝にましはる神慮。すくに御影も雲りなき紅葉も今は色はへて。誓もたえぬ瀧まつり。いたゞく神の手向かなく

3 **ワキ詞** いかにか「是なる火の光に付て尋申へき事の候
シテ 此方の事にて候か何事にて候そ
ワキ 是ハ此所はじめて一見の者なり。寶山への道しるへしてたひ候へ

4 **シテ** 安き間の御事哉是こそ夜まつりに参るものにて候へ。御道しるへ申候へし。此方へ御出候へ
ワキ あらうれしや候やかてまいらふするにて候
シテ なふくはこそほうさんにて候
ワキ 承及たるより神さび殊勝にこそ候へ。又我朝第一の寶の御ほこををさめしハ此御山の事にて候か
シテ 中くの事此御山にて候
ワキ 當社のいはれ委語つて聞せ申候べし

さからず。めくみを千代と祈る也
下歌 比ハ長月廿日あまり。紅葉ハ照まざり火影にも実いちじるし
上歌 神なひの。ミむろのきしもうつりそふく。龍田の川の水の色ハ。きよけしや隔なきちりにまじハる神ごころ。直にみかげのくもりなき。紅葉も今ハ色ハへて。ちかひも絶ぬ瀧まつり。いたゞく神の。手向かなく

3 **ワキ詞** 如何に是なる火の光りに付て尋申べき事の候
シテ 詞こなたの事にて候か何事にて候ぞ
ワキ 是ハ此所ハじめて一見の者なり。寶山への道しるべしてたひ候へ

4 **シテ** 安き間の御事かな。是こそ夜まつりにまいる者に候へ。御道しるべ申候べし。こなたへ御出候へ
ワキ あらうれしや候てまいらうするにて候
シテ なふくはこそ寶山にて候へ
ワキ 承及たるより神さび殊勝にこそ候へ。又我朝第一の寶の御ほこををさめしハ。此御山にて候か
シテ 中くの事この御山にて候。當社のいはれ委語つて聞せ申候べし

上同 抑瀧まつりの御神と申ハ則當社の御事也。昔てんそのみことより。未あきらか成御国とかや
サシ 爰に第七代にあたつてあらはれ給ふを。いさなきいさなみどかうす。
下同 時に国とこたち。いさなきにたくしてのたまハく。あしはらに千五百しゆの国有。汝よくしるへしとて。則あまの御銚を。さつけ給ふ

5 **上同** 抑瀧まつりの御神と申ハ則當社の御事也。昔てんそのみことより。未あきらか成御国とかや
サシ 爰に第七代にあたつてあらはれ給ふを。いさなきいさなみど申奉る。
下同 時に天神伊弉諾のミことハに宣はく。豊原千五百秋瑞穂の國あり。汝能しつべしとて。すなハちあまつ瓊ほこを。さづけ給ふ

5 **下曲** いさなきいさなみハ。てんその御をしへ直なる道にあらためんと。あまのうき橋に。二神たつたすみ給ひて。此御銚を海中にさしおろし給ひしより御銚をあらたハめ。あまのさかほこと名付そめ。国とみ民をおさめえて。二神のはしめより今の世迄の寶也。其後國土治りて御代たらかに成しかは。瀧まつりの御銚を預りて。所もあまねしや此御山におさめて宝の山と号たり

5 **上** 抑御銚の主たりし。名をいさきよき瀧まつりの。神の社ハ何所そと。間は名をえ立田山。紅葉の八えうも則銚のはさきより。てらす日影やくれぬの光さしおろす銚の露。あめつちすなほなる事。爰こそたから身ハしらす。國の宝の山高み。能々礼し給へや

上同 抑瀧まつりの御神と申ハ則當社の御事也。昔てんそのみことより。未あきらか成御国とかや
サシ 爰に第七代にあたつてあらはれ給ふを。いさなきいさなみど申奉る。
下同 時に天神伊弉諾のミことハに宣はく。豊原千五百秋瑞穂の國あり。汝能しつべしとて。すなハちあまつ瓊ほこを。さづけ給ふ

5 **上** 抑御銚の主たりし。名をいさきよき瀧まつりの。神の社ハ何所そと。間は名をえ立田山。紅葉の八えうも則銚のはさきより。てらす日影やくれぬの光さしおろす銚の露。あめつちすなほなる事。爰こそ國の御柱の御代。國の寶の山高み。能々を礼し給へや

クリ地 抑國の常立の尊と申しハ。かたじけなくも天つ御神の。のりこと受て山陰道を。よもつ國と榮木葉の。いや榮させ給ひけり
シテ サシ 爰に第七代にあたつてあらハれ 給ふを。伊弉諾伊弉冉と申奉る
下同 ときに天神伊弉諾のミことハに宣はく。豊原千五百秋瑞穂の國あり。汝能しつべしとて。すなハちあまつ瓊ほこを。さづけ給ふ

5 **クセ下** 伊弉諾伊弉冉ハ。天祖の御教へ。すぐなる道にあらためんと。天の浮橋に。二神たつたすみ給ひて。此御ほこを海中に。さしおろし給ひしより。御ほこをあらためて天のさかほこと名づけそめ。國とみ民ををさめ得て。二神の始めより今の代迄の寶なり。其後國土をさまりて。御代平かになりし。しかば。たきまつりの明神此御矛をあづかりて。所も普しや。此御山にをさめて寶の山と号たり
上シテ 抑御矛のぬしたりし。名もいさきよき瀧まつりの。神の社ハ何くぞと。とへば名を得し龍田山。もみちの八葉は。即矛の。はさきより。照らす日影もくれぬの光りさしおろす矛の露。天地しづかなりとかや。爰こそ國の御柱の。御代の寶の山高み。能々をがミ給へや

の名の。く。たからの御鉾
 同しくハ所を分て見せ給へ
 下むつかしのたひ人や。か
 けはつかしき立田山の。紅葉
 衣の千早振神のまつりはやめ
 むと
 上同 さつくのすゝのこゑ。
 ていとうとうつ浪の鼓も同じ
 瀧祭の。神ハ我なりと。ゆ
 ふしてをなひかし榊葉をうた
 ひ夜にいらて月の夜声もすみ
 やかに。入と見えて失にけり
 分入と見えて失にけり

の名の。く。たからの御鉾
 をさむるなる所を分て見せ給
 へ
 シテ上むつかしのたひ人
 や。かけはつかしき立田山の。
 紅葉衣の千早振神のまつりは
 やめむと
 上同 さつくのすゝのこゑ。
 ていとうとうつ浪の鼓も同じ
 瀧祭の。神ハ我なりと。ゆ
 ふしてをなひかし榊葉をうた
 ひ夜にいらて月の夜声もすみ
 やかに。入と見えて失にけり
 分入と見えて失にけり

の名の。く。實の御矛をさむ
 なる。所を分てみせ給へ
 シテ上むつかしの旅人や。
 さしも名におふ龍田山の。紅
 葉衣の千早振神の祭はやめむ
 と
 上同 颯々のすゞの声。てい
 とうとうつ浪の。鼓もおなじ
 瀧まつりの。神ハ我なりと。
 木綿しでをなひかし榊葉をう
 たひ夜にいらて。月の夜声も
 すみやかに入とみえ。てうせ
 にけり分入とみえて失にけり

8
 シテ抑大日本国といつは神
 国たり。神ハ本覚真如の都を
 出で。和光同塵の御ちかひ。
 尤仏法流布の国たるへしや
 な。有かたや
 地なむや帰命頂礼。大日覚
 王如来
 シテ上むかしいさなき。い
 さなみの尊。此御鉾をうつた
 へて。あまのうき橋を。ふみ
 わたり給ひ
 上同 則みほこをさしおろし
 たまひ。あほ海原を。かきわ
 けく。さくり給へは銚のした
 りこりかたまつて。国とな
 れり
 下シテ先淡路島
 同 紀の国伊勢嶋つくし四
 海。惣して八つの国と成て。
 上大八嶋の国となつて。天地
 人の。さんさいとなる事も。
 この銚のとくなりありかたや
 たや

8
 シテ抑大日本国といつは神
 国たり。神ハ本覚真如の都を
 出で。和光同塵の御ちかひ。
 尤仏法流布のためたるへしや
 な。有かたや
 地なむや帰命頂礼。大日覚
 王如来
 シテ上むかしいさなき。い
 さなみの尊。此御鉾をたつさ
 へて。あまのうき橋を。ふみ
 わたり給ひ
 上同 則みほこをさしおろし
 たまひ。あほ海原を。かきわ
 けく。さくり給へは銚のした
 りこりかたまつて。国とな
 れり
 下シテ先淡路島
 同 對馬老岐嶋築紫の國々
 同 惣して八つの国と成て。
 上大八嶋の国となつて。皇御
 神の。食國となることも。此
 の銚の徳なりあら有難や
 シテ下さて國々ハ。あら嶋
 なれば。

8
 シテ下抑大日本国といつは
 神國たり。神ハ本覚真女の都
 を出で。和光同塵の御ちかひ。
 もつとも仏法流布のためたる
 べしやな。有難や
 上地南無や帰命頂礼。大日
 覚王如来
 シテ上むかし伊勢諾伊勢丹
 のみこと。此御矛を。たづさ
 へて。天のうきはしを。ふみ
 わたり給ひ
 上同 即御矛をさしおろし。
 即御矛をさしおろし給ひ。あ
 をうなばらを。かき分く。さ
 ぐり給へ。牙のしたざりこ
 りかたまつて。國となれり
 シテ下先淡路島
 同 對馬老岐嶋築紫の國々そ
 うじて。八の國となつて。皇御
 神の。食國となることも。此
 矛の徳なりあら有難や
 シテ下さて國々ハ。あら嶋
 なれば。
 下同。く。さながらしげき。
 芦原なりしを矛の手風。はや
 てとなつて。芦原をなぎ払ひ
 引捨おけ。山となるを。足
 曳の山といひ。つちハさな
 がら石がねなりしを。矛のは
 さきにあたりくだけて平かな
 るを。あらかねの土といひ。
 其外東西南北。十方をさめ。
 悪魔をしりぞけ豊芦原の。國
 治りて。御矛を守り毎。日め
 ぐるやひのもの。實の山に。
 龍田の神ハ。く。御矛を守
 たり

毎日めくるやひの物の。た
 からの山に。立田の神ハ。た
 からの山に立田の神ハ御鉢を
 守りの神躰なり

めくるやひの。たか
 らの山に。立田の神ハ。たか
 らの山に立田の神ハ御鉢を
 守りの神躰なり

〔表4〕田安旧蔵本の書込み 対照表《宮川》

<p>田安家旧蔵本 ※囲い部が貼紙された箇所 ※棒線部が削除</p>	<p>宮川 田安家旧蔵本 ※囲い部が貼紙された箇所 ※棒線部が削除</p>	<p>1 次第 実御名高きいせの神。 ちかひそあまねかりけ る。</p> <p>ワキ詞 「抑是ハ。丹後国よさ の郡。真名井の原の神職也。 扱も我神は。忝も天照大神に てわたらせ給ふ。勢州山田の 原に御影向の後。未参詣仕 仕候ほとに。唯今参宮」仕候。</p> <p>サシ 橋立やまたふも見ぬ 大江山。いく野の道を分け過 て。しハし都を詠の空。うつ るや比も五月雨の。雲間に見 て朝日かけ。又いてそむるた ひとかや。</p> <p>下歌 するもしらぬも相坂 の関を越てはあふみみや 上歌 うちてのはまや。さ 波の。志賀からさ。き をよそに見て。瀬田の長橋ふ みならし。隙行駒の足鳥の。 名にのミ聞し鈴鹿川。やそ瀬 の末や。わたらへの。うら山 かけて程もなく。はや宮河に 着にけり。</p>
<p>1 次第 実御名高きいせの神。 ちかひそあまねかりけ る。</p> <p>ワキ詞 「抑是ハ。丹波の國よ さの宮の神職也。扱も我神は。 忝も伊勢の外宮御一躰にてわ たらせ給ひ候へとも。未参詣 仕候ほとに。唯今参宮」 仕候。</p> <p>道行 道だにハじや。しハし 都のたひの空。</p>	<p>1 次第 実御名高きいせの神。 ちかひそあまねかりけ る。</p> <p>ワキ詞 「抑是ハ。丹波の國よ さの宮の神職也。扱も我神は。 忝も伊勢の外宮御一躰にてわ たらせ給ひ候へとも。未参詣 仕候ほとに。唯今参宮」 仕候。</p> <p>道行 道だにハじや。しハし 都のたひの空。</p>	<p>しるもしらぬも相坂の関を越 ゆればあふみみや 切 瀬田の長橋打渡り して。</p> <p>うら山 かけて程もなく。はや宮河に 着にけり。</p>

2 一セイセウ『宮川の。清くも
 すめるうろくつは。今もたえ
 せぬ神まつり。』
 二句 さ月のみかのけふこ
 とに。
 二人 波になれたる。けしき
 かな。

2 一セイセウ『宮川の。清くも
 すめるうろくつは。今にたえ
 せぬ神にへかな。』
 二句 さ月のみかのけふこ
 とに。
 二人 うまし例に行るなり

サシ『水いたつて清きにハ。
 うをのかくるゝ所なし。人間
 なれば友も又。まれなるとも
 もすめる世の。にこりハあら
 し川波の。なかれにつきて引
 網の。うけつく国のまつりと
 て。たえせぬ今日の。みつ
 とかや。』

下歌 こゝに『いつきのみや
 川にいさうろくつをすくはむ
 上歌 よそハまた四方のたの
 もにしつめか。く。さな
 へとりく様々に。世のわさも
 君のため神のめくみの国なれ
 や。ゆたかなるへき秋津洲の
 直成道ハありかたや。』

ワキ詞 「いかに是なる老人
 シテ詞「何事に」て候そ
 ワキ「此宮川にてハまいりの
 人も。皆しやうくのけしき
 なるに。翁ハあみを持せ川し
 うのけしき。是ハいかなる事
 にてあるぞ
 シテ「さん候さつき三日の今
 日ハ。とよけの御神事とて。
 我等こときの宮つことも。此
 宮川のあゆを取。神前にそな
 へ」申なり。よくくおかま
 せ給ひ候へし

3 3 3
 ワキ詞 「いかに是なる老人
 シテ詞「何事に」て候そ
 ワキ「此宮川を見れば参宮の
 人と見へて。皆ミそきするな
 るに。翁ハあみを持せ川し
 うのけしき。是ハいかなる事
 にてあるぞ
 シテ「さん候さつき三日の今
 日ハ。とよけの御神事とて。
 我等こときの宮つことも。此
 宮川のあゆを取。神前にそな
 へ」申なり。よくくおかま
 せ給ひ候へし

77 「とよけの御神」の「の」
 の右に訂正するも墨で消す。

66 「ありがたや」、左に「あ
 ぶかや」と書いて消す。

52 「うを」の「を」墨書で
 なぞる。「お」と書いて再び
 もとの「を」に戻したか。

46 「神」の右に「ミ」。節
 を消しているのので、「節」を
 記したのもかもしれない。

ワキ 「扱此御神事ハいつの御代よりもしまりて候ぞ
シテ 「此御神事と申ハ。とよけの神。山田の原に御せんかうありし時。あめをしほあまといふきよしん此。宮川のあゆをすな取。神前にそなへ申しなり」
ツレ 『それより此かた年くのかれハにたえせぬまつりこ』
シテ 『されハ今日よりあゆの名を。年魚とかひてねんきよとよむ』
ツレ 『あゆとも讀る。もしハた。けふにかきれるミつきとかや』
ワキ 「けにありかたき御いはれ。我は丹州よきの郡。まな井の原」のしんしよくなるか。かゝる折節参り逢事。さてハとり分神辺よなふ
シテ 『是ハふしきの御事哉。扱ハ昔の跡とをき。神もきうりの道すくに』
ワキ 『まうて来りて御せんかうの』
シテ 『月日も同し』
ワキ 『年魚の』
上歌同 あひにあふ。とよ宮川の神まつり。く。けふしも爰にひかれきて。ちかひのあみにハもらさしと。川瀬によりて白波の。もすそを水にひたし袖をふれて宮人の。手なれぬ魚のをのつから。やすくもひかれあかりたり。神の御心の水のすなとる人をもすくふはうへんハ有かたやく

ワキ 「扱々此御神事ハ。いつれの御代よりもしまり候ひしぞ
シテ 「此御神事と申ハ。とよけの皇天御神。此國に御せんかうありし時。あまをしほあまといふきよしん此。宮川のあゆをすな取。神前にそなへ申しなり」
ツレ 『それより此かた年くのかれハにたえせぬ今日のミにへなり』
ワキ 「いわれをきけばありかたや。我は丹州よきのミやあにつかえまつ」れるものなるか。かゝる折節参り逢事。さてハとり分神辺よなふ
シテ 『是ハふしきの御事哉。扱ハ昔の跡とをき。神もきうりの道すくに』
ワキ 『まうて来りて御せんかうの』
シテ 『月日も同し』
ワキ 『あゆのいをに』
上歌同 あひにあふ。とよ宮川の神まつり。く。けふしもよりくるや。ちかひのあみにハもらさしと。もすそを水にひたしつげに手なれぬ宮人のしとけなく引あみにしたふ魚のをのつから。やすくもひかれあかりたり。すなとる人もうるくずも。ともにすくふはうへんいとたくひなき神慮かなく』

※ 「ミにえ」 「御費」

30 「年魚」の右に「アユのイヲの」と書いて墨で消し、左に「あゆのいをに」と書く。

4
上同 夫とよ宮川の年魚と申ハ忝も大御神。御えうかうのはしめより事おこれり。
サシ 『然るに仁王二十二代。ゆるるやくてわうの。比とよ。丹州よきの郡。まなみの原と云所より。此山田の原にせむかうなる。時にあらよにこよの御神。あらふる神も残りなく。みゆきにくふし奉り。此川におりみ給ひしに』
クセ 『あめをしほあまと云ぎよじむ。此あゆをすなとり神前にそなへ給ひけり。それよりやましのみよのかれいをひく網のめてたきミつ成へしや。水上ハ吉野の川やくす魚の。ぐごと成にし其普天武の御代とおさまれる。ためしを思ふにも有かたかりしれいとがや。又ハしらぬひのつくしのはらか程もなくたえせぬミつき年もへぬ。ひんはんうんさうのれいてん同し手向とり』
上 『しかれは神功皇后の。いこうにむかひたまはんとて。いことつくしの松浦川にミつのいとをとき給ひあゆかをつらせ給ひしも。一いん一ようのかみわさなれハ数々に。船も出るやに元海のなましましたふ聲までも。けにあらたなる御ちかひ。夫は名におふいその宮。是ハとよけの神まつりいさやハやめむ』

7 神^レ抑是ハた^レいせいりきに
えらひいたされ。今ハ信州戸
かくしにあとをたれ。くん臣

上ロキ地 けにさまく^レの
御ちかひ間につけても頼ミあ
る神の宮路にまいらん
シテ上^レ御身たま^レ参詣の。
信心ふかくこけのむすいは戸
にまいり給へや
地^レふしきや御身唯なれハ分
て岩戸といふしての
シテ^レ神のむかしをあらはし
て
地^レ「あまの」岩戸の神かくら。
今夜あらハしみすへしと

上^レ かくる姿も千はやふる
あまてる神の御つかひと。云
捨て立帰る神かくれにそ失に
ける^レ

6 一セイ地^レ「久堅の。あまの岩
戸のいにしへを。あらはす今
の。夜遊かな
天女上^レ「有難や。またいにし
へをかへす舞の。た^レもとも
袖もをみ衣の。うすめのみこ
とは我事なり
上^レ 三日月の。宵の間過てく
らき折から
出るや
\むかしを今に。おもひ
上^レ 出るや
\むかしを今に。おもひ
上^レ やをよるつの神達も。
岩戸のまへに。あつまり給ふ
に。なとたちからをハ出給は
ぬそ。急ぎ給へと待給ふ
神ハヤ太コ

7 神^レ抑是ハた^レいせいりきに
えらひいたされ。今ハ信野の
戸かくしにすんで君臣を守る

上ロキ地 けにもたふとき
御めくミ間につけても頼ミあ
る神の宮路にまいらん
シテ上^レ御身ハる^レ参詣の。
信心ふかくこけのむすいは戸
にまいり給へや
地^レ「ふしきや御身唯なれハ分
て岩戸といふしての
シテ^レ神のむかしをあらはし
て
地^レ「あめの」うずめの神かく
ら。ほどころやきてかげ草た
ぢからをのかミなるが
上^レ かくる姿も千はやふる
あまてらす二柱の神勅をつた
ふるそと。云捨て立となし神
かくれにそ失にける^レ

6 一セイ地^レ「久堅の。あめの岩
戸のいにしへを。うつすや。
夜半の神かくら
天女上^レ「有難や。またいにし
へをかへす舞の。た^レもとも
匂ふいちさうき。うずめのみ
ことは我事なり
上^レ 三日月の。宵の間過てく
らき折から
出るや
\むかしを今に。おもひ
上^レ 出るや
\むかしを今に。おもひ
上^レ やをよるつの神達も。
岩戸のまへに。あつまり給ふ
に。なとたちからをハ出給は
ぬそ。早々参り給ふへし
神ハヤ太コ

※35五十宮への憚り

10 「をあらはして」の右に
「うつして」の書き、左にも
何かを書いて、ともに墨で消
す。さらに右に再び底本の詞
章「をあらはして」を墨書で
書く。つまり訂正なし。

9 上ワカ^レ「あらはれあなにおもし
ろ。あなたのをし。あなしやけ
をけく^レと
上^レ 是そ神樂のはしめなり
しに。又岩くらに帰らせたま
ふを。たちからを立あかりミ
しめを取て。岩戸のくちに。

8 シテ^レイワノ内ヨリ^レ人ハさ
ハに。申とへ共かくいふこと
のうるハしきにと
上^レ 御聲あらたまに聞え給
ひ。く^レて岩戸をすこし。ひ
らき給へは。たちからをたち
まち通力自在をミせたまへ
ハ。岩戸の戸ひらを引あげ給
へは日神の^レ御出現光明かく
やくたりありかたや

上^レ はふねうけふせふミと
くろかし。かんか^レりしてか
なて給へはみことハさか木は
にしらゆふかけ。たかく指あ
け。ひさまつハ^レてきねんし
給ふそありかたや

神となる。たちからをと
事なり。いかにうすめのみこ
と

とこやミなれハ見え
わかす我ハ底火をたきそめん
カ^レル いさ舞給へといふ波
に

8 上^レ はふねうけふせふミと
くろかし。かんか^レりして
てうすめのみことハ。まさか
木が枝にしらゆふかけ。かく
も。かしこきミみへにハさお
きし給ふ

8 面白や
神樂
シテ^レ ちハやぶる也手力雄
ハタラキ
シテ^レ ちハやぶる也手力雄
ハ。

9

55 「とろかし」の右に「な
らしく」と書いて消す。左
に「とろかし」と書く。

※「てきねんし給ふ(59)」
「日神の(71)」の丁全
面に貼紙。貼紙に「面白や
ちハやぶる也手力雄ハ。」と
書く。貼紙の下は、「てきね
んし給ふ(59)」と「御声
あらたまに(66)」まで墨
で消す。「聞え給ひ」以下は
削除処理等はされていないが、
全面に紙を貼付していること
から、全面削除と判断した。

引わたせハ。其ハ「日神と」
 まりたまひ。うすめの御子を。
 引つれく内外の宮に。おさま
 り給へハ。其後みことハ大せ
 いりきの。いくはうをあらハ
 し。岩戸にかけり。麓にめく
 り。神通方便まのあたりにて。
 こゝうんにとひのり。戸かく
 しさして帰り給ふそ有難き

地 大せいりきの。いくはう
 をあらハし。岩戸にかけり。
 麓をめぐり。神通方便の自在
 を見せて。黒雲にとひのり光
 を放ち行末も同じこけむす岩
 戸の。戸かくしに帰らせ給ひ
 けり

「神通方便まのあたり(8)」
 の「のあたり」以下の上に貼
 紙にて訂正詞章を書く。

〔表5〕田安旧蔵本の書込み 対照表《浦島》

<p>1 大臣次第 九重いつる旅衣。 八重の塩路にいそかん ワキ詞 抑是ハ当今に仕へ奉 る臣下也。扱も丹州ミつの江 の浦に兼神まします。急き見 て参れとの宣旨を蒙り。唯今 丹州水の江の浦に下向仕候 上道行 明ほのに出し都の 月もはや。入野の末やた ちいちの。ほつ山本よそに 見て。雲井につくよさの海。 すゑの名とこころこそハ。見 えの里とや白糸の。涼風渡る 橋立や。はやくせのとに着に けりく</p>	<p>1 大臣次第 九重いつる旅衣。 八重の塩路を尋ねん ワキ詞 抑是ハ当今に仕へ奉 る臣下也。扱も丹州ミつの江 の浦に兼神ましますに由り。 参詣仕れとの宣旨を蒙り。唯 今丹州水の江の浦に下向仕候 上道行 明ほのに出し都の 月もはや。入野の末やた ちいちの。ほつ山本よそに 見て。雲井につくよさの海。 すゑの名とこころこそハ。見 えの里とや白糸の。涼風渡る 橋立や。はやくせのとに着に けりく</p>	<p>※五十宮への懼りによる改訂</p>
<p>2 一セイセウ 『引塩に、つれて なるゝ水の江の。月の行浦 も。とをひかた ツレ』更行秋の「よさの海 二人 浦風さむき。気色かな サシ」是ハ丹州ミつのえの里。 すめるところもうら嶋の。神 もまつりも時きぬと。清□の</p>	<p>2 一セイセウ 『引塩に、つれて なるゝ水の江の。月の行浦 も。とをひかた ツレ』更行秋の「よさの海 二人 浦風さむき。気色かな サシ」是ハ丹州ミつのえの里。 すめるところもうら嶋の。神 のまつりも時きぬと。■きよ</p>	<p>※「清水の清め」の語の重複</p>

きよめくうしほ汲。いもあ
 みこりとりに。ぬさ奉るけ
 ふの日を。神もさこそハ待給
 すらん。其日にあたる御神事
 の。あゆみの数も。さま。さ
 まなり

下歌 するやよもきか嶋より
 もまつりをなすや手向草。其
 ひもろきもよもきふの

上歌 傳へ聞そのしまの水も
 老せぬや。契りむすめの
 神こゝに蓬萊の仙女にてつね
 の人にはたとへなし。七世の孫に
 をふなる嶋の名の不死のくす
 りの徳をうけ。七世の孫に
 あふことも神のむかしのため
 しかやく

めの為にうしほ汲。いもあ
 みこりとりに。ぬさ奉るけ
 ふの日を。神もさこそハ待給
 すらん。其日にあたる御神事
 の。あゆみの数も。さま。さ
 まなり

下歌 するやよもきか嶋より
 もまつりをなすや手向草。
上歌 むすぶ契りの神爰に。
 万代を經る事も。よも
 ぎる嶋の名にたゝる。切不死
 の葉の徳なれや。七世の孫に
 あふことも神のむかしのため
 しかやく

を嫌ったか。

3
ワキ詞 「いかに是成老人に尋
 申へき事の候
シテ詞 「こなたの事候か何事
 にて候ぞ」
ワキ 「これハ都のものなるか。
 はしめてこの所きたりて
 候。まつくこの所にてかつ
 かう申御く神をは。いか成し
 んと申候そ」
シテ 「さん候此所にてかつか
 う申御神をハ浦嶋の明神と
 て。あたりの浦々嶋つゝくま
 ても。この神をうつかう申候
ワキ 「けに浦嶋とハ聞な
 らハしたるやうに候。是ハ人
 の名にて候か」
シテ 「さん候人の名により申
 候。くむかし此所にうら嶋太
 郎とて。久敷釣を」たれしあ
 ま人有しか。ある時ちやうし
 やうにハせいきよくをいたし

3
ワキ詞 「いかに是成老人に尋
 申へき事の候
シテ詞 「こなたの事候か何事
 にて候ぞ」
ワキ 「これハ都のものなるか。
 はしめてこの所きたりて
 候。まつくこの所にてかつ
 かう申御ン神ハ。いか成神に
 て候そ」
シテ 「さん候此所にてかつか
 う申御神をハ浦嶋の明神と
 て。あたりの浦々嶋々までも
 この神をうつかう申や
ワキ 「扱ハ浦嶋の明神にてま
 しますかや。猶々当社の御謂
 くハしく語り給ふべし」
シテ 「むかし此所にうら嶋と
 いふあま人有しか。ある時か
 しらにせいきよくをいたし
 き。こうに五色の級をあらは

75 「けにく」の右に、「扱
 浦嶋の」と書いて消し、左に
 「扱ハ浦嶋…」を書く。

き。こうに五色の級をあらはしたる亀をつりいたす。ふしきの事に思ひやかて此奥にはなす

ツレカハル 『程なくけたかき女性来り。かのうら嶋をいさなひゆきて。いのちのをんをほうすとか』や

シテ詞 「是蓬萊の仙女なり。七日といふに玉手箱をあたへてかへしぬ。帰りにミレハ我すみか替りぬ。とへハ七世の孫なり

ツレカハル 『されはせん女の七日といふは。なよを送りし年月の回数

シテ詞 「ふりて久敷神と頭れ。昨日は祭礼式日にて。蓬萊宮」

まても申なり

ワキカハル 『扱は此御神事は。蓬萊宮よりまつりけるそや。おなしくは昨日参詣申へき物を。一夜あけぬと思へ共。けふは昨日の悔しきそや

シテ詞 「暫候。あくると云も悔しきといふも。此所にてハこんしつなり」。かくとハしるしめされすや

したる亀をつりいたす。ふしきの事に思ひやかて此沖にはなす

ツレカハル 『程なくけたかき女性来り。かのうら嶋をいさなひゆきて。いのちのをんをほうすとか』や

シテ詞 「是蓬萊の仙女なり。七日といふに玉手箱をあたへてかへす。帰りにミレハ我すみか替りぬ。とへハ七世の孫なり

ツレカハル 『されはせん女の七日といふは。なよを送りし年月の回数

シテ詞 「ふりて久敷神と頭れ。今日は祭礼式日にて。蓬萊宮」

より年ごとに多の霊亀まうづるなり

ワキ 荒ありがたや御祭日に。参りあひたるうれしきよ。詞扱又霊亀のまうづるハ。人間の目にも見ゆるやらん

シテ 『中々の事正直の。断にやどる神心。至誠をならまよまさバなどか奇瑞のみえさらん』かくとハしるしめされすや

※書込み等は見られないが、29で「此所にてハこんしつなり」という詞章を削除されているので、「そもやこんしつなるべき」と始まる文脈がつかない。あるいは「そもやこんしつ」以下、全面貼紙で削除されていたもの、剥脱したか。

上歌同 あくるなをいむ神の名やうら嶋か。く。明てくやしき玉手箱。その古をちかへきてみともあくる事もなし。本より仙女ハ人の身のとしよるせをしらされ手をふる宮居いく久しきも限らなく

上 『花は雨の過るによつて。紅まきにおひたり。同 柳は風にあさむかれて。みとり瀬たれり

下シテ 『こ、はりやさてハ仙女のはからひにて

同 行や月日の此箱に。たかくして手なみの。老せずしせぬ業をこめて。あさまになさしとさしもけに。あくなと教へ給ひける。詞をけへてあくる箱の。ふたかひかへるかひもなく。老と成こそふしきなれ。北州の千年天上の五。身にしら露の。玉手箱。あけて悔しき。心かな

5 **曲** あけてみるへきハ。雨の夜に。残る朝の月さくも見せぬ夜さくら。また時ならぬ庭とりの。そらねを聞し関の戸ハあけしそうれしかれける。あけて何よりよるこひの御代と成しは久堅の。あまてる神の。そさのをのみことにをそハれ出て千早振。神も世の中の。ましハリや浮雲の。高天の原のいはくらに。あまの戸をとちて跡ハた。とこやミのよと成しあひたハむつとし。爰にくはちしんの御子

上歌同 あくるなをいむ神の名やうら嶋か。く。明てくやしき玉手箱。その古をちかへきてみともあくる事もなし。本より仙女ハ人の身のとしよるせをしらされ手をふる宮居いく久しきも限らなく

上 『花は雨の過るによつて。紅まきにおひたり。同 柳は風にあさむかれて。みとり瀬たれり

下シテ 『こ、はりやさてハ仙女のはからひにて

同 行や月日の此箱に。たかくして手なみの。老せずしせぬ業をこめて。あさまになさしとさしもけに。あくなと教へ給ひける。詞をけへてあくる箱の。ふたかひかへるかひもなく。老と成こそふしきなれ。北州の千年天上の五。身にしら露の。玉手箱。あけて悔しき。心かな

5 **曲** あけてみるへきハ。雨の夜に。残る朝の月さくも見せぬ夜さくら。また時ならぬ庭とりの。そらねを聞し関の戸ハあけしそうれしかれける。あけて何よりよるこひの御代と成しは久堅の。あまてる神の。そさのをのみことにをそハれ出て千早振。神も世の中の。ましハリや浮雲の。高天の原のいはくらに。あまの戸をとちて跡ハた。とこやミのよと成しあひたハむつとし。爰にくはちしんの御子

にうねひのみこと其時の御供にもれ残り。あんちうに身をなげき諸神を集め神歌や
 上『み聲もたへなる舞の袖まさか木とりてかく山の。むすきかもとるはや。あをにきてしらにきてひかたの□ミあま照す。神もミ影を移して岩戸をさりて出給へハ。あめつ』
 ち二度ひらけて国土□になすことも。岩戸をあけしゆへそかし。それは神代のいにしへ。是ハ人のいまの世。かしこハあけてよるこひ爰ハあけて悔しきうら嶋か箱そよしなき
 シテ『すハやなうしうの色もはや
 上地『ふしきや沖より吹くる風。いきやうくして』音楽聞え
 シテ『五色の龜神前に数をつらね
 上地『仙女の来現かくやとばかり
 シテ『葉を勅使にあたへ申さむ
 地『なうしうの程をかつかうあれ
 シテ『玉たれのこかめハいつらこゆるきの。いそのなみわけおきにいてけり。それハたまたちの翁かた』かめ。爰は所もうらしまの宮居。万年りよくもうの龜いくらもつらなり来るそや

にうねひのみこと其時の御供にもれ残り。あんちうに身をなげき諸神を集め神歌や
 上『み聲もたへなる舞の袖まさか木とりてかく山の。むすきかもとるはや。あをにきてしらにきてひかたの□ミあま照す。神もミ影を移して岩戸をさりて出給へハ。あめつ』
 以上、訂正・削除等ないが、全面貼紙が剥脱したか（〜1）。

6
 ツレ 愛ハ又。
 地 浦嶋つゞく蒼海の。
 ツレ よもぎが嶋に住

か嶋の
 居 神とは是や。うら嶋の宮
 上同 本よりあけさる戸ひらなるにほうてん類にめいと一うしくなにとかはらはれいて給ひける。なをしのいきにをんしやくをめぐらし。かふりのこしをかこふけ給ひて。勅使をらいし給ふ有かたや

7
 上キク地 けにありかたや神と君。く其やくたくのすゑありて。業をさつかりて帰らん事そありかたき
 シテ上 本よりも神として。国土をまもる御ちかひ。十善万祭の御めぐみ。あふきてもなをあまりあり
 上地 『実や十善はんせうの万年をまもるかも舞
 下 『また八千年たんちやうの。鶴の羽をならへてまひあそぶきよくそおもしろき
 上同 其外ほ』うらいの仙女は。あまの羽衣をかさねきて。をんかくをととのへ。けいしやう羽衣の曲を舞てんしやうてんけいかいまで仏菩薩すなはち御影向なる。ありかたしありかたきしつとくの舞そめたきく

地 龜ぞつどひ来にける
 ツレ 万代の。
 地 袖返々もおもしろや。舞けふ万代の舞の袖。く。かざしもたへ成白玉の。光もてりそふ月影に。御戸代帳さしめきわたるハ。神拜出現し給ふかや

7
 シテ 『抑是ハ仙女に契り命をのべし浦嶋の神とハ我事や地宝殿類にめいどうして。御詣の上にあらはれ給ひ。直衣の袖に御勺を正し。冠の巾子をかたむけ給ひて。勅使をらいし給ふ有がたや
 シテ いでく葉をさゞげんとて。
 地 く。又内陣にいらせ給ひ。葉の御箱を取出し勅使に授奉り君の御奇命限りあらじとよろこびの舞をまい給ふ
 業
 シテ おもしろの折からや地 く。月もはや夜半楽。諷々の聲ハげに。神風楽なれや山崎の松の。齡ハ万歳楽。君にひかれて天が下。太平楽と遊ばん。ありかたしありかたきしつとくの舞そめたきく

〔表6〕田安旧蔵本の書込み 対照表《植田》

1 **シテ詞** か様に候者は。武蔵の国の住人いるまのなにかしにて候。扱も某訴訟の事して永々在京仕候処に。召仕候者皆かけおちし。植田と申者一人なられてはなく候。かの者をよひ出し何事も読合せはやと存候。いかに植田

ウヘタ 「御前候

シテ 「扱此程ハつなかぬ月日いたつらに打過ぬ。此きたすて帰らん事もさすかなり。又理につかむまでの堪忍いかゝ有へき

ウヘタ 「御説のことく此きた理につかんまでの御堪忍返々一大事に存候。日比のなしみを思合により。さいくの御」情にもあつかり御ことはをもかけ給ふそとよ

シテ 「されハこそか程まで。あさからさりし御めくミ。心よはくて叶ふまし

下二人 「今までもあれハこそあれ後とも。あるにまかせてすきゆかは。つゐの身ハ世にたつへしと

下歌地 『主従いさめられてなくさむそたよ』りなる

上歌同 かなはて過るとし月の。く身ハ故郷の氏やしろの。かこなくは何をきてたのむのかりもひたふるに。君か方にもさにてけに。我等ふたゝひ帰るへき祈念をかけて頼むなりく

1 **シテ詞** か様に候者は。武蔵の国の住人いるまのなにかしにて候。扱も某訴訟の事して永々在京仕候へども。未御沙汰もなく候間。清水に一七日参籠申。只今旅宿へかへりて候。いかに植田

植田 「御前に候

シテ 「扱清水に一七日参籠しつれども印の御告もなし。必定此度の訴訟ハかなふまじと思へば。いよく力なくこそ候へ

書込・13「植田」最初「子方」と書いて墨で消し「植田」と訂正。

シテ 「いかに植田此程は何方へ行て候そ

ウヘタ 「さん候」此程は清水へ参籠申て候

シテ 「扱ハ推量して候。某か身の上をきせい申てあるな

ウヘ 「御説のことく御祈の為に参籠申て候へハ。あらたなる御霊夢を蒙りて候

シテ 「何と霊夢を蒙りたると候や

ウヘ 「委語て聞せ申へし。たとへハ何となく六原殿へ」御参り有しに。折節御前に狼藉者あり。むかふものあらハうちとめ候へよとよハゝる。其時御前を立給ひ。ひたむきのかみとつてのけ。そはたかくとはさみ。庭上に出て口かけ給ふ。其時彼狼藉人はしりむかひ足をぬかす切てかゝる。のかれ」ぬ所と取て打あけむすくとくんでからめ取。さたのさしきに引すへ給ふ。そもからめてハいかなる者そ名字ハたそと御尋有しに。武蔵のくにの住人人間の何かし。永々訴訟かなはぬにより。今まてかんにん仕と仰ある。以前の事ハさてをきぬ。只」今の振舞しんひよう也。はや本朝に安堵の状。御判をすかへていたゝき給ふと。まつかう爰に見て候

シテ 「是ははや合るまでもあるまし。けふ此比さやうの事ならハ。名誉といひ訴訟かなひ。二度世にたゝうする」といひ。あつはれ此夢まき夢に

子方 「いや某にれいむの御告の候ひつる。かしこにてハ。人をやきかんと存じ申上候ひつる

シテ 「其ハいかなる御告ぞ。」語て聞せ候へ

子 「畏て候。扱も此晩少まどろミ候所に。内陣よりあらたなる御声にて。いかに植田たしかにきけ。明日六原羅にてきた初ある由。汝かつて参らハ。ろうせき者をくミとめ。其思せうに訴訟あんどすへし。さりながら」大事なれば。汝ハともより直に我か前にてさねんすへしと。あらたに承てゆめさめ候らひき

すにて候。只いま狼藉人めし
 取たる者ハいかなる者ぞ
シテ武蔵の国の住人いるま
 の何かし。永々訴訟かなはぬ
 により今迄かんにん仕て候
ワキ何と入間と申か **シテ**
 さん候
ワキ以前の事ハ扱置ぬ。只
 今の振舞しんひやう也。はや
 本領に安堵の状御判をそへて
 くたし給ふぞ
シテ畏て候。あゝ植田か夢
 ハまさ夢かな。いかに聞て
 よろこひ候はんすらん。急き
 まかり帰りよろこハせはやと
 思ひ候。あら何ともなや。某
 故郷に帰り。彼狼藉人の名字
 を尋られ候はん。しらぬと
 申さんもいかに候へハ。まか
 り帰り名字を尋はやと存知
 候。いかに狼藉人おことハい
 つくの者。」名字ハ何と申そ
 名乗候へ。やあ名のれとこそ。
 やあおことハ植田にてはなき
 か。物に狂ふか推量仕て候。

々手にあまし候しが。入間の
 なにかし。訴訟の分有てあり
 □かのくせ者をいけどりて
 候。入間が訴訟ハかなひかた
 き御沙汰にて候らひしが。此
 御恩やうのあんとの御行書を
 仰御間。やがてあたへばやと
 存知候。いかにたれか有
併「御前に候
ワキ「入間の何しに此方へ参
 られ申候と申候へ
併「畏て候。いかに入間との
 へ申候。奉行殿の仰にて候此
 方へ御参り候へ
シテ「なにと某に参れと候や
併「中々の事さあとうく御
 参り候
シテ「心へ申候
ワキ「扱此度の訴訟ハかなひ
 かたき事なれども。只今の御
 恩せるにあんとの御行書を給
 り候。是々てうたいありて。
 きこく仕候へ
シテ「言語道断ありかたき御
 事にて候。さらばきこく仕候
 へし。あらうれしや。先早々
 清水に参り。御礼をも申。植
 田にも聞せ悦せ候ハや。い
 やとてもの事に。かのくせ者
 の名字を尋問ふするにて候。
 いかに人々。此入るうの者ハ。
 かのろうせき者にて候か
 「さん候さきにいけ取給
 ひたる者にて候。
シテ「いかに入るうの人。名
 字をハ何と申ぞ。や。かぶり
 のかけにてよく見れバ植
 田にて候。只今思ひ廻せバ・
 ・・某を 某を世にたてん
 とてそら夢物語をしけるよ

書込・4「□□いけとりて候」
 と書いて墨で消し、右に「訴
 訟の分ありて」と書く。

な。火の中水の底までも。汝
 をともなひてこそ。思ふ本意
 をハとくへきに。親子共主従
 と頼みつる」汝にはなれ。よ
 るへなき身とならば忠か不忠
 に成たる草のかけなる汝を
 も。そころにうらめしくおも
 ぼふするぞ
ウ「そも御けんハたそ。只
 今の振舞我人のはしめ。力な
 き時の運により。めしこめら
 るゝハ因果の宿執。御身も我
 も同し侍に存外なる言葉をつ
 つかひ。結句家人とハなんそ
 や。あ。そこ立のき候へ
シテ「いやく猶も深き心。
 露ほともしらぬ由かとよ。し
 よせん君より給たる。安堵の
 状に申候へ。共に浮世をすこ
 す候へし
ウ「おろかなりとよもろこ
 しの。はんれいか越を辨」世
 しも。みよくの忠に似たれ共。
 命をたてハ不忠なり。陶歳か
 五湖の波の上。世をそむけた
 る人こゑハ。きゝたからすの
 問答や
シテカトル「我は主従三の世
 の。情の道をハはなるまし
ウ「何主従三世と宣ふは。
 猶しも我を
 猶しも我を
 下人とは腹たちや。
 く。いましめの」縄のかた
 らすはさしちかへん物を口惜
 や
ワキ「ふきやうとう人諸共
 に。御御沙汰をしつめ聲をひ
 そめ。□の問答聞給ふに。下

な。火の中水の底までも。汝
 をともなひてこそ。と思ひつ
 るに
ウ「そも御けんハたそ。勝
 負ハ時の運也。御身も我も同
 し侍なるに従者のごとき言葉
 づかひハ。なんそや。
 □そこ立のき候へ
シテ「いやく今に晴すへし
 我が安
 堵の状に申候へ。共に
 主従三の世
 の。情の道をハはなるまし
ウ「何主従三世と宣ふは。
 猶しも我を
 猶しも我を
 下人とは腹たち
 や。く。いま見せんと」立
 あがれど。殊にきびしき籠な
 れバ。破て出んやうもなし口
 惜や
ワキ「ふきやうとう人諸共
 に。沙汰をとめておく所
 に従

人ハ主を世に立むと。嘗てしうさる由を申次。主ハ我ゆへ身を捨る下人の心の不便さに。勢む方なく給りたる。安堵の状に申「かへたすけんとは是尤の道理也。けにや君臣ふたりの道。すくにおさまる時代にハ。聖人も山をいて。仙人も仕へ申そかし。か程忠ある兵を。やみくとさる事かなふまし。はや助るそとくくかへれ
ウへ御誂のしたに立あかり上同 縄きり」ほととき引たては。はやたすくるといひけれハ今こそハ下人なれふたゝひ仕へ申さむ
ワキ詞 いかにいるま。かほとめてたきみきんなれハ一さし舞候へ
シテ 畏て候
上 漢王の三尺の口居ながら秦のみたれをおさむ
上キリ たかきやにくのほりてミれハ煙たつなり民のかまともにきはふ時代。寿命も。よるこひも千秋万歳と舞おさめ。く。て。退出申こそうれしけれ

者は主を世に立むと。嘗てしうさる由をなし。主ハ我ゆへ身を捨る從者の心をあへられぬ。安堵の状に申「かへたすけんとするやさしきよ 此由言上申ければ。主従共に神妙也。安堵の状もほのめく件の從者給る也
同 いかたれかある入らうの者を出し候
餅 畏候。さらは出候へ
ワキ いかに入間のなにかし御酒を給り候。給り候へ。扱植田と共に一さし舞。退出仕れと仰出されて候。
シテ 畏て候。深めぐミをくみ酒の
地 碎のこちのたのしさよ舞
主従ともに悦の。切く。
心をあらハす手の舞足跡。拍子をそろへさ。れ石の。岩ほど成て天川羽衣。なでつくすとも。此御代ハつきせじな。千秋万歳と舞おさめ。く。て。退出なすこそうれしけれ

〔表7〕田安旧蔵本の書込み 対照表《小環》

1 狂言 是は老後の国片山里に住居する者にて候。わらハむすめをひとり持て候か。はや成人して候程に屋をたてゝ置候所に。いつく共しらすよなく人のかよふ由申され候

1 狂言 是は老後の国片山里に住居する者にて候。わらハむすめをひとり持て候か。はや成人して候程に、べちにふしどをたてゝ置候所に。いつく共しらすよなくかよ

2 程におとろき入て候。いそき彼者をよひ出し。委くたつねはやと思ひ候。いかに娘か有か。
ヒメ 「何事にて候そ
狂言 「誰今よひ出す事よの儀にあらず。誠やおことこの團へ夜なく人のかよふと申ハ誠に候か。つゝますまつすくに申候へ
上ヒメ 「実やつゝめ共袖にたまらぬ白玉ハ。人を見ぬめの涙なりけり去ながら。余所に立名ハ恥かしの。もりける事よさしも」けに。人しれすこそ思ひねの愛かうつゝかねてかさめてか。あら恥かしの事や
狂言 「扱其通ふ人はいか様の姿にて候そ
ヒメ 「されハこそ愛にきて愛にかへるかことくにて。来るもさるもまほろしの。さたかにもなきそのすかたは。かぶり置衣にて候
狂言 「あら不審やな此あ」たりにて左様の人ハ有ましく候か。いつれに不審に候。わらハきつと案し出したる事の候。年比わらハかうみ置たる糸の候。此をたまきを参らせ候。此糸に此はりをつけしてかの人の装束につけ候へ。此糸は五里十里迄もつゝき候ハんする程に。糸をしるへにかの」人のありかを能々見候へ

2 夫人の有由申程に彼者をよひ出し。委くたつねはやと思ひ候。いかに娘か有。でさしませ。
ヒメ 「何事にて候そ
狂言 「誰今よひ出す事よの儀にあらず。誠やおことこの團へ夜なく人のかよふと申ハ誠に候か。つゝますおもふしやれや
上ヒメ 「実やつゝめ共袖にたまらぬ白玉ハ。人を見ぬめの涙なりけり去ながら。余所に立名ハ恥かしの。もりける事よさしも」けに。人しれすこそ思ひねの愛かうつゝかねてかさめてか。なにとかこたへ申へき
狂言 「扱其通ふ人はいか様の姿にて候そ
ヒメ 「愛にきて愛にかへればまほろしの。さたかにたにも水色のかり衣をきてこそさむらひき

※五十宮への懼り
71「年比」の右に「幸」と改訂して消去。左に「年比」と書く。
77「能々見候へ」を削除後、改訂詞章を記さず。

ヒメカゝル 『わらハ、母の仰のことく。此をたまきに針をつけ。人の行をしら糸のくるゝをいそぐ夕月の』

上同 かけもろともに夜をまつや。く。かた山里の秋の暮。所も心つくしにて人まつ夜半の寂しさよく

3 **シテサシ** 『ろうれう枝朽て』千年のみとり秋を待たり。風枯木をはらへハ落葉らんせい。にミつ。人間の水ハ南に流れ。天上の星北にたんとく。夜はいく程そ子ひとつより。うしみつはかりの夜半の空。あら心すこのかよひ跡やな

ヒメカゝル 『月もはや人をつめて更る夜の。鐘ハ心を見よほして。物すさ』ましき庭の面に。人かけのするハたれやらん

シテ 『たれとハ今ハ時過ぬ。たれそかれ時のすきの窓。松の戸ほそをおしあくれハ』

ヒメ 『月もさし入ねやのうち』

シテ 『風すさましく秋ふけて』

二人 班女が團の中にハ秋の扇の色。響玉の臺の上にハよるの琴の聲

下歌 おも「ひそ出る松風の。春ハ琴をしらふるや。その糸竹の團の内。りらうたいはいのともねそよしなけれける

上歌同 よしやたゝ有情非情の敷とても。く。何かへたてんこしかたの。一歩すゝまさりし其さきハじやしゆうも一如なるへし。善悪いつれとも

ヒメカゝル 『わらハ、母の仰のことく。此をたまきに針をつけ。人の行をしら糸のくるゝをまつや夕月の』

上同 かけも木の間にかけおほき。く。かた山里の秋の暮。むかしの風音。いとゞ身にしむ心かなく

3 **ヒメカゝル** 『月もはやいりて更行夜の。半の空。物すさ』ましき庭の面に。人かけのするハたれやらん

シテ 『たれとハ今ハ時過ぬ。たれそかれ時のすきの窓。』

ヒメ 真木の戸ほそをおしあくれハ

シテ 『月かげならでさし入るや』

下歌 おも「ひそ出る松。ハ琴をしらふる團の内。いと心ほそき此夜半

上歌同 よしやたゝ有情非情の敷とても。く。何かへたてんこしかたの。一歩すゝまさりし其さきハじやしゆうも一如なるへし。善悪いつれとも

※五十宮への懼り

なき時ハ前後不二の「世の中の。是そ二仏の中間の。ひまを待たるおりなれや。夜遊のよめをさますなよく」

4 **シテ同** 「とりの音も次第につくる夜半の空。あさまに成てかなふまし。いとま申てけへるなり

ヒメカゝル 「わらはゝ母の仰のことく。ぬしハしられぬをたまきの。糸をつけん別路を。したふかほ」にてたちよれハ

シテ同 「それもしらてきぬく」の。なみたなからにやすらふひまに

ヒメ 「袖にすかりて懸衣の。くくひかみとおほしき所にこのはりを付つゝ立のけは

シテ 「後のくれそとたのめをく

女 「そてろそてとを

シテ 「ひきわかれて

上同 しのゝめの空も」ほのくと。あさまになさしとあゆみゆ。けは女はおたまきのいとをとり。ぬしにはしられぬ物からに忍ひくゝさゝかにの。いとを道のしるへにて。しつのをたまきくり返しくりかへしゆくほとに巷後と日向のさかひなる。岩屋のうちにつなき入たり。内よりあたゝかに風吹て。おそろしけなる所なれハ糸をすてゝかへりけるか。今まてちきりたる人なれハ。さすかゆかしき心ちして。いは屋の前にたゝミて。

なき時ハ前後不二の「世の中の。是そ二仏の中間の。ひまを待たるおりなれや。夜遊のよめをさますなよく」

4 **シテ同** 「とりの音も次第につくる夜半の空。あさまに成てかなふまし。いとま申てけへるなり

ヒメカゝル 「母の仰をた□へしと。ぬしにしられでをたまきの。糸をつけん別路を。したふかほ」にてたちよれハ

シテ同 「それもしらてきぬく」の。なみたなからにやすらふひまに

ヒメ 「袖にすかりて狩衣。其くくひかみにいちはやくかのはりをさし立のけは

シテ 「後のくれそとたのめをく

女 「そてろそてとを

シテ 「ひきわかれ

上同 しのゝめの空も」ほのくと。あさまになさしとあゆみゆ。けは女はおたまきのいとをとり。ぬしにはしられぬ物からに忍ひくゝさゝかにの。いとを道のしるへにて。しつのをたまきくり返しくりかへしゆくほとに巷後と日向のさかひなる。岩屋のうち例なき入たり。内よりあたゝかに風吹て。おそろしけなる所なれハ糸をすてゝかへりけるか。今まてちきりたる人なれハ。さすかゆかしき心ちして。いは屋の前にたゝミて。

※さきかきさきかき

あきれてそなきあたりける。あきれてそなき居たりける。

5

後シテ『あらなに事も生々世々の因果なから。ことにハシや道の「くるしむをうけ。疵をかうふるくけんハいかにあらうらめし此因果のむくひや。あらたへかたのくけんや

上女カハル『ふしきやな岩屋のうちにたすみて聞ハはるかのおくにたすみて聞ハはるそや。わらハこそ是まで参りて候へ。出させ給へ見参らせん

シテ『われこよひ「なんちか所ゆき。疵をかうふしすてに命をあらんとす。名残こそおしければや帰りましたまへ

上『此日ころなれまいらすほとにてハ何のおそれの候へき。たたく岩屋を出給へ御すかたを見んといひければ

シテ『いてく「さらは出んとて。岩屋のうちハ震動」して女『うんふうしきりに吹いて

シテ『すはやすかたも出かて

上同 月日のことくに眼はひかり。口に朱をさしたることくにて。ふたけ五丈はかりなる大蛇のはひ出たるこそおそろしけれ

あきれてそなきあたりける。あきれてそなき居たりける。

5

後シテ『なにも生々世々の因果なから。ことハシや身の「くるしむのうへに。疵をかうふるくけんハいかにあらうらめし此因果のむくひや。あらたへかたやな

上女カハル『ふしきやな岩屋のうちにたすみて聞ハはるかの我つまの御こえのきこへさふらふそやそや。わらハこそ是まで参りて候へ。出させ給へ見参らせん

シテ『われこよひ「なんちか所ゆき。疵をかうふしすてに命をあらんとす。まへかれども是わが前世のむくいなればなんしらうらむ。もしわがすかたをま見へなば、さもたましひをうしなはん

上『此日ころなれまいらすほととなれハ何のおそれの候へき。たたく岩屋を出給へ御すかたを見んといひければ

シテ『いてく「さらは出んとて。岩屋のうちハ震動」して女『うんふうしきりに吹いて

シテ『すはやすかたも出かて

上同 月日のことくに眼はひかり。口にアケをぬりたることく十尺五丈にあまれる大蛇のはひ出たるこそおそろしけれ

15 「そや」が重複。消しそこなつたかた。

上同 日の川上のいにしへも。くかくやと思ひしら雪の。あめつちをうこ「かし山河をもくつす。いきほひなれどもその身におうせぬあくどくとて。わつかなるてつ針に蛇躰をかされ。通力をうしなひいきほひもつきて。あつち死にそのれははうたる

下女『女ハ是を見るよりも。下同 ぐ。めもく置しぬもくゆれとも。さすかになれにし情」といひ。またわかなす疵をかうふる罪のむくひのおそろしさに。ふるひくあゆみよりて。大蛇のとなるはりをぬきて。おめきさげんにけさるあとに。大蛇はそのましけるか

下シテ『たましあすなはち神となつて

下同 玉しあすなはち神となつて。尙後と日向のさかひなるうはたけの嶺にあらハれて。九州二嶋のしゆこ神となつて東西南北十方世界に威光をはなつて海山国土を守り

の神。海山国土をまもりの神の。うはたけの神と今も申は。くだんの大蛇のれい神なり

シテ 今ハかぎりぞたしかにきけ。切く汝に男子をやどしをけり。後に必勇となりて。家をもおこすへし。是ハいなるといすていきたへかつはとなをされけるが、たましる則神とあらハれ。九州二嶋に威光を放ち。海山かけてまもりに候。ありかたかりけるれい神也。

【表8】田安旧蔵本の書込み

1 ワキ僧「か様に候者ハ。諸国一見の僧にて候。我未河内国を見す候程に。此度思ひ立河内国へと心さし候

対照表《雪鬼》

1 ワキ僧「か様に候者ハ。諸国一見の僧にて候。我未河内国を見す候程に。此度思ひ立河内国へと心さし候

道行ウヤ ときはなる松をそむかや雪の色。くみな白妙に見えつゝ。雪のはたてもすさましく。すゑのミちそふたひころも。きんやの里につきにけり。く

ワキ「あらうれしや。是はやはや。河内の国にとりても。きんや片野とかやにも着て候。あら笑止やにはかに雪ふり。東西をわきませす候。このあたりの人きたり候ハ。宿をうかはやとおもひ候

2 シテ女「なふくあれなる御僧は。何とて其所にハたすみたまひ候ぞ

ワキ「さん候。是は此所はしめて一見の者にて候か。唯今の大雪に俄に目をらし。東西をわきまへかね候。扱此所をはいかなる在所と申候ぞ

シテ「是はきんや片野とてゆへ有所也。さて在原の業平此野にての御狩の時。俄に雪降日も暮しかハ。立より給ふへきたよりもなかりしに。業平一首の歌に 下 いかにせんかたのゝみのゝ狩衣。ぬれぬ宿かす人しなればと。かやうに詠し給ひしに。ひとりの女出あひて。御宿をかし申せし也

ワキ「実そのことくあられひて。一夜の宿をかし給へ

シテ「わらハか住家はあの山の。かけ野に見ゆる一村里。

道行ウヤ ときはなる松も冬木もおしなへて。くみな白妙に見えつゝ。雪のはたてもすさましく。かせもさへまざるたひころも。きんやにたどりつきにけり。く

ワキ「あら笑止や雪のふりまさりて。東西をわきませす候。この野をこさてハ。やとりもあらじ。とかうする間に日ハくれぬ。さてなにとつかまり候へき。

2 **シテ**「いかににせん。かたのゝみの狩衣も。ぬれぬ宿かす人しなれば。

ワキ「こハいかに。歌を吟ずる声の近ふ聞へ候。是をたより行てめうするにて候。さればこそしづがやの候。いかにあん内申候ハん。

シテ「そもいかなる人ぞ。

ワキ「是ハあんきやの僧にて候が。雪に前後を失ひて候。やとをかし給り候へ。

シテ「実いたハしき御事かな。カハル いと見くるしく候へども。

地「こなたへ入せ給へとて紫の戸ほそを押開く。有難や是とて。他生の縁と覚へにけり。けにや河流汲て知る人のなさけハわすれじな。く。

人目もかゝる道柴のワキ『わつかに残るシテ』雪の内に 上 分つゝも行や片野ゝ夕暮に。く。ぬれぬやとかす人も有けり。有難や是とて。他生の縁の陰ゆへかとよ。けにや一樹の陰に來て。一河の流汲事も。替わらぬ縁の故かとよく

3 **サシ** 夫雪鬼といつは。本来悪心の鬼にもあらず。年ふる雪の高根く。深苔の岩間にこりかたまつて。をのつから他生の人跡となる。其姿は女也。女は人にみゆる事稀にして。一念ふかくしき也。人に見えずおそろしき心は。唯是鬼に似れハとて。女を鬼にたとへたり

下曲 在原の業平ハ。君の仰にしたかひ此原に下り日終に。御狩の有しに。三冬の末つきた。やゝ降まさる雪おろしの。ひやゝかに吹落て。たなれの口もたてかぬかや雪ハをそふるはし鷹の。たゝさきの羽もしらふに見ゆる斗なり。其時業平ハぬれぬ宿かす人しなきて。口すさひたりしに。独の女來りつゝ。一夜かりねの草枕ちきりをこめし心ゆへ **上** やかて付ひ都路に。帰るや年も立春の。女は。心なやましくしほめる花の色なふて匂ひもたゆるかはは世の。しほくと成はて。日願に消し女こそ片野ゝ雪の鬼なれ。業平のおもとせに雪

3 **ワキ**「只今の御やと返くも有難候。扱先に吟し給ひしハ古歌と覚へ候。いかなる人の歌にて候ぞ。

シテ「さん候。此所にて。なり平の朝臣狩し給ひし時。雪のいたくふりけれバよミ給ひし歌也。其時一人の女出來り。やかて我が屋に入參らせ。一夜かりねの草枕。ちきりをこめし古を。思ひ出つればなつかしさよ。

ワキ「こハうつゝなや。はるけき世の。へたゝる今の若き女性の。なり平朝臣をしたひ給ふハ。いかさま御身ハれい鬼なるへし。まことをあかし給へかし。

シテ「此上ハなにをか包候ハん。まことハ我ハ雪鬼也。なら平朝臣をとめ申し。女を我としら雪の。ふるき世かたりにおもほへす。見へし姿ハ恥かしとて。立さるど見へしが。音さえまさる夜嵐の。しらすや雪のふぶきに。跡も見へすなりにけり。あとをも見せずとなりけり。

ワキ「扱雪鬼の仏果をえん

のなりけるふしきさよ

4

ロッキ上 『かに雪鬼の物語。きくにつけても不審なり。御身は扱も誰人ぞ』

シテ 『誰かも。しる人にせん高砂の。尾上の松に。独うき身の有とハいかいふへき』

同 『夕へをすきて』くれはとり。あやしやさても誰人ぞ』

シテ 『我名を何と夕まくれに』

同上 『見ゆる比めハ恥かしとて。立さると見えしま』。

□さへまさる夜嵐の。雪の叢とみえしま』に。跡消て失にけり行跡は消てうせにけり

中入シカ

5
ワキ上歌 『露をかたしく苔衣く。日も暮夜にもなりしかハ。』片野、見の、哀世に。かのなき跡とふよかやく

6
後シテ上『セイ』『あら有かたの御用ひやな。我雪鬼の女なるか。是まで頭れ参りたり。よく弔ひてたひ給へ』

ワキ上 『けに有難や本よりも。有精非情ハへたてなき。是そ誠に雪鬼の』

シテ 『本より我は鬼にハあらす。』おそれ給ふな我のミカ

同上 『陸奥の安達か原の塚こそ。く。鬼籠れりと聞くものを。誠の鬼は籠らて。女のかくれ居る家を塚ときくもの』

為に我にことばをかハしけるぞや。いさ。さらば雪の光。御経を。く。照して独夜とよみに。よみ奉るとふとさよく。

6
後シテ上『セイ』『あら有かたの御法やな。我雪鬼の女なるか。是まで頭れ参りたり。』
ど御経をよませ給へ
ワキ上 『けに有難や本よりも。有精非情ハへたてなき。是そ誠に雪鬼の』
シテ 『かほばせすがたハしたれども』おそれ給ふな我のミカ

同上 『陸奥の安達か原の塚こそ。く。鬼籠れりと聞くものを。誠の鬼は籠らて。女のかくれ居るやどり』

を。我も女の身にしあれハ。鬼とはいはれしなり。はつかしやく。明なは人によも見えし。頭はるゝ時も。はや。夜半樂の比なれば。夜遊をはやめて旅ねをいさやなくさめ

7
シテ下 『雪をめぐらす花の袖』

同 『月にとかへす袂かな』

シテ上 『月雪のいつくともすまハこそ』

同下 『片野、みの雪の明ほの』

シテ下 『嵐はけしき雪のはたてに』

同 『すは降雪のふしきたつ冬シテ 『山々』嶺々』

同 『尾上の谷の戸に降たる雪の。つもりく。て石金なれや。こりかたまつて。年ふる雪の』

シテ下 『鬼となつて』

同 『住』片野の。雪の夜もはや明行ま』に。姿ハうす雪。くの。きえくとなりはてうせにけり

ものを。我も女の身にしあれハ。鬼とはいはれしなり。はつかしやく。明なは人によも見えし。頭はるゝ時も。はや。夜半樂の比なれば。夜遊をはやめて旅ねをいさやなくさめん

7
シテ下 『雪のかざしの舞なら』

同 『なほ降雪のちりまがひ』

同 『山々』嶺々』

同 『尾上の谷の戸にいやつもりの。つもりく。ていわのごとくに。こりかたまるや。年ふる雪の』

シテ下 『鬼となつて』

同 『住』片野の。雪の夜もはや明行ま』に。姿ハうす雪。くの。きえくとなりはてうせにけり

【表9】田安旧蔵本の書込み

対照表《柳》

1
ワキ僧 『是ハ諸国一見の僧にて候。是間ハ南都にて候て。靈仏靈社残りなくおかみめぐりて候。又是より都にのほらハやと存候』

1
ワキ僧 『是ハ諸国一見の僧にて候。是間ハ南都にて候て。靈仏靈社残りなくおかみめぐりて候。是より都にのほらハやと存候』

は世に見えて。いつ我かたを井出の里。身ハあた波の玉川や。うきしつむ身の名にしおふ。宇治の里にも着にけり

「急候程に。ほとなく宇治の里に到着候。橋の上下又は平等院の柳桜。いまをさかりに見えて候。是に付思ひ出せる事あり。柳にせんし有鶯をつながず。花に一こなうして客をとむ。今思ひ出られて候

2 シテ『なふく』あれなる御僧。何とおほしめし今の詩をつらねさせ給ひけるぞ。花の物いハぬかくをとむる事をかんじ。柳紫にて鶯をつなかぬ事をそしり給ふ事。飛者のたまふなるを。取わけ柳のとがと仰あれハ。りうけの恨も有べし。殊更御身ハ世を旅人の。恨をうけさせ給はん事。修行の道にハはづれたり

ワキ「いや我はた。柳桜のおもしろさに。た何となくつらぬる処に。花をひいきと承る。御身は柳にめて給ふか

女「いや柳をもてはやすにはあらね共。待人も歌人も柳の糸を。しんよのかたには引なし給ハて。有時ハりていにいひたる枝を柳。有時はれんほの心なそへて。ねたれ髪に涙にむすほれたるをも。白露の玉すもぬける柳そと見給ふ事。嘆てもあまりに候

は世に見えて。いつ我かたを井出の里。身ハあた波の玉川や。うきしつむつわくらせの。宇治の橋にも着にけり

「是ハはや。ほとなく宇治に到着候。橋の上下の柳桜。いまをさかりに見えて候。柳にせんし有鶯をつながず。花に一こなうして客をとむ。あら面白のけしきやな

2 シテ『なふく』あれなる御僧。何とおほしめされて今の詩をつらねさせ給ふぞ。花の物いハでかくをとむる事をかんじ。柳紫にて鶯をつなかぬ事をそしり給ふに似たり

ワキ「いや我はた。柳桜のおもしろさに。何となくのミ。御身は柳をめて給ふか

女「いや柳をもてはやすにはあらね共。待人も歌人も柳の糸を。しんよのかたには引なし給ハて。有時ハりていに悲し。有時は館と離別を悲し。有時はりていにいひたる枝を柳。有時はれんほの心なそへて。ねたれ髪に涙にむすほれたるをも。白露の玉すもぬける柳そと見給ふ事。嘆てもあまりに候

※10 「せんし」右側に「千色」と朱書。左側の「千枝」は底本のもの。

3 ワキ「実々それも御理り也。扱々御身ハいかなる人ぞ

女「今ハ何をかつむべき。我ハ柳のせいなるが。御僧に姿をま見えつ。仏果をうべきためぞかし

ワキ「扱は柳の精なるかや。多そうふほくのせれいとて。それこそりんゑのもとひなれ。御身のいたいをゆふりつ。柳はみどりのまならは。草木成仏うたかひなし

シテ「けにたつときをし。さらは心のおこる所。またハいにしへ色にそみつる

ワキ「人をうらやミ人を根しシテ「心をさんげにあらはして

ワキ「身の妄執をシテ「はらさむと

同上 思へときすかはつかしの。もりてやよそにしたられまし。たのむそよ御僧。世語にせさせ給ふなよ 上 ふしきや扱も心なき。非情無心の草木に。詞をかはずちくうかな

シテ「御身たつき人なれは。かりに人間のおもかけを。ゆめまほろしにあらはして。法めちからをうたへき

同上 けにや草木成仏の。理りしるき妙典の

シテ「くりきをうけて今は

同上「心を見かく

シテ「玉柳のはかなき妄執を。ふり

3 ワキ「実々それも御理り也。扱々御身ハいかなる人ぞ

女「今ハ何をかつむべき。我ハ柳のせいなるが。御僧に姿をま見えつ。仏果をうべきためぞかし

ワキ「扱は柳の精なるかや。花にあらそふ心をば、柳の色も紅も、へたてハあらじ法の心。それぞ草木成仏ならめ

シテ「けにたつとき御をし。さらは心のおこる所。またハいにしへ色にそみつる

ワキ「人をうらやミ人を根しシテ「心をさんげにあらはして

ワキ「身の妄執をシテ「はらさむと

同上 思へときすかはつかしの。もりてやよそにしたられまし。たのむそよ御僧。世語にせさせ給ふなよ 上 ふしきや扱も心なき。非情無心の草木に。詞をかはずちくうかな

シテ「御身たつき人なれは。かりに人間のおもかけを。ゆめまほろしにあらはして。法めちからをうたへき

同上 けにや草木成仏の。理りしるき妙典の

シテ「くりきをうけて今は

同上「心を見かく

シテ「玉柳のはかなき妄執を。ふり

捨て行や法の道。一念ほつき
 菩提心の。身をうけてかへり
 くり。其身をかけてかへり
 けり

4 **ワキ** 詞「ふしきや
 扱ハ柳の女の。御法の力を頼
 むぞと。いひし詞をたかへし
 と。上 思ひ入ぬる守の名
 の。く。平等利益なさハや
 と。月も影さすつりととの。火
 常のともし火あきらかに。こ
 の御経をとくしゆするく

5 **後シテ下**「セイ」あらありか
 たの御経やな。く
サシ「わかさりゆしをおり。
 きよしやくかふゑんをはか
 る。のとけき夕の汀の波に。
 うかひ出たる有難さよ。猶々
 讀誦し給ふへし」
ワキ「ふしぎやな月おほるな
 るみきハに。いくはんの姿見
 え給ふハ。いかさまさきにあ
 らはれ給ひし。柳の精にてま
 しますか。
シテ「有つる柳の女なるか。
 朧月夜を使にて
ワキ「頭れ出る
シテ「面影も
同上 立枝の柳色はへて。す
 く成道に入ぬれば。草木成仏
 の。妙なる姿なりけり

6 **上** 同 **クリ** 夫草木心なしとい
 へども。春風桃梨花のひらく
 る日。秋露梧桐葉の落るとき

捨て行や法の道。一念**發起**菩
 菩提心の。身をうけてかへり
 くり。其身をかけてかへり
 けり

4 **ワキ** 詞「ふしきや扱ハ柳の女
 の。御法の力を頼むぞと。い
 ひし詞をたかへしと。上 思
 ひ入ぬる守の名の。く。平
 等利益なさハやと。月も影さ
 すつりととの。常のともし火
 あきらかに。この御経をとく
 しゆするく

5 **後シテ下**「セイ」あらありか
 たの御経やな。く
サシ「わかさりゆしをおり。
 きよしやくかふゑんをはか
 る。のとけき夕の汀の波に。
 うかひ出たる有難さよ。猶々
 讀誦し給ふへし」
ワキ「ふしぎやな月おほるな
 るみきハに。いくはんの姿見
 え給ふハ。いかさまさきにあ
 らはれ給ひし。柳の精にてま
 しますか。
シテ「有つる柳の女なるか。
 朧月夜を使にて
ワキ「頭れ出る
シテ「面影も
同上 立枝の柳色はへて。す
 く成道に入ぬれば。草木成仏
 の。妙なる姿なりけり

6 **上** 同 **クリ** 夫草木心なしとい
 へども。春風桃梨花のひらく
 る日。秋露梧桐葉の落るとき

※「白日すでに」「尊とき」
 の訂正紙あり。はがれにより
 改訂箇所特定できず。「白日
 すでにうかひ出たる尊さよ」
 か？

サシ「其外草木の。四季折節
 に色音をかへて
同 生老病死の姿をあらはす
 事。いづれか心なしといは
 む。枝六條の院の女。比はむ
 月の廿日の空。おなしき程に
 成行に。柳前の桜もさかりに
 て。かたへの木々の梢までも
 けしきはみつゝ早すめる夜に
下 伏待の月出て。女三
 の色を見給奉れハ。誰よりも
 ちハさくて。桜もたをやかに。
 柳の糸のみたれなる御くしは
 きぬにかゝりて。琴引給ふを
 かたは。鶯の羽風にも見たれ
 ぬへくもおほゆる。紫のよは
 多。ひ染の。色こきこうちき
 にさうハうの色かしねをぎ給
 へる。桜にたとへても物より
 もかす見ゆるは。なむてもあ
 かぬ御あたりに。ありしハけ
 をさるへけれど。いとさもあ
 らずもてなして。はち音なた
 やかに。橘の見なもるともに
 たをれるかことく也
上「糸竹のしらへもたへにし
 て
同 せいはいはずもなりぬれ
 バ。せんさむこをくたきて氷
 玉盤におつるひゞき。折の松
 風ふきおちて。かき見たした
 る其声を。聞に袂をうかほえ
 てうらやまし事ハかきりなし
 いろ
シテ下 『りうはつたおやかに
 同 たりかん露を。ふくめる
 いろ
シテ下 是やけいしやういの
 曲

いろ
シテ下 『りうはつたおやかに
 同 たりかん露を。ふくめる
 いろ
シテ下 是やけいしやういの
 曲

<p>1 次第 千代の古道跡留てく 又露分る袂哉 ワキ詞 「是ハ華山の僧正返照にて候。早秋も半に成候へハ。嵯峨野ノ邊へ打越。草花をも詠はやと思ひ候</p> <p>2 一セイ 露分る。袖も匂ふや咲花の。数きそふる面白や。糸薄よりうけつるふとふ釣の。あしも斗にいさむらん。同 や其俣道行落馬を残して候ハいか シテ 「なふく御僧ハ落馬を成か荒痛ハしや候 ワキ 「さん候詠めにつく花</p>	<p>1 1 ワキ詞 「是ハ嵐山に山居の僧にて候。今ハ比しも秋の半。嵯峨野のゆかし候程に。立越なめばやと思立て候 下歌 露分る袖も匂ふや咲花の数色そへて面白き。野邊の夕風鳥のこへ。身しむ秋の気色かなく 詞 千草の花咲乱口ならぬ中に。女郎花のこゝとに美しう候。手折持かへらはやと思ひ候</p> <p>2 シテ 「なふくあれはる御僧。など此野をバさまよひ給ふぞ ワキ 「いやは八只花見にこしに。女郎花殊に美けれバ。行すがてに手折也 シテ 「実に仏も花をバめてさせ給へバ。さる事ながら御僧の御ン身に。花こそ多になまめける。をみなの花ハいミあ</p>
---	---

〔表10〕田安旧蔵本の書込み

対照表《嵯峨女郎花》

<p>同 くたもとにつくすともおなし。舞のしなく。りうくはゑんの。たをれる姿にこちふく柳の糸よる面影 シテ下 「ちりくる花の雪をめぐらす 同 袖の羽風に五色の夜も明。鳥も暮になき。かねもかすかにはや妄執の空はれて。今そ柳のまくをひらく。真如の月のうつつ御空くの。かすみにきえくとうせにけり</p>	<p>同 くつくすともおなし。舞のたもとく。 ちふく柳の糸よる面影 シテ下 「ちりくる花の雪をめぐらす 同 袖の羽風に五色の夜も明。鳥も暮になき。かねもかすかにはや妄執の空はれて。今そ柳のまくをひらく。真如の月のうつつの池の。くの江の柳となりけり</p>
--	---

<p>3 シテロンギ 「実浅からぬ言の葉の。名にめて来る我そかし ワキ 「名に口来る我そとハ。せもやいか成人哉 シテ 「我ハ寔は此おとりくねる姿そ女郎花 ワキ 「なへてならさる御方よ シテ 「言葉をかハし申さんと。かりに願れ参りたり 上同 露けき秋の野邊ながら。愛に一夜ましまさは。名に愛まし花衣。かへす袂のまひを舞。歌をうたひて御僧に又にてま見え申さんと。夕旁も立かくれ千種の陰に失にけりく</p>	<p>故に。前後を忘れ思ハすもあやまち仕候よ シテ 「実々花に心を移し。家路を忘るゝものもあれは。御落馬有も理り也。夫に付御僧は華山の僧正返照とて。名にしおふたる御方なれ今の分野御詠歌に承り度候 ワキ 「寔に是は然るへしと。折からなれや花ゆへに シテ 「馬より落し事なれハ。其分野をやきとうた ワキ 「つらねて見れば 上同 名に愛ておれる斗そ女郎花く。我をちにきと。人に終るな花心。草木心なけれども。春秋分て色見する。跡は嵯峨野の成。さかなき事とおほすなよ 只名に口し斗なり</p>
<p>3 ロンキ地 「ふしぎや御身あまざかる。ひなの手ふりに行かへて。ミやびやかなる御ンことバ其名をなのり給へや シテ 「まことハ我ハ此野邊に。うき世をくねる女郎花。かりに見へこしすかた也 地 「実ちなき草木も皆成仏と聞かからに シテ 「御僧にちかくニ申さん為。是まで来りたり 上同 露けき秋の野邊ながら。愛に一夜ましまさは。名に愛まし花衣。かへす袂のまひを舞。歌をうたひて御僧に又にてま見え申さんと。夕旁も立かくれ千種の陰に失にけりく</p>	<p>らんと。かへりてとりわき手折給ふぞ ワキカハル 「こハ面白き御ふしんかな。むかし返照僧正も。 シテ 「此野咲る女郎花を ワキ 「めで給ひつゝ シテ 「御たハむれに</p>

4 **ワキ詞**「扱は女郎花の精かりに顛れ。言葉をかハすふしき」
 上 月に哉嵯峨の野秋の草枕。く。袖を片敷終夜はなのあたりに假寝するく
太コ一セイ

5 **後シテ一セイ下**『いにしへの秋にもこえて嵯峨の山すそ野く月は。影も曇らす
上同 打上ノル 秋深き野邊の萩原露さして過行花の。気色哉 **打上**
ワキカ、ル『不思議や見れば月影に。かやく斗うるハしき。女性のけしき**靈なるハ**。いか成人にてましますぞ
上シテ』とふまでもなし花衣の。我ゆへ露にふし給ハすや。
照に向せ給ふも**の哉**
ワキ「扱ははや咲見え初し女郎花の。花の精にて渡り給ふか
シテ『中くの事草も木も。皆**成**の国なれば。忝くも同じ秋の野々。非情の精も時をえて。人にハマみえ申なり
上同 さほ廉も妻とふ時に成にけりく。嵯峨野々花の下紅葉。色に出る**め**やはなころも。重て返す遊樂の秋の調へそおもしろやく
シテ上『秋ハ先。都のにしを尋れば
上同 さか野々はなぞ。咲初ける

4 **ワキ詞**「扱は女郎花の精かりに顛れ。言葉をかハして有けるぞや」
 上 月に哉嵯峨の野秋の草枕。く。袖を片敷終夜はなのあたりに假寝するく
太コ一セイ

5 **後シテ一セイ下**『いにしへの秋にもこえて嵯峨の山すそ野く月は。影も曇らす
上同 打上ノル 秋深き野邊の萩原露さして過行花の。気色哉 **打上**
ワキカ、ル『不思議や見れば月影に。かやく斗うるハしき。女性のけしき**見え給へ**。いか成人にてましますぞ
上シテ』とふまでもなし花衣の。我ゆへ露にふし給ハすや。
照に向せ給ふも**かな**
ワキ「扱ははや咲見え初し女郎花の。花の精にて渡り給ふか
シテ『中くの事草も木も。皆**成**の国なれば。忝くも同じ秋の野々。非情の精も時をえて。人にハマみえ申なり
上同 さほ廉も妻とふ時に成にけりく。嵯峨野々花の下紅葉。色に出る**る**やはなころも。重て返す遊樂の秋の調へそおもしろやく
シテ上『秋ハ先。都のにしを尋てよ
上同 さか野々ハらハ、花の錦ぞ

6 **上ワカマイ**『さきそめて。幾日もあらぬ女郎花
 地 うしろめたくも。風にちるらん
下シテ『舞する風に。かこへやかこへ
上同『花の八重かきこむる出雲路や神代**き**かぬ。錦を野邊に。織かけ衣の。袂もかさしも色めく斗の。分野哉

7 **上同 打上キリ** 斯て夜も更風寒て。草葉も玉の。宿りなる。露の光りも闇からぬ。月もかたふく。西の空。山の端くらく。成俣に。是まで成と。遊樂の。重て返す**小忌衣**。花のかさしのしほくと。露けき床に。かへりけり

6 **上ワカマイ**『さきそめて。幾日もあらぬ女郎花
 地 うしろめたくも。風にちるらん
下シテ『舞する風に。かこへやかこへ
上同『花の八重かきこむる出雲路や神代**き**かぬ。錦を野邊に。織かけ衣の。袂もかさしも色めく**わたれる月夜哉**

7 **上同 打上キリ** 斯て夜も更風寒て。草葉も玉の。宿りなる。露の光りも闇からぬ。月もかたふく。西の空。山の端くらく。成俣に。是まで成と。遊樂の。重て返す**舞の**。花のかさしのしほくと。露**けきのへとぞなりにける**

〔表1-1〕 田安旧蔵本の書込み 対照表《湛海》

1 **ワキ**「扱は八堀川に居住仕る。鬼一法眼とハ我事也。扱も古左馬頭義朝の八男に。沙那王殿と申すは。某師第の契約仕候。聊の子細候間。ひそかに討て捨はやと存候。然れとも兵法すくれ給ひ。難叶候程に。響にて候湛」海。彼は器量第一のものにて候間。かれを憑討せはやと存候。いかに誰か有
 「御前候

1 **ワキ**「是ハ堀川に居住仕る。鬼一法眼とハ我事也。扱も古殿**は**。此程忍ひて某が宿所に留りおもふ子細の候間。ひそかに討て捨はやと存候。然れとも某か分にてハ難叶候程に。響にて候湛」海。器量第一のものにて候より。かれを憑討せはやと存候。いかに誰か有
 「御前候

ワキ「汝ハ北白河湛海坊へ参り。御出あれと申へ」
 「畏て候
ハシカ「リニテ名ノルシヤモンハウシ小刀
シテ「か様に候者ハ。北白河に住居する長谷部の湛海にて候。鬼一法眼の方より。参すへきよし申来候間」只今堀川へと急候。いかに湛海か参たるよし御申候へ」
ワキ「湛海の御出とや。人迄も有まし此方へ御入候へ」

シテ「扱只今ハ何の為の御使にて候ぞ」
ワキ「さん候唯今申入候事余の儀にあらず。内々申すことく沙那王殿。某か秘蔵の兵法の一卷を盗とり候ほとに」彼を討取巻物をもうハひ返さはやと存候。誰々と申共貴方ならて沙那王を討へき仁ハ覚えす候討て給り候へ」
シテ「言語道断。此上ハ某か手に懸討取候へし。御心易思召れ候」
ワキ「寔に愚もしき御事にて候某は沙那王をすかし出し。五条の」天神へつかハし申候へし。御身も跡より御忍ひ有て。かへきを討て給り候へし」
シテ「実此上ハともかくも。片時も急き申へし。御心易く思召せ 切」
上同「く。さらこれ迄ぞ。」

ワキ「汝ハ北白河湛海か第に行。申合セ度事の候間。只今いかな湛海の御入候か鬼一法眼より某御使に参りて候ハシカ」リニテ名ノルシヤモンハウシ小刀
シテ「何法眼よりの使にや何事にて有ぞ」
併「さん候仰合さし給度事の候間、只今御出あれとの御事にて候」
シテ「さらバ参ふずるにて候か。汝ハ先に行参べきよし申候。畏て候いかに申上候。湛海殿只今御出にて候」
シテ「扱只今ハ何の為にめさしめて候ぞ」
ワキ「さん候唯今申入候事余の儀にあらず。内々申すことく沙那王殿。某か秘蔵の兵法の一卷を盗とり候ほとに」彼を討取巻物をもうハひ返さはやと存候が貴方ならて沙那王を討へき仁ハ覚えす候討て給り候へ」
シテ「言語道断。此上ハ某か手に懸討取候へし。御心易思召れ候」
ワキ「寔に愚もしき御事にて候某は沙那王をすかし出し。五条の」天神へつかハし申候へし。御身も跡より御忍ひ有て。かへきを討て給り候へし」
シテ「実此上ハともかくも。片時もはやく討取へし。御心易く思召せ 切」
同「さらこれ迄ぞ。かのわつ

※五十宮への懼り

かのわつはをうたすんは此後御目に懸るまし。我手にかけるんはあんの内手」取にせんと荒言し。座敷を立て湛海ハ帰る心恐しきく、
 早ツニ中入
ウシ「扱も沙那王ハ。師匠の仰に随ひて五条の天神へ参らんと」
上同「夕顔の花の宿。く。五条邊のあはらやの。其跡とへは黄昏に。よそ目ハせしな一すちに、憑むちかひのす」え清き天満神に詣てけりく」
シテ「扱只今ハ何の為にめさしめて候ぞ」
ウシ「かくともしらて御さうしハ神前を拝し奉」り。立帰らんとせし処に」

はをうたすんは此後御目に懸るまし。我手にかけるんはあんの内弓一打と荒言し。座敷を立て湛海ハ帰る心恐しきく、
 早ツニ中入
ウシ「扱も沙那王ハ。師匠の仰に随ひて五条の天神へ参らんと」
上同「夕顔の花の宿。く。五条邊のあはらやの。其跡とへは黄昏に。よそ目ハせしな一すちに、憑むちかひのす」え清き神に詣てけりく」
シテ「扱只今ハ何の為にめさしめて候ぞ」
ウシ「かくともしらて御さうしハ神前を拝し奉」り。立帰らんとせし処に」

※五十宮への懼り

1 次第 廻る世の中はてしなき。く雲路の月や友ならん
 ワキ 是ハ陸奥より出たる僧にて候。我未都を見す候程

1 次第 廻る世の中はてしなき。く雲路の月や友ならん
 ワキ 是ハ陸奥より出たる僧にて候。我未都を見す候程

〔表12〕 田安旧蔵本の書込み 対照表《将門》

よな。いかに湛海御身いか成意趣有て。我を討んとおもふそや
 シテ『荒ことくしや意趣迄もなし。尋常に勝負あれ。日比の荒言只今成そ』
 上同 長刀頓てとりなをし。無慙や。小冠者あらしとなさんと躍りあかつて切拂ふ。本より沙那王くさハかハこそ日比習ひし秘術ハ今社爰に顕しきぬの。飛鳥のかけりにさそくをつかひて切給へは。湛海も大長刀を。水車に廻して懸れば。丁々と遥まを切。さはかりたけき湛海も御さうしの小太刀に切たてられあきれはてそ立たりける
 シテ上『さてもむねんの次第と。はしりかゝつてつけははつし。うてハ飛。のすれは乗て手もとによる。しさつてはらへハ。とひあかり飛行自在にたゝかひ給へは。今ハ湛海勢力尽て。憑む。長刀うちおとされ。くまんとすれは切拂ふ。かけるふ稲つますかたをうしなひたゝよふ所を首打落し。悦ひいさミ半若くハくらまへ帰させたまひけり

よな。いかに湛海御身いか成意趣有て。我を討んとおもふそや
 シテ『荒ことくしや意趣迄もなし。尋常に勝負あれ。日比の荒言只今成そ』
 上同 頓て長刀さしかざし。無慙や。小冠者あらしとなさんとずきまあらせず切拂ふ。沙那王殿しづくと小太刀を抜て立向ひ。飛鳥のかけりにさそくをつかひて切給へは。おぼえずさつとぞ行たりける
 同シテ 其時湛海いかりをなし。く。はしりかゝつてつけははつし。うてハ飛。のすれは乗て手もとによる。しさつてはらへハ。とひあかり飛行自在にたゝかひ給へは。今ハ湛海勢力尽て。憑む。長刀うちおとされ。くまんとすれは姿をみえずあきれて立しを首打落し。悦ひいさミ紗那王ハくらまへ帰させたまひけり

シテ「是ハ神田大明神とて□
 勸」請申されて候ぞ
 ワキ「是ハ神田の御社にて候
 先々当社ハいつれの御神を

〔表13〕 田安旧蔵本の書込み 対照表《将門》

に。此秋思ひ立都にのほり候
 上道行『折なれや紅葉ちりしく白川のく。閑跡を越て行程に。爰そ名に有武蔵の』や。月の入へき山もなし尾花かす多に 下 秋風の。音も身に入気 哉く
 急候程に。是ハ早武蔵の国に着て候。実秋の日のならひとて。程なふ暮て候。又あれに物ふりたる社の見えて候。何れの御神とハ知らね共。今夜ハ神前に通夜申さハやと存候

2
 シテ「セイ」花「紅葉。神のまにく色添てをのつから成。手向草
 サシ打上 秋は猶夕間暮こそたらならね。萩吹風や萩の露つらぬきこめぬ玉かきの。あたりに集く鈴虫の。声も神慮をすゝしめの。心もすめる夕間哉。あら面白のけしきやな
 候上
 シテ「さん候是ハ此神に仕へ申者にて候
 ワキ「扱は宮人にて渡りかな。先々当社ハいつれの御神を勸」請申されて候ぞ
 シテ「是ハ神田大明神とて□

に。此秋思ひ立都にのほり候
 上道行『折なれや紅葉ちりしく白川のく。閑跡を越て行程に。爰そ名に有武蔵の』や。月の入へき山もなし尾花かす多に 下 秋風の。音も身に入気 哉く
 是ハ早武蔵の国に着て候。秋の日ほどなさいたたく西にかたむきて候。又あれに物ふりたる社の見えて候。何れの御神とハ知らね共。立寄神前に通夜申さハやと存候

2
 サシ打上 秋は猶夕間暮こそたらならね。萩吹風や萩の露つらぬきこめぬ玉かきの。あたりに集く鈴虫の。声も神慮をすゝしめの。心もすめる夕間哉。あら面白のけしきやな
 候上
 シテ「さん候是ハ此神に仕へ申者にて候
 ワキ「扱は宮人にて渡りかな。先々当社ハいつれの御神を勸」請申されて候ぞ
 シテ「是ハ神田大明神とて□

れある御事にて候ても。連今宵ハ神の御前。我等も共に通夜申。委く語り申へし。や。月社出候へ

ワキ上カハル「実面白や折口。雲口はる、天の原ふりさけミれば武蔵野」

シテ「草葉を分て明らけき」

ワキ「月もさし入」

シテ「神垣に」

上同「いと、和光の影添てく。心耳を口す夜もすから。むかし語りもはるしの。もりてや人の間覧。是ともも旅人に。他生の縁のあれハ社。ともに片敷袖枕。爰はし覚し給ふなよく」

3 **クリ地** 夫 暮天の下卒士のおうち。いつく王土に猶さるや。王事もろい事なしと云り。誰かハ他に。とるへきや

サシ「青朱雀院の御宇兼平の比かとよ。」

同 平の将門と究しハ、勅命に随かはす。賞罰心の俚にして。勢ひ双ふ。人もなし

下クセ「然るに将門ハ。桓武天皇五世の孫。王氏を出てと越からす。たとへ常位をふむとても何はかりか有明の。月の都を下徳や猿嶋の都なる。石井の。郷に立置。平親王と仰かり。左右の大臣よりも猶。皆まはれる百敷や。あたる天子のことくなり。頼て帝都に責登代を大集ハんと一筋に。弥口心ハあらかねの国**上シテ**「火も木も我大君の国

まさかどなるよし。承候ひつるハひかこと候よのふ。

シテ「されバこそいしくもふしんし給ふかな。むかしハ大なもち一座にて候らひしが。承平のさハぎの後。正門がおんねんをしつめん為。当社のまるふどにいきさひ今ハ二座のやうに候。

ワキ「よき人に巡参らせ。いよくしん信いやまさりて候。とてももの事に委く御物かたり候へ

3 **クリ地** 夫

王事もろい事なし 誰かハ他に。とるへきや

サシ「然るに兼平の比かとよ。」

同 平の将門と究しハ、勅命に随かはす。賞罰心の俚にして。勢ひ双ふ。人もなし

下クセ「**扱この**将門ハ。桓武天皇五世の孫。王氏を出てと越からす。たとひあまざかる。ひなの忍びすに交とも。殊に思きんを。なすへき其身いかなれば。かへりて朝敵のてうぼんとなりしはかなさよ。**切**下つふきの国相寺の勅にしろをきつきてら。平親王とよびなさせ。百の穴をそなへしが**上シテ** 土も木も我大君の国なれば

なれば

上同 口と住家成口きや。朝の怨ハ風の前。雲のことくに散しつ。頼て開くる聖運ハ。月日と共にかやけり。が様の物語。余跡とな聞しめされそ

4 **上ロソキ地** 不思議なりとよ宮人のく。余跡ならぬ。との口の葉は。いか成口れ成ら

シテ上 今ハ何をかつむつき。其いにしへの将門ハ。正敷も此尉か。身のうへそとハしらするや

上同 扱は当社の御神体

シテ「頭ハれ出て旅人に

上同 心の底を

シテ 残さすも

5 **ワキ上歌** あらた成ける夢の告く。唯是法の奇特そと。思ふね覚の枕にも。神の御声や残る覽く

6 **後シテ** 神ハ人の願ふにいて。其威ますくさかんなり上地 人は神の徳を更て。弥々運をそめるとかや

シテ上 我口昔のあやまれる其一念とひるかへし。御代を守りの神の田の。五穀成就も

地 つくかのかるへき。貞盛が笑あたり。露ときへしが一念の。猶国民をなやませしに。此大なもちの神徳に。なごし向られあく心を。ぜんろにかへし大御代を。まもらい給ふ故まるうどいわひ申也

ワキ「ねんごろに承しう着申候。とても御事に。夜あけなバ神樂を供じて給り候へ

シテ「やすき御事。あす迄もなし。只今此翁が供じて参らせ候ハん。それ神ハ人の願ふに依て威をまし。人は神のめくミによる。きん上地」再拜

シテ「きのふこそ。早苗植しが神の田に

地「いなほそよがし秋の風吹カケリ

我神徳ぞ	7	上地 面白やくきのふこぞ。早苗とりしか神の田に。稲葉そよきて吹ハ秋風	シテ上 ふくハ秋風。吹ハ秋風も。枝をならさぬ君か代の	上地 ためしにうへし住て更行夜半楽く。ほや半天にのほれる月の。弓を袋に太の。とりくの調へ。きねか神振鈴の音に。猶神徳もます	ミの鏡。猶神徳も十寸見の鏡の。曇らぬ御代こそ久しけれ
り			打上地 かくて更行夜半楽く。声もさにすみのほ月の。弓を袋におさまる御代のゆたけき調へ。きねか神振鈴の音のたびかさなると見へつるが。真ハ当社の御神躰世の人誤り傳ふるを。明さん為にあらわれたりまらうとの神ハ我ぞとなのりもあくすかきけちて。夜ハほのぼのと朱の玉かき。神さひし庭となりけり。神さひし庭となりけり		

【表の凡例】
 □三段からなり、一段目は田安家旧蔵本の原文、二段目は書込訂正詞章、三段目は明和本所収曲《富士山》《求塚》《逆鋒》については、明和本の詞章、その他の曲は改訂内容や改訂詞章の形態にかんするメモである。
 □一段目において、囲み部は、貼紙箇所をしめす。囲み部の詞章は、貼紙の下に詞章ということになる。また棒線は墨書抹消箇所をしめす。
 □二段目において、囲み部は、貼紙箇所をしめす。囲み部の詞章は、書込まれた詞章となる。また黒字は、書込み訂正の詞章。薄字は原文に手が加わっていない箇所となる。
 □手は、貼紙もしくは抹消で訂正されたものの、とくに改訂詞章が書込まれていない箇所。したがって「削除」という改訂をほどこした箇所となる。
 □明和本所収曲《富士山》《求塚》《逆鋒》については、書込訂正詞章と明和本に異なる場合、明和本の詞章の該当詞章を太字であらわした。

はじめに

徳川時代の御三卿（田安家・清水家・一橋家）は、八代將軍徳川吉宗の三人の男子がそれぞれ独立家となったもので、その地位は御三家に準じ、將軍に嫡子がいない場合にはその継承権を保有していた。しかし特定の藩政を任されるような大名とは異なり、江戸城内に住居を構え、重臣は幕府から出向の役人がつとめるなど、あくまで將軍の親類家という扱いであった⁽¹⁾。

その御三卿のひとつ、田安家の初代当主田安宗武は正徳五年（一七一五）に吉宗の二男として生まれ、幼名を小次郎とあった。吉宗が八代將軍に推挙されたことで江戸城に移り、享保十五年（一七三一）に十六歳で元服して名を「宗武」と改めた。その翌年に江戸城田安門内に邸を拝領したのが田安家の始まりとされる。

この初代当主田安宗武については、『徳川実紀』の「有徳院殿御実紀附録卷五」に、

右衛門督宗武卿は御幼年より、さえかしこくおはしければ、同じ御子の中にも、ことにうつくしみ給ひ、文武の道をもわきてをしへならはし給ひけるが（以下略）⁽²⁾。

と記されるように、宗武は幼いころから文武にひいで、父である將軍吉宗もとくに目をかけていたことがうかがえる。かつて日本史研究において、宗武の兄家重が生まれつき病弱であったことから、聡明な宗武を次期將軍に推挙する声があったという説もあったようだが⁽³⁾、実際は格式を重んじる当時の社会にあっては嫡男が家を継ぐことは自明のことで、とくに二男である宗武が政治の表舞台に出ることはなかったというのが今日の理解のようで、おそらくそちらのほうが当時の宗武の立場をよりの確にとらえているだろう。

そのような比較的自由的な立場にいたこともあってか、宗武はその才能を学芸において発揮し、有職故実研究や雅楽の復古につとめ、国学は荷田在満、賀茂真淵に学び、『古事記』『万葉集』などの古代文学をとくに好んで研究する。在満、真淵と『国家八論』等の論争がくりひろげられたことはよく

知られているが、ここでは宗武は二人の国学者に一步もゆずらぬ論陣をはっており、このことから、宗武がみずからの学問的主張をもちつつ学芸活動を行っていたことがうかがえるよう。なお、宗武は『天降言』という歌集に代表されるような万葉調の歌を詠み、明治以降の歌壇ではとくに歌人としても評価されている。

さて、そのような宗武の業績のひとつにあげられるのが、能楽の詞章改訂、すなわち明和本刊行への関与である。しかし、従来は、宗武と観世元章がかなり密接に交流していたことは認められているが、〈明和の改正〉とのつながりに関しては、宗武は観世元章に国学的な知識について影響を及ぼし、元章の活動を後援はしたものの、直接的には明和本の刊行にかかわっていなかったとされる。しかし、これまで明和本所収の新作能〈梅⁵⁴や、脇能の多くの曲に宗武の著書の投影が認められること、田安家で旧蔵されていた版行番外謡本に書き入れられた詞章が、明和本の草稿と考えられることなどから、宗武は、従来考えられているより、明和本の刊行に積極的にかかわり、多大な影響を及ぼしていた可能性を指摘してきた⁵⁴。このように、宗武が明和本の刊行に影響を及ぼしていたことは、右のようなさまざまな現象から確実と思われるのだが、宗武自身のどれほどの積極性をもって明和本の刊行に関与していたのかについては、具体的な事例に基づく検討が出来ずにいた。

近年、田安德川家の蔵書である「田藩文庫」の大部分が国文学研究資料館に寄託され、その目録解題である『田藩文庫目録と研究』(日本書誌学大系、二〇〇六年、青裳堂書店)がまとめられた⁵⁵。それには、宗武とかかわると思われる能楽資料がいくつかみられ、これによって、より直接的に宗武と能楽、とくに明和本との接点が明確になると思われる。そこで、ここでは「田藩文庫」の能楽関係資料を手がかりとして、宗武の能楽へのかかわりを具体的な事例をあげて検討していく。さらには、江戸幕府の記録である『徳川実紀』、『触流し御能組』をも用いて、宗武がかかわったと考えられる能楽関係の記事を整理しつつ、宗武の〈明和の改正〉への関与の実態を具体的に明らかにしていきたいと思う。

なお、宗武と〈明和の改正〉のかかわりに関してのこれまでの論考として、古いものでは土岐善麿氏の大著『田安宗武』全四巻のうち第四巻の「田藩事実、三能楽謡曲」がある⁵⁶。ここでは、

宗武の能楽に関する業績としては、れいの観世元章の明和改訂本に対してさうとう指導的位置にあったことが真淵及び加藤枝直の参画の事実によって知られるが、しかもそれは宗武として単なる文戲的方法によるものではなく、彼みずから能楽を学び、舞台に立ち、幼少のときすでに、観能と演能に興味をもっていったことが『田藩事

実』にうかがわれるのである

として、田安家の記録である『田藩事実』から、宗武自身の演能記事や観能記事を抽出しつつ、宗武の関与をしめしている。また最近では、宮本圭造氏が「徳川家と能―將軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」において、『田藩事実』『徳川実紀』のほかに三浦家文書『年中日記』（和歌山大学紀州経済史文化史研究所蔵）等を用いて、宗武の能楽へのかかわりを論じ、宗武が（明和の改正）に関与したことは「さまざまな状況証拠から疑いがない」と述べている（7）。

以下では、この二論考ですでに指摘されている記事の繰り返しもふくむことになるが、あらためて宗武がどのように能楽とかかわったのかを確認し、そのうえで宗武と（明和の改正）の関与について検討してみたい。

一 宗武の演能記事をめぐって

さて、宗武と明和本といえ、まず十五代観世元章との交流が想起されるが、『田藩事実』によれば、最初に宗武に能楽を指南したのは、観世元章の父清親である。すなわち、『田藩事実』の享保十四年（一七二九）六月二十二日条に、

観世大夫、初而二丸え罷出候。此以後、度々罷出、御謡御仕舞等申上候

とあるが、この時の観世大夫は観世清親である（元章は当時数えて八歳）。「以後、度々罷出」とあるので、このころから宗武の能稽古が清親の指導のもとで本格的に始まったと思われる。なお、このとき宗武は十四歳で元服を半年後に控えており、この時期に能楽の稽古が始められたのは、元服を控えた武士のたしなみとしての教育の一環だったようで、同じ享保十四年五月十四日には、小林左十郎について剣術の稽古、九月には鉄砲の稽古をする手はずが整えられている。その他、御馬（乗馬）、鞠突、読書などに精を出すよう父吉宗から伝えられるのもこのころである（8）。

享保十四年九月二十七日、宗武は元服し「右衛門督」に叙せられるが（『徳川実紀』）、その一ヶ月後の閏九月二十五日に、二丸御能で《嵐山》と《小鍛冶》の二番を舞っている（『触流し御能組』）（9）。そして、同年十月三日には江戸城西丸で將軍吉宗の列席のもとで《大会》を披露している（『田藩事実』）。このときの番組によると、共演者は太鼓の観世左吉以外は小姓などの家臣たちであったようだが（帝釋Ⅱ金左衛門、ワキⅡ弥五右衛門など）、『田藩事実』の同月十五日条に、

御本丸^二而御役者共^江被下物有之。観世大夫、銀拾枚時服二。
進藤久右衛門、銀五枚。金春三郎右衛門、観世新九郎、
観世左吉、一噌又六、梅若九郎右衛門、鷺仁右衛門、鷺
権之丞、鷺源左衛門銀三枚ツ、岡田七右衛門、銀二枚。
地謡七人、銀三枚宛

と、多数の役者たちが本丸に呼び出されて褒美を頂戴している。これによると出演した観世左吉はもちろんだが、ほかに狂言、地謡が褒美を頂戴している。間狂言と地謡は玄人役者が助演していたのであろう⁽¹⁰⁾。

以後、宗武自身による演能記録を探っていくと、幕府の正式な演能の記録である『触流し御能組』には、享保十八年(一七三三)五月十二日の「二丸御能」において、

右衛門督様	
東方朔	進藤久右衛門
	金春三郎衛門
	観世新九郎
	一噌又八郎
観世左吉	
右衛門督様	
殺生石	金左衛門
	金春三助
	弥十郎
	伊織
観世左吉	

と二番を舞っている記事が一例みられる。一方、田安家の記

録である『田藩事実』には、宗武自身による演能の記録は、享保十九年(一七三四)三月二日(西丸)、同年十一月二十七日(西丸)、『難波』、『鶉飼』、『享保二十一年(一七三六)三月五日(西丸)、元文四年(一七三九)六月二日(本丸)仕舞と囃子』と、すこし時を経て明和五年(一七六八)二月三日(田安邸)、『雨月』の計五例が認められる。

『田藩事実』によれば、宗武の観能の記録はさらに頻繁にみられ、その場合、西丸から御能見物の誘いがあることもあるが、宗武みずから見物を申し出ることもあり、『田藩事実』の元文元年十月十九日条には、宗武が西丸の御能を見物したいと側人に申し出たところ、場所が狭いこともあって宗武がみる場所が準備されておらず、席を用意する間、別室でしばらく待たされた、というエピソードも記されている。

このような宗武と能楽をめぐるエピソードは、このほかに『田藩事実』に散見するが、それらはこれまで紹介されていないので、以下にそのいくつかを紹介していこう。たとえば、すこし時代は戻るが、享保二十一年(一七三六)三月五日の宗武自身による演能の際は、吉宗・家重も観能に赴いており、吉宗からは御膳を頂戴している。この御膳は「御中入之節」に「鏡之間御装束所」で食したという。元文二年(一七三六)三月二十六日条には、西丸御次御能(元文元年十月十九日の催能か)で使用された法被や厚板、ツレ装束を頂戴できないかという宗武の意向を西丸の側人大久保伊勢守に申し出たという記事

がみられる。これは宗武の服飾研究の一助にするためとも考えられるが、この場合はむしろ田安家における私的な能の催しに使用する目的かもしれない。この装束頂戴の申し出は聞き届けられ、「御次装束之儀^三候得は、被進と申筋は無之、田安^江相廻御留切^二成候」と返答がくる。また、元文四年（一七三八）六月二日条には、宗武が本丸で表仕舞囃子に出演した際のこととして、次のような記事がある。

御舞台^江は、切戸口より罷為入候。夫^二付、下々皆通行之道と一ツ^三而は、御差支^三茂相成候^二付、此御方様（＝宗武）先達而、御好候^而新規御道出来之処、仕方宜、御機嫌^三思召候旨（以下略）

つまり、宗武のために、下々のものと同じく切戸口からの通路ではない、新しい通路をこしらえ、この日宗武が使用してみたところ使い良いもので、宗武も気に入ってくれたという記事である。「先達而御好候」とあるので、この新通路設営は宗武の意向によるもので、このエピソードなどをみると江戸城本丸の能舞台にこれまではなかった通路をあらたに設置させるよう命じ、演じる際の便宜を整備させたという点で、宗武の能楽への取り組みはある意味革新的であったことがうかがわれよう。

さて、ここで二点ほど注意しておきたいことがある。それは西丸での演能が多いことと、最後の明和五年のものを別と

して、ほとんどが宗武の青年期における演能であることである。まず、前者の西丸での演能が多いことについてだが、これは宗武の兄、家重の能楽偏愛の影響ではないかと推察される。すなわち、右にしめした宗武の演能後には、たいいてい家重から褒美を頂戴しており、これらの能が家重の主催だからである。家重はそうとう能楽に没頭していたらしく^(一七三)、『徳川実紀』「有徳院殿御実紀附録卷二十」に吉宗が家重の側人を呼び出し、以下のようにそれを諫めたことが記される^(一七四)。

享保十九年十月八日、西城の御側渋谷隠岐守良信をめぐらし、巫相には常に散楽をもてあそばさるゝよし、いかにも身を運動せらるゝは養生にもなるべし。しかし、ひたすらなづまれては、よろしからず。折にふれてもあそばさるべきなり。…（中略）…すべて近代は武備おとろへ、家々の陪臣に至りても、酒食に費をなし、遊興に日を消し、身には華麗の衣装をまとひ、香茶、乱舞に巧をあらそひ、甚しきは花柳にさまよひ、武士のならばし忘れはてて、柔弱にのみなり行は、上に武事の沙汰うとかりしにやれり。今ほど少しく旗本の風儀よく成しは、我等武備に心を入れ、華奢の風をはぶきし故、普第外様の大小名も聞及び見ならひて、就封のとき、近年は鷹狩、鹿狩もなすよしなり。然れども、講武にも民事にも心なく、

わが楽のみにせば、これ又民をくるしめ、恨をとるの一
つなり。家に諫むる子なく、国に諫る臣なき時は国家危
亡の恐れあり。：（中略）： 亜相もゆくゆく天下を治る
身なれば、徒に乱舞・囃子に日を送るべきにあらず（以
下略）

この訓戒は、吉宗が能楽に対して嫌悪感をいだいていたと
いうよりは、君主というものがみずからの楽しみだけに日々
を送ると民を苦しめることになる論じただけだが、いずれ
にしても吉宗は能楽をたんなる楽しみとしてではなく、武士
の身体鍛練のためには良いとは考えていたらしい。吉宗の治
世になってから、幕府が能楽諸家に家の由緒、拝領物、所演
曲の別などを記した書上を提出させたり、幕府主催の能の催
しを『触流し御能組』に記録するといった幕府の対能楽政策
が徹底され、將軍や嗣子が能楽に深入りするような風潮では
なくなるというのが当時の能楽のおかれた環境であった。も
っとも、このような戒めがあったにもかかわらず、家重の能
楽愛好はとどまらなかったようで、継子の家治にも「御身を
養ひ給ふには」「猿楽の御遊こそ然るべけれ」として元章に
ついて能を学ばせている。この際、元章が「本城の御寵愛を
たのみ。不遜の挙動多く」、《石橋》稽古の折に家治に赤頭を
付けさせたまま舞台を走らせて眩暈させたという有名なエピ
ソードがあるが、これも家重（本城）の能楽愛好に端を發す

るものといえよう⁽¹³⁾。

このような家重の能楽愛好を考慮すると、宗武が西丸でた
びたび演能に及んでいたのも、宗武自身が愛好していた以外
にも兄家重の趣好につきあったという側面もあったのではな
いかと考えられるのであるが、やはり宗武自身はかなり能楽
に情熱をかたむけていたことは、次にしめす『泣血集話』の
記述から如実に知られよう⁽¹⁴⁾。

『泣血集話』は、宗武の没後、継子である治察が父宗武か
ら受けた訓示を漢文体で記録したもので、次にしめすものは
安永元年（一七七二）のものである。安永元年は宗武没から
一年後であるから、そこには宗武の言葉がほぼ正確に伝えら
れていると思われる。そのなかで宗武が能楽について言及し
た「^{治察}嘗好散楽」が注目される。

皇考戒曰、天散樂者、衰世之樂也。予之少也好之、壯也
益之。今老矣悔之無益、女曹憤勿好焉。或曰人主至尊、
無由勞働。故身親為散樂、以得通血脉、銷穀氣也。若欲
如此、即有唐樂在。何為散樂之有。故曰女曹矣勿好焉。

^(安永元年)
壬辰冬十一月初八日 源治察草

これは、まず散樂（能）は衰世の樂であると断言し、幼
少・壯年期にわたり能楽を盛んに愛好していたことを、宗武
自身が言及しているものである。そしてそれは老年期に後悔

するにいたり、君主は労働することがないので運動のために能に親しんでいるのだという人もあるが、それならば唐楽があるではないかというのである。このようにして宗武は、晩年期には継子治察に能は慎むように諫めているのであるが、これまでみてきた宗武自身の演能記録や『田藩事実』の能楽に関するエピソードを考えあわせても、かなり能楽に熱中した時期が壮年期まで続いていたことが、右の引用からうかがえよう。

それにもかかわらず宗武が能に熱中していたはずの壮年期に該当する時期に演能記録がみられない、つまり青年期の演能記録しか確認できないことについては、『田藩事実』に関していえば、享保十四年（一七二九）十二月十六日の西丸における宗武による仕舞《雲雀山》の記事の末尾に、「但此以後御仕舞之儀一々^ニは不記之」と明記されるように、以後能の記事は逐一は記録しないのが基本方針であったらしいことがその要因と思われる。『触流し御能組』にかんしては、幕府主催の能楽の催しのみが記録されたものであるが、当時は幕府主催の能では將軍やその嗣子は舞わない慣習であったようである、宗武が江戸城内での私的な催しに出演したとしても記録には残らなかつた可能性がある¹⁾。

しかし、たとえば『習事伝授書留』（鴻山文庫蔵）には、宝暦元年（一七五一）十二月六日に田安家において催能があり、そこで宗武が《善知鳥》と《乱》を舞っていることが記

されているように、宗武の能楽愛好は、記録として少ないが、田安邸内を中心に継続していたと考えてさしつかえないだろう。

二 宗武の研究活動をめぐって

このように宗武は幼少から能楽に親しみ、かなりの興味をもって接していたことをみてきたが、そのような宗武の能楽愛好の様子よりも『徳川実紀』では、宗武の国学への興味や、故実への強い関心をしめす記述が多くみられる。先述のように、宗武には有職故実研究や雅楽研究、国学に数々の著作があることはよく知られているが、このように宗武の研究活動は、明和本成立の事情を知るためにも軽視できない要素と思われる。たとえば一章二節で述べたとおり、明和本の改訂詞章には脇能を中心に、『古事記』『日本書紀』を典拠とする詞章がみられるが、それらには宗武の学説が投影されていると考えられるからである。ここでは、明和本の内容にも影響を及ぼしたと考えられる宗武の研究活動とはどのようなものだったのかを具体的にみていこうと思う。

宗武が幼い頃から文武両道に優れていたという『徳川実紀』の記事の冒頭は、すでに本稿の「はじめに」で引用した

が、『徳川実紀』にはそのほかにも宗武の才知の優れた様子が記されており、それが昂じて研究活動へ発展していった様が如実によみとれる。宗武が十四歳の時に、論語をすべて暗唱してみせたという次の享保十四年（一七二九）二月十九日の記事は、幼いころの宗武の聡明さをしめす代表的なものである。

公方様御好^二、於御本丸御休息、論語学而之篇、御韻誦被遊候^三付、為御褒美、御手自三所物被為進候。（『田藩事実』）

此日、小次郎君（宗武）を御前にめして、読書を試給ひしに、論語全部を暗誦せられしかば、御けしき大かたならず。御手づから三所物つかはさる（『徳川実紀』^{（16）}）

さらに武道についても、

享保十年六月廿一日。吹上の御庭にて、馬場のりを御覧^{（一七二五）}じ給ひ、いつの程にかくまで乗り得たるぞと、御落涙ありてめでさせ給へり。時に卿の御年十一なりとかや。（中略）十一月十六日又射藝を御覧あり。是も思ひしよりは上達し。中りもよしとほめさせ給ひ（『徳川実紀』^{（17）}）

と記されるのを初めとして、宗武はあらゆる分野でその才知を発揮していたようである（「御年十一」とあるのは数え年）。父である将軍吉宗は、さらにその才能を伸ばすためであろう、『徳川実紀』の享保十四年十二月二日条には、

此日右衛門督宗武卿に『飾抄』『桃花蘂葉』をつかはさる。此卿文才のましますをも、国学御心もちひさせ給へとてなり

と装束故実の本をあたえたことが記される^{（18）}。なおこの前日の十二月一日には、宗武みずから望んで松平因幡守信興が編集した『甲冑の書』の献上を受けている。これらの例をみると、宗武の故実研究や国学への興味は、宗武自身の意志もあるうが、十二月二日条に「国学御心もちひさせ給へとて」とあるように、父吉宗の意向が働いていることが注意される。このほかにも吉宗は、

・ 天地丸と名づくる御舟の木圖を、右衛門督宗武卿につかはされ、水軍の事わきまふべき旨仰進らせらる（『徳川実紀』、享保十五年七月二十五日条）
・ 右衛門督宗武卿に『春日験記廿卷』を進らせ給ふ。この卿好古の御こゝろざしおはすをめで給ひてなり（『徳川実紀』、享保十五年十一月二十四日条）

・此日御文庫に収られし和漢の典籍数十種をわかちて。
〔田安宗武〕右衛門督。〔一橋宗尹〕小五郎君につかは
さる。〔徳川実紀〕、享保十六年十二月二十四日条)

などと宗武に書物をあたえている。こうして、宗武の「好古の御こゝろざし」は吉宗の意向を受けてますます盛んになったと解される。なお、これらの吉宗拝領の書物は、田安家において諸本と対照して異同が取られたうえで、宗武自身の考えが記されたと思われる。国文学資料館寄託の田藩文庫に、諸本の異同がしめされ、さらには宗武自身の考証が細かに書き入れられた『飾抄』『桃花蘂葉』等がのこされているのがそのことを物語っている。

吉宗がこのように宗武に国学や故実関係の書物をあたえている背景としては、吉宗自身もまた故実にたいしてなみなみならぬ興味をしめしていたことがあると思われる。その一例をあげるならば、室町時代より二百余年の間廃絶していた射礼(弓場始)の儀式を再興するために諸家の秘書を求め、小笠原縫殿助持広の家に伝わる古書について、「分て古書にして疑ひなきもの」と定めた。その他、絵画なども「御考に加えられ、しかのみならず進退周旋の末節にいたるまで御工夫をこめられ」、ついに享保十四年(一七二九)二月五日に再興を果たしたという(『徳川実紀』⁽¹⁹⁾)。この件にかんして

は、

其後、右衛門督宗武卿、好古の志厚く、持広が家伝の書一覽し給はん事をねぎ給ひしかど、ゆるし給はず、其後またさらに懇望ありしかば、さらば持広が弟子にならるべしと仰下さる。宗武卿、則持広が門にいらる。その後はじめ御所より其書ども伝へさせ給ひしとなん。かく古道を重むじ給ふ御こゝろざしいとあり難き御事にこそ
(『徳川実紀』⁽²⁰⁾)

という後日談がある。すなわち、宗武も小笠原縫殿助持広家の古書に興味をしめし、吉宗に披見を乞うたところ、吉宗は秘書であることを考慮したのだろう、持広の弟子となるならば許すといひ、宗武は持広に弟子入りしてようやく書物拝見とあいなった。こうして、正式に門下になった功のためであるろう、享保十九年(一七三四)二月二十八日には、「先に設られし弓場初の式、田安の邸にても永く伝へ、興行せらるべきむね、右衛門督宗武卿に仰せつかはさる」(『徳川実紀』⁽²¹⁾)と、以後、再興した射礼興業は田安家で任されることになる。ほかに、寛保二年(一七四二)正月十五日には、

右衛門督宗武卿に『式内染鑑』をつかはさる。これは御みづから古法を考あはさせたまひてつくらしめられしに、

卿もまた、尚古のこゝろ深きがゆへ、をくられしとぞ
〔『徳川実紀』⁽²²⁾〕

と、吉宗みずからの考察になる古染色法についての書を宗武に送っているように、吉宗もまた故実へ興味をもち、みずから研究を行っていたことが知られるのである⁽²³⁾。これは宗武の兄家重も同様で、『徳川実紀』に⁽²⁴⁾、

公（＝家重）好古の御志もましくて、延享四年右筆蝸川八右衛門親雄が家に、先祖彦左衛門親熙が時より伝へたりし『代始和抄』を召て御覧じたまふ。また笏の古製を搜索せられ、其頃田安右衛門督宗武卿はさる有職にておはしければ、特旨も考へ奉らしめたまふ。卿古書を検索せられ、考ふるところのことどもいまだ聞えあげずして、公昇遐したまひければ、卿もふかくなげかれ、後にその考へられし説を繕写し、三緑山の霊廟に進薦せらしとぞ

と、家重も「好古の御志」があり、古書の詮索によって笏の古製を探していたことが記される。

このように、吉宗・家重も「好古の御志」があったようなのだが、そのような風潮の中でもやはり宗武の「好古の御志」がぬきんでいたらしく、右の家重の笏の古製の詮索にしても最終的には宗武に検索させている。これらのことから、

宗武の服飾故実・雅楽研究・古学研究は、將軍や幕府の後援のもとに行われていたといってもよさそうで、たびたび本丸から書物を借りていることも『田藩事実』から知られる。

さて、そのような環境の影響もあって宗武はさまざまな故実を研究していたのだが、それらは実際にどのような行われていたのだろうか。『田藩事実』によると、服飾研究にしろ、雅楽研究にしろ、文献の探索や考証にとどまらず、実践に行われていたようで、『田藩事実』の享保十六年（一七三一）三月十一日条には、

此度参向之公家衆江勅答、右衛門督様（＝宗武）右御様子御拝見被遊度御願_ニ付、御本丸江被為入候。

という記事があり、公家衆が江戸へ訪問の際に同席させてほしいと本丸に申し出ているが、これには公家衆の風俗研究の目的があったようである。また後述するが観世家伝来の翁装束の補修を行ったのは、田安家にある「織殿」で、この「織殿」は宗武の服飾研究において、文献考証の結果を実践するために設置されたものと思われる。この織殿で製作されたものは定かではないが、享保十九年（一七三四）四月十一日には、追鳥狩で宗武は「竹笠・細袖・四布の袴に脛巾」という古雅な出で立ちであらわれ、同年五月四日に田安邸で行われた鞠突では「烏帽子。直垂。行膳」というやはり古式にのっ

とった装束をみずから着している（『徳川実紀』⁽²⁵⁾）。このように宗武の研究活動は、宗武の日常生活の趣好にも反映されており、『徳川実紀』には、田安家では「近習の者までも風俗よく御旨にかなへり」と吉宗に賞美されたことや、紅葉山八講の際の宗武の様子を「公達の御中に、卿の進退わきてゆゑしかりし」などと評した記述がみられる⁽²⁶⁾。

一方、宗武の業績として著名なものひとつである雅楽研究も、古書の収集、考証はもちろんのことだが、実践をもともなっていたようである。『田藩事実』の元文五年（一七四〇）十月十四日条では、田安家の家臣で雅楽のたしなみもあつた中嶋久右衛門が「非番当番ニ不限、御装束附為稽古比、御方様（＝田安家）^江罷出候」と宗武に申し出ている。田安家では雅楽の稽古が頻繁に行われていたらしい。また、江戸城で田安家の近習による雅楽演奏が披露されたこともあった。ただし、雅楽の場合は、宗武みずから実践していたというよりは、近習に稽古させ、それを監督する立場だったようで、明和五年（一七六八）に、田安邸において『青海波』の舞が披露された際の演出メモと思われるものが、宗武の著書『楽曲考』に残されているのは、そのような宗武の雅楽に対する取り組み方をしめす資料であろう。それには、楽人のあるタイミング等まで事細かに記されており、宗武自身の実演こそなかったと思われるが、上演には宗武の指示がかなり反映されたものと思われる。

なお、宗武が將軍吉宗の意向をもうけて、雅楽の故実を研究し、それを復興させたことは、宗武の第七子、松平定信（宝暦八年「一七五八」→文政十二年「一八二九」）の『俗楽問答』に次のように記されている⁽²⁷⁾。

もと樂のことは古より伝ひ侍れども、いつか物飾もみだれ、中比に至りては、管弦風流もつばらとなりてより、樂の本意はたがへりけり。さるに田安中納言の君（＝宗武）、いとけなき御時より樂を好みたまひて、始めは今やうの舞樂とり行ひ給ひけるが、やゝその誤りをさとり給ひてけり。しかるに徳廟（＝吉宗）にも、その御志をとげしめ給はむの御事にや、古き樂の書籍、家々の秘録、この樂に用あるは、皆田安府へ下したまはりけるにて、つひに復古の御考ありてけり。それよりして三十年ばかりもつひに樂のことは捨て給はず。ゆかかへ給ふまでも、この樂の御考のみはありて、皆御口占みしたまひて、侍臣に書かしたまひけり

右の序文によれば、宗武は幼少のころに今様の雅楽をたしなんでいたが、古のものと異なることをさとして吉宗の後援を得て古書を詮索し、その復古につとめたという（傍線部）。その宗武の研究の成果を、のちに家臣がまとめた『楽曲考』（安永三年「一七七六」編序）には、宗武自身による序文がし

められているが、それには、

もろこしの書に、詩は志をいひ歌は言を永くし、声は永きにより律は声を和す。八音よく諧りて倫を相奪ふ事なれば神人もつて和すと。こは聖人の樂の事なれど、心を和さんことは今も舞樂にしかざりけり。然るにもろこし高麗林邑の舞樂も、此朝には伝はりて、かの国々には絶えにき。誠に此朝の大御宝にて、且つ天の大御末たえせぬしを他の国にあらはすべきものなり。ここに中頃より或はめづる余りにまことを秘して權に作りかへ、或はめづらかにせんとて事そへなどして、まことの跡まぎらはしくなりたるも、またうしなひたるもあなり。かくて年をかさねばいよよあらぬ事になりもてや、行きなましとなげかしくて、からやまとの書をもとにてふるく伝はれる舞樂の記にあはせて、もとのままなるを考へしるして樂曲考と名づく。しかはあれど、はるけいにしへをみじかき心におもひはかりぬるなれば、あやまてる事も多かりなん。みむ人いよよ正し玉へ。

明和五年十一月

權中納言宗武

自序

と、後世に作り替えられたり付け加えられて本来の姿ではなくなつたもの、あるいは失つたものがあるので、古書によつてその「もとのままなる」形を考察したと記されている(傍

線部)⁽²⁷⁾。こうして宗武の復古した雅樂は、「当時天王寺、京師、紅葉山に行はるゝ舞とは大に殊なり」(『守国公伝記』⁽²⁸⁾) というものだったようである。

三 田藩文庫の能樂關係資料をめぐつて

以上は、宗武が幼い頃より能樂に親しみ、みずから演能に及ぶことも多かつた様子と、さまざまな故実研究、古学研究を行ったことを具体的な例をあげてみてきた。とくに、雅樂研究については、幼いころ実技をたしなんでいたところ、いにしへのものとは異なることに気づき、それが研究へと発展していった。能樂に關しても同様に、研究的な視点で接していたらしいことが、『田藩文庫』の資料からうかがえるので、次にそれらを見ていこうと思う。

まず注目されるのが、「寛保三癸亥年閏四月」の奥付をもつ『申樂叢書』と、「延享二乙丑歲正月吉日」の奥書をもつ『散樂叢書』である⁽²⁹⁾。

前者は、写本二冊組で、一冊目が「文祿二癸巳年十月五日、於宮中御能与之事」と「宝永三年丙戌年八月廿一日、禁裏御能」、二冊目が「装束並作物」で構成されている。文祿元年(一五九四)のものも、宝永三年(一七〇六)のものも宮中

における演能の記録（番組）で、宗武の故実への興味は能楽をも対象としていたことを如実にしめしている。これまでも知られていることだが、観世家では宝暦十二年（一七六二）から毎年、田安家より年五十両の年金を受け取っているが、これは、観世家で所蔵する家康公より拝領の翁装束を田安家の織殿で修復するため預かっている際に焼失してしまつた代償であつた。『申楽叢書』の二冊目に装束付があることも、この翁装束の借り出しも同様に、宗武が能楽の装束について、故実研究の一環として多大な興味をもっていたことが知られる⁽³⁶⁾。

『散楽叢書』は、表紙に「観世流能作り物」とある彩色を施された作り物図である。奥書には「観世太夫御作物師、野村忠右衛門門弟、福田八郎兵衛、写之」とあるが、このような作り物伝書が書写され田安家に蔵されているのは、その他の故実研究と同様に能についても、田安家では伝書類の収集を行つていたことを物語つていよう。なお、この資料は寸法なども記されており、〈明和の改正〉の直前に観世流で使用されていた作り物を知るためには有力な資料とならう。

ところで、この二つの資料の奥書年記について、このころに近接する時期に、宗武が再三、三十郎（＝元章）を呼び出していたことが、観世文庫の資料から確認できる。それは『延享元年観世三十郎元章文章控』という延享元年（一七四四）に元章に宛てられた書状等の控えである。そのなかに、

延享元年に病氣になつた清親が、代わりにせがれの三十郎（元章の前名。当時二十三歳）を田安家の稽古に向くことを願う旨の書状がみられる。その願いは受理されたようで、田安家から、同年七月十六日、八月四日、九月五日と、ほぼ一ヶ月に一回の割合で三十郎（元章）を呼び出す文書も『延享元年観世三十郎元章文章控』にのこされている。この、田安家が頻繁に三十郎（元章）を呼び出している延享元年と近接する奥書年記をもつ能伝書の写しが、田安家にあることは偶然には思われず、宗武と元章の交流において、能の稽古以外にもこうした伝書のやりとりや、故実の確認などを通じて、互いの知識を共有していたのではないだろうか。

なお、田安家に観世宗家の世阿弥伝書の写しと目される伝書が所蔵されていることはすでに知られているが、右のような宗武の能楽故実への興味や、古書収集の時期に書き写されたものが多いと推測される。田安家蔵の世阿弥伝書が宗武の時代に収集されたかどうかについては今後の調査が必要だが、そう考えられる根拠として現象も存在している。すなわち、宗武が元章に宛てたとと思われる観能書付（明和二年。観世宗家蔵。くわしくは後述する）において、元章の子息三十郎の『羽衣』について『風姿花伝』の年来稽古条々をひきあいに「後々上手のなるべき相あり。風姿花伝稽古の条にいへる一七、八よりの所なれば、真に大事の時也」と記しており、この時には宗武は『風姿花伝』を披見していたことが知られる。

さて、このように田安家では能楽に關しても、宗武の有職故実研究・服飾故実研究・雅楽故実研究の場合などと同様に、古書（伝書）の収集が行われていたことが、現存の『田藩文庫』から知られるのであるが、そのほかにも現存はしないもの、以前は田安家に所蔵されていたことが確認されるものもある。そういった資料の存在が確認できる目録のひとつが、『先代御筆類御考物 御小箆筒入記』（国文学研究資料館寄託『田安家文書』）である。同目録は、宗武が没した直後における田安家の蔵書目録で、家臣が先代すなわち田安宗武の業績をまとめる目的で製作したものである。目録には、田安家に所蔵される宗武関係の書物や遺稿を、保存される箆筒別に列挙してあるが、その「十六御引出」の項に、

御筆入

- 一 能御書附共 一包
- 六包
- 内 四冊
- 十一通

同断

- 一 能御書付 一袋

とあるのが注目され、これこそが宗武自身が謄本の詞章改訂について腹案を記した書付ではないかと思われる。もともと、

右の目録の記載からは、書付に記されたのが明和本に關連する改訂案であるという確証はないが、一方で『先代御筆類御考物 御小箆筒入記』には、故実・古学研究に關する宗武の考察が書き込まれた遺稿が多数記されており、右の「能御書付」もそれらと同種のもの、つまり宗武の能楽研究関係のものと同推察される。そういったことをふまえると、この御筆入の「能御書付」は、田安宗武が明和本の改訂案について具体的に考え、書付けたものである可能性も否定できないのではないだろうか。少なくとも、これによって、宗武が能について何らかの考察をしていたことはいえるのではないだろうか。なお、田安家では宗武の遺稿を清書、編集する方針であり、その作業が終わり次第火中に燃していたらしい⁽³¹⁾。そのためか、この資料は現在の田安家文書にはその存在が確認できない。

さて、肝心の明和本であるが、これも、現存の田安家文書にはみられないものの、大正元年に田安家の所蔵本を整理した目録『御書物目録』に、

- 六五八 技七 改正御謄本 刊二二二冊

とあるのが確認できる。これが田安家に所蔵されていた明和本であることは疑いなく、大正元年までは確かに田安家に所蔵されていたことになるが、その後田安家所蔵の明和本は売

りに出されたか、他所に寄託されたのか、現時点では所在不明である。なお、この明和本は「二二一冊」とあるので一番綴本と考えられるが、宮本圭造氏によれば『明和五年観世織部控』（観世文庫蔵。元章の弟で十七代観世大夫を継いだ織部清尚による幕府御用関係の書留）に、松平図書頭から「御謡本いよいよ五番とぢ^二仰せ付けられ」、つまり五番綴にするよう仰せ付けられ、それは明和本の出版元である出雲寺和泉掾にも伝えられたらしい⁽³²⁾。このことを勘案すれば、明和本は当初一番綴で出版されたが、上梓から三年後に図書頭（幕府の意向か）の仰せ付けで五番綴にして刊行されることになったと推察されよう。そうであるならば、田安家に所蔵されていた明和本は、初版当初の一番綴本となり、刊行後すぐに田安家におさめられたものと考えられる。これも、宗武と明和本との関連の深さを示唆する現象として注目されよう⁽³³⁾。

むすび

以上、田藩文庫の所蔵本によって、宗武が能楽といかに接してきたかについてみてきたが、そこからは、宗武がたんなる余暇として能を楽しんでいたのではなく、研究対象として接していたという面が大きかったように思われる。この宗武

の能楽への興味が、謡本の改訂への関与とつながっていった考えられるのだが、最後にそのような謡本改訂への関与を具体的にうかがわせる事例を二、三みていこう。

そのひとつが、観世家に所蔵されている田安宗武の観能所感書付である。これは、すでによく知られている資料であるが、これまでの論をふまえて、あらためてこれをみてみると、宗武が明和本の改訂詞章を監督する立場にあったことがより明確になるように思われるので、以下に引用しておく。すなわち、

けふの御能、改正の詞、思ひの外耳不立よろしかりき。

《羽衣》すべてよろしく、先年《敦盛》の能のときよりも格別によろしく覚ゆる也。後々上手となるべき相あり。

『風姿花伝』稽古の条にいへる一七、八よりの所なれば、真に大事の時也。《景清》の能も、よくとゝのひし也。

此能如此斗におもしろくハすまじきと覚えり。五十有余の手だての事、《善知取》にて思ひあたりし事あり。是等の事くハ書取がたければ、あらましのミ（『観世宗家

所蔵文書目録』⁽³⁴⁾）

《梅》惣て大出来。詞に延がたし。殊に「花咲、実をむすび」の所、妙所に至れり。能の舞ハ今日始て見たるこゝち也。《国樞》ハいとあはれにおもしろく、今春流ハ

中々くらべものにハはなるまじく見えし（『観世宗家所蔵文書目録』⁽³⁵⁾）

という二点である。とくに右の傍線部で、改正の詞章について評価しているのは、これまでみてきたように自身の意図によって謡本の改訂作業が行われたことへの満足感ともよみとれる言葉といえよう。

なお、田安家で謡本の改訂が行われたことを端的にしめす資料は、前節でとりあげた田安家旧蔵の『版本番外謡本』である。これは多数の書込みと張り紙が付されており、明和本の詞章との一致点が数多く見出せることから明和本の稿本の一つと考えられるものである。このような改訂作業の経過を伝える資料が、田安家に所蔵されていたことは、明和本の改訂作業が田安家で行われたことがわける。それは、これまでみてきたような宗武の事績をふまえると、いっそう確実になろう。

先にふれたように、明和本の詞章に万葉語の使用など古学的な傾向がみられるのであるが、それは、観世元章が出入りしていた田安家における古学研究の気風に感化されたためとするのが、従来の解釈であった。そして、その田安家における「古学研究の気風」とは、具体的には荷田在麿、賀茂真淵が専属の和学御用に雇われ、宗武支援のもとで活発な研究がなされ多数の著書を世に出したことである。しかし、これま

でに筆者が指摘してきたように、明和本への田安宗武の影響はそれまで考えられてきたよりかはるかに多々なのである。本稿で宗武の活動を整理したことによって、田安家における研究の中心は宗武自身であり、それは明和本にかんしても同様であることが明確になったと思われる。つまり、宗武は、当時の能をあまりが多いと認識し、古意によって復古させようという意志をもっていったはずで、〈明和の改正〉に積極的に関与し、改訂作業を指導する立場にあったと考えられるのである。

【補論】 江戸城における謡本吟味の動向

観世左近『能楽随想』の「十五代元章の片鱗」において、観世家に所蔵される『半蒔』の謡本にある観世元章の書入れが紹介されている。観世家所蔵の謡本には、その遊紙や空白覧に、元章の筆とみられる謡の考証や、上演記録などの書入がみられる例が多く、この『半蒔』もそのひとつとなる。

この書入には、元章の父清親が観世大夫であった享保年間を中心に、『半蒔』をめぐる江戸城内での様々な動向が記されているが、その中には田安宗武が『半蒔』を稽古した日付など、宗武に関連する記述がみられる。そのため、本節にて

この記事を取りあげるのだが、この書人にはそれ以外にも、明和本刊行までの経緯について、これまでの認識を覆すような記事がみられ、本節の「田安宗武の能楽愛好」という枠組みから飛躍する問題に派生していくことになる。ここでは、【補記】として取り扱うことにした。もともと、明和本刊行の経緯との検討については、次章四節にゆずるつもりである。まずは、以下に『能楽随想』で翻刻されたその書入れを引用してみよう（適宜、読点・括弧・西暦等を補う）⁽³⁶⁾。

半蔀之御謡本、文句ハカリ直シ可上旨・・・(1)

享保十四年己酉年八月十七日 大久保伊勢守殿ヨリ、

被仰下文句直・・・(2)

同十九日ニ、伊勢守殿江上ル・・・(3)

又《半蔀》之御本、九月二十八日ニ伊勢守殿ヨリ御下被

成章句ヲ、附朱筆ヲ加、十一月朔日上ル・・・(4)

享保十五年庚戌七月十二日 於二丸、右衛門様《半

蔀》御謡御稽古・・・(5)

同九月七日《半蔀》御能御稽古・・・(6)

同十月二十六日《半蔀》御能・・・(7)

同十月二十九日《半蔀》御能・・・(8)

半蔀 彌五右衛門 三郎右衛門
新九郎 又六郎

同十一月三日於西丸、右衛門様御能・・・(9)

半蔀 御相手右二同じ

享保十八癸丑五月二十六日於田安《半蔀》御謡、仕形御稽古・・・(10)

宝曆七丁丑三月八日書上相濟・・・(11)

半蔀

かはり候句節ともに耳立候事無御座候・・・(12)

右の書き入れは、すべて《半蔀》に関する記事である。このうち、(5)と(10)は《半蔀》の稽古の記録だが、(5)と(9)に「右衛門様」とあり、宗武に関する記事であることがしれる。すなわち、宗武は、観世大夫清親の指南のもと、享保十五年七月十二日に、当時居住していた二の丸にて、《半蔀》の謡の稽古をうけた。(6)と(9)の享保十五年十一月三日の御能については、『田藩事実』にも記載されており、享保十五年十一月三日条に、

西丸^江罷、為入御能被遊候

但右二付、従大納言様、鈍子九卷^並御杉重等被為進之

とある。ここでは、宗武が西丸にてある能を舞い、兄の家重（大納言様）から褒美を頂戴しているが、この時の演能が、観世家の元章自筆の《半蔀》の謡本に記される十一月三日の記事と一致することはほぼ間違いないだろう。宗武はこのとき《半蔀》を舞ったのである。

宗武は、その三年後にも《半蒨》の稽古をしているが、このときはすでに田安家が設立されていたので、田安御殿にて稽古が行われた。

さて、このように右の書入れは、宗武の幼少時における能楽の稽古の様子を如実にすることができ、貴重な資料といえるのだが、問題は、そのほかの記事である。

(1) (4)において、《半蒨》の文句を改めたことに関する一件がしられている。謡本の文句改訂となると、当然明和本の刊行との関連が考えられるのだが、この記事は元章ではなく、その父清親の時代の記事なのである。

詳細をみてみよう。(2)に、大久保伊勢守から《半蒨》の文句を直すよう指摘されたとある。享保十四年八月は、宗武が清親について能の稽古を始めた約二ヶ月後で、このときすでに訂正をし(3)、謡本にそれを朱書で訂正したのは清親に違いない(4)。

謡本を改めよと指摘をしたとする「大久保伊勢守」は、家重の生母深徳院(おすまの方)の弟で、西丸で家重の側人をとめていた大久保伊勢守忠往のことと思われる。当時は、家重の叔父という地位で権勢をふるった人物らしい(3)。また、宗武が西丸で演能を行う場合や観能する際には、この大久保伊勢守が西丸と田安家の中継ぎ役をとめていたようである。『田藩事実』では頻繁にその名前がみられる。

ここで、(4)において、九月二十八日、《半蒨》の「御

本」に伊勢守からくださった章句を朱筆で書き加えて、十一月一日に献上したとする記事に注目したい。「御本」とあるのは、おそらく江戸城に所蔵される謡本のことと思われる、次にしめす『幕府書物方日記』の一連の記事との関連が留意される。

『幕府書物方日記』(大日本近世史料)は、江戸城の所蔵する書物(紅葉山御文庫に保管されていた)の補修や貸借などを行っていた書物方の日記である。江戸城内での書物の貸し借りの一部始終が記録されており、興味深い記事が多い。そのなかに、江戸城に所蔵される謡本をめぐって、注目すべき動向がみられる。

それは、江戸城の書物所に「五之八十六」として分類保管されている次の二組の謡本、

一 謡本 書本 五月廿八日下ル。

六十七冊 一筥(シユンケイ塗、キチヤウメン黒シ)。

薄紫表紙、泥絵アリ。書外題紅紙、但一番トチ。

小本、奥書観世小次郎元頼書判アリ。

内外題五冊、観世元忠書判アリ。《舞車》一冊同断。《是界》一冊奥書ナシ。

一 外々三百番謡本 未二月二十日下ル。

六十冊 一筥(黒塗、銀金物)。

五番トチ。花色表紙、砂子泥絵アリ。書外題、吹絵。糸薄紫。但小本。

に関する記事である。

享保十一年（一七二六）五月二十六日、右の謡本について、西丸より御用があるため持参せよと書物方にお達しがでる。西丸では、大久保伊勢守（徳川家重の側人）が対応し、書物方は以下のように伊勢守に伝える。

右之謡本、一通りハ上掛り^{ニ而}、觀世大夫奥書在判等有之候。

一通り『外々三百番』之方ハ、上下之訳不分明^ニ御座候得共、御急之儀^ニ付、とくと不遂吟味候。然共、御本宜敷候間、持参仕候……。

すなわち、二組の謡本の内、一方は觀世大夫の判があるので上掛りの謡本だが、一方の外々三百番謡本は、上掛りのものなのか下掛りのものなのか、急ぎだったので吟味できなかつたという。大久保伊勢守は、それならば二組とも西丸に留め置いて、追って命ずる（「左候ハ、二品共^ニ御留置、追而可被仰聞旨^ニ御座候」）と答える。つまり、上掛りか下掛りか吟味しておくということなのである。

さらに大久保伊勢守は、このほかにも謡本はあるかと書物方に質問すると（「又此外ニハ謡本有之候哉」）、書物方は、他にも下掛りも上掛りの御本もあるが、取り集めたものなので御役

にはたたないので、この二組だけを持ってきたと申し上げる（「此外ニハ、御本御座候得共、下掛り之御本、又ハ上掛り^ニ御本も御座候へ共、取集たる物^{ニ而}御用^ニ難相達候間、此二品計差上候」）。以上のようなやり取りがあつた末、御本の留置（貸し出し）期間は三十日間なので、また三十日後に書物方からお伺いに行くこととし、ひとまず二組とも西丸に貸し出されることになった。

さて、その後の動向だが、二日後の五月二十八日、大久保伊勢守から呼び出されて、書物方が西丸へ出向いたところ、「上掛り觀世大夫奥書有之方」は用がないので返却するが（「御用^ニ無之間、御下ケ被成候」）、外々三百番謡本の方は、西丸に留め置き、予定通り三十日後に大久保伊勢守に伺書を提出するようにと伝えられる。『幕府書物方日記』によると、三十日後の八月二十五日に、一回目の伺書を伊勢守に提出するのを始まりとして、九月二十四日、十月二十四日、十一月二十三日、十二月二十三日、年があけて享保十二年（一七二七）正月二十二日、閏正月二十二日と計七回、伺書を提出しているのが認められるが、大久保伊勢守からの返答はなく、貸し出している外々三百番謡本も返却されてはいない。そして、八回目の伺書の提出である二月二十日、ようやく、

五之八十六番

外々三百番謡本 六十冊 一筥

右、改無相違、元番^江相納候

と、外々三百番謡本が返却され、元の場所に納められた。ところが、この二年後の享保十四年（一七二九）五月七日、外々三百番謡本は、再び大久保伊勢守から御用があつて貸し出され、返却されるのは二年後の享保十六年（一七三一）七月十六日になる。

このように、実にのべ約二年八ヶ月間、西丸に右の謡本が留め置かれたのは、何のためだったのか、『幕府書物方日記』の記述だけでは詳らかではないが、ここで問題とする十五世観世大夫元章の自筆の書入と照らし合わせてみると、その事情がある程度推測できるように思われる。

すなわち、『幕府書物方日記』の記事と、『半部』の文句改めの記事は、時期も重なり、外々三百番謡本を長期間借り出していた大久保伊勢守が文句改訂を命じている。御書物方が記録した大久保伊勢守の外々三百番謡本の長期間にわたる貸し出しは、『半部』書入れに記された謡本文句の改訂をめぐる動きと密接に関わるものではないだろうか。

すなわち、『半部』の書入に記された謡本文句の改訂には、幕府の役人による謡本吟味の動向がまずあり、謡の文句について何らかの問題点が指摘され指導が入ったと推察できる。この動きが、のちの観世元章による明和本の刊行とつながることは、『半部』の書入で、直接明和本とかかわると思われる宝暦年間の記事（11）（12）と一連の記事として記されて

いることからいえる。少なくとも書入れを記したとされる元章の意識上には、自らの謡本文句改訂の前段階に、父清親時代の文句改めがあり、それを受け継いだとの意識があつたのではないだろうか。

『半部』への書入れと『幕府書物方日記』の記事は、明和本刊行を、観世元章一代のみの事件として取り扱うことに修正をうながすものといえよう。

注

（1）『日本の歴史』九卷（昭和三十二年、読売新聞社）参照。

（2）『徳川実紀』卷九（吉川弘文館）一七八頁。なお、引用では私に句読点を改めた。

（3）家重が將軍に就任した直後、吉宗の寵臣松平乗邑が罷免されるが、その理由を松平乗邑が家重を廢嫡し宗武を將軍へ推したことが原因と解釈した説である。

（4）拙稿「明和改正謡本と田安宗武―新作能『梅』をめぐる―」（『能と狂言』二卷、平成十四年三月）

（5）人間文化研究機構国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』日本書誌学大系（平成十八年、青裳堂書店）。

（6）土岐善麿『田安宗武』第四卷 日本評論社 昭和二十一年。

(7) 宮本圭造氏「徳川家の能―將軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」(国立能楽堂開場二十周年記念特別展示パンフレット、平成十六年一月)。

(8) 『田藩事実』第二冊 享保十四年九月七日。

(9) 能七番、狂言四番が上演され、出演者はすべて素人(小姓)と思われる。以下に右衛門督、すなわち宗武がシテをつとめたもののみを抜書すると、

右衛門督様

嵐山 文太夫 弥十郎 喜三郎

平四郎 庄内

御好 右衛門督様

小鍛治 文太夫 弥十郎 喜三郎

平四郎 庄内

である。《嵐山》は初番。《小鍛治》は五番目に上演された。

(10) 『田藩事実』第二冊 享保十四年十月十五日。なお、観世大夫(川清親)が「銀拾枚時服二」を頂戴したのは指導に対する褒美と思われる。宗武は十一月朔日(『徳川実紀』では三日)に吉宗から「大ベシミ」の面を拝領しているが、これはこの《大会》上演への褒美だろう。

(11) 「有徳院殿御実紀卷三三」の享保十六年六月十一日の条に「また此月六日奥にて猿楽の御遊ありし時。ことさらに召されてつかふまつりし小普請の徒にもものたまふ。是らは皆元禄のころ。猿楽の徒より出身せしものなるに由れり」とあることから、家重は綱吉時代に能役者から取り立てられた者を、猿楽御遊びの相手としていたらしい。

(12) 『徳川実紀』九卷 三三六頁。

(13) 「浚明院殿御実紀附録卷三」(『徳川実紀』十卷 八四三頁)

(14) 田安家文書。人間文化研究機構国文学研究資料館編『田藩文庫目録と

研究』日本書誌学大系(平成十八年、青裳堂書店) 六十九頁〜七十頁の解題によれば、(きゅうけつしゅうわ) 田安治察著、写一冊。三〇七・一、三〇七・二。なお、土岐善麿『田安宗武』第四巻に全文が翻刻されている。

(15) 岩波講座『能・狂言』I、(昭和六十二年、岩波書店)。

(16) 『徳川実紀』八巻 四九四頁。九巻 一七九頁。

(17) 『徳川実紀』九巻 一七八頁〜一七九頁。

(18) 『徳川実紀』八巻 五一七頁。

(19) 『徳川実紀』九巻 二五九頁。

(20) 『徳川実紀』九巻 二六〇頁。

(21) 『徳川実紀』八巻 六五一頁。

(22) 『徳川実紀』九巻 二九頁。

(23) なお、宮本圭造氏「徳川家と能―將軍家・御三家・御三卿と能との関わり―」によれば(注10参照)、吉宗はむしろ能の故実といったことに興味があつたらしく、紀伊時代に取り立てたツレの徳田隣忠を観世家に行かせ、足利將軍は拝領の肩衣があるか確かめさせたり、笛の森田・葛野に駿府時代について「書上」を提出するように命じる。各流の役者に家由緒や上演曲などについて書上(享保六年書上)提出を命じたのも同様の例としてあげられよう。

(24) 『徳川実紀』九巻 七七頁。

(25) 『徳川実紀』九巻 一七九頁。

(26) 『徳川実紀』九巻 一七九頁。

(27) 『楽翁公遺書』中 (秘籍大名文庫 四)。土岐善麿氏『田安宗武』四巻 所引。

(28) 『楽曲考』は、『田藩文庫目録と研究』(注19、四十四頁)によると、十巻で、序は安永三年七月、黒沢雉岡。

(29) 松平定信の伝記。日本随筆大成。

(30) 『田藩文庫目録と研究』四十九頁。

(31) この時のエピソードについては、『田藩事実』がくわしいので長大になるが以下に該当箇所を引用する。

同日(安永五年「一七七六」八月十二日)、観世大夫江前々田安家より御金被下候之儀、水野出羽守承及、如何之訳安二而、内々承度旨、聞候二付、左之趣、今日書付差出之。

観世大夫江前々田安より金子給り御儀、被及御聞候二付、右は如何之訳合二而給り候敷之段、先達而、承度旨、聞候二付得と相糾す候処、右遣し被申候訳は、権現様より拝領仕候相傳之翁狩衣用向之儀二而、田安江差出置候処、其砌宝曆十二年、田安屋敷焼失之節、右の品焼失二付、悠然院殿(宗武)被存寄二而、午年以来年々金五拾両宛、遣被申。高尚院殿(齋察)相續以後茂、右之故を以、前々之通定式二遣申候。然ル処、去午年後は主も不被在候事御座候之間、其節より相正シ申候。依之此段申上候。以上。

八月 山本筑前守。石谷壱前守

右。権現様より拝領之狩衣は年次を経候事故、地合等もよやく、且古物之絶可申を御嘆キ思召、当織殿二而写被仰付候、下候之を常々相用候可被遊悠然院様思召二而、既二織立表裏とも真之通出来仕立、被仰付候時節御焼失二而、御納戸御蔵焼失二付、古物之方焼失仕り、新規写之方は残り、則観世大夫江被下、唯今二所持仕罷在候。権現様思召二而、被下候品持退キ不申焼失之儀二付、右之通年々御金被下之儀二有之候也。

なお、田安家から観世家への年金が打ち切られた「午年」は、安永三年(一七七四)でこの年は元章が没した年でもある。

(32) 『田藩文庫目録と研究』四四六頁。

(33) 前掲宮本氏論考。四一頁～四二頁。

(34) 現存する一番綴本の明和本は、「国立公文書館蔵 内閣文庫本」と、「上野学園日本音楽資料館蔵一番綴本」の二組である。大森雅子氏「明和本に関する一考察—その諸版をめぐって—」(『観世』、昭和五十八年五月)参照。

(35) 観世左近『能楽随想』(昭和十四年、河出書房)。

(37) 法政大学能楽研究所編『観世宗家所蔵文書目録』百六七頁。「明和二年 観能所感書付」。同目録の解題によると、明和二年二月二十一日の江戸城御奥御能における上演にたいする書付で、元章が『景清』、子の三十郎元長が『羽衣』、金春大夫氏綱が『善知鳥』を舞った。

(38) 同(注39)目録一六八頁。「42 明和三年 観能所感書付」。解題によれば、明和三年九月廿二日の御奥御能のさいのもので、元章が『国栖』を、子の三十郎元長が『梅』を舞った。

(38) 「有徳院殿御実紀附録巻八」に「大久保伊勢守忠往は、深徳院御方の弟なるをも、惇信院殿(家重)の御側に仕へ、時の勢すこぶる肩を並ぶる者なかりしが、人となり奢を好み、まさなきふるまひ多く、家政もとよのはざるよし聞えければ、たゞちに職を奪ひて、外様にうつされけり」とある(『徳川実紀』第九卷 二二七頁)。

四節 甲州における能楽事情

—宗武卿の甲府城能舞台拝領と元章の手紙を軸として—

はじめに

江戸時代における能楽の中心地が、幕府所在地の江戸と考えられることは、ほぼ一般的な認識になっているといってよいだろう。それは、能楽が江戸幕府の式楽に定められ、それに従事する五座役者の活動の拠点が江戸にあったことが要因と思われ、江戸時代の能楽事情をさぐるうえでは、この江戸幕府下における五座役者の活動を知ることが重要な視点といえる⁽¹⁾。また、これはとくに江戸時代に限定されることではないが、権力者の庇護下における能楽のありかたという視点からも能楽史の一端を知ることができ、近年とくに地方諸藩における領主たちの能楽活動の実態が、次々と明らかされつつあるのも、このような視点から能楽史をとらえようとする動きなのだろう。とりわけ、地方諸藩の権力者による能楽愛好の解明によって、江戸時代の地方における能楽状況や、能楽のさまざまな実態が明らかになり、よりいっそう広範囲に江戸時代の能楽の姿が知りえるようになってきた。

筆者も、これまで江戸幕府の政局とは少しく一線を画してい

た田安宗武卿（八代將軍吉宗次男、正徳五年「一七一五」〜明和八年「一七七七」）について、その個人的な能楽愛好をとりあげ、実はその活動が大きな原動力のひとつとなって、その後の能楽に少なからず変化を生じさせた「明和の改正」が遂行されたことを明らかにしてきたつもりである⁽²⁾。もっとも、田安宗武は御三卿として江戸城内に住み、その活動のほとんどは江戸城を拠点としたものだった。また、宗武の庇護を受けて「明和の改正」を断行した観世元章（享保七年「一七二二」〜安永三年「一七七四」）は、十五世観世大夫として幕府お抱え能役者の筆頭という地位にあったため、両者の関係は一権力者とその被庇護者という視点からもとらえることができるのだが、実際は江戸幕府とその権力下における五座役者の関係とそう変わらないのかもしれない。

さて、これからみていく二つの出来事は、江戸に隣り合う甲州（甲斐国、現山梨県）を舞台として、田安宗武と観世元章の両者がそれぞれかわることなのだが、実は両者の間にはそれほど密接なつながりはないと思われ、個々の事例として問題にすべきことかもしれない。しかし、同じ甲州にかかわるといふ点、そしてそれぞれがその時の甲州における能楽事情を反映していると思われる点を考慮して、ここでは甲州における能楽の

諸相を編年的に概観し、その流れのなかで二つの事例をとらえてみようと思う。その二つの事例とは、寛保二年（一七四二）に田安宗武が甲府城の能舞台を拝領し田安殿に移築したことと、観世元章が送った手紙の相手が甲州の人物と推測されるということである。

一 甲州の権力者による能楽愛好と能役者

― 武田三代から柳沢吉里にいたるまで ―

甲州における能楽については、長野県との県境にある金峰山のふもと、黒平町に伝承されている「能三番」という民俗芸能や、戦国時代に武田氏が金春の傍系である大蔵大夫を重用したという事例があげられることはあるが⁽³⁾、それほど着目されていないといつてよいだろう。能楽史を編年的に、また地域的にほぼ網羅した横井春野の名著『能楽全史』（大正六年、龍吟社）においても、甲州については、わずかに以下の記述がみられるのみである（適宜、句読点をあらため、漢字は常用漢字に置き換えた）。

甲信越地方の山梨・長野・新潟の三県は、地形上、各割拠の形成歴然たり。特に交通不便なる旧幕時代に於いては、割拠の勢ひを益々助長せり。随つて地理上の中心も、甲府・長

野・新潟にあり。能楽の中心又然りとなす。甲府・長野・新潟・上田・松本等能楽は概してふるはず⁽⁴⁾。

この横井氏の記述は、旧幕すなわち江戸時代における甲信越地方の能楽の諸相について短くまとめたものだが、甲府については近隣の地域とともに一括して「概してふるはず」（傍線部）と、いたって簡潔な記述になっている。しかし、そうはいってもまったく能楽が浸透しなかったということはない。以下に述べるように、それなりに能楽にかんする事例がみとめられるので、まずは甲州の為政者による能楽愛好という観点から、その諸相を概観してみたい。

甲州は古くから源義光を祖とする甲斐源氏の本拠地であり、その流れをくむ武田一族がこの地の守護となつてからは、上杉謙信、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康らに対抗する一大勢力へと成長する。とくに武田信玄は甲州国内で分国法『甲州法度之次第』を制定、また信玄堤に代表される治水事業をおしすすめたりと、民政においてもすぐれた業績をのこしていることは周知のとおりである。武田三代といわれる信虎・晴信（信玄）・勝頼はともに猿楽を愛好しており、戦乱の合間にたびたび猿楽者・大蔵大夫を召して能を催させ、その見物に興じていたらしい。それは、純粹な猿楽愛好というよりも、和歌・遊山・花見などと同様に、京都の貴族文化に興じる余裕を諸国の群雄にしみすという戦略的なものであったとも思われるが⁽⁵⁾、いずれにしても武田三代のころが、甲州において能楽が為政者に愛好さ

れていた事例として特筆すべき時期だといえる。

やがて、一時は天下統一にもっとも近いとおそれられていた武田氏であったが、信玄が病死したのちはしだいにその勢力も弱まり、群雄割拠の戦国時代から、織田信長の台頭、豊臣秀吉の天下統一へと世の中は移り変わっていく。豊臣政権下では、甲州の領主として、秀吉の甥・羽柴秀勝、腹心の加藤光泰、浅野長政が次々に任命される。彼らはみな豊臣政権の中心的な人物であり、このような重臣を甲州に配置したのは、かつて戦国時代に最大の勢力を誇っていたという歴史にかんがみでのことであった。そして、江戸幕府になってからも甲州に対する警戒は継続され、幕府の強い影響下におかれることになる。その理由は、かつて豊臣の重臣が統治していたことにくわえて、江戸に近い土地であるため、いまだ大阪で勢力をもつ秀頼らが、ここを地盤として江戸を攻略するのをおそれたなどといわれている。また、江戸幕府を開いた徳川家康自身、かつては三方ヶ原の戦いや、長篠の戦いで武田軍に惨敗を喫した経験があり、信長没後によりやく支配下においたという縁の深い土地でもあった⁽⁶⁾。

なお徳川家康と能とのかかわりについては、観世大夫を重用していたことが知られているが、甲州との関係でふれておくべき事として、最初に家康が甲州を平定してから四年後の天正十四年（一五八六）に、この地で観世大夫身愛に勸進能を催させたことがあげられよう。すなわち『当代記』に、

九十両月、家康公以^二下知^一、駿河・甲斐・三川吉田有^二勸進能^一。

とあり、そのほか観世家の由緒書からも、三河の吉田・新城、遠江の見付・掛川、駿河の藤江・府中、甲州の府中・郡内の計八カ所で、四日間ずつの勸進能が行われたことが知られる⁽⁷⁾。この勸進能は、武田氏が陣中で猿楽見物に興じていた事例以上に、政略的な意味合いの強いものだったようで、あらたに家康の所領となった甲州・駿府の庶民レベルにまで、家康統治を印象付けるねらいがあったのではないかと思われる。

さて、ふたたび江戸幕府の成立時に視点を戻そう。江戸にはじめて幕府が置かれるにあたって、甲州が重要視されたほかの理由として、甲州の山岳地方に囲まれた地形が江戸には恰好の防壁であり、外防の要地とみなされたこと、また江戸への商品輸送のために甲州街道・青梅街道の整備を充実させる必要があったことなどもあげられる。つまり、甲州は江戸の都市機能を充実させるためには欠かすことのできない土地であったのである。

なお、江戸に幕府が開かれてからまず家康がおこなった政策のなかに、各地の金山・銀山を直轄にするというものもある。全国の金銀をすべて江戸幕府の経営下に置くことで、幕府の財政を安定させるとともに、諸藩が金銀を蓄えることをさまたげ、幕府反逆の勢力をもたせないようにする意図があったらしい。それら金山・銀山の実際の経営は、幕府直属の代官頭が担当し

たのだが、このとき石見銀山や佐渡金山を担当した大久保長安という人物が、かつて武田家に重用されていた猿楽者大蔵大夫の次男であることは著名であろう。大久保長安自身も若いころは父大蔵大夫とともに、甲斐で武田家につかえる猿楽者のひとりだったと言われているが、早いうちに信玄に気に入られ、士分にとりたてられたのである。その後、武田氏は亡び、甲斐は織田信長の支配下となったが、さらにその信長も本能寺の変で暗殺される。その混乱の中、家康が信濃とともに甲斐を平定したのが、さきほどもふれたように天正十年（一五八二）である。このとき、甲斐滞在中の家康に大久保長安は気に入られ、やがて甲斐の民政を担う中心人物の一人となっていった。関ヶ原の戦い以後も、ふたたび甲斐の民政を担当し慶長検地などを行う。さらには、江戸幕府が開かれると、先ほど述べたように幕府の貴重な収入源となる銀山・金山の経営という重役をまかされるまでになった⁽⁸⁾。大久保長安の業績は猿楽よりも政治の世界のものがほとんどだが、長安こそはもっとも甲斐にゆかりのある猿楽者といえるかもしれない⁽⁹⁾。

それはさておき、甲州は江戸幕府にとって要地であったので、統治者は將軍家の近親のものが配された。まず、二代將軍秀忠の次男でまだ十一才だった国千代が、甲斐国二十三万八〇〇〇石を受封する。もっとも国千代は幼いため、実際の民政は江戸から一年交代で赴任する代官が行い、国千代が幼くして亡くなったあと、しばらくは甲州奉行や代官による支配が続いた。寛文元年（一六六一）からは、甲府藩となり三代家光の三男綱

重、続いて延宝六年（一六七八）からは綱重の子綱豊が襲封する。綱重・綱豊の統治時は、おりしも五代將軍綱吉の熱狂的な能楽偏愛の時期と重なっており、綱重も当然能楽を愛好していた。たとえば、御用役者として觀世流の山田市之丞・山田市十郎ら、計四十七名もの役者が召し抱えられていたことも、その愛好ぶりを物語るものである⁽¹⁰⁾。その子綱豊は、のちに將軍家の養子となり六代將軍家宣となるのだが、その周辺には父綱重の代から小姓としてつかえ、綱豊（家宣）の側用人にまで出世した間部詮房がおり、そういった幕府側近たちの演能活動が頻繁にみられるのがこの時期である⁽¹¹⁾。もっとも松平綱重・綱豊のいずれも甲府に居住してはいたわけではなく、江戸城下の桜田邸に住居をかまえていた。また、実際の甲府領の民政は城代が執行していたので、この頃の甲府藩主をとりまく能楽の諸相は、甲州というよりも江戸を舞台としていたものである。

宝永元年（一七〇四）、甲斐藩主綱豊が六代將軍に就任したため、今度は五代將軍綱吉の側用人であった柳沢吉保が甲斐藩主となる。柳沢吉保は、歴代藩主ではじめて甲府に居住し、甲府を近世城下町として整備する一方、江戸文化の移入に積極的な姿勢をしめし、庶民から「小江戸」と称されるまでに甲府の町を発達させた⁽¹²⁾とされる。吉保隠居後の宝永六年（一七〇六）、息子の吉里が甲斐藩主となる。吉里は、文芸への関心がつよく、次節で述べるように甲府城内に能舞台を建設し、町入り能を催したりした。吉里という文芸愛顧の傾向がつよい君主

の入府により、ようやく甲州を舞台とする為政者による能楽愛好がみられるようになったといえよう⁽¹³⁾。しかし、享保九年（一七二四）、八代將軍吉宗が幕府立て直し政策を次々とうちだすなかで、突如吉里は大和郡山藩に配置転換を命じられる。甲府藩は廃藩となり、幕府が直接統治にあたる直轄地（天領）に定められたのである。幕領代官支配下の甲州は、商業都市・甲州街道の宿場として発達し、江戸との距離はますます緊密になったと考えられる⁽¹⁴⁾。このような時期に、本稿でとりあげたい出来事のひとつ、田安卿甲府能舞台拝領の一件がおこるのである。

二 幕府直轄領―甲府城能舞台のゆくえ―

田安卿が甲府の能舞台を拝領したことがしめされているのは、『徳川実紀』の寛保二年（一七四二）十二月十日条の、

けふ宗武卿に甲府の舞台を賜り、邸内にうつさしめらる。

という記事である。寛保二年は、甲府が幕領となつてすでに十年の歳月を経た時期で、甲府城は幕府が送り込んだ甲府勤番衆の支配下にあった。また、「甲府の舞台」を拝領されたとき、宗武卿（田安宗武）は、延享三年（一七四六）から甲府の

うち山梨郡・東八代郡・西八代郡の三郡を支配下におくことになるが、右の記事は、それよりも四年前という時期での出来事となる。まずは、『甲府市史』（通史編第二巻）をはじめとする甲府関係資料を参考に、この舞台の成り立ちと拝領までの経緯をおつてみよう。

くだんの舞台は、甲府城内の南西に位置する建物群「楽屋曲輪」にあった能舞台のことと思われ、宝永三年（一七〇六）、柳沢吉保が、襲封後甲府に居住することが決まり、甲府城内で殿舎造営が開始される。甲府城内ではいくつかの曲輪（建物群）が造営されるが、そのうち「楽屋曲輪」は、主に年始挨拶など節ごとの儀礼に用いられた建物で、その南側に座敷と対面する形で本格的な能舞台が設置されたのである。柳沢文庫蔵『楽只堂年録』所収の甲府城図面によると、御舞台の裏（後座の裏）には「装束の間」があり、後座から橋掛りがななめ後方にのび、さらにその先に「鏡の間」が配される、近世以降にみられる一般的な形の能舞台である。とはいえ、敷舞台のような座敷の一部を利用する簡易なものではなく、鏡の間について上楽屋・下楽屋があわせて四部屋と土間もあり、独立した建物群をなしている。

なお、『甲府市史』には、この能舞台にかんして、見所となる座敷の配列が当初の計画から変更して建築されており、それは能舞台との視覚的軸線を考慮したためではないかとの興味深い指摘がなされている⁽¹⁵⁾。すなわち、当初の建築計画図（山梨県立図書館蔵、「御城中御普請御住所総図」）では、能舞台に

対面する座敷は、東西方向に御上段の間・御一の間・御次の間と三室がつらなつて、能舞台の正面と平行に描かれている。しかし、実際に建てられた「楽屋曲輪」の図（前掲『楽只堂年録』所収図面）では、御上段の間が北側に移動し、計画図で御上段の間だった箇所が、御下段の間となった⁽¹⁶⁾。つまり、舞台正面の見所の座敷がひとつ増え、全体が四室に増やされたわけである⁽¹⁷⁾。この変更についてあらためて考えてみるならば、視覚的軸線を考慮したというよりも、見所動員数の増加がその目的にあったのではないかとの別の解釈も可能なように思われるが、そのように考える傍証として、柳沢吉里が甲府へ入城した五ヶ月余後の宝永七年（一七一〇）十月末に、町入り能が催され吉里自身がこの舞台で能を舞ったということがあげられよう⁽¹⁸⁾。この町入り能では、家中の諸士、国中の寺社・町中・道中の者まで見物させたと、『福寿堂年録』（柳沢文庫）に記されており、かなり大規模なものであったことがわかる。また、この年だけでなく、享保元年（一七一六）にも町入り能は催されたらしく（『甲府御用留帳』頼生文庫）、このような大規模な町入り能開催は、能舞台建設中の段階ですでに企画され、見所となる座敷にもそれを見越した変更がなされたのではないだろうか。吉里の能楽愛好は、個人的な趣味に留まらず、家臣や領民を巻き込んだ文教政策ともいえるべき性格があったのかもしれない。

このように、吉里の甲府入りを機に建設された甲府城能舞台は、「小江戸」と称され歌舞伎・人形芝居・相撲などの興行を

積極的に受け入れたという甲府城下町の繁栄を象徴するかのよ
うな存在に思われるが、幕領地となってからは、演能の機会は
なく、城の維持管理自体が困難になった。さらには享保十二年
（一七二七）十二月九日夜、火災によって甲府城の一部が焼失
したこともあって、楽屋曲輪の殿舎など数棟の建物が取り壊さ
れることが決まるのである。まず、元文四年（一七三九）八月
より取り崩しが開始される。この時の廃材について、『甲府勤
番日記』⁽¹⁹⁾には、

右取崩材木ハ明地ニ小屋ヲ掛入置、御修復入用ニ遣。置・金
物類ハ御拵ニナリ、金物ハ江戸へも廻ル沙汰在。

とあることから、極力再利用をする方針だったようで、能舞台
についても同様の方針のもと取り崩しが決定されたのだろう。
ただし能舞台の取り壊しは、殿舎より後に決まったようで、三
年後の寛保二年（一七四二）五月に、能舞台と楽屋取り壊しの
請負人が入札で公募されている（頼生文庫『御用留』、山梨県
立博物館蔵）。『甲府勤番日記』には、同年の十月十一日条に、

一、御城内御舞台、被取崩、十二月迄二済。

とあるので、入札公募から五ヶ月後には解体が始まり、二ヶ月
ほどで作業は終了したとみられる⁽²⁰⁾。

こうして取り壊された能舞台は、先にあげた『徳川実紀』の

記事によると、御三卿の田安宗武の邸内にうつされたことになると、その経緯を詳細に記した資料はいまのところ見いだせない。唯一、甲府城勤番として赴任した野田方成筆『裏見寒話』（宝暦二年序）に、「御舞台御瓦田安殿へ引せらる、下楽屋御取崩」と記されているのが、甲府城舞台が田安御殿に移築されたことをうかがわせるのみである。また、『甲府勤番日記』によると、翌年正月廿九日条に、

一、同廿九日より、御城内御舞台取崩、材木江戸江舟廻シ被仰付、遠光寺村迄持出ス

とあるので、寛保三年正月になって江戸に運ばれたために甲府市内の遠光寺村（現甲府市伊勢付近）に持出されたことが知られる。おそらくは、その後甲州から江戸への廻米を運ぶのと同じルート、富士川から駿河湾を経て、船で江戸へと運び込まれたのではないだろうか。なお、『徳川実紀』では寛保二年十二月の時点で、すでに能舞台が「邸内にうつさしめられたようにも解されるが、右の『甲府勤番日記』の正月の記事によれば、田安家に実際に能舞台が移されたのは寛保三年一月より後であると推測される。『徳川実紀』の記事は、能舞台を田安殿に移築したことをしめすのではなく、拝領される旨が通達されたものと考えらるべきだろう⁽²¹⁾。

このように、甲府城能舞台は、江戸城内の田安御殿に移築されたとみられ、移築完了後にはそれを祝す演能があったのでは

ないかなどと想像されるが、田安家の諸事記録『田藩事実』によっても、演能やその関連記事は省略されることが多いためか、とくに該当するような記事は見いだせない⁽²²⁾。それにしても、何故能舞台の引き取り手として、田安宗武が撰ばれたのであるか。さきにもふれたように、宗武はおよそ四年後に甲斐国のうち三万石を拝領するのだが、このことは、その時期からしても能舞台拝領との因果関係はないとみるのが自然であろう。まず第一の理由として考えられるのは、この頃宗武がそうとう能楽にのめり込んでいたため、また第二の理由としては、宗武が大名ではなく、將軍の息子という幕府と近い立場にあったことがあげられよう。幕府は、甲府城殿舎の廃材を極力払い下げ、再利用の方向で行き先を模索していたと思われるが、廃藩になった城の廃材とはいえ、今は天領地であり、他藩の一大名に特別に下賜するのでは問題も生じよう。その点、宗武は將軍家に準ずる家柄なので問題なく、江戸城内でも宗武の能楽愛好ぶりは著名で⁽²³⁾、まさに恰好の引き取り手だったと考えられる⁽²⁴⁾。

そして、この甲府城能舞台移築の一件は、甲斐国における領主による能楽愛好や、藩の式楽としての能楽が沈滞したことをしめす象徴的な出来事として位置づけられよう。

四、元章の書簡

さて、それでは本稿で問題にしたいもう一つ事項、十五代観世大夫元章が書き送った書簡の相手が甲州の人物と推測されることについてみていきたい。

その書簡とは、関西大学図書館蔵の書簡計十九通で、関屋俊彦氏が「能楽雑記―観世元章の手紙」に紹介されたものである⁽²⁵⁾。なお、十九通すべて元章が書いた書簡ではなく、次に概略をしめすように、元章の息子、養子、弟の織部、そして弟子が書いたものもある。宛名はすべて「渡辺勇七(祐七)様」で、これらの書簡は渡辺勇七が受け取った書簡ということになる。まずは、関屋氏の記述をも参考に、十九通すべての内容要旨を列挙してみよう(すべて年不詳)。

①【元章より差し出したもの】

- A 正月廿五日付 年始返礼、御祝儀拝受の御礼
- B 二月廿八日付 新春越年の返礼、年玉(銀子) 拝受の御礼
- C 二月廿八日付 新春越年の返礼、年玉(銀子) 拝受の御礼

礼

- D 三月十日付 新春越年の返礼、御祝儀(白銀) 拝受の御礼

- E 四月一日付 越年の返礼、扇子領拝受の御礼

- F 六月十三日付 三十郎(元長) 部屋住御扶持拝領の祝儀(白銀) 拝受の御礼

②【元章とその息子元長の連名で出されたもの】

- G 二月 一日付 扇子料拝受の御礼

- H 十二月五日付 歳暮、祝儀(銀子) 拝受の御礼

③【元章とその養子章学の連名で出されたもの】

- I 一月廿五日付 年賀返礼

- J 九月廿三日付 入門祝詞と葡萄拝受の御礼

④【元章の弟、清尚より差し出したもの】

- K 正月廿五日付 越年の挨拶、御祝儀拝受の御礼

- L 二月十四日付 年始返礼

- M 九月十九日付 入門祝詞と葡萄拝受の御礼

⑤【観世座の地謡方、日吉猪右衛門より差し出されたもの】

- N 正月一日付 新春の挨拶返礼、祝儀(銀子) 拝受の御礼

- O 二月一日付 改年の賀儀返礼、祝儀(銀子) 拝受の御礼

- P 二月廿九日付 改年の挨拶返礼、扇子料(銀子) 拝受の御礼

- 御礼、謠本発送通知

- Q 三月十五日付 改年の挨拶返礼、扇子料(銀子) 拝受の御礼、弓町能拝見許可通知

S 十二月廿八日付 歳末の挨拶返札、祝儀（銀一封）拝受の御札

右から分かるのは、ほとんどが年始年末の挨拶に対する返札と銀子拝受の御札で、渡辺勇七と観世元章らとの関係は、関屋氏も述べるように「弟子としての単なる謝礼の域を超えている」ものに思われる。渡辺勇七はどのような人物なのか、また観世家とはどのような関係で書簡の往復をしていたのか、少ない資料からではあるが以下で推測してみたい。

まず、書簡はすべて年代は書かれていないのだが、差出人からある程度の年をしばりこむことができる。つまり、②の元章と連名の「観世三十郎元長」は、観世元章の長男で明和五年（一七六八）四月にわずか二十歳で早世している。そしてその後、元章直系の後継者がなかったため養子に入ったのが、③で元章と連名の「観世三十郎章学」である。章学が養子になったのが明和五年七月、元章が没するのが安永三年（一七七四）一月なので、③の元章・章学の連名書簡二通は、明和五年と安永二年の六年間に出されたと推測できる²²⁰。また書簡Fは、「倅三十三郎」が「部屋住、扶持拝領」したさいに、渡辺勇七がいち早くその情報を聞きつけ、祝儀銀をおくったことにたいする元章の礼状である。この倅が嫡男のとする、元長の部屋住扶持拝領の年代が書簡Fの年代になろう。しかし、観世家の由緒書等には扶持拝領の年代は記されていない。そこで、父元章は江戸城

の表能初出勤した年に、部屋住十人扶持を拝領しているのが、嫡男である元長も同様であると仮定してみると、元長の表能初出勤は宝暦十一年（一七六一）十一月四日「江戸城姫君誕生祝賀能」での祝言《呉服》（『触流し御能組』）なので、翌年か翌々年中に部屋住扶持を拝領した可能性が高い。そのため書簡Fの日付六月十三日は、はやくとも宝暦十二年（一七六二）以降と比定できよう。また、この書簡Fが渡辺勇七と元章との交流の始まりとは考えられず、それ以前から交流はあったとも推察される。

さらに、書簡AとEはそれぞれ日付の前後はあるが、すべて年賀挨拶の返札であり、それぞれ年は異なるはずである。①②③の書簡AとJの年賀挨拶の数だけでも六通あり、渡辺勇七と観世家との交流は少なくとも六年は続いていたと考えられる。もう少し細かく内容をみてみよう。書簡J、M、Rは、いずれも葡萄拝受の御札で、それぞれ差出人が違う。この三通の要点となる文を次に書き抜いてみると、これらが同じ時期に書かれたことは明白である。

書簡J（元章・章学が送った書簡）

・「将又先頃者、初而御出府、得御意、門弟之儀無滞相濟、致大慶候」

・「尚々、遠路思下寄、名物之葡萄一籠之内被懸御意、早速致賞翫候」

書簡M（観世織部が送った書簡）

- ・「此度被成御出府、始而得御意、致大慶候。御入門も首尾能相濟、目出度御事御座候」
- ・「且又、御国元名物之勝沼葡萄壹籠、被掛御意、忝早速致賞味候」

書簡 R (日吉猪右衛門が送った書簡)

- ・「先達而者、初而御出府被成、緩々得御意、致大慶候。御帰候而も其御地御首尾能被成御勤候段被仰申、目出度奉存候」
- ・「然者、名物之葡萄一籠、被得御意、遠路寄廻被御懸情之段忝、早速賞翫仕候」

右の三通から、渡辺勇七は、ある年(書簡 J が元章・章学連名なので明和五年以降だろう)に、初めて国元を離れて江戸に赴き(「初而御出府」)、元章・元長・織部・日吉猪右衛門と対面したうえ(「得御意」)、入門の手つづきをした(「門弟之儀」。「御入門も首尾よく相濟」という経緯がよみとれよう。そして、書簡 J、M、R は、渡辺勇七が帰国後に送った書簡(無事帰国の報告と江戸滞在中の謝辞などが記されていたと思われる)と「国元名物勝沼葡萄一籠」への返事と考えられる。このように、書簡 J、M、R からは、渡辺勇七が三家(観世左近家・観世織部家・日吉猪右衛門家)へむけて同時に書簡と葡萄を送ったと推測できるが、これはその他の書簡にも該当する可能性があらう。つまり、渡辺勇七は、観世元章だけでなく、他

の二家へも同時に年賀と銀子を送っていたのではないだろうか。なお、書簡 R では、日吉猪右衛門が渡辺勇七の江戸滞在後に、持病の痔疾の湯治のため熱海へ行き、八月二日に江戸に戻ったことが記されていることから、渡辺勇七は七月か六月頃に江戸に赴いたのではないかと思われる。さらに、書簡 R では、痔疾の湯治という個人的なことにまで話題が及んでいることから、日吉猪右衛門がもっとも渡辺勇七と親しいと思われる、書簡 O、R の尚々書(書簡 O 「尚以、家族共へ御加筆忝」、書簡 R 「猶以、御家内方へも宜しく度被存候」)からは、互いの家族への挨拶を追記する仲であったことがうかがえる。具体的な内容としては、

書簡 O の尚々書「復宜御頼申候故、申聞候。将又、被遣候御状、何もへ相達候」

書簡 P の追伸「追啓。先年被遣候謠本一箱、此度差遣候。御請取可被成候。便無之延引仕候。」

書簡 Q の尚々書「猶以、此御使之御方、弓町稽古能拝見被致度候段、被仰事致承知候。相催候ハゞ御見物被致候様ニ、御世話可仕候」

の三カ所が、渡辺勇七の入門ともかかわって興味深い文言に思われる。すなわち、順番が前後するが書簡 P からは、渡辺勇七が日吉猪右衛門へ謠本(架蔵の謠本か)を送り、それを一年

後に日吉猪右衛門が送り返したらしいことがしれる。何のためには謡本を送ったのが問題になるが、渡辺勇七架蔵の謡本が珍しいものだったので披見をお願いしたか、あるいは架蔵の謡本の節や詞章の違いを訂正してもらったのかもしれない。時期としては元章の新改正の謡本が刊行されたあとなので、新改正の詞章を書き込んでもらったという可能性もないとは言えない。また、書簡Qでは渡辺勇七の使いの者が弓町（観世大夫の拝領屋敷）の稽古能を見たいと頼んだらしく、催されることがあればお世話する旨が記されている。そして書簡Oには、渡辺勇七が何かを頼んだらしいこと、日吉猪右衛門がそのほかの人にそれを伝えたらしいことが記されている。以上から、想像をたくましくするならば、渡辺勇七は江戸に知人がおり、その人物に託して日吉猪右衛門に書簡を手渡していた（稽古能が催されたら、という条件から、使いの者は在江戸と推測される）。そして「被遣候御状」とあるその御状こそ、観世元章と織部への書簡ではないだろうか。すなわち、日吉猪右衛門をつてに観世大夫か、その分家である織部に入門を願ったのではないかと推察できまいか。

ここで、この渡辺勇七がどのような人物なのかは当然問題になる。これらの書簡を紹介された関屋氏は、「国元勝沼葡萄」とあることから、渡辺勇七は甲府市勝沼のものであるとされ、「あるいは甲府城に勤めるかなり有力な家筋の者であろうか」と推察されている。しかし、勝沼葡萄は甲州の代表的な産

物なので、とくに勝沼に限定しなくてもよいと思われる。また書簡の年代と推定される明和頃、甲州は幕府直轄領で甲府城の管理は江戸から赴任する甲府勤番衆が行っていた。書簡J、M、Rでは、渡辺勇七は「初而御出府」、すなわち江戸におもむいたのが初めてだったことが知られ、甲府勤番衆のひとりではなく、また江戸から赴任した役人とも思えない。とはいえ、勝沼葡萄が「国元名物」といっているので、甲州の人物であることは確かと思われる。結論からさきに言えば、渡辺勇七は、甲州の裕福な家柄の庶民で、趣味が高じて観世大夫らに数年にわたって銀子を送るなどして交流を持った上で、ようやく入門を果たした人物ではないかと推測する。これはあくまでも推測の域をでないものであるが、次節でみていく甲州の庶民間における能楽の享受を勘案すれば、それなりにありえる結論ではないかと思われる。

四 甲州における能楽の広がり

甲州では、前述のように領主の移り変わりが頻繁なうえ、領主が甲府に居住して統治がおこなわれることも少なかった。そのため実際の民政は、城代、甲州奉行、代官が行っていた。とくに農村を中心に代官の支配は強力だったようで、その下で代官らの出す触れを直接町人・農民に伝える町年寄、名主が、権

力を持つようになる。また江戸とを結ぶ街道が整備、甲州にはいくつかの宿場も設置され、商品流通や人の往来が盛んであったことも手伝って、江戸時代のはやい頃から町人階級や農民をふくめた庶民のなかにはかなり裕福な層が多かったらしい。このような甲州の状況は、庶民の余暇活動に大きな影響を及ぼしていたと思われる。

たとえば、元禄元年（一六八八）の年記がある甲府西一条町の商人が記した「譲り帳の覚」には、所持品として碁盤や三味線などの遊芸にかんするもののほかに、仮名草子や俳書が記されており、文芸への関心の高さがうかがえよう。そして、これらの所持品のなかに「善知鳥 但書本一冊」「謡本 但小うたひ共ニ十六冊」もふくまれていることから、裕福な町人のあいだでは芸事のひとつとして謡文化がすでに浸透していたといえそうである⁽²⁷⁾。また、同じころ、甲府市内にある神社では、能興業も行われている。元禄五年（一六九二）正月に光沢寺で行われた『能興行番組』（甲州文庫）によると、その興行は十日間に行われ、能が一日五番ずつで計五十番、狂言が一日三番ずつで計三十番上演された大規模なものだった。シテはすべて「左門」と「峯松」の二人が演じており⁽²⁸⁾、そのほかワキ・囃子・狂言を含み総勢十三名の小集団による興行である。この集団がどのような出自のものなのかは未詳だが、地元庶民の能楽愛好者による催しか、後世の仙助能のような四座に属さない旅回りの芸能者集団による興行のふたつが考えられよう。

このほかに、ほぼ同時期の元禄四年（一六九一）、甲府に隣

接する勝沼村の若尾次郎左衛門という人物が、観世流の謡本を刊行したという少し特異な出来事が伝えられ、実際にその謡本が現存しているのでそのことにもふれておこう。まず、その謡本の奥書をしめすと、以下のようなものである⁽²⁹⁾。

右百番之本者、観世大夫当流直伝也。世間所流流布の書、甚因有誤、小子頗有或故章句詳記并拍子附位・色・持・当・清濁。口伝秘密不殘加之。依当流之謡拾遺大成者也。

元禄四^辛未八月日 甲州東郡勝沼住 若尾次郎左衛門 書之。
大阪内淡路町壺丁目 甲州屋又左衛門 改版。

大阪之住人 彫刻 村上治兵衛。

右の「甲州東郡勝沼住 若尾次郎左衛門」の素性については『勝沼町誌』の記述がもっともくわしいと思われるので同書の記述を要約すると、『勝沼古事記』⁽³⁰⁾なる書に寛永十八年（一六四一）より若尾次郎左衛門の名がみられ、貞享年間には酒屋、元禄十八年頃には質屋を営んでいたことが知られる。そして、正徳五年（一七一五）の検地記録では土地所収者の筆頭にその名前があげられており、所有する土地の大きさが群を抜いて大きいことから、江戸中期から次第に裕福になってきた勝沼の上層地主とみられている⁽³¹⁾。さて、その『勝沼古事記』の元禄四年の項には、

若尾次郎左衛門、観世百番之謡本を書、近衛様流之能書ニ付、翌年大阪江登せ、改仕候見事成手跡也

という記事がみられ、若尾次郎左衛門が近衛流の書の名人であったこと、観世流の謡本を大阪で出版したことが記されている。松平定能編『甲斐国志』にも、土庶部第三「勝沼ノ村長次郎左衛門」の項で、若尾次郎左衛門について、

祖先ニ近衛流ノ書ヲ善クスル者アリ。又観世大夫ノ秘ヲ傳ヘ演劇を嗜ミ元禄中百番ノ謡本ヲ繕写セリ。今世ニ刊行スル所ナリ。其跋ニ甲州勝沼住若尾次郎左衛門書之トアル。

とあり、ここでいう近衛流の書を善くした祖先というのが、元禄四年に謡本を刊行した若尾次郎衛門のことに違いない。右では、若尾次郎衛門が観世大夫から秘伝の伝授をうけ、それを謡本に書き上梓した旨が記されているが、これは先にしめした謡本の奥書によった記述らしく、実際に観世大夫と交際があったかどうかは疑わしいように思われる。すなわち、江戸期には多数の観世流謡本が刊行され、その多くの奥書に「観世大夫秘伝」などと書かれてはいるが、実際は書肆が勝手にそのような冠しているだけで、本当に観世大夫直伝の謡本はほとんどなかったといっても過言ではない。そういった出版事情からすると、元禄四年の謡本の奥書も、他の謡本の奥書にならった表現である可能性は存分にある。なお、『鴻山文庫の目録と解題上』

では、同謡本と似た奥書をもつ謡本として『元禄四年正月 船戸半兵衛・古藤七郎兵衛・茨城多左衛門』（目録番号241）が指摘されており³²、やはり「観世大夫当流直伝」という文言については、現時点では疑問視せざるをえない³³。しかし、裕福な地主とはいえ一般の庶民が百番もの謡本を筆記し刊行までしたという点は、かなり熱心に能楽に接していたことを如実に語っており、これまでみてきた元禄期における上層商人の謡本所持や、能興業の例からしても、通常の庶民間での趣味活動として、能楽が深く浸透していたといえよう。

このような庶民の能楽愛好は、さらに時代をくだってもみとめられ、寛政元年（一七八九）三月には、代官より以下のような触れが出されている。

一、能装束、甚結構成茂、相見候間、向後軽く可致候。

右の触書からは、甲府において謡稽古にとどまらず能装束をつける本格的な演能を行うものがいたことがうかがえる。その直後の寛政四年四月にも、町方へむけて乱舞取締りの触れが出されており（『御用留』坂田家文書）、そうとう能楽が普及していたといえよう。

このような、甲州の庶民のあいだにおける能楽の需要の高さは、ほかの遊芸にかんしてもいえる。先述のように甲州の庶民に裕福な家が多かったことがその原因としてあげられるが、一方でこういった遊芸を好む気質があったようである。『裏見寒話』

には、甲州の人々が「農商業に倦て、歌舞・蹴鞠を愛し、宴飲放僻なるもの多しといへり」と、遊芸に興じるものが多かった記されている。同じ『裏見寒話』の附録（宝暦四年跋）には、

凡、町人の家共に、歌舞音曲、俳諧槃上を翫び、風雅を専らにする人有といへども、纔の細利に引かれ、親族の急難を救はざる事間々あり。富家の昆弟たる者に、一日を送り兼ねるも多し。他国より来る遊芸者、碁打、将棋差の類を馳走する事も親族に過ぎたり。故にふと当国に來りて、妻子を帯て居る者又多し。豊饒なる土地と見へたり。

と、遊芸を好む氣質が高じて、親類よりも遊芸者への援助活動に夢中になるものがいたという例も記されており、このことは、元章らの書簡の受け取り主、渡辺勇七と重なるように思われる。すなわち、年賀と称して年玉や銀子を、数年に渡ってしかも三家へ送金する熱心さは、右の『裏見寒話』の記述と共通していると言つてよいだろう。

また、甲州では他の遊芸でも江戸との交流は頻繁で、それが直接、各分野が甲州で発展する原動力となっている場合が多い。たとえば、町人文化の代表格ともいえる花道では、明和末年ごろに江戸の松月堂古流という流派の祖が、甲州を訪れ、そこで多くの門弟を養った⁽³⁴⁾。俳諧においても同様な例は多数あり、甲州で出版された俳諧書には江戸の俳人も多く名を連ねている。甲州の俳人が江戸から師匠を招き歌会を催した例も少なくない。

能楽にかんしても、すこし時代はくだるが、天保頃に石原篤右兵衛守武という人物が、謡好きが高じて江戸に赴き、宝生の大いに弟子入りをしたという事例もみとめられるように（『甲州文庫』）、甲州では江戸文化の摂取がかなり盛んだったといえる。なお、こうした江戸文化の受容は、江戸で町人文化が開花したとされる江戸中期のすこし後に甲州にやってくる。つまり、江戸で繁栄し地盤を形成した町の文化人たち（俳諧・和歌・花道・茶道・芝居・音曲などの師匠ら）が、さらなる勢力拡大をめざし、まずは近隣の甲州へ赴いたと思われるのである。一方で甲州の人は江戸文化の摂取に積極的であり、相互にとつて望ましい交流だったといえる。

本稿でみてきた元章の書簡など十九通は、推定される時期（明和五年（以後））はちょうどこの頃に重なる。渡辺勇七は、甲州で謡を学ぼうと江戸の観世大夫に弟子入りしたいとの願望を持ったのではあるまいか。なお、観世元章や織部のような幕府御用役者が、はたして素人の弟子を取ったかという問題が残るが、元章は京都の謡指南を中心にしていた京観世を配下にした例もあり、ありえないことではない。観世元章は、明和二年に大夫公認本として明和本を刊行したが、それには、観世大夫公認による正統な統一詞章を流布させるという意図があったと思われる。そして、その統一謡本刊行後は、その謡本を手に全国にその勢力を広げようとした可能性は十分にある⁽³⁵⁾。

以上のような庶民間での能楽愛好者は幕末から明治期にかけても脈々と存在していたようで、謡会の番組や、素人会と思わ

れる能番組など、甲州の謡指南などの実態をしめす資料が多数のこされている。そのいくつかを最後に紹介しておこう。

たとえば、百々村（現南アルプス市）の村長の日記には（『山梨県史』「近世四、在方Ⅱ」所収、『百々村御用諸事日記』）、たびたび地元農民に謡稽古をし、謡本を書写している旨が記録されている。その謡稽古は農作業の一段落した冬から春までを中心に行われていた。また、合間をぬっては甲府を訪れ、京屋という店で小鼓購入を試みたり、太鼓の台を拵えたりしており、仕舞会でも計画していたのか結構な熱の入れようが伝わってくる。こういった地元有力者による謡指南活動が、甲州における能楽普及に大きく寄与していたのであろう。甲州における能楽の普及が、町人に限定されるものではなかったことを如実にしめしているといえる。

また、『甲府市史』では、江戸から移住して甲府で謡指導を行っていた人物が二人紹介されている⁽³⁶⁾。ひとりには、寛政5天保にかけて甲府で謡の指南をしたという六々寿山人なる人物である。彼の墓が教安寺（現在、甲府市城東にあり）にあり、その墓誌によると六々寿は、吉村善次郎という名で、寛政年中に故あって江戸を去って甲府にいたり、謡曲の指導にあたった。天保五年（一八三四）十一月に八十四才で病死するが、その翌年、門人たちにより教安寺で一周忌の法要と追善の謡講ならびに囃子・狂言興業が催されている（山梨県立図書館蔵「追善謡講等興行ちらし」⁽³⁷⁾）。

そして、もう一人の江戸からの移入者は、日吉寿七という名

で、その名からも推察されるように幕府御用役者の家の出のものである。同じく甲府の信立寺（現甲府市若松町）にある日吉寿七の墓碑には、以下のように彼の出自が述べられている⁽³⁸⁾。

君、初め金吉と称し、後に寿七と改む。日吉氏なり。累世能楽を以て幕府に仕う。考、諱は寿八、時に絶芸と称せられる。三子あり、長を友太郎と曰う。後、父の名を継ぐ。季を寿六と曰う。共に出藍の称あり。

君は其仲なり。文政一一年戊子の某月日、江戸神田旅籠町に生まる。幼くして穎悟、人鳳毛を以て之を目す。安政中甲府に抵りて謡曲を教授す。州人贅を執りて業を受ける者、踵、相接するなり。

辻某は豪家なり。一たび見て其人と為りを愛し、女を以て之に妻す。平生他に嗜好無し。酒を飲むを喜み、或は度を過ごすことあるも、而かも其師を教うるや、朝より夕に至り、諄々として未だ嘗て疎倦まず。人皆之を徳とす。明治九年丙子の五月二五日病みて歿る。享年四九。信立寺の域内に葬る。門人追慕して惜かず、將に碑を建て、以て永く諉れざらんことを謀り、丹沢以正・野呂瀬涉・佐野定七の諸士、専ら其事を周旋す。而して余に属するに文を以てす。嗚呼、謡曲は一小遊技のみ、然るに其子弟の契合の深きこと、猶且此の如し。是豈に憑る所無くして然る者ならんや。余、更に斯人の黽勉心を其職分に尽くし、而かも甲の人、永く其師恩を戴きて渝らざるに感ずる有るなり。乃ち其梗概を書して以て墓に掲ぐ。

明治三三年庚子の五月

芥舟老人木村毅撰し并び

に書す

右の墓碑によると、日吉寿七は、文政十一年（一八二八）に幕府御用役者日吉寿八の次男として江戸神田旅籠町に生まれた。三人兄弟で、兄友太郎は父の名を継ぎ、弟の寿六も能役者で絶芸と評されたらしい。寿七が甲府に赴いたのは安政年間（一八五四〜一八五九）とあるから、没年から逆算すると三十才前後という年齢である。以後、四十九才でなくなるまでのおよそ二十年間、甲府で謡教授にあたり、その教えを請うものが跡を絶たなかったという。寿七の父と兄の寿八は、幕府御用役者であるが、たしかに『大成武鑑』には天保十三年（一八四二）〜幕府末まで、宝生大夫付きの地謡として「日吉寿八」の名がみられる⁽³⁹⁾。このことから、甲府で謡教授にあたった日吉寿七は、宝生流の謡を伝えたと推察されるが、甲州文庫に残された日吉金吉（寿八の前名）門下の能番組には計一四三名が門人として名を連ねており、かなりの勢力だったことがうかがえよう。

むすび

『甲府市史』（中世・通史編）によれば、応仁の乱による戦乱をさけて多くの貴族や芸能者が地方に移り都の文化を伝播・

移植したように、甲州にも中央文化移入のきっかけがあり、それには文明十八年（一四八六）〜翌年に東国を旅した聖護院の道興准後の甲州来訪があげられるという⁽⁴⁰⁾。すなわち、道興の入峽以後、甲州では多数の公家・御師・芸能者などが下り、和歌添削・芸能・踊りの詞章の作成などを通じて、文化的な交渉を深めた⁽⁴¹⁾というのだが、こういった室町期における動きを勘案すれば、江戸時代に政治の中心が比較的近隣の江戸に移ったことで、ますます甲州の庶民が文芸を親しむ機会は増えたのは、ごく自然なことと思われる。さらには、領主の移り変わりが頻繁だったという歴史や、甲州が江戸に近い（甲府からは、徒歩で三泊四日ほどで江戸に着いたらしい）という土地柄のため、在郷のまま江戸文化の情報をいち早く手に入れることができたという条件が大きく影響していただろう。また、遊芸者を手厚くもてなすお国柄などといった甲州の特質が、これまでみてきたような能楽事情を形成する要因となっていたといえよう。それは、江戸期における能楽の「幕府の式楽」という側面とは異なる、もう一つの能楽の姿を如実に語っているように思われる。

注

(1) 岩波講座『能と狂言I』（昭和六十三年、岩波書店）、一五 地方諸藩

の能楽」参照。

(2) 拙稿「田安宗武の能楽愛好―田藩文庫の能楽関係資料を手がかりとして―」(『フィロカリア』二十四号、平成十九年三月)

(3) なかざわしんきち「甲斐における猿楽」(『市史編さんだより』第十六号、平成三年十月、甲府市市史編さん委員会)。

(4) 『能楽全史』、六四五頁―六四六頁。

(5) 武田三代の能楽愛好については、注3の論考以外に酒井憲二氏『甲陽軍鑑大成』(平成六年、汲古書院)にふれられている。なお、武田信玄・勝頼の業績を記した軍学書『甲陽軍鑑』は、史実を記した歴史書として扱うには慎重な論もあるようだが、この書の筆録者の一人が武田家につかえた猿楽者大藏彦十郎(大藏大夫の甥)といわれており、そのためか能楽の記事が多く、武田信玄の能楽愛好の盛んさをうかがいしめるためには、好資料といえる。同書には、大藏大夫・観世大夫・大藏彦右衛門・みやます弥右衛門(小鼓)・かうの孫三郎(狂言)・長命勘左衛門(狂言)・大倉九郎(大鼓)・高安道善(大鼓)といった猿楽者の名があげられているほか、信玄の家臣として「さるがく衆五拾一人」(『甲陽軍鑑』軍法十七卷「甲州武田法性院信玄公御代惣人数事」)がいたという数が具体的に記されている。

(6) そのときの家康の所領は、三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の五カ国であったが、天正十八年(一五九〇)、秀吉に關東へ配置転換を命じられ、しぶしぶ手放したという経緯もある。なお家康の旧領は、織田信雄に譲渡された。

(7) 能勢朝次『能楽源流考』(昭和十三年、岩波書店)、八七五―八七九頁参照。

(8) 大久保長安は慶長十八年(一六一三)に没するが、死後長安に謀反の疑いがかけられ、その血筋のものが全員処刑、処罰される。その理由として、金山奉行の地位を利用して財力を蓄えたためとか、長安の妻が豊臣家に近い家柄であったことなどがあげられている(次注参照)

(9) 大久保長安の事績については、『甲府市史』通史編、近世領主』(八〇―一〇二頁)や、村上直氏「大久保長安と猿楽衆」(『甲斐路』二十号、昭和五十六年、山梨郷土研究会)、村上直氏「大久保長安と甲斐」(『甲斐史学』十号、昭和四十二年、甲斐史学会)にくわしい。

(10) 「元禄八年甲府様御人衆中分限帳」(『甲州文庫史料』第六卷、昭和五十三年、山梨県立図書館編)

(11) 竹内信夫氏「間部詮房の能楽」(『芸能史研究』一四二号、平成十一年七月)、同氏「間部詮房演能一覽」(『芸能史研究』一四九号、平成十二年四月)参照。

(12) 『裏見寒話』(宝暦二年序、野田成方著)には、「甲州の風俗は、柳沢家入国已来、江戸町人等の風俗移りて悪しくも見ゆれども(以下略)」と記されており、柳沢統治をきっかけに、庶民の風俗にも江戸風が浸透してきたことがうかがえる。

(13) なお、柳沢氏の甲府統治時代における家臣名が記された台帳『甲府御城主之節分限帳』(柳沢史料集成二卷)によれば、お抱え役者として「宝生右内」以下十五人が扶持をうけているのがみとめられる。つまり、柳沢家は宝生流に親しんでいたことになるが、これは柳沢吉保が、極端な能楽愛好と宝生座の庇護で知られる將軍綱吉の腹心であることので、当然といえれば当然であろう。

(14) 『角川日本史事典』参照。

(15) 『甲府市史』通史編、第二卷(平成四年、甲府市史編さん委員会編)の、第一章第四節の3参照。執筆担当は、渡辺洋子氏。

(16) 御上段の間について、『裏見寒話』(『未刊随筆百種』九卷)には、楽屋曲輪殿中張着附襖、格天上、釘隠し、棟瓦替、花菱、柳沢家の定紋。上段の間ハ、明り床の彫刻も花菱、備後表廿五畳敷、襖、杉戸の引手共花菱、杉戸の絵ハ皆探信の筆也

とあり、その豪華さがしのばれる。これも町入り能といった対外的な上演が当初から計画されていた傍証となろうか。

(17) なお、『甲府市史』(百八十頁)では、この変更後の配列を「全部で四室からなる鉤の手型に屈折させている」と表現し、この配列について、能舞台を考慮せず、単純に近世殿舎の書院配置という観点のみからこの二平面(中尾注・計画図と実際の建物図)を分析するのであれば、実は鉤の手形配列は近世初期の形式とされ、十七世紀半ば以降に盛んに建設される一列配列よりも古い形式であるとみなされている。

との別の解釈もしめされている。

(18) 宝永七年、および享保元年の町入り能の子細については、『甲府市史』通年編第二巻、第七章「教育と文化―能楽と上層町人」の項にくわしくふれられている(八四二頁〜八四五頁)。

(19) 江戸東京博物館蔵「甲府勤番別所文書」。引用は『山梨県史』所収の翻刻による(一〇四九頁)。

(20) 甲府城殿舎の取り壊しと、解体の経緯については『甲府市史』(注14と同じ)にくわしい。

(21) なお、楽屋の廃材は寛保四年に町民に払い下げられている(頼生文庫『御用留』)ので、この間に移築は完了したとの推測が可能であろう。

(22) 『田藩事実』享保十四年(一七二九)十二月十六日条に、「但、此以後御仕舞之儀、一々ニ不記之」のあり、その後演能関係の記事は激減する。

(23) 注2と同じ。

(24) もつとも田安邸には、甲府の舞台を拝領する以前からすでに能舞台はあつたらしく、享保十九年に宗武の弟宗尹が田安御舞台の拝借を願ひ出ている(田安家文書『田藩事実』)。宮本圭造氏(『徳川家と能』国立能楽堂開場二十周年記念特別展示パンフレット、平成十六年一月)は、この時宗尹が拝借した舞台は、組み立て式の敷舞台と考えておられる。そうだとすると田安邸には本格的な能舞台がなかったことになり、このことも甲府能舞台が田安邸に下された理由のひとつとしてあげられよう。なお、宝暦十二年(一七六二)に田安殿は火事で焼失しており、この際に甲府の能舞台も焼失した可能性があろう。

(25) 関屋俊彦氏「能楽雑記―観世元章の手紙」(『かんのう』、昭和六十三年二月)。

(26) なお、章学が部屋住十人扶持拝領したのは、明和七年(一七七〇)十二月なので、元章と連名で書簡を書くようになったとは、それ以後とも考えられる。

(27) 『甲府市史』八四二頁参照。

(28) ほかにワキに「市弥(一弥)」、「庄八」、小鼓に「十右衛門」、「兵十郎」、「七左衛門」、大鼓に「段七」、「甚兵衛」、笛「平七」、「清左衛門」、太鼓に「甚兵衛」、「平七」、狂言に「和助」、「嘉六」が演じている。同名の人物がみられるが、これを同一人物と考えると、総勢十三名になる。

(29) 同謡本は、現在のところ、甲州文庫(山梨県立博物館蔵)に「白楽天・熊野・采女・当麻・二人静」、「志賀・実盛・夕顔・誓願寺・天鼓」

「三輪・忠度・小原御幸・百万・善界」の三巻。鴻山文庫（法政大学能楽研究所蔵）に、「賀茂・田村・うき舟・蟬丸・とをる」、「芦刈・通盛・東北・かきつばた・唐船」「竹生嶋・西行桜・ばせを・富士太鼓・あたか」の三巻が確認できる。なお『鴻山文庫所蔵目録上』によれば、同書の組み合わせは内組E。

(30) 『勝沼古事記』は、勝沼村に天正後期頃から定住した坂本家が伝承するもので、天正十一年から慶応元年までの年録である。ただし、その記述には歴史的事実とはいいがたいものもふくまれるようで、長老の伝聞などを雑然と編み込まれた様相があるという（『勝沼町史料集成』参照）。

(31) 『勝沼町史料集成』九十四頁〜九十六頁。

(32) 上の奥書は以下のようなものである。

世間所流流布の書、甚多錯誤故所弄／之小子頗有或因斯当流直伝以秘／本悉改正之詳記拍子・位・色・当・落・持・清濁。口伝補加金春抜書舞始国分／作物世流布装束之品為当流拾遺大成者也。

(33) なお、最初の観世大夫公認本ともいえる『元和卯月本』の詞章と比較すると、若干異同がみとめられる。

(34) 飯田文彌氏「江戸後期甲斐における花道の展開と受容層」（『甲斐の成立と地方的展開』、平成元年、磯貝正義先生喜寿記念論文集刊行会編、角川書店）

(35) なお、甲州には、元章のパトロンともいえるべき田安武の所領があったことはすでに触れた。想像をふくらませるならば、渡辺勇七が田安領のもので、江戸から赴任した役人に田安卿のことや観世大夫の噂を聞きつけたという可能性もあろう。また、甲州勤番方の江戸の詰所は、弓町にあつたらしい。このことも、観世大夫と在甲州の渡辺勇七との接点を考える上

で、留意しておきたい。

(36) 『甲府市史』通史編第二巻、八四九頁。市史編さん囑託山田武雄氏の調査によるとして紹介されているが、とくに論文化はされていないと思われる。

(37) この追善興行ちらしは、山梨県立図書館のデジタルアーカイブで画像閲覧できる。

(38) 原文は漢文であるが、佐藤八郎氏『山梨県の漢字碑』（山梨日日新聞社出版、1998年）所収の書き下し文を引用した。

(39) もつとも、『大成武鑑』（出雲寺金吾版）には、日吉寿八の名がみられるが、同年代の別の出版元による『武鑑』（須原屋版）では、日吉寿八の名はみられない。また宝生座についてのみいえば、出雲寺版と須原版では、記載の役者名がさうとう異なり、どこまで信頼できる記述かどうかは、今後の改めて調査する必要があるように思われる。

(40) この道興の遊歴を記した紀行文が『廻国雑記』（群書類従第十八輯）で、甲州へは文明十九年正月頃に到着し各地を来訪している。

(41) 『甲府市史』（中世・通史編）四四七頁。

三章 明和改正謡本の改訂経緯

一節 明和本《冊子洗》をめぐる諸問題

―詞章・演出・改訂者―

はじめに

《草子洗小町》（明和本では外組に所収され、題目は《冊子洗》と表記される）は、明和本の中でも、特に著しく改竄された曲の一つとしてあげられることが多い。しかし、その改訂内容については、ワキである大伴黒主が悪者のように描かれているのを改めたということと、まったく異なる趣向にしてみましたという以外には、あまり言及されていないようである。本節ではその明和本《冊子洗》について、詞章改訂の詳細について検討する。また、《冊子洗》の演出の工夫が現在の上演にも影響を与えていることを述べ、最後に改訂者についても検討することにした。

なお、あらかじめ明和本以前の本来の《草子洗小町》の内容を紹介しておく、大友黒主（ワキ）が、明日の歌合の相手である小野小町は歌の上手でとてもかなわないと思ひ、密かに小町の歌を盗み聞く。その歌を万葉集の草子に書き込んだうえ、歌合の場で、小町の歌は古歌の盗用であるとうったえ、小町を陥れようとする。しかし、小町は草子の墨付きがおかしいこと

に気付き、草子を洗うと書き入れた歌は消えてしまう。はかりごとが露頭したため黒主は自害しようとするが、帝の宣旨でその場は治まり、小町は舞を舞って和歌の道を寿ぐ、というあらすじである。

一 黒主像と小町像の改訂

大和田建樹氏は明和本の一例として《冊子洗》を取り上げ、改訂内容を簡潔に述べつつ、明和本全般にわたる改訂傾向を以下のようにまとめている⁽¹⁾。

従来の草子洗には大伴黒主を悪人の如く作れるを嫌いて、かの万葉集に入筆せしは全く一時の戯れなれば、実は小町が歌なる事を裏書して、洗ひたる後に頭はさんとの意に作り直したる類もあり。そもく、此明和の頃は恰も国学の興りたり時にて、万葉調の古文流行し古実考証の学問争ひ開けたる折なれば、其風潮が謡曲をも刺激せしものならん。

大和田氏の指摘のように、明和本《冊子洗》では、小野小町に歌合で勝ちたいという黒主の動機に大きな改訂を施している

ので、まずはこの点について検討していきたい。具体的にどのような改訂されているかという点、物語の冒頭（前場）でこれから黒主が小町の歌を盗み聞きしようと思うと言う場面で、明和本ではその理由を、

かきの外に立ずミよく聞取、其歌によりてまさらん歌を案ぜばやと存候。

と、小町の歌より優れた歌を考えるためと、当初はまったく小町をおとしめる計略がなかったことにしている。そして、小町の歌を盗み聞いた後は、黒主はこれはいよいよよかなわなれない、

さりとして唯にまけ候はんも餘りに本意なく候へバ、彼歌を万葉集に書入、古歌なりと申なし、右がたに勝樂を奏して後、真をあかし御興になさばやと思ひ候。

というセリフを言う。すなわち、明和本では、これは小町には勝てそうにはないが、ただ負けるのもくやしきというので、とりあえず明日の歌合では小町の詠じた歌は古歌であるとの偽りの言をなし、勝を得たあかつきにすべてを明かして余興にしようという、全く新たな設定に改訂しているのである。そしてこの改訂をうけて後場では、小町が草子を洗ったところ黒主が書入れた小町の歌は消えるという設定はそのままに、ここでさら

にその草子の裏を見ると、「此歌まことは、小町が読みしかど、垣の外面に立ち聞し、古歌なりと申しなし、勝樂終て明かすなり」と種明かしが書かれているというように改訂する。これらの改訂は、本来の《草子洗小町》にはまったく描かれていない設定で、何としても歌合に勝つために小町をおとしめようとする悪漢である本来の《草子洗小町》の黒主像が、《冊子洗》では小町への悪口もいわず、悪人像はかなり緩和されている。なによりも、後で古歌ではないことを明かそうというのであるから、歌合でのしやれた余興に興じる風雅人に描かれているといえよう。

このような黒主像の改訂だけでなく、明和本《冊子洗》ではシテの小野小町の描き方にもある特徴が見られる。まず、本来の《草子洗小町》の小町は、黒主の悪行を見抜き、それを追求する強さをもっている。例えば、貫之をはじめ王（帝）も小町に疑いの目を向けるなか、小町は黒主に古歌というのは「古今万葉の勅選にて候ふか。又は家の集にてあるやらん」と問いただす。黒主が万葉集にあると言うと、小町は黒主と激しい言葉争いを繰り広げ、自分の潔白を主張する。さらに草子の墨付きが他と違うことに気付くのも小町自身である。ところが、明和本《冊子洗》では、黒主に古歌という証拠を見せろと問うのは、歌合の判者である紀貫之（ワキ）である。このとき小町は反論もできずに、証拠として出された万葉集を前に、「あやにかしこき大御前」で古歌を吟じたと疑われたことを恥じつつ、

南無玉津嶋の大神も、ふる歌しらでよみでつる事、あきらめてたび給へと、心のうちにいのるにも、先たつものハ泪なり。

とただ涙にくれるのである。その後も小町は涙を流すだけで、書入れであることに気付くのは、本来の《草子洗小町》のように小町本人ではなく、草子を手にとった王（帝）に改訂している。すなわち、明和本では、王（帝）が小町の涙でにじんだ文字を見て、草子を洗うようとの論言を下す。このように明和本では、大幅な改訂によって、黒主像とともに小町像の描かれ方も本来の《草子洗小町》とは大きく異なるものになっている。

このように黒主像と小町像を改訂した理由として、この能の見せ場の一つとも言える小町と黒主による激しい問答の場面がそっくり削除されているところをも勘案すると、次に述べるように、もともとの《草子洗小町》の根底にあるとされる古今序による解釈が、改訂当時の国学思想に反するということが、これらの改訂の一因ではないかと考えられる。

二 国学思想による改訂

― 「古今序」と歌合の故実 ―

本来の《草子洗小町》は、古今序の世界と関係が深いといわ

れているが、そのことを端的にあらわす箇所は、小町と黒主が激しい言葉争いをする場面で、黒主が小町に「衣通姫の流なれば、憐む歌にて強からねば、古歌を盗むは道理なり」と言い、それに対して小町が「御事は古の猿丸太夫の流れ、それは猿猴の名を以って、我名をよそに立てんとや。正しくそれは古歌ならず」と反論するところである。つまり、この説は紀貫之による古今序における小町の評に、「小野の小町は古のそとおりひめの流也」「つよからぬは女の歌なれば成るべし」（「仮名序」）とあり、黒主については、「大伴のくろぬしはそのさまいやし」（「仮名序」）、「大伴黒主之歌、古猿丸太夫流也」（「真名序」）とあるのに拠っていると考えられるのである⁽³⁾。

ところが、明和本のころの古今序の理解はことなる展開をみせている。たとえば、賀茂真淵は『古今集序表考』（明和二年刊）において、

考ふるに、小町はてふ次に、「いにしへの衣通姫の流れなり」といひ、末に「つよからぬは女の歌なれば成るべし」といへる此二言も後に加えしもの也。

と述べ、古今序による小町評は後世に改竄されたもので、この評の信憑性はないと主張している。また、大伴黒主評についても、「そのさまいやし」と考えるのは紀貫之の好みの問題であるとも述べている。つまり、明和の改正に多大な影響を与えている真淵ら国学者の立場からすると、《草子洗小町》にみられ

る古今序に依拠する詞章は、改められるべき箇所だったと考えられる。

このような国学的な見地による改訂と思われる箇所は、このほかに後場の歌合の描写への改訂にも指摘できる。

後場は、「次第／＼めでたき御代の歌合、く、詠じて君を仰がん」という謡から始まり（この次第は明和本も同じ）、清涼殿を舞台として、帝、紀貫之、河内躬恒、壬生忠岑といった有名歌人が一同に会し、そのほか女流歌人とおぼしき歴々が列座する晴れがましい内裏歌合が舞台である。しかし、本来の《草子洗小町》では、この場に歌聖と称された人丸と赤人の御影を懸け、諸人が短冊を捧げて歌合の開始を告げる宣旨を待っていると（サシ）で謡われる。このように歌合の際に、人丸の御影を掲げ和歌を献じるのは、「人丸影供」という小町の時代よりさらに後世（鎌倉時代ころ）成立した形式の歌合であり、登場する歌人の時代や、内裏という場所を考慮するならばあまりふさわしい設定ではない⁽³⁾。

明和本では、この歌合の場を描写する（サシ）を次のように改訂する（傍線が改訂箇所）。

貫之^{サシ}「時しもころハ卯月なかバ、御几帳までもさわやかに

地「清く涼しき廣びさし

貫之「額の間の北南に、左右のすはまをかき立れば

上同「左の方ハむらさきの、く、匂もふかき藤がさね、右の方ハきよらなる、卯の花がさねかた別て、装束着立し宮人の、すそをつらねて並居しは、実めづらしきけしきかなく

明和本ではこのあと、王（帝）が「いかに貫之」と判者である貫之（ツレ）に呼びかけ、歌合がはじまる。そして、小町の歌が披露されるのであるが、ここまでの流れは本来の《草子洗小町》よりも大幅に詞章が短くなっており、内容も宮中での歌合の様子を描写する詞章に改訂されている。実はこの改訂詞章に描写される歌合の形式は、故実として内裏での歌合の規範となつた、天徳四年（九六四）三月二十日内裏歌合の形に則つたものと思われる。すなわち、『天徳四年内裡歌合』（群書類聚第十二輯）が伝えるその形式は次のようなものである。なお、適宜漢字を宛て、濁点を補つた。

その日（注・歌合の日）になりて、清涼殿の西表の御簾一間あけさせ給ひて、後涼殿の渡殿に御座し寄り、南には左の人候ふ。北には右の人候ふ。（…略…）左の方は内侍の介、赤色に桜重ねの唐衣、薄物の摺裳。（…略…）右は、青色に青き裳は、おなじ紫のすそこなり。（…略…）まづ右のを奉る。すはまは沈を山にて作りて…髻髪^{ウツナイ}四人、青色に柳重ねにて、北の方よりかきたつ。左の歌、黄昏時に奉る。そのすはまは

沈の山、…髻髪^{ウツナイ}六人、赤色に桜重ね着て、南の方より御前に
かきたつ。かすさしのすはま南の際に置く

このように内裏での歌合では、歌を披露し合うだけでなく、「すはま」という種々の景物を設けた飾り物の台を披露するということが行われていた。明和本《冊子洗》では、その形式通りに歌合の記述を改訂している。また、右では引用していないが、『天徳四年内裡歌合』によると、歌合の終りには、勝った方から楽を奏するとある。これも明和本の《冊子洗》では、黒主がその悪事を「右がたに勝樂を奏して後」に真をあかすとしており、歌合の最後に楽を奏するという内裏の故実に乗っ取った歌合の場を想定していることが知れる。右の『天徳四年内裡歌合』の引用で特に注目したいのは、「すはま」を運ぶさまを「かきたつ」と表現しているところや、左右のすはまが北と南にそれぞれ置かれていたことが、先ほど引用した明和本の表現と一致する点である（二重傍線部）。装束の重ねを説明している点も同様である。つまり、明和本の改訂に『天徳四年内裡歌合』が参考にされた可能性は高いといえよう。

ところで、このような故実に関する研究は、明和本の刊行を発案したと考えられる田安宗武が、特に力を入れていたものである。また、宗武の和学御用である賀茂真淵の前に田安家に仕えていた荷田在満は、幕命で京の御所に赴き大嘗会の儀式次第を研究をしたことが著名である。《冊子洗》には、このような田安家における故実に対する関心の高さが影響をおよぼしてい

る可能性があるろう。

具体的に、田安宗武の著述から《冊子洗》の改訂と関連する点も指摘できる。すなわち、田安宗武は、歌合が歌道の廃れた原因であると公言していることである。これは、荷田在磨の『国歌八論』（寛保二年「一七四二」）に対して宗武が反論を示した論『歌をたしなむの論』（『国家八論余言』）では、

歌合といふもの出来しより、いよいよ人に勝たん事を思ひ
いどむほどに、なほいみじくつたなくなりぬ。

と述べ、『準則論—歌の道盛んなる世と廃れたる世とをわきま
ふる論—』（『国家八論余言』）では、

また、歌の道大いに廃れに^しは、歌合といふもの出来しよ
りなり。それ歌は、喜び、怒り、悲しみ、楽しみなどのほ
どほどにつけて、その心を遣るものにて、人の心の和らげ
にとなすものを、いかにぞや、かたみに詠み出でてものす
なる、いと浅ましきわざなりかし

などと、述べているのが顕著な例である。なお、賀茂真淵もこの宗武の説にたいして「かくまでめでたき論をうけたまはり
べらず」と大いに賛同の意を表している（『国家論臆説』）。宗
武は宝暦十三年（一七六三）春に賀茂真淵の新居で行われた梅
合の会（万葉の装束を付け、すはまを陳列していた）に参加し

たが、このときの歌合は、歌のよしあしを競う形式で行われなかった。これも、歌合を批判する宗武や真淵の信条が反映されていると考えられよう。そのような歌合に対する認識が、《冊子洗》において黒主を悪人としなかった一つの要因だったのではないかと思われるのである。明和本《冊子洗》では、企みが露顕した黒主に、王（帝）が、「かゝるきそひのたはむれにハ、たがひにはかるハ常なれど、勝たる後に其実を、あかさんとせし心こそ、たぐひまれなるみやびなれ」と、黒主に罪はないと述べる詞章がある。ここでは、歌合は「きそひのたはむれ」と表現されているが、このように歌合を真剣な競いの場ではなく「戯れ」とするのは、田安宗武らによる歌合批判の反映であり、黒主や小町が激しく勝ち負けを争う本来の《草子洗小町》は、改訂されるべき内容と考えられたのではないだろうか。

三 戯曲としての《冊子洗》

このようにみえてくると、明和本《冊子洗》は田安宗武や賀茂真淵の思想ときわめて近い立場で改訂がなされているといえる。このほかにも、当時の古学隆盛の流れをうけた改訂と思われる箇所が指摘できる。たとえば、小町が草子を洗う場面では、「洗う」という語を多数織り込んで種々の歌枕が詠まれる。この「洗わずくし」ともいうべき場面であるが、明和本では「洗う」と

いう語を多用する趣向は変えていないが、詞章はほぼ別のものに改訂されている。その改訂詞章をみると、万葉歌をそのまま引用するか、万葉語を含む詞章が多い。また、キリの舞も「和歌の道」を寿ぐのではなく、「神風つたふる皇御国」を寿ぐために改訂するといった尊皇思想がみえるなど、《冊子洗》の改訂は、当時隆盛していた国学思想の投影を指摘できる箇所が多い。

しかし、そのような改訂がみられる《冊子洗》であるが、最大の特徴は、ほとんど原型を留めていないといっても過言ではないほど、まったくあたらしい詞章に作り替えられている箇所が多いということである。たとえば、前場で小町が明日の歌合の歌を思案する場面では、

詞「さても明日大内にて、御歌合有べきとて、小町があいて
にハ黒主を御定め候程に、歌をよまはやと思ひ候。小町にハ、
水辺の草といふ題を給りたり。面白や水辺の草といふ題に浮
みて候ふはいかに。『まかなくに何を種とて浮草…（略）

と、登場後の状況説明のセリフが終るとすぐに歌が浮かぶという本来の《草子洗小町》に比べて、明和本では、

シテ女サシ「時わかずふれる雪かと思見る迄に、垣もたはゝに
うのはなの、咲こぼれつゝ池水に、影をうつせばさざら浪、
白うきよらにうき草の、色さえはへて面白や。こハおのづ

から明日の御歌合の題にて候ぞや。

四 演出

と、雪景色を眺めるうちに「まかなくになにをたねとてうき草の。浪のうねくおひしげるらん」の歌が思い浮かぶという経過を表現している。黒主の計略が露見し、王（帝）の勅諭により円満に解決するというクライマックスも、大筋は変わらないものの、本来の《草子洗小町》とは、詞章がすべて改訂されているだけでなく謡のパートも構成もまったく異なる。それは、本論の一章一節でふれたように、元和卯月本を底本にしたと考えられる曲が、極力、字数（謡の節）を変えないように改訂しているのは対極にある改訂態度といえる。ほかにも、本来の《草子洗小町》では、小町自身が草子の墨付がほかと違うことに気付くところを、小町の涙で墨がにじんだことで書入れであることに気付くという、やや叙情的な設定に改訂している点も留意しておきたい。

明和本《冊子洗》は、故実・国学研究の知識によって改訂がなされているが、部分的な訂正にとどまらず自由な発想で創作されており、改訂というよりは翻案というほうがふさわしい。このような改訂は、《采女》の改訂などにみられる主題の統一を目的とした大改訂や、多くの曲に認められる上演時間の短縮と言った形式的な理由からなる大幅改訂とはまた別の趣のものと位置付けることができるように思われる。

明和本《冊子洗》の演出の工夫に関しては、その全体像を知る資料がほとんどない⁴⁾。しかし、明和の改正の痕跡が少なからず認められる『乱舞能附』（宮内庁書陵部蔵）の《冊子洗》の型付には、前場のシテ登場に関して頭注の形で、

改 太夫、大小アシライ出。一ノ松ニテ謡。大小送込ナシ。
右ノ方吉。

との書き込みがある。「改」とあるのが「明和の改正」の意味で、これが明和の改正によって新たに工夫された演出であることは確実である。『乱舞能附』に通常の型として記載されているシテの登場は、

初二何事ナク出、笛ノ上ニテ床机ニ掛ル。佐出、名乗テ、俳
ニ云付テクツロク。

というものである。つまり、通常はまずシテが何事もなく橋掛りから登場して舞台に入り、床机に掛けて待機する。続いてワキの黒主とアイの従者（俳^{ヲカシ}）が登場して名乗り、ワキがくつろぐと、シテが歌合の歌を思案して吟じる。このあと、ワキが小

町の歌を盗み聞きする場面となる。

これに対して改正の型では、シテは舞台まで入らず、橋掛かりの一の松で止まり謡い出す。ワキの動きについての記述はないが、《冊子洗》の詞章はワキの名乗りから始まるのであるから、改正の型ではまずワキとアイが出、一通りの詞が終ってから、大小アシライがあつて、シテの登場となったと考えられる。この方法だと、シテがワキとアイの掛け合いの間、舞台上で待機している不自然さがなく、いかにも住居で歌を案じているさまになる。実はこの改正の型は、現在の観世流の型とほぼ同じである。現行観世流の型を、『観世』（四六―五）「特集・草子洗小町 形付」からみてみよう。

囃方万座着クト、名乗笛ニテワキ狂言ヲ従へ出、名宣リ、両人後見座ニクツログ。

会釈の囃子ニテシテ出、三ノ松ニテ正ウケ。謡。

これによると現在の観世流では、まずワキとアイが登場する。シテはワキとアイが後見座にくつろいでから、アシライで登場する。シテが橋掛かりで止まる位置は、改正の型では一の松で、現行では三の松という違いはあるが、ほぼ同じ演出といえる。これに対して、シテが最初に舞台に出る型は、現在の宝生流の型と同じである。《草子洗小町》が江戸時代前半ころから主に宝生流によって演じられていたことに鑑みると、このほうが古形と考えてよいだろう^①。つまり、現在観世流で演じられてい

るシテが橋掛りで謡う形は、明和の改正の型で、明和本廃止後もその演出がそのまま伝えられたものと考えられる。ただし、明和以後の観世流の型付で、明和の改正の影響が薄いとされる『瀧雪月花』（宮内庁書陵部蔵）には、シテが最初に出る型が通常の型として記されているから、現在のように明和の型に統一されたのはごく近年である可能性が高い。

また、シテの面について、観世清廉氏は雑誌「能楽」（第三卷十一号）の「草子洗に就いて」と題した談話において、

…面は小面であります、又若女といふも使ひます、此若女といふは元章の作で二十歳計りの女に見えます。

と、《草子洗小町》で元章作の若女の面を着ける場合もあると述べている。明和本が行なわれていた時代の『面衣裳附』（法政大学野上記念能楽研究所蔵）では、シテは「深女、白妙、若女、小面の類」とあつて、面については特に若女を指定しているわけではないが、二十ばかりの女に見える若女の面は、改正された《冊子洗》における薄幸の小町像と重なるよう興味深い。なお、『面衣裳附』でしめされる面のうち、「白妙」について、これが田安宗武好みの面であることは本論文の二章一節で述べた通りである。

五 改訂者

最後に、明和本の《冊子洗》の改訂に関して、『謡曲改正草案幀』（国会図書館蔵）に収められている加藤枝直による書簡草案のなかに、『草子洗小町』について、具体的に改訂すべき箇所を指摘したものがあるので、その文を引用して検討してみたい。

《草子洗小町》の事、被仰聞候に付、一遍見申候処、殊の外埒もなきものに御座候。全体作りかへ候ハゞ格別、直し可申所も無御座候。「歌の源を尋るに聖徳太子」など、申所より歌御会の所、一向訳もなき義に御座候。『古今集』は小町より百年も後に出来候ものにて時代ちがひ、『万葉集』は外の如くに季を順に書きたる集にては無之候所、「始は立春の題なれば」など一つも直し候所も無之ものにて御座候。

これによると、枝直は、『草紙洗小町』を一見したところまったく埒もない能なので、直すなら全体を作り変えるべきであると述べている。これまでみてきたように、明和本《冊子洗》は曲の趣向をも変える大幅な改訂がなされているから、結果的には枝直の指摘通りの改訂がなされることになろう。

ここで問題になるのは、『草子洗小町』の改訂者である。こ

れまで検討してきたように、明和本《冊子洗》には田安宗武や賀茂真淵の主張と重なる国学的見地による改訂が多々見られる。加藤枝直は、真淵の友人であり、その研究を有る程度理解していたと思われる、改訂者としてはふさわしい人物に思われる。しかし、『謡曲改正草案幀』には、『草子洗小町』を含め十九曲に関する加藤枝直の改訂案が記されているが、これらを検討された水谷泰二氏は、それらの改訂案は「誤字・訛伝・故事出典・敬語の訂正に止まっており、極めて末梢的なもの」で、枝直の案はあまり投影されずに、明和本は刊行されたと結論付けされている⁽⁶⁾。ところが、『草子洗小町』に関しては、『謡曲改正草案幀』を最初に紹介された関根正直氏が、

今、改正本の草子洗と、流布本のそれとを比較対照するに、文章趣向とも、全く別物にて、正誤にても添削にてもあらぬ上に、枝直の自筆の原稿さへあれば、この改作も枝直の手に成りし事明らかなり。（此の原稿は先年余の手に入りて秘蔵す）

と、述べており、『草子洗小町』に関する枝直の自筆草案の存在を示して同曲が加藤枝直の手になるものであるとされているのである⁽⁷⁾。末尾の注記には、その草案は関根氏の所蔵するものとなったとあり、『関根文庫目録』（『せきね文庫』第一期別冊一）をみると、「謡文草子洗改作稿（賀茂真淵 著書自筆本）」とあるのが認められる。この目録では賀茂真淵著となっている

が、右の引用論文や、関根氏の著書『史話俗談』では、やはり『草子洗』の草稿が加藤枝直のものとして紹介されているので、目録をまとめるのに際しての誤りかと思われる⁽⁸⁾。この草稿の現在の所蔵であるが、目録によれば松廼舎文庫へ移されたようである。しかし、松廼舎文庫は関東大震災で大半が焼けてしまったので、この草稿も現在は存在しない可能性が高く、その具体的な内容がどのようなものかは知りえない。しかし、枝直筆による『草子洗小町』の原稿が存在していたとすれば、『草子洗小町』について加藤枝直の関与を水谷氏のように考えることはできないように思われる。また、水谷氏は、枝直の改訂案が明和本にどの程度生かされているのかを調査され、全改訂案一〇五箇所のうちほぼ半数の五十六箇所が不採用になっているとデータを出されているが、これは十九曲を一括しての結論であり、実際は曲によっては大半が採用されているものもある。つまり、曲によって枝直の関与には差があったと考えられるのである。また、『謡曲改正草案』の記事は具体的な改訂案が記されているものと、この『草子洗小町』のように従来の詞章についての意見が記されていて具体的な案が示されていないものが混在している。また、水谷氏のご指摘のように従来の詞章に対する改訂案が記されている場合と、すでに改訂された詞章（明和本と同じ）に対する新たな改訂案が記されている場合も混在する。つまり、『謡曲改正草案』は、明和の改正についての作業の進行状況が反映されているのであるが、この点については、次節にてくわしく検討することにした。ともあれ、

枝直が主張する『草紙洗小町』は全体を作り変えなければならぬという意見が一つの指標となって、曲の趣向すら変更する大幅な改訂へとなったことは、ほぼ間違いないといえよう。

むすび

『享保六年書上』によると、『草子洗小町』は宝生流が上演曲にしているが、観世流の正式な所演曲にはなっていない。しかし、元禄頃から観世流の版行謡本に外組としてほぼ『草子洗』が所収されている。また、江戸城における演能記録である『触流し御能組』（享保六年〜文久二年）をみると、元文二年（一七三七）三月朔日、元文三年二月十九日、寛保二年（一七四二）五月廿七日に、時の観世大夫清親（十四代、元章の父が『草子洗』を演じている例が確認でき、観世流の上演レパートリーにあったと思われる。これが書上ないものの『冊子洗』が、明和本に収録された理由であろう。

ところで、観世清廉氏は前掲「草子洗に就いて」において、草子洗は歌合せの席に出る人々の時代も違っており、大伴の黒主を悪人扱いするのは不当だといふので、明和年度に元章が改正を試みましたが、其の改正本全体に就いて御裁可を得なかつたものでしたから行われませなんだが（以下略）

と、述べておられる。この談話によると明和本による演能自体がなかったということになるが、観世文庫には明和本の詞章による《敦盛》《景清》《善知鳥》（明和二年二月二十一日、江戸城奥御能）をみた田安宗武が褒め詞を記した書付が残されており、やはり明和本施行期の観世流の演能では明和本を使用していたと考えられる。しかし《冊子洗》に関しては、『触流し御能組』をみると、明和本が行われていた明和二年（一七六五）〜安永三年（一七七四）の間、《草子洗小町》は上演されていない。厳密に言くと、寛保二年（一七四二）五月廿七日の西丸御能で観世大夫（十四代清親）が演じてから、安永七年（一七七八）九月七日にやはり西丸御能における観世大夫（十七代清尚）まで上演されていないのである。つまり、明和本を刊行した十五代観世大夫元章による《冊子洗》は、公儀では上演されなかったらしい。たまたま上演曲としてあがらなかった可能性もあるのだが、『触流し御能組』にみられる《草紙洗小町》の上演記録全二十三回のうち、多くは二〜四年のペースで演じられている。上演のない期間は長くても十五年が最長であり、この明和本施行期間に重なる時期の三十六年間の空白は少し異様に思える。

これまで見てきたように、明和本《冊子洗》は詞章を大幅に改めてしまったため、当然節付けに関しても従来のものが使えないところが多い。そうなると囃方をはじめ、登場人物の多い《草子洗小町》では、改訂による影響を受ける人が甚大であっ

ただろう。このような理由から《冊子洗》の上演が避けられた可能性もある。つまり、明和本における大幅な改訂が一時的に《草子洗小町》を遠い曲にしまったと考えられるのである。

注

※ 《草子洗小町》の曲名に関しては、現在では観世流、金剛流が《草子洗小町》、宝生流が《草子洗》、金春流が《双紙洗》と表記される。早稲田大学蔵『明和本元章手摺本』には、明和本二百十番の曲目録に元章の自筆と思われる筆で作者名等の注が書き加えられているが、《冊子洗》の項には「清次作 俗草子洗小町、無太鼓」とある。つまり、元章は《草子洗小町》が俗称であると考えているのであるが、本論文では明和本以前を《草子洗小町》、明和本で改訂されたものを表記の通り《冊子洗》で統一した。

(1) 大和田建樹氏『謡曲詳解』（博文堂、明治四十年）
 (2) 小田幸子氏「作品研究『草紙洗小町』」（『観世』四六―五号、昭和五十四年五月）、馬場あき子氏「能と歌（十）「草子洗小町」（『観世』六十七―一号、平成十二年一月）など。

(3) 「人丸供影」については、峯岸義秋氏『歌合の研究』(三省堂出版、昭和二十九年)を参照。同書六〇〇、六〇四頁には『草子洗小町』について言及がある。

(4) 前掲『観世』(四六―五)二四頁に「観世流作り物図譜」(江戸末期?写本)の『草子洗小町』の現在の作り物とは少し異なる文台の図が記載されているが、この作り物は『観世元章相伝面衣裳附』の記事と一致することから、明和の改正の際に考案されたものと考えられる。また「観世流作り物図譜」が明和の改正の作り物図であることは、天野文雄氏「芸能と伝承―作り物にみる観世大夫元章の演出改革とその影響―」(『日本の伝承文学』六巻、平成十一年、三弥井書店)で紹介されている。

(5) 前掲小田幸子氏「作品研究『草子洗小町』」によると、『草紙洗小町』の上演は、江戸初期においては謡本が伝

存するだけで上演はなかったようで、元禄期頃から稀曲好みの将軍綱吉の周辺で上演がみられるようになる。また、元禄頃の記録をはじめ、褒章流の関係者による演能が活発であり、『草紙洗小町』は宝生流とも関係の深い曲であった、と考察されている。

(6) 水谷泰二氏「明和改正謡本の改訂参画者―特に加藤枝直の位置について―」(『国語と国文学』昭和三十三年五月)

(7) 関根正直氏「明和改訂の謡本について」(『帝国文学』、明和三十六年四月)

(8) 関根正直氏『史話俗談』「立志伝中の加藤枝直」(大正九年、国民図書)。なお同氏の『からすかご』(昭和二年、六合館)にも同じ文章が所収されている。

二節 加藤枝直と明和改正謡本 ―謡曲改正草案幀の再検討から―

はじめに

明和本の刊行に関して、ある程度具体的な経緯をしめしている資料に『謡曲改正草案幀』（国会図書館蔵）がある。同書は南町奉行所の組与力であり、国学者、歌人でもあった加藤枝直（元禄五年「二六九二」→天明五年「二七八五」）が謡本の詞章改訂の案を記したメモの断片を集めたもので、関根正直氏の「明和改訂の謡本について」（『帝国文学』明治三十六年四月）において紹介された。この『謡曲改正草案幀』には、枝直の曾孫である加藤千年（生年不詳→文久三年「二八六三」）による序文が付されており、そこには明和本刊行は、まず田安宗武が能の詞章の改訂を思い立って自身の和学御用である賀茂真淵に命じ、さらに真淵が加藤枝直に改訂を諮ったという経緯が記されている。これが、『二百十番謡目録』の序に元章が記した謡曲改訂の経緯とはまったく別の内容だが、改訂作業の実情を示すものとして注目されたのである¹⁾。

その後、『謡曲改正草案幀』については、昭和三十二年に水谷泰二氏が明和本の詞章と対照して、枝直の提示した改訂案の採用率は低く、内容も「枝葉末梢的な」ものばかりで、「その

比重は非常に軽い」と結論付けられた²⁾。この論考で水谷氏は、明和の謡曲改訂の中心は元章自身であるとも指摘されたが、これはその後の観世宗家所蔵文書の調査において、元章による改訂を示す資料が発見されるなど、元章の側からの明和本成立の事情が解明されていくなかで、いわば通説となったといえよう。ほかにも水谷氏は、明和本の改訂に数回の段階があり、『謡曲改正草案幀』は少なくとも第二回以後の改訂にさいしての草案であるとも指摘されているが、このことはあまり注目されていないようである。この指摘は明和本刊行にさいしての改訂経緯について具体的に言及した点で高く評価されてよい。

このように、『謡曲改正草案幀』は明和本刊行の具体的な経緯をうかがいうる資料といえるが、水谷氏の論文以後ほとんど検討されていない。また、その水谷氏の考察も、その後の明和本研究の成果をふまえると、訂正されるべき箇所もあると思われる。本論文三章一節においても、『冊子洗』の改訂に加藤枝直がかかわっていたと考えられることを述べたが、ここでは、明和本の研究状況の変化もふまえつつ、『謡曲改正草案幀』に記された枝直の改訂案について再吟味してみたい。もちろん、それは明和本の改訂に加藤枝直がどのような関与をしたかという検討でもある。

一 『謡曲改正草案幀』の序文

―明和本の改訂参画者をめぐって―

『謡曲改正草案幀』は、現在国会図書館に所蔵されており、その目録には「改正本謡曲草案。加藤枝直草書。加藤千年編著。一軸」と記載されている⁽³⁾。この資料の性質は、冒頭に記された序文から知ることができる。この序文は、本論文ではすでに何度か引用しているものであるが、あらためて全文を示そう。

故重相田安源公諱、嘗て謡曲譜本の謬誤多きを憂給ひて、侍臣岡部衛士真淵に命して、悉く之を改竄せしめ給ひき。衛士我が曾祖枝直考に詢りて其訛舛を訂正し、勉て理順に詞雅ならしむ。且新に梅枝一番を作て増加し、通計二百有十番となし、更て定本とす。茲に明和二年乙酉四月端五、觀世左近元章開雕して世に施行す。其本、一時伝播せしかど、幾何もなく廃棄して、当今は其旧に復し、一に俗譜に従へりとぞ。教坊の不文勝て痛歎すべけんや。固て予家右の校本一部を挿架せり。又かの曾祖考の記し考へて、左近に付与せられたる事條の草底數十通、敗簾中に在りしを、今茲盛夏曝書の日、偶被索し得たり。此其零残と雖、祖先の手澤猶存を以て、思慕の情を慰するに足べし。故に頃小幀一卷を装し、其片簡尺楮を収め、粘綴して終に一目に聚

めしめ、永く散逸の患に備ふと云爾。天保乙未六年 加藤千年謹記

この序文が記されたのは末尾にあるとおり、天保六年（一八三五）、序文の筆者加藤千年は枝直の曾孫である。ここではまず、田安宗武から賀茂真淵へ、真淵から枝直へと改訂作業が依頼された旨が記され、その後、新才能《梅》《梅枝》とあるのは誤り）を加えて計二百十番とし、元章が刊行したこと、一時は「伝播」したが、すぐに旧に復したことが述べられる。いうまでもなくこれは、安永三年に元章が没した直後に明和本が廃止され、明和本以前に使用されていた謡本（正徳弥生本）に切り替わった事実と符合する。また、ここで千年が明和本廃止後に復活した旧来の謡本を「俗譜」「教坊の不文」と表現しているところも興味深い。これは先祖の業績を美化するための誇張もあるが、やはり改訂に参画した枝直の曾孫からすれば、従来謡本は誤りが多く、改訂によって「理順に詞雅ならしめ」と認識するのは当然であろう。あるいは、枝直がそのような意識で謡本改訂に参画していたことが、加藤家に言い伝えられていたのかもしれない。序文ではその後、刊行された明和本が千年の家に蔵されていることが記されている（この加藤家蔵の明和本については、本節【補説】を参照されたい）。

次いで、序文ではこの草案が発見され、草案幀としてまとめられた経緯が記される。加藤枝直（「かの曾祖考」）が考えた改訂案を、觀世元章（「左近」）に送るための草稿が数十通、敗簾

の中にあるのが偶然発見され、先祖の貴重な直筆なので散逸しないように貼り合わせ、一つの幀にしたという。ここには、この草案が「左近」、すなわち観世元章に送られた改訂案の草案である旨が記されているが、草案には元章に送られたことをしめす記述はみられない。これが千年の推測なのか、実際に枝直が元章と直接交流があったことが言い伝えられていたものかは明らかではないが、そのいずれにせよ、枝直と元章の関係を示唆する点で注目すべき記事であろう。

この『謡曲改正草案幀』についてのこれまでの研究は、前述のとおり関根正直氏と水谷泰二氏によるものがあるが、両氏の見解は明和本刊行のための改訂の経緯や、その参画者についての理解に大きな影響を及ぼしたと言ってよいだろう。両氏の見解を詳細に見ていこう。

まず、『謡曲改正草案幀』を最初に紹介された関根正直氏の論考「明和改訂の謡本について」(『帝国文学』、明治三十六年四月)の時点での明和本改訂の参画者に関する認識は、「此の改正を企図せられしは、田安侯なりし事、世の知る所」であり、「此の字句の改訂を担当せられしは、当時国学の大家たりし賀茂真淵翁なりし由も、世に伝たふるまゝ誰れもしか信じて疑はざりし」というものだった。しかし、関根氏は『謡曲改正草案幀』の序文をうけて、その当時の通説を否定し、真淵は「片田舎」に生まれた人で「謡曲の趣味などは皆無」だが、「うたひ好き」である枝直は謡曲の改訂には適任であるとした。つまり、関根氏は明言していないが、『謡曲改正草案幀』をもって、明

和本の詞章改訂は枝直によるものと考え、明和本に収められた新才能《梅》も枝直の作であるとされたのである⁽⁴⁾。

それに対し、『謡曲改正草案幀』の枝直の改訂案について、具体的に明和本の詞章と対照した水谷泰二氏の見解は、関根氏とは異なり、枝直は明和本刊行にほとんど関与していないというものであった。水谷氏によれば、『謡曲改正草案幀』は第二次の改訂の際に記されたもので、枝直は第一次の改訂には関係していないという。また、『謡曲改正草案幀』は最終段階の改訂でもなく、明和本の改訂詞章に比べると枝直の改訂案は「枝葉末梢的なもの」ばかりで、「採用度も極めて低く、その比重は非常に軽いもの」であると結論を下された。そして、明和の改訂の中心者は観世元章で、宗武や真淵とあいはかつて第一次の改訂で大部分の改訂をし、第二次の改訂で枝直に訂正もれも指摘してもらい、第三次改訂は元章自身によって大々的な改訂をおこなったとの経緯を推定された。

さらに水谷氏は、序文に記される田安宗武、賀茂真淵の関与については消極的な見解を示している。すなわち、田安宗武については、序文を記した加藤千年が「祖父の遺業を権威付ける為、田安侯を大きく担ぎ出したと見るべき」であるとし、その関与は「認可」「後援」程度であるとす。また、真淵については、真淵の書簡に「謡の文句改め候事は、拙者かまはず候。(中略)。かかる俗事はとてもかくても有べき物也。」とあることから、真淵は謡本改訂にはほとんど関与しなかったとされた。

右の水谷氏の見解は、明和本の改訂の経緯の解明に大きく寄

与するものと評価されるが、『謡曲改正草案幀』からうかがえる明和本の改訂経緯は水谷氏の推測とは別の推測も可能と思われる。そこで、以下では『謡曲改正草案幀』についてあらためて検討してみたい。

二 『謡曲改正草案幀』の引用詞章をめぐって(一)

―《竹生島》《姨捨》の事例を中心に―

『謡曲改正草案幀』で枝直の改訂案が記されている曲名と改訂案の数をあげると、《老松》5、《竹生島》7、《白楽天》1、《田村》6、《兼平》9、《千手》4、《卒都婆小町》3、《柏崎》10、《三輪》8、《東北》3、《難波》4、《采女》3、《雲雀山》9、《大原御幸》9、《玄上》29、《姨捨》10、《蟬丸》11、《接待》5である(《玄上》は改訂案が二つの紙片に分かれて記されている)。このほかに、枝直が何者かに宛てた書簡の草案があり、そこに《草子洗小町》《江口》《三井寺》《井筒》《白楽天》の改訂案もそれぞれ一箇所ずつみえ、合せて二十三曲、一四一の改訂案が残されていることになる。枝直の改訂案の記し方は、まず曲名をあげ、その後必要の詞章を引用して、次に「：ナルヘシ」という形で改訂案が記される(さらに、改訂する理由が記されている場合もある)。改訂案には推敲のあとがみられ、この紙片が草案であることを示している。なお、具体

的な改訂案は記されていないが、やはり枝直の筆による紙片で、《嵐山》《草子洗》《大仏供養》《江嶋》《石橋》《小鍛冶》《生田敦盛》《熊坂》《藍染川》《半葎》《木賊》《岩舟》《龍虎》《鉢木》《俊成忠度》《巴》《小督》《大江山》《鐘軌》《道成寺》《張良》《道明寺》《項羽》《舍利》《春榮》《谷行》《経盛》《雲雀山》《砧》《知章》《鉄輪》《金札》《盛久》の曲名のみが列記された紙片も挿入されている。これが明和の改正作業にどのようなかかわるのかは判断しがたいが、そこに記載された曲はすべて明和本所収の曲なので、なんらかの関係があることは確かだろう。また、これらの紙片の貼り合わせの順序になんらかの意図があるとは思えず、千年が発見した際の順序のまま貼付したと推測される。つまり、『謡曲改正草案幀』に示される改訂案は、序文にもあるとおり、偶然発見された紙片であり、これらがすべて同じ時期に記されたものとは限るまい。そのことは、これから検討する改訂案の内容からも言えるように思われる。

まず、これらの改訂案が、明和の改訂の第二次改訂段階のものであるとされた水谷氏の見解は前述のとおりだが、その根拠は枝直が引用している詞章について、「底本にしたのは観世流初の宗家認定刊本である元和卯月本だと論証できるが、その卯月本を一旦改訂した詞章を更に枝直が再訂せんとした箇所が割合に多い」というものである。その一例が、《竹生島》についての改訂案で、

此島に住んで信(つた)を敬(やま)ひ国を守る

君を敬ひナルベシ

と水谷氏がよむものである。右は、「此島に住んで信を敬ひ国を守る」という詞章のうち「信を敬ひ」を「君を敬ひ」と改訂すべきであると枝直が記したものだ、この箇所について水谷氏は、最初に引用された詞章が元和卯月本と異なることを指摘し、「この原文は明和本の本文」であるとした。また、《姥捨》においても、

そもや夜遊を慰めんとハ御身いかなる人やらん

そもや夜遊をなくさめんとハうれしき人の仰かなナルヘシ

とあるのをあげ、ここも元和卯月本には「そもや夜遊を慰めんとは。扱々御身ハ如何成人そ」と若干異なる詞章（太字）なので、この引用詞章は明和本の本文だと指摘する。つまり、「(元和)卯月本の本文を元章が第一回改訂に於て明和本の如くしたのを、枝直が再訂せんとした例」で第二次以降の改訂だとされたのである。

しかし、ここであらためて引用詞章を検討してみると、確かに、元和卯月本の《竹生島》では問題の箇所は「此島にすむて衆生を守る」で、草案に引かれている詞章とは異なっている。ところが、草案の枝直の字をみると、水谷氏が「信」と読まれた字は「臣」である。そこで元和卯月本ではなく明和本の直前に観世流で使用されていたとみられる正徳弥生本（口本）^⑥を

みると、当該の詞章は「此嶋にすむて臣を敬ひ国を守」とあり、枝直の引用詞章と同じである。このことは、水谷氏がもう一つの例としてあげておられる《姥捨》に關しても同様のことがいえ、元和卯月本では「御身」の前に「扱々」が入っているが、正徳弥生本では、「扱々」の入らない形、つまり草案の引用と同じ詞章がみえる。

このように、元和卯月本を底本とすれば、枝直は一度改訂された詞章をさらに改訂したことになるが、正徳弥生本（あるいは同じ系統の詞章をもつ版本）を底本にしたと考えれば、これはまだ改訂されていない詞章に対する改訂案ということになる（水谷氏の論が発表された時点では、明和本直前の観世流の詞章が正徳弥生本であることはいまだ知られていなかった）。

その他の《老松》《白楽天》《田村》《兼平》《千手》《卒都婆小町》《柏崎》《三輪》《東北》《難波》《采女》《関寺小町》《蟬丸》の引用詞章については、元和卯月本と正徳弥生本との間に異同がない。つまり、これらの曲も、まだ改訂されていない詞章を記している可能性が高い。以上から『謡曲改正草案幀』の改訂案はそのほとんどが、第二次の改訂段階のものではなく、第一次の段階のものと考えられよう。

三 『謡曲改正草案幀』の引用詞章をめぐって(二)

―《大原御幸》《玄上》の事例を中心に―

『謡曲改正草案幀』の改訂のほとんどが、まだ改訂されていない詞章に対する改訂と考えられることを枝直の引用詞章の底本の推定からみてきたが、以下に述べる《大原御幸》《玄上》については、必ずしもそうとはいえない現象が認められるので、まずその例を《大原御幸》の草案からみてみよう。

海にうかへともうしほなれはいんすいせす

うしほなれハのむ事なしナルヘシ。

平家物語にのむ事なしと有。いんすいせす聞にくゝ候

これは、《大原御幸》の後場の詞章に関する枝直の改訂案で、右の引用の一行目が改訂前の引用詞章、二行目が改訂案、三行目が改訂理由である。ここでは「飲水」という言葉が分かりにくいので簡単な「飲む」という詞章のほうがよいという案で、『平家物語』には「飲む事なし」とあることを理由にあげている。問題は、枝直が一行目に引用している詞章で、この「海にうかへとも」に該当する箇所は、元和卯月本、正徳弥生本とも「うみにのそめとも」で草案とは一致しない。これは「のそめとも」という詞章を「うかへとも」と改訂したものを、枝直が

さらに改訂した例と言えるだろう。なお、刊行された明和本をみると「うみにのぞめ共、うしほなればのむことなし」となっており、後半は枝直の改訂案がそのまま採用されているが、前半は元和卯月本や正徳弥生本と同じで、枝直が引用する詞章と異なっている。これは改訂作業の過程で、一度「海にうかへとも」と改訂したものの、やはりもとのままでよいと判断されて、もとに戻したという経緯が推察できよう。

次の《玄上》については、さらに複雑な改訂の過程が想定される。明和本の《玄上》は計九十八箇所（数え方によつて数は変動する）の改訂がなされた、いわば大改訂された曲で、それを反映してか『謡曲改正草案幀』のなかではもつとも多い計二十七箇所の改訂案が示されている。ここで枝直が引用する詞章であるが、《玄上》は元和卯月本や正徳弥生本には収められておらず、枝直がもとにした本の特定が難しいが、管見では観世流の最古の版本である明暦三年（一六五七）外百番本（以下明暦三年本）の詞章がもつとも近い⁽⁷⁾。ここでは明暦三年本を底本と仮定しておく。しかし、この場合も底本と同じ詞章を引用していない例がみられる。たとえば『謡曲改正草案幀』の《玄上》には、

扱も師長公ハさる子細有て

扱も殿下師長公ハナルヘシ

師長公とはかりにて忌憚候か。一所ハ殿とも有たく候か

という改訂案が最初に記されている。この詞章は、《玄上》の冒頭のワキ（師長従者）の名乗り部分に該当するものと思われるが、その箇所は明暦三年本では、

ワキ
師長詞 「八重潮路を行く舟の、くく唐土は何くなるらん

師長従者 「そもくこれは太政大臣師長とは我が事なり

上手にて御座候が、入唐の御望ましますにより、此度思し召し立ち、道すがら名所の月をも御覧ぜん為に、唯今津の国、須磨の浦に御下向にて候

というもので、枝直の引用する詞章と同じものはみられない。実はこの詞章は、明和本の改訂詞章、

ワキ
師長従者 「さても師長公ハさる子細ありて、此度西国に趣き

給ふ道すがら、名所の月をも御覧ぜん為に、まづ津の国須磨の浦へ下向ましまし候

の傍線部を引用していると思われる。つまり、枝直はある程度改訂作業が進んでいた詞章をもとに改訂を考えていたと考えられるのである。ほかに、《玄上》には、引用の詞章が明和本以前の版本等に見えないケース、つまり枝直の改訂案がすでに改訂された詞章への再改訂案と考えられるものが多い。なかに

は、版本にも明和本にもみられない詞章が引用されているものもあるが、これは改訂作業ある段階の詞章で、最終的には採用されなかった詞章ではないかと思われる。

以上のことから、《大原御幸》《玄上》の草案は、第二次以降の改訂と考えられるが、先述したように、《竹生島》《姨捨》などの曲の例は第一次の改訂である可能性が高い。このことを勘案すると、『謡曲改正草案幀』の改訂案は、数次にわたる段階の改訂の草案が混在しているといえよう。それは《白楽天》について『謡曲改正草案幀』には、

青苔衣をおひて

衣をおりて ナルヘシ

巖の肩に懸るも佩ても同じ事にて候。苔の衣を。織ていはほの肩もかゝるにて聞え候。白雲似帯園山腰青苔如衣眉嶺こけ衣着たる巖ハすへひろけ衣きぬ山の帯するなかり 都在中作見仕讀抄

という改訂案が記されているほかにも、書簡草案の中に《白楽天》についての記述があり、そこでは同じ「青苔衣をおひて」の詞章に関して次の改訂案が示されていることから言えるだろう。

青苔衣をおひて岩ほの肩にかゝりにてハ 聞え不申候。如衣にての誤りにて候

つまり、書簡草案では右のように「青苔衣をおびて」という詞章は「如_レ衣」の誤りであるという見解が示されているが、『白楽天』として個別にまとめられた草案では同じ詞章について「衣をおりて」がよいと提案しており、両者で意見が異なるのである。これは、最初「衣をおりて」を提案したが採用されず、今度は典拠の漢詩通りの「衣のごとく」を提案したという経緯があったのではないだろうか（なお、「衣のごとく」が明和本では採用されている）。この場合はそれぞれ第一次の改訂と、第二次以降の改訂に対する草案とみることができ、『謡曲改正草案』には、数次の改訂段階の草案が混在していると考えられるのである。

ところで、明和本《玄上》の底本については、観世文庫蔵の永正三年筆《玄上》が底本で、それに十箇所ほどの小規模な改訂を施したものが明和本であるという説が通説であった⁸³。その説によると、永正三年筆《玄上》の古型を、明和本が大部分の改訂はあるもののほぼ踏襲したということになるが、近年、金春安明氏によって音韻学的見地から同謡本は永正三年の筆ではなく明和頃の書写であるという指摘がなされた⁸⁴。その指摘をふまえると、『謡曲改正草案』の改訂案には極めて興味深い現象が認められる。それは枝直の改訂案に永正三年筆《玄上》と一致する詞章が少なからずみえることである。たとえば、

ひげやく／＼横空の夜ハまた深し

ひげやく／＼赤^{アカ}白^{ホシ}星の夜ハまた深しか
横空ハ明んとする時の空なれハ夜深しと申かたく也

という枝直の改訂案がある。これは、『玄上』の中入り前の詞章について、「横空」は夜明けの空であるのに「夜ハまた深し」とあるのはおかしいという改訂案であるが、最初に引用されている詞章は明暦三年本と同じ詞章である。そして永正三年筆《玄上》の当該詞章をみると、

上同「四の緒よりも御袖を、たゞひげやひげやあか星の、
夜ハまだふかし

とあり、枝直が提示する改訂案「ひげやく／＼赤^{アカ}白^{ホシ}星の夜ハまた深し」と一致する（この改訂案は明和本に採用されている）。これは、枝直の改訂案が永正三年筆《玄上》に反映されている現象とみるべきではないだろうか。なお、このように『謡曲改正草案』に示される《玄上》の改訂案が、永正三年筆《玄上》と一致する例はこのほかにもあるが、このことは次節にてくわしく検討することにする。結論のみをいえば、永正三年筆《玄上》は、枝直の改訂案以後の書写ということになる。

このことから、『玄上』の改訂経緯を推測してみると、『謡曲改正草案』の指摘をうけて永正三年筆《玄上》の形ができ、さらにそれに小部分の改訂が加えられて明和本の形となったと

いう過程が導きだせる。さらにいえば『謡曲改正草案幀』の《玄上》は、前述のようにすでに改訂を加えた詞章に対し再改訂すべきことを提案したものであることを勘案すれば、明和本《玄上》は、少なくとも四次の改訂を経たものと推定できよう⁽¹⁰⁾。

四 枝直の関与とその改訂案

これまでは、主に『謡曲改正草案幀』に記された改訂案の引用詞章の検討から、草案が同じ段階のものではなく、何段階かの改訂作業のものが混在することをみてきた。このことは引用詞章だけでなく、改訂案の内容からも補強できるので以下でみていこう。

まず、水谷氏が改訂案の内容から、草案は第二次の改訂のものであるとされた根拠の一つが《采女》の改訂である。《采女》は、明和本ではシテが春日社の謂れを語るクリ・サシ・クセが削除されて、采女の恋物語に主題が統一されている。ところが、草案ではそのクリに該当する詞章を改訂候補として二例あげている。これは枝直の改訂案が示された後に削除が決まったもので、第三次の改訂があったことがうかがえる。つまり、枝直の改訂は第二次の段階のもの——というのが水谷氏の指摘である。

水谷氏はほかにも、《采女》において「わぎこもが寝くたれ髪を猿沢に池の玉藻と見るぞ悲しき」という歌が「天の帝の御歌」と「誤って」引かれているが、このことは草案には何の指摘もされていないという点に注目されている。すなわち、「わぎこもが」の歌は拾遺集や大和物語では柿本人麻呂とあるのに、《采女》で帝の歌とする誤りについて、古今集の研究者である枝直が指摘していないのはおかしいというのである。しかし、そのほかの草案中には、「当時あまり知られていなかったと思われる百聯抄や季長吉の事迄調べ上げてみる」ように、「出典に関して厳密」に改訂すべきことを記している。このことに着目された水谷氏は、枝直がこの箇所での改訂案を出していないのは、第一次の改訂ですでに訂正済みであったためとされている。つまり、もし第一次の改訂に枝直がかかわっていたならば、出典の誤りにかんする訂正は指摘していただろうが、草案中に「わぎこもが」の歌の出典の誤りを指摘していないのは第一次の訂正で直しがされたためという。このことから水谷氏は、枝直は第一次の改訂作業に関与していないとされたが、これには別の見方もできよう。というのは、第一次の改訂作業に枝直が関与していたか、もしくはその結果を了承していたからこそ草案で指摘しなかったと考えるのが自然と思われるからである。さて、このように改訂案の内容から枝直が数段階の改訂にかかわっていたことをしめす例はほかにもあるが、次にその顕著

な例として書簡草案をあげたい。なお、この書簡が誰に宛てたものなのかは、諸氏によって意見が分かれている。関根正直氏は賀茂真淵に宛てたものとし、水谷泰二氏は、書簡中に古今集や万葉集について説明しているところに注目され、真淵、田安宗武、観世元章に宛てたとすれば、このような説明は「釈迦に説法」なので考えられないとした。また、加藤千年の序文を信用すれば、この書簡は観世元章に宛てたものとなるが、書簡の最後に「此段密々御咄し可被申候」という文句があり、これは改訂の総括者である元章への進言を誰かに頼んでいるとも受け取れる。なお、書簡では再改訂案を述べたあと、このことを「先達て弥石へも申候」という記述がみられる。この「弥石」は水谷氏が指摘される通り、観世座の地謡の弥石家の人物であるう(い)。この弥石も明和の改正に参画していたことになる。しかし、書簡の宛先はなお不明とせざるをえない。ここは、水谷氏のご指摘のように、弥石とも親しく、元章に直接話ができる人物へ宛てたとするのが妥当なように思われる。次に書簡の全文をしめすが、書簡には弥石には先だつて伝えたことあることから、枝直は直接弥石に改訂してほしい箇所を伝えただけでは満足できず、この書簡を書いたと思われる。枝直が改訂された詞章を一度確かめたところあまり良くなつてなく、その不満を伝えたかつたという事情があつたのかもしれない。

さて、この書簡は関根氏の論考「明和の改訂について」にもその全文が掲載されているが、書簡の内容を改めて全文を提示する(草案であるため、訂正箇所が多く、また虫損のため難読

箇所が少なくない。適宜句読点を付し、改行をした。また曲名は《》、詞章の引用は「」でくくつた。□は難読箇所)。

《草子洗小町》の事、被仰聞候二付、一偏見申候所、殊外埒もなきものにて御座候。全体作りかへ候ハ、格別。直し可申所も無御座候。「歌の源を尋るに、聖徳太子」など、申所より、歌御会の所一向訳もなき儀に御座候。古今集は小町より百年も後に出来候ものにて時代違、万葉集ハ外の集のことく、四季を順に書きたる集にてハ無之候所、「初めは立春の題なれば」など其外一つも直し候所も無之ものにて御座候。序に得御意申候。

此間承候へハ、《江口》の「来無猶来無更に世々の」を「よゝの」と改り、其外其分にて聞え候所とも改□。上に「」と候て、下は「」と訓にハいか、成事に候。

《三井寺》の「此後句なかりしかハ云々」を「此起句を得しかハ云々、此結句をまふけ」と改り候由。起句ハ「団々離海嶠」一句の事にて候。結句ハ「何所無清光」一句の事にて候。上二句ハ起承、下二句ハ転合にて候得ハ、二句已上候を起句結句と申いはれ無之儀二候。

《井筒》の歌ハ「筒井つ、井筒」と古本にも有之。理りも聞え申候。「筒井つの井筒」と申ハ、事誤のよしに候。

《白楽天》の歌、「衣きぬ山」の下の「きぬ」を濁り候てハ、一向聞え不申候。衣を不着山と申事にて、下の「きぬ」を清ミ申候へハ聞え申候。「青苔衣をおびて岩ほの肩にか

「り」にてハ聞え不申候。「如レ衣にて」の誤りにて候。此義先達て弥石へも申候。

其外直り候所と□義承候へと覚え不申候。聞え候所改り、もとより宜敷相成候様ニハ承り不申候。御心得に相成可申候間、此段密々御咄し可被申候。已上

このように、書簡には《草子洗小町》《江口》《三井寺》《井筒》《白楽天》についての言及がある。最初の《草子洗小町》について、一見してみたところ埒もないものであると述べているところが注目される。《草子洗小町》は、本節一節で述べたとおり、明和本では《冊子洗》と曲名が改訂され、詞章も筋や人物設定に及ぶまでの大改訂がなされて、ほとんど別曲といってもよいものになっている。国学者枝直は、書簡でシテの登場のさいに謡われる「歌の源を尋るに、聖徳太子」をあげ、そこから歌御会のところまで「一向訳もなき」と枝直は指摘しているので、《草子洗小町》のほぼ全体を真つ向から否定していることになる。ほかに、『古今集』は小町より後代の成立であるのに《草子洗小町》にはすでにあるものとして書かれている誤りを指摘する。また後場で小町が冊子を洗って黒主が書き入れた小町の歌を流してみせる場面で、

地「春の歌をあらひては、霞の袖を解かうよ
シテ「冬の歌を洗へば

と、『万葉集』に四季の部立があるかのように謡う点について、『万葉集』はそのような部立のある集ではないと指摘している。

この《草子洗小町》についての枝直の指摘を、水谷氏は、「すでに改訂された《草子洗小町》を見た枝直が、埒もないものに仕上がっている」と不満を述べたものと解釈されている。しかし、ここは枝直が「まだ改訂されていない《草子洗小町》を見たところ、埒もないものなので、全体を改訂すべきである」と述べていると解すべきだろう。それは書簡で指摘される場面が本来の《草子洗小町》の形であり、枝直はまだ改訂されていない詞章について指摘していると考えられるからである。そう解釈すると、この場合枝直は小部分の改訂ではなく、大規模な改訂を推奨しているということになる。さらにそのことを裏付けるのが、三章一節で述べたように、関根正直氏が枝直の改作になる枝直自筆の《草子洗小町》の原稿を所蔵していると述べていることである。この草案は関東大震災のおりに焼失したと思われるので、検証することはできないが、《草子洗小町》の改訂に枝直が大きく関与関与していた可能性は高いだろう⁽¹²⁾。ただし、書簡では具体的な改訂案を示しておらず、直すべき箇所を指摘するのみである。

一方、つづく《江口》《三井寺》《井筒》《白楽天》についての改訂案は少し趣がことなり、一度改訂の手が入ったものに対する意見と思われる。以下くわしくみていきたい。

まず、《江口》については、「来世猶来世更に世々の」の「世々」の読みが「よよ」と改訂されたことに対して、「世々」直

前の「曾て生々のさきをしらず」が「しやうく」と音読みをするのに、「よよ」と訓読みするのはおかしいという指摘である。この「世々」の読みであるが、明和本以前の謡本でその読みを確認することはできなかったが、応永三十一年世阿弥筆とされる《江口》の能本（宝山寺蔵）では「セ、」と音で読まれており、おそらくはそう読むのが慣習であつたらう。ところが、枝直の書簡によると「よよ」と読むのは「いか、成事に候」と述べているので、ここは一度「よよ」と改訂されており、それに対して枝直が反対したものとと思われる。つまりこれもすでに改訂された詞章に関する改訂案なのである。なお明和本では「セゞ」と読み仮名がふられている。これは、一度「よよ」と改訂したものの枝直の反対があり、それを参考に再びもとの「セゞ」に戻したという経緯が推定できよう。

次に、《三井寺》に關しての枝直の指摘は、次の、

今宵の月に鐘撞く事。狂人としてな厭ひ給ひそ或時に曰く。
団々として海峽を離れ。冉々として雲衢を出づ。この後句
なかりしかば。明月に向つて心を澄まいて。今宵一厘満て
り。清光何れの処にか無からんと。この句をまうけて余り
の嬉しさに心乱れ。高楼に登つて鐘を撞く。人々如何にと
答めしてこれハ詩狂と答ふ

という詞章に対するものと考えられ（傍線部が書簡で引用されている箇所¹に該当）、書簡の文から「此後句なかりしかハ」が

「此起句を得しかハ」と、「この句をまふけ」が「此結句をまふけ」と一時改訂されたと判断できる。枝直は漢詩の形式によれば元の詞章でよいと指摘する。これも枝直の意思が反映されたか、明和本では改訂がなされていない。

さらに枝直は《井筒》について、「筒井つの井筒」という詞章は誤りで、古本にあるとおり「筒井つ、井筒」が正しいと主張する。これも元和卯月本、正徳弥生本では後者、つまり枝直が古本と同じと述べる詞章であり、一度「筒井つの井筒」と改訂された段階での指摘と考えられる。ところで、この《井筒》に關する枝直の指摘は、「誤のよしに候」とあるように伝聞で、何者かの説を引いているように読める。実はこの文のあとに草稿では丸く囲まれ削除されているが、「大人も申おき候」とある。この大人は、荷田春麿か、賀茂真淵のことと思われる。というのは、春麿の『伊勢物語童子問』には「古本には、筒井つのはなく、筒井つつと有を見て」とあり、真淵の『伊勢物語古意』にも、「後世に筒井つのいづと唱ふるは誤也」と、どちらも明和本が一次改訂で採用したと思われる語「筒井つの井筒」を否定しているからである。いずれにせよ、明和本の詞章改訂の背景にある国学研究との関係をしめすものとして、注目されよう。

さて、書簡の最後に言及される《白楽天》については、前述したとおり第二次以降の改訂案を示したものと思われる。ここでは、「きぬぎぬやま」と濁る読みを指定していた改訂に対して、枝直は、それでは衣を着ないという本来の意味が理解でき

なくなるので「きぬきぬやま」と清音でよめば良いとしている。

このように、書簡に記される改訂案は《草子洗小町》以外はいずれも、すでに改訂されている詞章についてのものと思われる。書簡の最後にあるように、枝直は自分の見解を觀世座の弥石に伝えているが、弥石は改訂作業の主たる人物ではなかったのだろう。書簡の最後にある「此段密々御咄し可被申候」という言葉からは、枝直は直接改訂を行っている人物に進言することをほばかっているようにも思われる。

なお、書簡からは、たとえば《三井寺》に関する記述に「改り候由」と伝聞の形でしるされているように、枝直の関与していない改訂作業の段階が確かにあったようによめるが、そのことから枝直の関与がある一階段のみであったことを意味しないことは、これまで述べてきたことから明らかであろう。ただし、《三井寺》と同じような現象は、《玄上》の改訂案にもあり、「田子」という語について、

落桶をたこと云ハ賤き俗語にて、融のもつや田子のうらを既に難したるよし

という枝直の言があるが、これなどは草案以前に《融》の改訂が行われ、それに枝直は関与していなかったことがうかがえる例であろう。このことを勘案すれば、明和本の刊行までには、まずは枝直の関与していない段階で行われた改訂作業があり、

その後枝直が参画する形でさらに数次にわたって改訂が行われたと推定されよう。

五 枝直の関与の程度

『謡曲改正草案幀』から、明和本の刊行までには数次の改訂段階があり、それぞれに枝直が関与していたことを明らかにしてきたが、ここで枝直の改訂案が明和本全体にどの程度の影響を及ぼしていたかが問題になろう。水谷氏によれば、枝直の改訂案は「誤字・訛伝・故事出典・敬語の訂正にとどまって」おり、刊行された明和本では、曲の取捨選択や内容の改変（主題の統一）という大改訂が行われているのに、「枝直の意見は、一曲のテーマから見ての訂正態度はうかがえず、極めて枝葉末節に捉われている」とされているが、そのように考えてよいのだろうか。次に、枝直の改訂案の具体的な性質を再検討しよう。

まず、枝直の改訂案の内容を大別すると、およそ①詞章の脈絡を考慮して合理性を追求したもの、②意味の誤りをただすもの、③敬語、人称に関する訂正、④史実にもとづく改訂、⑤音韻の訂正、のようになる。なお、枝直が草案中で参考にしたことが記されている文献は、万葉集・古今和歌集・古事記・和名

抄・正喜式・百聯集・小野小町集・源氏物語で、ほかにも季長吉、西施や田嶋間守の故事にも言及している。故事出典についてはかなり厳密な態度をとっていたといえよう。

さて、ほかの特徴についてもいくつか具体例をあげてみよう。

①はたとえば、《竹生島》において、「浦を隔て、行くほどに竹生島もみえたりや」という詞章は、つづきに「月海上」とあるのだから、「夕月」という詞がないと、夜の詩にならない合理的な解釈を主張するものがあげられる。同じような文句の繰り返しを嫌う改訂もある。②は、《柏崎》の「在鎌倉にて御座候ひしか」という詞章は、在と御座と重っているのはいかがなものかとして、「在鎌倉にて候ひしか」か「鎌倉に御座候ひしか」を提案している例のような、明らかな誤りに対する指摘である。③については厳密で、《大原御幸》では「行幸をはやめし間」を「御駕をはやめ申候間」と改訂するように提案しているが、その理由は、「行幸」は天子の場合に使う語で、この場合は上皇であるから「御幸」ならよい、というような改訂案である。ほかにも《関寺小町》の「たいまつをかざり、属車の玉衣」については「小町にハ甚過たり」として、具体的な改訂案は提示していないが、改訂するようにながしている。④については、《大原御幸》の「是ハ万里小路の中納言にて候」という名乗りについて、「名を申きて官斗名のり候事なく候。平家物語に万里小路中納言、御供の事見へず候」と平家物語の考証をふまえて「これハ御幸御供の御卿にて候」という改訂案を提示しているのがあげられよう。明和本ではこの意見を参酌し

てか「是ハ徳大寺さねさだにて候」と具体的な名前を出す詞章に改訂している。ほかにも《采女》において、

露の情に心とけ叡感もつて甚し

愛感もつてナルヘシ

葛城王と申ハ、天武の朝と聖武の朝に同名の人あり。聖武の朝の葛城王ハ橋諸兄云の事にて候。采女が歌ハ、天武か朝の葛城王なるへしと申事にて候

いつれにも天子ならて叡感とハ申ましき事二候

と史実を調べた上で改訂案を出しているのも同様の例である。

ちなみにここは、明和本では、「終日うたけたまへり」と万葉集の左注を参考にしたと思われる詞章に改訂されており、枝直の改訂案は採用されていないが、枝直の方針（「叡感」という言葉は天子に使う言葉だからここで使用するのはおかしいというもの）は採用されたとみてもよいだろう。最後の⑤に関しては、明和本への投影が顕著で、《雲雀山》の「花檻前に」について「百聯に「花檻前」なり。「か」を清へし。涙つきがたしにあらす。涙難看也」として、カンを清音で読むことを主張するものが例としてあげられる。明和本では、ふりがなで「ハナカンゼン」とする「カ」の横に「スム」の注が記されている。なお明和本における「スム」の注記は、それまで濁って読むことが慣習になっていたものを正す場合に付されているらしいが、これは枝直の指摘が反映されたのであろう⁽¹³⁾。《卒都婆小町》

の「あだと嬋娟にして」の改訂案も同様に、

婀娜^{アダ}とたをやかにしてト清書^カ

と、用字まで指定しているが、それはそのまま明和本に採用されている。

以上は『謡曲改正草案帳』に記される改訂案を概観したものであるが、実はこのような方針は明和本の改訂方針として認められる。なお、水谷氏は『采女』において、春日社のいわれを語るクリ・サシ・クセをすっかり削除してしまったような大規模な改訂が行なわれているのを例に、枝直の改訂案がそれにくらべて「枝葉末梢的」であるとされたが、明和本の所収曲すべてが主題の統一といったレベルで大規模な改訂がなされているわけでもなく、曲によっては枝葉末節的な改訂のみで終わっているものが少なくない。そういった曲にかんしていえば、枝直の改訂案の採用はかなりの割合で採用されているといえる。

さて、水谷氏が枝直の採用率が低いことの根拠として、枝直の改訂案（十八曲、百五十一箇所についての改訂案）のうち、実際に採用・参酌されたのは九十五箇所、採用されなかったのは五十六箇所であるという数値をあげられたことについても検討してみたい。この数値をもってその採用率が低いとはかならずしも言えないように思われるからである。枝直の改訂案の採用率については、一曲ごとに改訂の度合やその中の重要度を考えると別の見方もできよう。たとえば『竹生島』の改訂箇所は

二十箇所、そのうち枝直の改訂案がそのまま採用・参酌されたのは八箇所である。この数字だけみると枝直の改訂案の採用率は低いようであるが、明和本『竹生島』で枝直の改訂案にはよらない箇所の改訂は、將軍家治の御台所五十宮への憚りで「いそ」という文字を改訂するというものや（周知のように、これは明和本全体に一貫する訂正である）、助詞の改訂程度であり、『竹生島』の改訂詞章は、ほとんど枝直の改訂案を採用したものと見えるのである。

このようにみていくと、枝直の改訂案は曲によっては枝葉末梢的な改訂案もあるが、明和本においてはそのような改訂は珍しくなく、特に内組にかんしてはむしろそのような方針で改訂されている曲のほうが多い。そのことを考慮すれば、明和本における枝直の改訂案の影響はかなり大きいといえよう。

おわりに

加藤枝直は、二十九歳で大岡越前守忠相に与力として仕えた。大岡のもとでは、『享保中御定書百箇条』の策定や、青木昆陽の推薦など、大岡越前守の黒幕として功績をあげている。この間江戸に出てきた賀茂真淵と親しくなり、自宅に居候させるなどして世話をした。そのかたわら真淵に古学を学んだとされるが、では枝直は真淵の門人かというところ、そうとも言い切れない

らしい。枝直が公務を退いたのは、宝暦十三年（一七六三）、七十二歳のころである。その前年の宝暦十二年まで吟味本役で百姓騒動などの処理に奔走していたらしいことが真淵の書簡からうかがえる（真淵書簡41）。隠居の翌宝暦十四年には剃髪し、以後は歌道をもっぱらとし、門人もいたという。明和本の刊行への参画はこの時期であるとする説があるが、そうすると枝直の関与は、明和二年の刊行までのわずか二、三年間だったことになる。なお、枝直の日記『加藤枝直日記』は延享元年の日記（東京大学付属図書館蔵）と、明和三年く安永九年の日記（東京大学史料編纂所蔵）が伝わるが、枝直が謡本の改訂に関わったと思われる明和二年以前のものには伝わっていない⁽¹⁵⁰⁾。しかし、枝直が謡曲好きであったことは、臨終に『三笑』の謡を謡ったという次のエピソードからもうかがえるだろう。

平生謡好ニ付、親類御集、古溪三笑一番謡終而、手を打て笑て呉ト御一声被成臨終之よし。九十四歳ニ而卒

枝直がこのように謡好であったことに鑑みると、賀茂真淵が親しい枝直に謡本改訂を頼んだという『謡曲改正草案幀』序文の説はある程度事実を伝えているように思える。枝直が謡本の改訂作業に関わったことを伝える資料は、現在のところ『謡曲改正草案幀』のみであるが、たとえば、明和三年の枝直の日記には、隠居後の枝直が和歌の添削をしていたことが記されているのは、枝直の明和の改正への関与の仕方を思わせるものがある⁽¹⁵⁰⁾。

これまで見てきたとおり、枝直が明和の謡本改訂にかかわってそれなりの影響をおよぼしたことは明らかである。『謡曲改正草案幀』によれば、枝直が明和の謡本改訂に、継続して参加していたことになる。枝直の改訂案はすべて採用されているわけではないが、その意見はかなり取り入れられており、枝直が明和本に及ぼした影響はけっして小さなものではないといえよう。

【補説】

国会図書館所蔵の明和本（以下、国会本）には、内組十九冊所収の『車僧』のキリの文句、

誠に奇特の車僧かな、あらたつとやおそろしやと、魔性をやはらげ大天狗は、合掌してこそ失せにけれ

「やはらげ（傍線部）」の左横に、朱筆で「反して」と書入れがされている。これは一見すると、明和本で「やはらげ」と改訂されたところで、従来の詞章「反して」を書き込んだものと思われるが、この「やはらげ」は従来の文句のままで改訂はなされていない箇所である。つまり、ここでは改訂されていない箇所に、新たに「反して」と書き入れていることになる。

これは、明和本が刊行後も、少なからず改訂を加えて重版さ

れ、現存する盟和本諸本は、甲本・乙本・丙本の三種類に分類できることと関係があるのではないかと思う（大森雅子氏「盟和本に関する一考察―その諸版をめぐって―」、『観世』昭和五十年五月）。国会本は、このうち甲本にあたる。そこで、諸本について問題の詞章をみると、甲本は「魔障をやはらげ」、乙本・丙本は「魔障を反して」となっている。すると、国会本への朱筆書入は、最初の版（甲本）の所持者が、後刷本（乙または丙本）との校異を書き込んだものとの経緯が推測できよう。

もつとも、そのように同じ盟和本の版ごとの異同を逐一調べようとする人物は、そうはいないだろう。実は、この国会本は、盟和本の刊行に関わった加藤枝直（元禄五年〔一六九二〕〜天明五年〔一七八五〕、与力隠居後に歌学・古学研究に打ち込み、謡本の詞章改訂事業に参画した）、あるいはその息子千蔭の旧蔵本であったらしい。それは、国会本の各冊冒頭丁に加藤家の蔵書印「橘氏蔵書」が押されていることから知られることだが、盟和本の刊行に関与した枝直の家のものなら、後刷本との異同について関心を持って不思議はないだろう。国会本《車僧》にはこのほかにも、甲本になく乙・丙本にある節付やルビを朱筆で補っている箇所が五箇所みられる。筆跡からは、誰が書き込んだものか特定はできないが、枝直のものとするれば、《車僧》への書入は、刊行後の再改訂案であるとの推測も可能であろう。さて、この国会本が『謡曲改正草案頓』序文で、加藤千年が「予家右の校本一部を挿架せり」というその盟和本ではないかと思う。千年は「校本」というが、確かに国会本には刊行され

た盟和本にはあるべき奥書がない（通常は、内組の《竹生島》巻、外組の《岩舟》巻に奥書があるが、国会本にはみられない）のも、国会本が加藤家に蔵された校本である可能性をいっそう高くするものといえよう。

注

- (1) 『二百十番謡目録』の序文は、本論文の序章に掲載。
- (2) 水谷泰二氏「盟和改正謡本の改訂参画者―特に加藤枝直の位置について―」（『国語と国文学』昭和三十三年五月）
- (3) 『帝国図書館和漢図書書名目録』。本稿では、同書の記載と異なる名称を使用するが、関根氏以来の諸論文が『謡曲改正草案頓』としているのにならった。なお野々村芥叟氏の「インテリ大夫観世十五代左近元章」（『観世』昭和二十七年十二月号）では、『謡曲改訂本草案頓』とする。
- (4) それまでは、新才能《梅》は賀茂真淵の作であるとするのが一般的であった。
- (5) 賀茂真淵書簡76。明和五年、植田七三郎宛（『賀茂真淵全集』15巻、続群書類従刊行会編）
- (6) 味方建氏「観世流謡本『正徳弥生本』の沿革とその周辺」（『日本文学伝統と近代』昭和五十八年、和泉書院）、同氏「近時初見謡本」（月刊『能』四九五号、平成十一年八月）によると、正徳弥生本は、十三代観世大夫滋章の公認本と思われるもので、幾度か版が重ねられている。そのうち、盟和本刊行直前（元章の父清親時代）に使用されたものを右稿では、口本と仮に称している。盟和本廃止後

に正徳弥生本に戻された経緯については、表章氏「明和改正謡本廃止の事情」(『能楽史新考(二)』)にくわしい。

(7) 明暦三年(一六五七)初夏野田弥兵衛刊行観世流外百番本。ここで明暦本を対校するにあたっては、注(8)の表氏論文に掲載の翻刻を参考とした。

(8) 表章氏「観世宗家蔵永正三年本『玄上』をめぐって―作品研究・玄上―序説―」(『観世』昭和56年7月号)

(9) 金春安明氏「永正三年本(玄上)は明和頃の書写か？」(『観世』平成十四年二月号)。そこで「明和頃『明和本』の周辺の、かなりの文化人が書いた」と推察されている。

(10) 『謡曲改正草案幀』の《玄上》では、「師長公ハ」という詞章に再改訂を提案していたが、永正三年本ではその箇所は「さてハ此君・…」となっていて、横に朱書で「師長公ハ」と書き込まれている。これは、永正本の「此君」は枝直の指摘をうけて改訂をほどこしたものの、のちにまた「師長公」に戻ったと思われる。

(11) 弥石姓を持つ役者は、観世元章が勸進能を催した際の記録『勸進能一件留』(国会図書館蔵)をみると、十日目に橋弁慶のシテを弥石又次郎が勤めているのを初め多数確認できる。特定は現時点では難しいが、観世座では発言権をも

つ重要な位置にいた人物かと思われる。

(12) 本論文、三章一節参照。『関根文庫目録』において、「賀茂真淵 著書目録」とあるが、関根氏著『からすかご』でも枝直の自筆として紹介されており、目録の記述は誤りであろう。

(13) 天野文雄氏「明和改正謡本と現代の能(一)〜(二)―濁音から清濁への改訂をめぐって―」(『演劇学論叢』六号、七号、平成十五年十二月、平成十七年五月)

(14) 明和三年の日記の自序には、「若かりしより御用は勿論、日々家の事も日記帳にとめて備忘のたよりとしけれど、それもみな子らに任せて、さる事もせざりしが、年々わすれまさり行て、ことぐまよひくする事もおほければ、後のおもひ出ぐさに成ぬべき事を、おろくするすなり」とあり、明和二年以前も継続して日記をつけていた可能性は高いように思われる。延享の日記は『近世文藝叢書』第十二巻所収。明和三年の日記は、井上豊氏『賀茂真淵の業績と門流』(昭和四十一年、風間書房)所収。

(15) 以上の加藤枝直の経歴については、『国史辞典』、および、北野克氏「加藤枝直に関する新資料・歌稿の紹介」(『語文』二二号、日本大学国文学会)。特に北野氏が紹介された『枝直君より已来御訳前録其外巨細書』によった。

三節 永正三年本《玄上》と明和改正謄本 —加藤枝直説の投影を中心に—

はじめに

能《絃上》の最古本であり、最も古形を伝えるといわれている永正三年本《玄上》（観世文庫蔵⁽¹⁾）。以下、必要に応じて『永正本』、または『永正本《玄上》』と称す）が、実は永正年間からくだること三百年後の筆写である疑いが、金春安明氏「永正三年本（玄上）は明和頃の書写か？」（『観世』、平成十四年二月号）によって提示されている。

右の論考では、『永正本』には、年記通り永正頃の書写なら正確に書き分けられるべき「アウ・オウ」の音が区別されていない等の音韻上の矛盾や、明和本と同じく「磯」「急ぐ」の語が使用されていないなどという諸現象から、『永正本』は「明和頃『明和本』の周辺の、かなりの文化人が書いた」という結論を示された。しかし、改めてこの指摘を勘案すると、永正本が明和頃の筆写であることはほぼ間違いないとしても、それはあくまでも筆写年代であって、実際には永正頃に成立した《玄上》を明和頃の言語で写しただけという可能性もないわけではない。その点では、依然として『永正本』は、《玄上》の最

古の形を伝えるものであるという可能性が残ろう⁽²⁾。

しかし、本論文前節において、明和本の刊行にかかわった町与力、加藤枝直の考案になる謡曲の改訂詞草案のうち、《玄上》に関して、枝直の考案した詞章が『永正本』に反映されている例が認められることを指摘した。すなわち、加藤枝直筆の草稿を編集した『謡曲改正草案幀』（国会図書館蔵）に記される《玄上》の改訂詞草案とほぼ同じ詞章が『永正本』に見られるのである。この現象は『永正本』が明和頃の書写であるとする金春氏の見解を裏付けるとともに、『永正本《玄上》』の形態が、永正頃か、あるいはそれ以前に成立した古形ではなく、明和頃に新たに作られたものと考えうる有力な根拠なると思われるのだが、前節では『永正本』への『謡曲改正草案幀』の投影の実態や『永正本』成立の事情などについては十分に検討できなかった。ここでは、前節の指摘と少し重なる部分も生じるが、改めてこの問題をとりあげ『永正本』の成立について明和の改正との関連を踏まえて考察していきたい⁽³⁾。

一 『永正本』と諸本との差異について

まず『永正本』の《玄上》は、現在上演される《玄上》や室町期以後の写本・刊本と、あらずじはほぼ同じといえるが、部分的には異なる箇所がある。その具体的な差異については、表章氏「永正三年本「玄上」をめぐって」（『観世』、昭和五十六年七月号）、小林健二氏「能《玄象》考―永正三年本「玄上」から能《玄象》へ―」（『中世劇文学の研究―能と幸若舞曲』所収。平成十三年、三弥井書店）にくわしく述べられているが、いずれも『永正本』が古形であることを前提に論を展開しているものなので、ここでは本節の趣旨に沿って、『永正本』とその他の諸本間での大きな異同のみを確認しておきたい。ただし、室町期以後の写本・刊本については微細な相違点しかみられないので、ここではそれらを大まかに「諸本系」と称して、引用は元禄三年山長版の詞章を用いる。また『永正本』は、『観世文庫蔵室町時代謡本集 影印篇』（平成九年、財団法人観世文庫）を参照した。引用の際は影印本に従って、例えば一丁表の三行目から引用文が始まる場合、（1オ3）のように記すこととする。

「諸本系」『永正本』に共通するあらずじを小段別にみていくと、以下のようなものである。

琵琶の名手師長一行が、須磨に到着し、近くの塩屋で宿を取ろうとする【一段】。そこに塩屋に住む老夫婦が塩汲みから戻ったので【二段】、師長が宿を頼むと、老夫婦は師長の琵琶を聞きたさに了承する【三段】。塩屋に招かれ、師長は琵琶を演奏するが、おりからの雨で軒に叩きつける雨音が激しく、演奏をやめてしまう【四段】。琵琶の音に聞き入っていた老夫婦は、苦で板屋を葺き、音を緩和させようとする【五段】。しかし、よく見るとそれほど雨が漏っていない板屋にまで苦を葺いているので、師長の供の者がその理由を尋ねると、雨の音（盤渉）と琵琶の音（黄鐘）の調子を合わせるためだと言う。師長は驚いて琵琶を弾くことを辞し、老人に弾かせると、その撥音はあまりにもすばらしく、感涙をもよおすほどであった【六段】。師長は自分を恥ずかしく思い、老人の演奏をよそにそつと塩屋を出ようとする【七段】。それに気づいた老夫婦が師長を引きとめるので、師長は再び尋ねることを約束し、老夫婦の名を尋ねる。老夫婦は、自分たちは村上天皇夫婦だと告げ姿を消す【八段】。師長一行が待っていると、村上天皇の霊が現れ、昔三面の琵琶（玄上・青山・獅子）が唐から渡ったが、そのうちの「獅子」が龍宮に取られてしまったことを語る。そして今こそ「獅子」を取り返そう、と海上に向かい勅命を出す【九段】。勅命を受けて海原から龍王が現れ、「獅子」を師長に授け【十段】、村上天皇は飛行の車に乗り天空に消えていく。師長も都へ戻るのであった【十一段】

以上のようなあらずしの《玄上》であるが、「諸本系」の本
文と『永正本』との間では以下の箇所には差異がみられる。

それは【一段】において、「諸本系」では師長がこれから唐
へ渡ることが述べられるが、『永正本』では「さる子細ありて」
と曖昧な表現になっている点（ア）、【三段目】において、「諸
本系」には宿を頼んだ師長の申し出を、老人が一度断るくだり
があるが、『永正本』にはない点（イ）、師長について老人夫婦が
述べる次の、

ツレ 「されば一年雨の祈の御時、神泉苑にして、琵琶の秘曲
を遊ばされしかば

シテ詞 「龍神もめでけるにや、さしもの晴天、俄に曇り、大
雨降る事終日、それよりして此君を、雨の大臣とは申すと
かや

というくだりが『永正本』では省略されている点（ウ）、【五段
目】で師長が琵琶の演奏をやめたことに対する老人夫婦の掛け
合いのセリフ、

シテ詞 「や、何とて御びはをバ遊はし留られて候そ

ウバ 「村雨の降候程に、扱遊ハされやミて候

シテ 「けに村雨の降候ぞや

が『永正本』はない点（エ）、【七段】で師長が塩屋を出ようす

るときに、老人が奏している楽についての記述、

それをもしらすで、びは琴の、心ひとつのたしなみにて、多て
んらくのしやうかの声、梅がえだに社鶯ハ巢をくへ、風ふか
はいかにせむ、花にやどる鶯、やどりうどの、かへるをもし
らて、ひいたりひは琴

が、永正本では「それをもしらすで、四つ緒に思ふ心をしらすべた
り」と簡潔な詞章である点（オ）、そして、【九段】の三面の琵琶
にまつわる説話を述べる箇所で、「諸本系」は、シテである
村上天皇の御宇での出来事とするが、『永正本』では典拠の『平
家物語』の「青山之沙汰」（巻第七）の通り、仁明天皇の頃の
話として語り、内容も簡潔になっている点（カ）である。

以上、（ア）～（カ）まで「諸本系」の本文と『永正本』と
の特徴的な差異についてあげてみたが、従来はこれらの違いに
ついて、最古型である『永正本』の形から改訂・増補されて「諸
本系」の形へと移行したと考えられている。しかし、前掲の金
春氏論文の『永正本』が永正頃に書かれたものではないという
指摘を念頭におけば、両者の異同については、「諸本系」から
『永正本』へ改訂・削除されたというまったく逆の過程が導き
だせる。その過程には、『永正本』の書写年代と疑われる明和
頃に、従来の詞章を改訂して刊行された明和本がかかわって
くと推定される。

二 明和本の稿本としての『永正本』の可能性

金春氏は、『永正本』の本文詞章に、明和本と同様に「磯」「急ぐ」の語が使われていないこと（五十宮、すなわち十代將軍家治正室・閑院宮直仁親王の息女倫子へのかざし詞と言われている）、「諸本系」の詞章では、「もろこしより三面の琵琶を渡さるる」（【九段】）とあるところを、『永正本』では「もろこしより三面の琵琶をぞ渡しける」と唐への敬語表現が用いられていない現象をとりあげ、明和本にしばしばみられる尊王思想と共通するなどと指摘されている。この指摘によれば『永正本』は内容に明和頃の思想が反映されているということになり、明和頃の音韻によって記述されているだけでなく、独自の詞章・構成までもが明和頃に成立した可能性を示唆することになる。

従来から、明和本は『永正本』を底本として、小部分のみを改訂したものとされ、その背景には刊行・詞章改訂の責任者である十五代観世大夫元章が家蔵の『永正本』を参照にしたと言われている。また、『永正本』には数箇所朱書の詞章訂正が付されているが、その訂正が明和本に反映されており、『永正本』の書写事情には（明和の改正）と共に考えるべき現象が多分に見られるといつてよいだろう⁽⁴⁾。

まず、『永正本』の謄本に朱書で書き込まれた詞章の訂正についてみていこう。この朱書について表章氏は、

朱筆の本文訂正は後人の加筆の疑いが強く、同じく朱筆で奥書に肩書されている「之重本写」の識語も、五世の之重を永正十六年没とする観世家の誤伝を背景に永正三年の年記に合せて後人が添えたものではないかと疑われる。

と、後世の人物の関与を指摘されている⁽⁵⁾。この朱筆が、明和本へ反映されていることはすでに指摘されているが、あらためて確認すると、詞章への朱筆訂正は全部で十五箇所認められ、ほぼ明和本に反映されている。もともと、

かくやことなき御身に（4才2）（「や」の右に「ん」を追加）

の一例の朱筆に関しては、明和本では「かくやことなき御身に」とあるので、朱書は反映されていないことになる⁽⁶⁾。また、『永正本』の本文と明和本を比較すると、朱筆の訂正のない箇所でも、

①実く是ハ名たかき琵琶の妙手（3ウ6）

↓実此君ハ名たかき琵琶の妙手

②何事を松の柱や、竹かきの（4ウ1）

↓何事を松の柱や、あしがきの

③よもすから、琵琶をあそはし、あるしをも、なくさめられ候へ（4ウ7）

↓夜もすがら、琵琶をあそばされて、あるじをも、なぐさめおハしませ

④ けにやむかしのことかとよ、源氏（光君）此浦に我とかくろひ、せめて世の中しらすかほにありへても（5才2）

↓げにや源氏の物がたりに、光君此浦にしはしかくろひ、世中をしらずがほにてあり経ても

⑤ 老人ふうふともろともに（5ウ6）↓老人夫婦もろともに

⑥ いかにあるじ、雨ももらさる板屋のうへを、何とてとまにて、ふき候そ（6才2）

↓如何にあるじ、板屋をバ何とて苦にてふき候ぞ

⑦ 心にくしや、琵琶をも、いかで（6才7）

↓心づくしや、琵琶をしも、いかで

⑧ うつはりの、ちりも空行、雲もたよひ、うこくはかりなり（6ウ5）

↓うつばりの、塵も空行、雲もうごきとどまるばかりなり

⑨ 拍子をなせは、すへらみことも舞給ふ、おもしろかりけるけしきかな（8ウ3）

↓海青楽を奏しければ、天皇も舞給ふ

⑩ 海上そうくたり（8ウ5）↓海上渺々たり

⑪ しょうして（8ウ5）

↓乗じて

と十一箇所の間がある（最初の引用が『永正本』、↓以下が

明和本。傍線部分が異同箇所）。これら十一箇所の異同は、『永正本』で朱書訂正されていない箇所なので、さきの朱書の箇所十三箇所を足すと、『永正本』と明和本の間には全部で二十六箇所の異同があることになる。つまり、『永正本』の朱書は、明和本との異同をすべて網羅していないのである。

この現象は、『永正本』の朱書が、たとえば明和二年の明和本刊行以後に明和本と校合するといった目的で書き加えられたものならば、明和本との異同箇所をすべて記すだろうから、明和本の刊行以後に書き込まれたものではないといえる。すなわち、明和本の作成段階で、『永正本』に記された朱書はそのまま取り入れつつ、あらたに右の十一箇所を改訂して完成したが、明和本《玄上》と推定される。

つづいて、さきほど（ア）～（カ）まであげた「諸本系」と『永正本』との異同箇所について、以下に述べるように明和の改正における改訂基準と照らして考えると、ほぼ共通する特徴がみられ、このことから、「諸本系」から『永正本』へと改訂が成されたと考えうることを検討していこう。なお、『玄上』は明和頃の観世流の正式な上演曲ではなかったが、一般的に流布する謡本には、外組ではあるが「諸本系」の《玄上》が所収されているものもあり、明和本の作成時に、「諸本系」を参照した可能性は十分ある。

まずは、（ア）～（カ）の異同全体について、「諸本系」に比べて『永正本』は全体的に簡潔・省略の傾向にあることが注目される。これは明和本が、曲によっては、大規模な詞章の削除

や、上演時間の短縮をねらった簡潔な構成へと改訂していることと類似した現象といえよう⁽⁸⁾。

また、(ウ)(カ)の異同箇所に着目すると、(ウ)の詞章の内容は、長らく続く干ばつの最中、師長が神泉苑で琵琶を演奏すると雨が降ったことから、師長は「雨の大臣」と呼ばれるようになったということとを述べるものだが、『永正本』では、そのくだりが無い。実は、この詞章の典拠として指摘される『源平盛衰記』の「仙洞管弦」(巻十八)の記事では、

御前の管弦の座にハ、妙音院太政大臣師長公琵琶の役。此大臣は琵琶の上手にて神慮にも相応し、無双勝事多かりけり。(中略)此師長公宣旨蒙り、日吉社太宮の神前にて琵琶を調べ、さまざまに秘曲を弾じ給けるにこそ、陰雲速に起て、甚雨頻にふりけれ。凶知ぬ靈神曲を感と云事を、さてこそ異名には「雨の大臣」とは申けれ。

とあり、師長は「神泉苑」ではなく、「日吉社太宮の神前」で演奏している⁽⁹⁾。つまり、「諸本系」の詞章はいわば誤伝によるものなのである。『永正本』は、ここがないのだから、誤りはないといえる。(カ)についても、この箇所は『平家物語』の「青山之沙汰」(巻第七)が典拠として考えられるが、『平家物語』では仁明天皇の御宇であるはずなのに、「諸本系」は村上天皇の御宇の出来事として語っており、これも典拠通りとはいえない。ここも『永正本』は、典拠の通り「仁明天皇の御宇」

とする。

この(ウ)(カ)に関して、もともと『源平盛衰記』や『平家物語』の記述に即して描かれていた『永正本』(《玄上》)を、なんらかの意図で、神泉苑での逸話を挿入し、村上天皇の御宇の出来事に作り替えたというのが、これまでの理解であった。しかし、ここは、「諸本系」の詞章から『永正本』へ、すなわち典拠とは異なっているために、その誤りを正す形へ改訂されたと考えられることもできよう。明和本では、このように典拠に忠実になるように詞章を改訂する例がよくみられ、それと同様のケースと考えられよう。

この場合(ウ)は該当箇所をすべて削除し、(カ)の場合は典拠通り仁明天皇の頃の話になるよう改訂されたことになり、その対処方法が異なるが、これは長い前場を縮小させる目的があったなどの事情が推察される。

次に、(オ)の異同についても同様に、『永正本』では簡潔に、「それをもしらすで、四つ緒に思ふ心をしらすべたり」とあったのをふくらませて、老人の奏する樂に関する描写を加えたのではなく、「諸本系」の詞章を大幅に省略して『永正本』にみられる簡略な形にしたと考えることができる。そのように改訂した理由として、『永正本』では省略されたと考えられる詞章「梅がえだに社鶯ハ巢をくへ…」が、能《梅枝》にも同文が使われているため、重複をさけたという理由があげられる。明和本では、別の能に同文の詞章がある場合は、必ずどちらかを改訂・削除するという現象が認められるのである⁽¹⁰⁾。

このように、「諸本系」から『永正本』へ改訂がなされたとしてみていくと、両者の異同箇所は、明和の改正の改訂基準に則して改訂がなされたと考えられる。少なくとも、簡略な『永正本』の祖型から、種々の伝承を織り込んでふくらましたという理解が一般的であったが、その逆、つまり簡略化をし、合理性を追求した形へと改訂がなされる可能性は否定できないように思われる⁽¹⁾。

そして、次にみていくように、『永正本』には、明和の改訂に参画した加藤枝直の改訂案が反映されている。このことは、『永正本』が、室町期から伝わる詞章ではなく、明和本の制作過程と密接に関わる詞章であることに強力に裏付けるものである。

三 『永正本』に投影された加藤枝直の改訂案

『謡曲改正草案幀』改訂案の『永正本』への投影については、前節と重なる部分も生じるが、ここにあらためて詳細を検討していく。

『謡曲改正草案幀』（国会図書館蔵）は、加藤枝直の考案した改訂案のメモ書きを集成したもので、『老松』、『竹生島』、『白楽天』、『田村』、『兼平』、『千手』、『卒都婆小町』、『柏崎』、『三輪』、『東北』、『難波』、『采女』、『雲雀山』、『大原御幸』、『玄上』、『姨捨』、『蟬丸』、『接待』の十八曲について、それぞれ数節ずつ抜書きして、

その改訂案を記したものである。

そして『玄上』に関しては、二十七箇所の文節を抽出して、それぞれに改訂案や、前後の詞章との矛盾点などが指摘されるが、そのなかに枝直の改訂案が『永正本』『玄上』の詞章に投影されていると考えられる例は八例みられる。まずはそれらをあげてみよう。

顕著な例のひとつは中入前の詞章で、その場を辞そうと師長を引きとめる姥の言葉で、「諸本系」では「琵琶琴よりも御袖を、ひげやく横雲の夜はまだ深し」だが、その詞章に対する枝直の改訂案は次に示す通りである。

ひげやく、横雲の夜ハまた深し

「ひげやく、赤白星^{アカホシ}の夜ハまた深し」か

右では、まず「諸本系」の該当詞章を引用して、次の行にその改訂案を提示しているが、このように改訂する理由について、枝直はこの後に「横雲ハ明んとする時の雲なれハ、夜深しと申かたく也」という説明を加えている。つまり、「横雲」は夜が明けてくるときに見える雲なのに「夜ハまた深し」と続けては矛盾するとして、夜がまだ深いころに出る宵の明星（＝金星）の別名「赤白星^{アカホシ}」にしようという改訂である。この「横雲」「あかほし」の語に対する合理的な解釈は、歌道に精通する枝直ならではのこだわりと考えるが、この枝直案の詞章が『永正本』の詞章と一致するのである。すなわち『永正本』の該当箇所は、

四の緒よりも御袖を、たゞひけやひけやあか星の、夜ハマ
だふかし（7才7）

で、文字遣いこそ違うが、枝直案の詞章と同文であることが知られる。

同様に枝直の改訂案二十七例をみていくと、ほかにも「憂をわするゝよすか哉」という改訂案は、『永正本』の「しほくむあまの身ながらも、うきを忘るゝよすがかな（「諸本系」は「さも面白しろふ候なり）」（2ウ4）と、「遠方なれや住の江」という改訂案は、『永正本』の「遠方なれやすみの江の、松こそみゆれ海こしに（「諸本系」は「遠方なれや住の江」）（2ウ7）と、それぞれ傍線部に枝直案の影響が認められる。さらに、中入直前の「かきけすやうに失せにけり」は、「失給う」が良いとした枝直の改訂案についても、『永正本』では枝直案と同じ「うせ給ふ」（8才1）とあり、【十段】の「さる程に獅子ハ龍宮へとられしを、いでとりかへしひかせんと、漫々たる海上にむかひ、はやくかの獅子奉れく」（8才4）は、全文が枝直が考案した詞章と一致する。

また、このように枝直の改訂案の全文は採用されていないが、『永正本』に部分的に採用されている例として、

^A 玄上とやらんにてこそあらめ、さあらハ、旅の御慰めに
遊ばされぬ事ハよもあらし、^B 聞しらぬ身なからも、きか

という『謡曲改正草案幀』改訂案について、傍線部が新たに考案された詞章だが、『永正本』ではAの「玄上とやらんにてこそあらめ」は一致するが、Bの「聞きしらぬ…」はみられず、それに該当する詞章もみられない。これはBに關しては枝直の案が採用されず、該当詞章は必要ないと判断し削除されたという過程が想定されよう。ほかにも、

「あはとはるかに雲見ゆる」か「見えて」か

と枝直が二つの候補をあげている改訂案は、二つめの「見えて」が採用されたらしく、『永正本』では「あはとはるかに雲みえて」という詞章になっている例もある。次は、その改訂案の詞章はそのまま採用はされていないが、

村上のすめらみこと、きさいの宮安子也

という中入り直前でシテとツレが名乗る詞について、「村上の天皇」ではなく「スメラミコト」と訓じている枝直の記述も明和本に投影されたものとして注目される。これは、金春氏が明和本に共通する現象として、『永正本』では「天皇」を「スメラミコト」あるいは「スベラミコト」と読んでいたらしいことをあげているが、枝直がその読みを積極的に使用していること

は興味深い現象といえる。

以上のように、『謡曲改正草案幀』における《玄上》の改訂案と『永正本』の詞章に一致が認められるということは、とりもなおさず『永正本』が書写されたのが、枝直による改訂案が提示された後と考えられよう。枝直の案はそのまま投影されたものもあり、採用されていないもの、意見を参酌して別の詞章に改訂したものなど、その投影のされ方はさまざまだが、『永正本』への投影は、明らかである。そうすると、少なくとも現在残される『永正本』の詞章は、書写・本文ともに明和頃の成立と考えられよう。

四 諸本系《絃上》から永正本《玄上》、そして明和本へ

―枝直の引用詞章をめぐって―

以上みてきたように、『永正本』には明和の改正のために加藤枝直が考案した詞章が反映されているのだが、前節において『謡曲改正草案幀』の《玄上》は、すでにある程度改訂がなされた詞章を枝直が再改訂しようとしたものであると論じている。このことから、『永正本』の本文が「諸本系」から改訂されたものであることを、さらに裏付けられると思われる。

あらためて、『玄上』に関して、枝直の引用する詞章についてみてみよう。『謡曲改正草案幀』の《玄上》で、枝直が改訂す

べき箇所として引用する詞章を、「諸本系」と『永正本』の詞章と比較してみると、次の三つのパターンに分類される。

- (1) 『謡曲改正草案幀』の引用詞章が、永正本とは異なり諸本系と一致する例↓七例
- (2) 『謡曲改正草案幀』の引用詞章が、永正本と異なり諸本系とも異なる例↓七例
- (3) 『謡曲改正草案幀』の引用詞章が、諸本系とは異なり永正本と一致する例↓三例

この三つのパターンのうち、(1)の「諸本系」と引用詞章が一致する場合は、たとえば、

村雨降り候ほとに遊はしきして候

御手をやすめられ候

というものである。引用詞章「村雨…」は、『永正本』では削除されている箇所(エ)なので、枝直は「諸本系」の詞章をもつ謡本をみて改訂案を記したことになる。なお、この場合枝直の改訂案「御手を…」は『永正本』には採用されず、該当部分は省略されたと考えられる。

ところが、(2)(3)のパターンをみると、前節で論じたように、枝直がすでに改訂された詞章を再改訂しようとしたことを示すとも考えられるが、これらが『永正本』の元となった観

世家に残る古型である可能性も生じるかと思う。つまり、現在みられる『永正本』は、その内容も書写された時期も明和頃に明和本の制作過程で作成されたと考えられるが、実は現存しない『玄上』の古型を伝える謡本が存在し、枝直がそれを参考にしたため引用詞章が「諸本系」とは異なるという現象になったとも考えられよう。たとえば、これは(2)の例のひとつであるが、

抑是ハ村上天皇とハ我事也、扱も仁明天皇

抑是ハ、現に見えし玄上の琵琶主なり。扱も仁明

ナルヘシ

という一行目の引用文からは、このときすでに「諸本系」にはみられない「仁明天皇」の名があったことが知れる。ほかにも枝直の改訂案には、「ある子細ありて」と師長が入唐を志していることを曖昧にしているという、『永正本』の特徴にあげられる詞章が引用されており、枝直が改訂案を考えた時点で参照していた謡本は、すでにある程度『永正本』に近い詞章を有していたことがうかがえる。しかし、最初に示した枝直の改訂案「抑是ハ村上天皇とハ…」に該当する「諸本系」詞章をみると、

抑是ハ、延喜聖代の御讓、村上天皇とはわか事なり、その聖代の御宇かとよ

で、どちらかという枝直が引用する詞章は、「諸本系」の詞章に近い。すなわち、右の「諸本系」の詞章では、「我が事なり」と名乗るのに対して、枝直の引用詞章も「抑是ハ村上天皇とハ我事也」と共通している。しかし、『永正本』では、「抑是ハ玄上のぬしなり。さても仁明天皇の御宇かとよ(明和本も同じ)」で、枝直の改訂案「玄上の琵琶の主なり」に近い。『諸本系』、『永正本』、枝直の改訂案の三つの詞章を勘案すれば、『諸本系』の詞章は、「諸本系」から枝直の改訂案を経たものと考えれば、その推移に破綻がないように思われる。このような例はほかにもみられ、

是に御座候ハ師長公とて、天か下に聞えある琵琶の妙手、
ましますかさる子細ありて

と枝直が引用する詞章は、「諸本系」の「是に御座候ハ太政大臣師長公と申て、天下にかくれましまさぬ、琵琶の御上手にて御座候か」に該当する。「太政大臣」と名乗るか否かという相違はあるが、基本的に「諸本系」に近い詞章といえ、この場合も「諸本系」とは別の古形の存在を想定するより、「諸本系」を改訂した詞章を枝直が引用していると考えほうがより自然であろう。

また、『謡曲改正草案幀』では他曲においても、一度改訂した詞章に対する再改訂案を示す例があることも勘案すると、やはり「諸本系」とは別に古形の『玄上』があったと考えるより

は、「諸本系」を何度か改訂して、枝直が参照した『玄上』(つまり、枝直が引用する詞章)の形にし、枝直の改訂案を経て『永正本』の形にしたという経緯の方が可能性が高いと思われる。

つまり、『永正本』は明和本の稿本的存在と考えられるのである。

おわりに

『永正本』(『玄上』)が、年記の通りに永正三(一五〇六)年の書写ではなく、またその頃に成立した詞章でもないと考えられることを考察してきたが、それでは、なぜ改訂途中の詞章をこのような形で清書したのか、なぜ『永正本』には「永正三年」という年記が記されたのか、などといった様々な疑問がなおも残る。前者の問題に関しては、現在判明している明和の改訂の稿本的謄本には、改訂の中途段階であるにもかかわらず、版本の形になっている前川家本明和本、観世文庫蔵『爐雪集(仁・義・禮)』、『(校正刷明和本)』(高砂など二十曲の脇能を所収)や、改訂の中途段階の詞章であるが謄本に貼り付ける形で清書した田安家旧蔵『版本番外謄本』などの存在がすでに報告されており、『永正本』はこれらと同種の謄本として取り扱われるべきだろう(13)。

後者の問題については、表章氏の「五世の之重を永正十六年没とする観世家の誤伝を背景に永正三年の年記に合せて後人が添えたものではないか」という見解が、これまでに唯一回答を

示されたものといえる(14)。この問題の奥書についてこれまでの見解をふまえて整理しておく、本文と同筆の墨書で「永正三年丙寅八月九日於長州書之」と書かれているが、本文が明和の改正の際に「諸本系」の詞章を改訂したものと考えると、この「永正三年」の年記は、現在みられる『永正本』本文の成立年とは考えられない。ここは、五世之重書写の『玄上』がかつては存在したことを示唆する程度に理解すべきところかもしれない(もしそうだとしても、その詞章は「諸本系」に近いものだったのではないだろうか)。また朱書で「之重本写」とあるのは表章氏の見解の通り、「永正三年」の年記を意識して「之重」という人物を割り出したと類推されるが、どうして「永正三年」という年代が出てきたのか、やはり疑問である。「八月九日」という日になんらかの歴史的背景があるのか、また「長州」で書いたとする点も気になるところであるが、現段階では不明のままとせざるを得ない。

しかし、『永正本』に加藤枝直の改訂案の投影があること、そして枝直は、「諸本系」の詞章を改訂したものを参照していたらしいことから、現在みられる『永正本』は、永正頃に成立した詞章を伝えていないのではないかと思われる。

注

(1)『観世文庫目録』(法政大学能楽研究所編「観世宗家所蔵文書目録(付解題)」

『観世』一九七二年四月〜一九七七年二月まで三十二回に渡って連載)の解

題に次に引用する。

永正三年筆「玄上」 一冊（95。貴二イ右）

二一五×一五三。仮綴。共表紙。墨付九丁。新表紙不可。内題なし。片面七行。節付は朱で、若干本文を訂正しながら施す。末尾に本文と同筆（墨色が薄い点も共通）で、「永正三年丙寅八月九日於長州書之」とあり、年記の右肩に主筆で「之重本写」とある。之重は第五代の大夫。奥書のまま永正三年（一五六〇）筆と認めたい古写本。文句は室町末期以降の諸本と全体が著しく異なり、師長は入唐の由を言わず、姥は琴を弾かず、同音は梅が枝を謡わず、キリの文句も全く違う。明和改正謡本の同曲は本書を底本とし、朱訂の文句に従っている。

(2) 金春氏論文の最後に寄せられた表章氏「金春安明氏の論文を読んで」（『観世』平成十四年二月）でも、「別にあつた永正三年の原本を江戸後期に仮名遣を改めて転写したのではないか」と述べておられる。

(3) 現行観世流では、表記は《玄象》であるが、本論文では便宜上すべて《玄上》とした。なお、『謡曲改正草案帳』では、『絃上』から『玄上』へと題名を改訂した痕跡が認められる。

(4) 『永正本』に付された朱書については、注（1）参照。

(5) 表章氏「永正三年本「玄上」をめぐって」（『観世』、昭和五十六年七月）。

(6) 二つめの朱書は、『永正本』は本文が「老人ふうふともろともに」で朱書で「と」を消して改めて「ト」と書いているように見えるが、「ト」は節に開る書入かもしれない、もしそうなら明和本との異同はないことになる。

(7) 表章氏『鴻山文庫の研究』によれば、明和本以前で《絃上》を所収する謡本は、（外組 d、c、d、e、f）の組み合わせの謡本が該当する。具体的に

は、古いもので『明暦三年版本』や『天和二年仲夏林本』、もつとも明和の直前のもので『元禄十二年安藤八左衛門本』などがある。明和の改正の底本の一つとして注目される、いわゆる四百番本（林和泉掾）にも「諸本系」の詞章を持つ《絃上》が所収される。拙稿「田安宗武と明和改正謡本―田安家旧蔵版本番外謡本の書入れをめぐって―」（『藝能史研究』一六六号、平成十六年七月）参照。

(8) 明和の改正において、上演時間の短縮が目的のひとつであることを論じたものとして、山中玲子氏「観世元章の小書をめぐって」（『能楽研究』二十二号、一九九八年五月）がある。

(9) 引用は、古典研究会叢書『源平盛衰記』に私に句読点を補った。

(10) 横山柚人「明和の謡本（三）」（『謡曲界』大正5年10月号）による指摘。詳細は一章一節でふれている。

(11)（オ）の箇所について、松本雍氏「能と素材二十一」（『国立能楽堂』七六巻、一九八九年二月）が、「老人が琵琶を弾く段に雅楽『越天楽』の歌い物を取り入れていることなど、古い能の姿を偲ばせるものがあります」と述べられていることも、「諸本系」が『永正本』に先立つ古型であることを裏付けるものとして注目される。

(12) 前川家本については、本章四節でふれる。

(13) 注（1）と同じ。

四節 明和改正謡本の改訂経緯と参画者

―成立過程の仮説と賀茂真淵の関与をめぐって―

はじめに

これまで本論文でとりあげた明和本の様々な事例によって、明和本が刊行されるにいたった経緯については、ある程度具体的にようになってきたかと思われる。そこで、本節ではこれまで述べてきたことをふまえて、明和本がどのような経緯で成立したのかをあらためて考察していきたい。

具体的には、本論文で取り上げた田安家旧蔵『版本番外謡本』や『謡曲改正草案幀』以外にも、これまでに紹介されている明和本の改訂作業をうかがわせる資料がある。その資料群については二章二節でも少しふれたが、田安家旧蔵『版本番外謡本』より以前に行われた改訂段階を示す資料といえる。また、本章二節で『謡曲改正草案幀』が、何段階かの改訂作業に応じた草案だったことを論じた。こういった結果をふまえて、推定される改訂作業を段階毎に整理し、それぞれの段階で行われた作業とはどのようなものだったのか、段階を経るごとにどのような変化が生じたのかといった点に留意しつつ考察しようと思う。

そこでは、改訂作業の実態を明らかにするとともに、改訂に

参画した人物について、その人物がどのような関与をしていたのか、また従事した場がどのように変化していったのかという問題にも言及していきたいと思う。

以上のような観点で、明和本が成立するにいたる経緯を整理していくのだが、これはおのずと明和本成立の意義という問題にも抵触するものと思われる。ここで、結論めいたことを先に述べるならば、謡本改訂という大事業に参画したと思われる複数の人物のそれぞれが考える意義には少なからずズレがあったのではないかと思われる。そのようなズレについて言及することで、複雑な明和本の成立経緯について筆者なり見通しをしめすつもりである。本節はこれまで述べてきたことの総括的な節ということになるう。

一 明和本改訂経緯を示す資料

現在、明和本刊行のために行われた改訂作業の実際を示す資料として紹介されているものに、以下のものがある（曲名は、改訂案が記される曲）。

- 1 観世文庫蔵「爐雪集仁」
《野宮》《井筒》《芭蕉》《江口》《夕顔》《采女》《仏原》
《源氏供養》《千手》
- 2 観世文庫蔵「爐雪集義」
《楊貴妃》《浮舟》《玉葛》《班女》《三井寺》《富士太鼓》
《梅枝》《桜川》《百万》
- 3 観世文庫蔵「爐雪集禮」
《松風》《熊野》《東北》《蟬丸》《二人静》《住吉詣》《柏崎》
《定家》
- 4 観世文庫蔵「明和本稿本」A
《高砂》《難波》《志賀》《養老》《代主》《老松》《白楽天》
《白髭》《大社》《寢覚》《加茂》《氷室》《逆矛》《呉服》
《右近》《竹生島》《九世戸》《玉井》《和布刈》《蟻通》
- 5 観世文庫蔵「明和本稿本」B
《富士山》《望月》《籠太鼓》
- 6 観世文庫蔵「明和本稿本」C
《代主》《逆鉾》
- 7 観世文庫蔵「元章手沢本『習十番』」
《木賊》《姨捨》《石橋》《関寺小町》《卒都婆小町》《恋重荷》
《砧》《鷺》
- 8 観世文庫蔵独吟異本
- 9 前川家蔵「明和本」A
《朝長》《兼平》《田村》《船弁慶》《経政》《禅師曾我》

- 10 前川家蔵「明和本」B
《芦刈》《咸陽宮》《小袖曾我》《夜討曾我》《清経》《東岸居士》
 - 11 前川家蔵「明和本」C
《采女》《二人静》《柏崎》
 - 12 前川家蔵「明和本」D
《梅枝》《芭蕉》《玉葛》
 - 13 田安家旧蔵版本番外謡本
《富士山》《逆矛》《求塚》《岡崎》《宮川》《浦嶋》《植田》
《小環》《雪鬼》《柳》《嵯峨女郎花》《堪海》《将門》
 - 14 謡曲改正草案幀
《老松》《竹生島》《白楽天》《田村》《兼平》《千手》《卒都婆小町》《柏崎》《三輪》《東北》《難波》《采女》《雲雀山》
《大原御幸》《玄上》《姨捨》《蟬丸》《接待》
- 15 12の資料は、いずれも観世家における明和本刊行のための作業をうかがわせる資料であることが諸氏の研究によって明らかになっていっているものである。それは、それぞれの謡本の空白部分に典拠文献等の考証が書込まれていること、詞章が訂正されておきその一部が明和本に反映されているという特徴から、これらの資料が明和本刊行のための校正刷・見本刷・稿本・草案などと判断されているのである。そして、その筆跡は観世元章のものと考えられており、観世家においておこなわれた改訂作業の実態をしめす資料とされる。なお、これまではこの資料

のみが知られていたため、明和本の制作は観世家において元章が中心的な実行者となり作業が進められたとの見解がしめされたのである。そして元章が篤学で、考証癖がある人物との評価がなされ、明和本はそのような元章の趣好が反映された謡本であるといわれるのも、これらの資料から判断されたといってもよいかもしれない。

なお、右の資料のうち、9と12の前川家蔵本は太鼓観世の前川家に所蔵されているものだが、観世家の1と8と特徴が同じであり（中央部に水損、火災にともなう損傷がある）もとは観世家にあったものが「何らかの事情で前川家に移ったものと推測」されている（表章氏「『明和改正謡本の周辺』補説（3）曾我物と明和本―校正刷的明和本の存在―」（『能楽史新考（二）』、なお最初に前川家蔵本が紹介されたのは大森雅子氏「明和本に関する一考察―その諸版をめぐって―」、『観世』昭和五十八年五月）。また、右の一覧のうち10は、1のうち『采女』、3のうち『二人静』、『柏崎』を正徳弥生本に丁寧に写したものとみられている（味方健氏「研究余滴 采女 美奈保之伝 管見」、『観世』平成八年十月、および同氏「明和本公刊までの曲折」、『能』五〇三号、平成十二年四月）。11は10と同種の転写本らしいので、11もおそらく1のうち『芭蕉』、3の『玉葛』、『梅枝』を転写した正徳弥生本と推定される。このため前川本10、11は一覧から除いてもよいのであるが、味方氏によれば観世文庫本と前川本10、11との間で「注記等に少々異同もみられる」（前掲「明和本公刊までの曲折」という。この異同は転写に

ともなう誤写程度のものの可能性もあるが、とりあえずは別種の資料と考え一覧に掲載しておく。

さて、この観世家における改訂作業の実態をしめす1と12の特徴は、謡本の空白部分に典拠文献等の考証が書込まれていること、詞章が訂正されていることをさきにあげた。その詳細については、現在進行中である観世文庫の所蔵資料の再調査の途中経過として発表された落合博志氏「『観世文庫解題』観世元章―明和改正謡本の稿本など」（『國文學』平成十七年七月号、学燈社）が1と4について紹介・報告されたものがあるので、落合氏の記述にしたがって次にみていく。

二 元和卯月本の覆刻と詞章訂正

さきほどあげた一覧のうち1と4は、いずれも「爐雪集」という名が付けられているが、基本的には明和本の底本である元和卯月本を覆刻した謡本である。そこには、フリガナ・濁点や間拍子・吟別注記・節付の直しなどが加えられており、詞章については貼紙、胡粉訂正、抹消をしたうえ藍・朱・墨筆で詞章の改訂案が記入されているという。明和本はその訂正部分を象徴によって修正した版本を用いているようで、明和本が一曲のなかでも部分的に字体が異なる箇所が散見されるのは、このような経過があったことが知られる。すなわち、一度元和卯月本

を覆刻し、フリガナ・濁点や間拍子・吟別注記・節付の直しを加えた版木を制作し、それを刷ったものに詞章訂正を書き加えた、その訂正箇所を削って新たに埋木をほどこしたと推定されるのである。

落合氏によれば、書き加えられた詞章訂正には、藍・朱・墨筆の三種があり、藍の訂正は曲によっては見られないという⁽¹⁾。そして、その三種の書入れの先後関係については、「朱筆が藍筆を消し、墨筆が朱筆や藍筆を消している例が多いがその逆は見当たらないことから、藍↓朱↓墨の順に記入されたことは確実である（胡粉上書きによる訂正も墨と同じ時期か）」とされている。

この訂正書入れについて注目すべきは、墨書の書き込みに関して、枝直の『謡曲改正草案幀』の案に一致するという落合氏の指摘である。その例として、落合氏の論考で1の《井筒》の藍・朱・墨筆で記された書き込みが明和本へと至る経緯が十二例示されているが、そのなかに、

原文「つゝ井筒」↓胡粉上書き「つゝ井つの」↓墨「つゝ井づゝ」↓明和本「つゝ井筒」（クセ上ゲ端）

と推定されたものがある。つまり、元和卯月本の詞章をほぼそのまま覆刻した原文では「つゝ井筒」とある箇所について、そこをまず胡粉で消して「つゝ井つの」という改訂詞章を書いた。さらに墨書で再改訂し「つゝ井づゝ」となり、最終的には明和

「井づゝ」が漢字に変換され「つゝ井筒」になったという経緯である。この最終段階の訂正と思われる墨書訂正が、加藤枝直の『謡曲改正草案幀』に対応すると指摘されているのであるが、これは、本章二節において、枝直の書簡草案の次の記述、

《井筒》の歌ハ「筒井つゝ井筒」と古本にも有之。理りも聞え申候。「筒井つの井筒」と申ハ、事誤のよしに候。

とあることから、最初「つゝ井つの」と改訂されたのに対して、古本の形と異なると枝直が批判し、「筒井つゝ井筒」のほうが良いと改訂案をしめしたものだらうとの推定が正しかったことを裏付けるものである。

ところで、落合氏はこのように明和本の刊行準備の初期段階で、まず版木を制作していることについて疑問を呈している。すなわち、「一度版木を作った後に多数の埋木を行うのは著しい手間であり、むしろ写本を改訂案記入用の底本とし、詞章がほぼ固まってから版を起す方が合理的」とし、次のように推察されている。

或いは当初元章は、部分的な字句の修正程度の比較的小規模な改訂を考えていたのであろうか。然るに、自ら詞章の注釈を行い、また識者の意見などを徴するにつれて改訂箇所が増加・拡大し、極端な場合は全く新たに版を起すような結果になったのかもしれない。もしそうとすれば、当

初予想していなかったそのような方針転換に改訂の幅の拡大を決意した動機は何か、特に版を全部改めるほどの、新作に近いような大幅な改作は誰の意図に発したのか、が究明される必要がある。

この落合氏の指摘はもつともであり、「識者の意見などを徴するにつれて改訂箇所が増加・拡大」したその具体例は、一章に述べたごとく宗武の学説の投影を余儀なくされた事情や、加藤枝直の参画により改訂箇所が増えたことが考えられよう。すなわち、筆者がこれまで展開してきた論をふまえるならば、元章が当初予想していなかった方針転換に改訂の幅の拡大のきっかけとなったのは、国学者の関与で、とくに田安宗武の積極的介入かと思う。

本章二節でもふれたが、《井筒》についての枝直の指摘が、荷田春麿の『伊勢物語童子問』には「古本には、筒井つのはなく、筒井つと有を見て」とあり、真淵の『伊勢物語古意』にも、「後世に筒井つのいづ」と唱ふるは誤也」とあるように、いわゆる新注に基づいて改訂案を述べている点に注目してみよう。これは視点をかえると、観世文庫154で最初に胡粉上書された「つゝ井つの」という第一次改訂詞章は、明和頃に披見可能なごく一般的な『伊勢物語』にもとづく改訂と考えられる。いわば文献考証のような専門的な知識のないものでも施しうる改訂である。その改訂に対して、当時展開されていた最新の学問事情をしる加藤枝直がその「間違い」を指摘している。一連

の元和卯月本の覆刻版木に施された改訂のうち、最終段階とみなされる墨書による改訂が、加藤枝直の意見を参照にされているということは、元章も予想していなかった大規模な改訂へと方向転換を余儀なくされた契機として、国学者の積極的関与であったことを裏付けるものかと思われる。

この元和卯月本覆刻版の稿本について、もう一つこの段階ではまだ国学者の関与が希薄だったことを裏付ける現象が指摘できる。それは、一章一節で述べたように明和本の表記法は基本的には契沖仮名遣いを採用しているといえるのだが、落合氏論文掲載の写真をみるかぎり稿本の表記は、定家仮名遣いのままである。この件については、今後精査する必要があるが、おそらく1512は同様かと推察される。このことは、表記法を契沖仮名遣いに直すという、ある意味画期的な作業は、当初元章の予定にはなかった可能性も出てくるように思われる。

さて、この元和卯月本の覆刻による改訂は、たとえば《采女》で春日大社の縁起を語る場面はすべて削除されているといった大幅な改訂は施行されていない。すなわち落合氏のいわゆる通り「字句の修正程度の比較的小規模な改訂」であり、明和本の特徴としてあげられる「急ぐ」「磯」を五十宮に憚って改訂するという現象もみられない。このような初期段階の改訂段階を示す資料が観世家に所蔵されることは、13田安家旧蔵版本番外謡本の改訂がかなり大幅なものであることと対称的であるといえよう。

三 田安家における改訂作業

13の田安家蔵版本番外謡本については、二章二節で詳細を述べているのでここでは多くは繰り返さないが、「急ぐ」「磯」がすべて改訂されており、刊行された明和本により近い詞章を持つといえる。

1と12との関係でいうと、改訂箇所も多いという端的な特徴から、13の田安家蔵版本番外謡本が後の段階の改訂と考えられる。具体的にそれを裏付けるのは、両者に共通する曲への改訂の改訂程度の相違である。すなわち、13において改訂がなされていた《富士山》と《逆鉢》であるが、5には《富士山》、4と6に《逆矛》が所収しており、これらの曲を調査すれば、どちらが先行する形かがより明確になる。前掲落合氏論考によれば、4は注釈の書入れのみで詞章の改訂はない。また5は版本ではなく写本とのことで、紙を切り抜いて詞章訂正がなされており、「明和本以前の間稿的性格」を持つているという。13の田安家のものは、ほぼ刊行後の明和本と同じ形に訂正されているので、13田安家蔵版本番外謡本は1と12よりも後に成立したと考えてよいだろう。なお、このことから、改訂は段階を追うに従って改訂箇所が増えたという経緯についても推察できるかと思う。

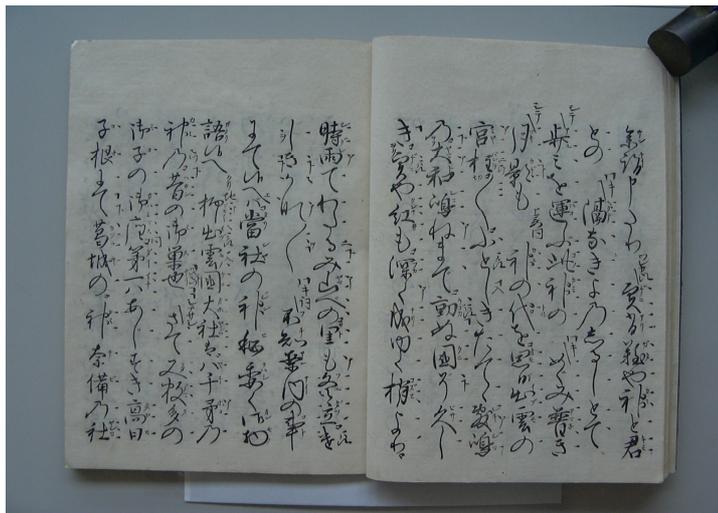
さて、明和本は1と12で改訂された箇所を象徴したものと考

えられるが、3の《住吉詣》と4と5に所収の《代主》については明和本はまったく別版、つまり新たに全体を作り直した版木が使用されているという（前掲落合氏）。《住吉詣》と《代主》については、一章二節、三節にて改訂の詳細をとりあげたが、いずれも従来のものとは全く別曲と違ってよい大幅な改訂がなされている。そのため部分的な象徴では対応できず、当初用意していた版（3、4、5）を使用せず、新たに版木から作り直したと思われる。問題はこの《住吉詣》と《代主》の二曲の改訂内容が、田安家における国学研究の主張と重なることである。これは大幅な改訂が田安家の指導のもとで行われた可能性を強力に支持するものかと思われる。

このような現象はほかにも指摘でき、たとえば明和本《大社》をみれば、全体は元和卯月本の似せた字体で版が起されているが、一箇所だけ字体が異なる箇所が指摘できる。それは、「抑出雲国大社は」ではじまる地クリからクセの「第三八建御名方の神なり。科野の諏訪の明神」までで、よくみれば明らかに字体が異なる（写真参照）。この箇所が古事記の記述によっていることは、一章三節ですでに述べているが、このことから《大社》の改訂経緯は次のように仮定できるのではないだろうか。

すなわち、まずは従来の詞章の《大社》を元和卯月本に似た字体で版が制作された（あるいはそのまま刊行する予定だった可能性もある）。それを田安家にて検討したところ、古事記の記述と関連する地クリからクセにかけての詞章を改訂する必要があると判断され、田安家から改訂詞章が元章に提示された。

元章はその要請に応じ、版を象徴させた。



以上の経緯はあくまでも『大社』を例にした仮説であり、すべての曲について適応されるものではないかもしれない。しかし、およそ明和本の成立経緯に当てはまるのではないかと思う。

右者依決板起猶以令

清書加奥書畢

慶長拾四年

正月吉日 観世左近大夫

身愛（花押）

不殘狐疑故染毫而已

寛永拾八年

五月十六日 観世左近大夫

重成（花押）

右者代々家伝之通雖有

猶亦此度改加奥書畢

正徳六年^丙 歳弥生

観世織部

滋章（花押）

四 清親時代における謡本改訂

では、最初に元章が製作した謡本はどのような意図で制作されたものだったのだろうか。観世元章は、独吟集を作るさいも、その校正刷をまず作っていたようで、そこには刊行独吟集にはない、次の奥付があるという（表章氏「明和独吟について」）。

すなわち、右は一つ目が九世観世大夫公認本である元和卯月本、二つ目が十世観世大夫公認本である寛永十八年本、そして十三世観世大夫公認本の正徳弥生本の奥付けを写したものと考えられる。この三種の奥付が明和の独吟集の奥書にあることについては、あたかも三種の独吟が異本のような印象を与え、元章が権威付けのためにでっちあげたものといわれることもある

が、実は明和本の刊行の意図はこの奥書に隠されているように思われる。

すなわち、元章の新謡本刊行の第一の目的は、観世大夫の伝える正統なる詞章を世に流布させることではなかったか。過去の観世大夫公認の詞章と元章が認めた三種の謡本についても多少の異同がある。その異同を見直し統合することが、本来の目的だったのではないだろうか。独吟集の校正刷に付された三種の奥付は、元章の権威付ではなく、実際に三種の謡本を見直し改訂を加えたことをしめすものと考えてよいように思われる。

また、観世家には元章の極めが付いた謡本が多数ある（『観世宗家所蔵資料目録』）。これも元章が架蔵の謡本の権威付けのために行ったと解される向きもあるようだが、やはり純粹に伝来の詞章について調査し、正統な詞章に統一しようとしたものではないだろうか。

このことに関連して想起されるのは、本論文二章三節の補説において、『書物方御日記』から大久保伊勢守が江戸城紅葉山文庫所蔵の謡本を長期にわたって借り出していたことを紹介し、そのことが観世家の《半蒔》謡本の書入れ記事と関連すること述べたことである。この一連の動向は、大久保伊勢守が伝来の不詳な揃いの謡本を吟味することが目的だったように思われる。大久保伊勢守は、このとき伝来の確かな謡本（観世小次郎元頼書判の謡本と観世元忠書判の謡本）は借りず、書物方でも上掛りか下掛りか判断できないとされた『外々三百番本』を借りているからである。この一連の動向をうけて、時の観世大夫

清親は大久保伊勢守の意向を聞き入れ、《半蒔》の詞章を改訂している。

おそらくは、江戸城内の役人の間で謡の詞章が本によって異なることや、語義不明の詞章や典拠引用の誤りなどについて指摘があり、観世大夫清親に是正するよう話しが持ち上がったのではないか。その背景には、江戸城における故実研究への興味（二章三節参照）もあつたろう。また、將軍吉宗が熱狂的な能好きであつた五代將軍綱吉以来、乱れた能界を是正しよう（たとえば、能樂師から役人に取り立てられた者を退けさせた）、幕府の政策と同じ流れと考えられよう。享保六年には能樂諸家に由緒・所演曲について書上提出を命じる。以後も同種の書上提出は要請されたようで、能樂諸家は否応無しに自家の伝書等を意識せざるを得なかつたと思われる。このような流れがのちに元章が新謡本を刊行した前兆となつたことは間違いないと思われる。明和本刊行直後の明和二年六月に、元章と弟織部が田沼主殿頭・水野豊後守立ち合いのもと「御謡本改正出精仕」のため褒美を頂戴しているのも、以上のような事情があつたのではないだろうか。なお、明和本は、幕府御用書肆出雲寺和泉掾から出版されていることについて、真淵の著書『万葉集考』（明和六年「一七六九」刊）も同じ幕府御用書肆出雲寺和泉掾から出版されていることは従来それほど留意されていないように思われる。このことは、明和本が幕府公認だったというよりは田安家の学問環境と密接だったことと関連する事項かもしれない。さて、以上のような事例を元にすると、明和本刊行までの流

れは以下のように推測される。

江戸城内で動向をうけて観世清親は、謡本詞章の見直しを試みたと想像されるが、晩年の清親は病気がちだった（二章三節参照）。おそらくは志半ばで死去し、息子の元章に託したと思われる。もとより元章はその意志を継ぐことにする。おりしも父に引き継ぎ、稽古に出入りするようになった田安宗武も江戸城内での演能を通じて、また持ち前の研究熱心から謡本の詞章については不満を持っていたと思われる。宗武の提案で、思い切ってあたらしい統一謡本の刊行を計画することになった。宗武は和学御用の賀茂真淵に手伝うように命じ、自身でも少なからず詞章改訂作業に着手したと思われる。真淵は興味がなかったが、協力は受諾し、友人で謡好の加藤枝直に話しを持ちかける。

当初、新謡本制作は元章を中心とする役者に任せられ、元和卯月本を根本として、表記を改める程度の小部分の改訂をめざし、版木を作るところまではこぎ着けたが、宗武や協力を要請された国学者はもう少し異なる思惑で改訂の準備をしていた。それは田安家を中心に展開される古学考証にもとづけば「誤り」と考えられる詞章の改訂であった。加藤枝直がその書簡で『草子洗小町』に思い切った改訂が必要と考えていたことや、『井筒』について、いわゆる新注の説を用いていることは端的な例といえよう。また、田安家の学問事情を少なからず知り感化された元章が、いくつかの曲に関して田安家に改訂を依頼した可能性もある。田安家から提示される改訂案はかなり大幅

な改訂がほとんどだったと推察される。

ところで、明和本の刊記は、明和二年五月だが、この年月は当初から目的にあったのではないか。明和二年五月は徳川家康百五十回忌にあたる。明和本は明和五年五月刊行をめざして、ぎりぎりまで田安家との調整が続いたのではないか。

以上は、これまでの論をふまえて推察した明和本刊行までの経緯だが、現時点ではあくまでも仮説であり、今後様々な資料や状況の把握によって裏付けていく必要がある。とはいえ、それほど検討はすれではないと思う。

おわりに

— 賀茂真淵の関与をめぐる —

さて、明和本刊行までの経緯を具体的に推察したところで、最後に触れておきたいのが、賀茂真淵の関与である。

宗武の和学御用をつとめた賀茂真淵が能楽の詞章改訂の改革に関係して、新作能『梅』を作詞したとする説は、今日はほとんど顧みられていない。しかし、田安宗武が能楽の改訂にも関与をしていたとするこれまでの検討をふまえると、『謡曲改正草案』の序文にあるように、真淵が宗武から謡本改訂を命じられたことは実際にあったと思われる、そうだとすると主君からの命をおざなりにするとは考えにくい。

従来、真淵が能楽の詞章改訂にあまり興味がなく関与していないという根拠としてしめされるのが、次の賀茂真淵書簡（「植田七三郎宛」（書簡76）明和五年、『賀茂真淵全集』二三卷、平成四年年、続群書類従完成会）の一節である。

一、謡の文句改候事は、拙者かまはず候、但門弟の中によほどかゝりたる人も有之候、梅の謡は是又われらはかゝらず、われら所思とは大に相違の事も有之候、惣ての謡によく出来候も、又は文句など錦布の続合も有之候、かゝる俗事はとてもかくても有べき物也、狂言人のいふかたりなどはよくなかりしを、よほどよく成候也、惣ての舞かけりなどの所々も多くなほりし也、高砂は八段の舞に成たり、ふるくは八段有しといへり、

傍線部において、たしかに真淵は謡文句改訂に興味がないことを端的に述べている。しかし、その続きに「狂言人のいふかたりなど：」とかなり内容にふみ入った発言をしていることは従来あまり注目されていない。ここでは、この謡文句改めによって改善された点として「狂言の語り」と、「舞かけり」をあげ、《高砂》については、古い形のとおり「八段の舞」になつたなどと具体例をあげている。これは、《明和の改正》を行つた場、すなわち田安家において、実際にその改訂の詳細を知っていたからこそその発言かと思われる。なお「狂言の語り」については、随筆『譚海』において、《高砂》の間狂言が宗武の作で

あると記されていたこととの関連が指摘できる。すなわち、真淵が宗武にかなり敬意をはらっていたことは、真淵の書簡や著書からもうかがえるが（真淵が田安家出仕時代の著書『万葉考』に、「かしこき御説」として、宗武の説をあげている例など）、あるいは宗武が《高砂》の間狂言を作った事実から、あえて書簡で取り上げ、敬意をはらったのではないだろうか。

なお、右の書簡の「但門弟の中によほどかゝりたる人も有之候」とほかにこの仕事をするにふさわしい人が門弟にいたので、する発言は、加藤枝直をさすと言われている。真淵は能に興味はなく謡好だった枝直に託したというのである。実のところ、真淵は枝直とあまり合わなかったようで、友人宛の書簡には枝直について「加藤又左衛門（＝枝直）など家内の者一度も芝居遣し候事無之候。江戸は却て左様にかたきもの有之候」（「梅谷市左衛門宛」（書簡38）宝暦十一年（明和三年説もあり）と「かたいもの」との評価をくだしているほか、真淵の『冠辞考』に枝直が跋文をよせているが、それを褒めた人に、「（枝直は）歌は是もさしてよきは侍らざりしが、文も此の跋ほどには書侍り。老たる人なれば書んと侍りしにまかせしなり」（『龍のきみえ賀茂まふち問ひ答へ』）と、歌はうまくないが文はわりと書き、年寄りが書きたいというの書かせたのだと、驚く程突き放した発言をしている。あるいは苦手な枝直があまりに熱心に謡曲改訂に取り組むもので嫌気がさしたという事情があったと考えるのは想像をふくらましすぎだろうか。

また、留意しておきたいのが、田安家旧蔵版本番外謡本の書

込みや詞章訂正の方法が、真淵の手沢本にみられる特徴と酷似している点である。一例をあげるならば、真淵の自筆書入本『枕草子春曙抄』の特徴、

草稿の初期に、胡粉・墨・丹・藍・群青などを使用して、筆勢強く塗りつぶしたり、棒線で打消し否定して、頭注あるいは縦横にあるいは引き出し線を以て余白に△や8∞などの印のあとに、真淵は書入れていく

は田安家旧蔵版本番外謡本の特徴と酷似するほか、観世家の元章書入明和本稿本1と4とも類似するようである(原雅子氏「賀茂真淵の『枕草子』考」(『賀茂真淵の門流』)。そのほか真淵自筆『伊勢物語古意』(穂純重遠蔵、大津有一氏「真淵自筆『伊勢物語古意』の出現」、『文学』一卷四号)、『万葉考真淵自筆稿本』(天理図書館蔵)、『源氏物語湖月抄』(田藩文庫)など、実見あるいは図版などで確認する限り、詞章を墨で抹消し、余白に考証を書込む、あるいは部分的に貼紙によって詞章を訂正するといった特徴は田安家旧蔵版本番外謡本と共通する。なお今名をあげた真淵自筆本はいずれも田安家旧蔵本である。もっとも、この特徴は観世家の元章書入れ本とされる諸本の特徴とも一致し、また田安宗武の書入本『飾抄』『桃花薬葉』等にもいえることである。真淵自筆本とされる本についても様々な書体が見え、現時点で断定することは困難であるが、少なくとも田安家旧蔵版本番外謡本が賀茂真淵の考証法の影響を受けている

ことは認められてよいだろう。あるいは観世家の元章書入れ本のすべてが元章の筆としてよいのかという問題も含め、今後詳細に検討していく必要がある。

いずれにせよ、明和本が田安家の国学研究の場と密接に関わっていたことは確実であり、田安家旧蔵版本番外謡本がそれを裏付ける資料であることは疑いない。そして、その場には賀茂真淵が和学御用として従事しており、無関心を決め込む状況にあるように思われない。

真淵が田安家の御用を辞したのは宝暦十年(一七六〇)であるが、その後も宝暦十三年に宗武の家臣として大和国旅行にでかけるなど田安家との交流は続いていた。能にたいして興味があった(あるいは明和五年の段階で興味が失せていた)ことは事実としても、これまでみてきたように、主君である宗武がかなりの興味をもって取り組んだと思われる(「明和の改正」に、それほど興味のない真淵も巻き込まれた可能性はないとはいえないように思われる)。

終章

本論文では、江戸時代中期に刊行された観世流の謡本、明和改正謡本をめぐって、その成立までの諸事情をめぐって、田安宗武の関与が重大な役割を果たしていることを中心に論を展開してきた。国学研究の反映という観点から明和本を讀んでいくと、賀茂真淵や本居宣長によって成熟される以前の、過渡期ともいえる研究の姿を如実に反映した貴重な謡本であることが判明してきた。宗武が明和本と関わりが深い人物であることは、江戸期や明治期までは一般的な認識だったかもしれない。しかし、研究が進むにつれ、あまり顧みられなくなっていたのも事実なのである。これまでも述べているように、従来考えられていたよりも宗武の存在は多大であり、それは明和本が元章の独断によるものでないことをしめしていよう。

しかしながら、本論文において宗武や田安家、国学者の関与ということに話題が集中し、観世元章は宗武らの指導に、ただ従うのみだったような印象が残ったとすれば、それは筆者の意図することではない。横井春野氏は『能楽全史』において、「かゝる大仕事を元章一人にて、いかで成しとげえん。文章と改刪迄も元章が成せしとはうけとられず」「元章はいはゞお先き棒に使はれしが如き感なきに非ず」など述べ、他者の参画を重要視するが、一方で文章改訂は国学者が行い元章は節付など芸事上の改訂を担当したいわば分業であったように考察されているが、そこまできっぱりと二分化する必要もないように思われる。

元章自身にも目指そうとしたところがあり、改訂謡本の改訂

を断行したはずである。この点については三章四節である程度考えを述べ、元章の意図と実際とのズレといった観点から推測を試みたが、ここでは元章の業績をふりかえることで、明和本の意義を振り返り、本論文の終章としたい。

元章の一生を振り返ると、観世大夫の嫡子として生まれ、死ぬ数週間前まで江戸城の演能を勤めていた。江戸城における幕府式楽を担うお抱え御役者であるという立場は、元章の中で大きな位置を占めていたと思われる。このことは明和の改正でもうかがえ、たとえば「祝言の式」という小書を定めたのは、式楽で演じることが主な職務だったからであろう。祝言の式で上演される際のワキ詞を記した『副言卷』巻十一「祝言能シウゲンノウナノリ自稱ナラヒマチウクヒ」の巻末には次のような文が記されている。

祝言てふものハ其日を祝をさむる事なれば、殊に重き役人のすべきを、遠からぬ世より皆初心の者、又ハ下手、あるひハ弟子等のつとむる役の様におもひなれるハ、古にたがへるなり。されバ、祝言の佐ワキの置鼓にて出る事、はた自称様をさへしれる人もなくて、かしましき次第のうち様をのミ聞なるハいとほづかし

この詞を見ると、「其日を祝をむる事」である祝言能が、鼓の特に重い打ち方である「置鼓」で出ることを強調されているなどとして、かなり重要視していることが知られる。ここに、幕府の式楽としての能を担う観世大夫としての元章の立場が、

はっきり現れているのではないだろうか。なお、右では祝言能は下手な役者や弟子などが勤めるべきでないと言われているが、元章自身が出演した頃の演能記録『触流御能組』『能留帳』（宝暦十四年〜安永二年分まで）を見ると、確かに祝言能に出演しているのは、弟の織部か、跡取りの三十郎に限定されている。明和本の刊行にはこうした儀式としての上演が常に意識されていたと思われる。

また、二百十番謡目録の序文をみれば、

抑当流ハ。観阿弥に起りて世阿弥に成。音阿弥より伝へて
三百年来に越たり。

とあり、三百年の伝統を引き継いだことへの意識はなみなみならぬものだったと推察される。二百番謡目録には、観阿弥からの歴代観世大夫の名と花押が列挙されている。このような態度は、元章の権威付けとかねつ造の例としてあげられることもあるが、それは権威ある家（と元章が考えた）を継承した責務から出たものである。

さて、元章は家蔵の伝書・謡本を整理したことが知られている。謡本には細かい字でぎっしりと書込みをしていたため考証癖があったと評されているが、少なくともかなりの凝り性で何事にも熱心に取り組む人物だったように思われる。それまでほとんど用いられなかったと世阿弥伝書にも目を通し刊行までしているが（これも文章が改訂されて刊行された）、たとえば

『風姿花伝』の元章の注に、

舞も手もさだめて大事にけいこすべしとハ、かへ手などしばくをしゆれば、心もちり、手足のはたらきもまがひてわろければ、なにをも一品をおしへて、百度しても手ざしひとつあしづみ一ツもたがはぬやうにさする事也

という記述がある（表きよし「観世大夫元章と『風姿花伝』』、『文学』、平成十二年十一月十二月号）。一つの動きを百回でもして手差し足踏み一つ間違わぬように教えるべきだと説いているところからは、国学思想に強く影響をうけた学者肌の人物というよりは、凝り性で稽古熱心な役者の姿がうかがえよう。〈明和の改正〉で種々の演出の工夫をしたのも、こうした能への取り組みへの熱心があったからそのことだろう。このことは、次の世代への継承についての意識の高さをも感じさせる。『二百十番謡目録』の序文の最後の文「然れども猶訛あらん事を恐る。子孫相継で改正せば。孝行是にしかじ」には子孫に継ぐということが意識されているが、これはたんなる大義名分ではないはずである。

もうひとつ、元章の事績としてあげておきたいのが、それまでは京都で独立して謡指南に従事していた京観世五軒家（林・岩井・園・伊井上・浅野）を支配下においたことである。これも元章一代で成し遂げたというよりは清親の時代から、京観世を傘下におく動きがありそれを引き継いだと思われる。随筆

『翁草』巻百二十六「関寺小町」には五軒家のうち園久兵衛入道祐三が、習物の《関寺小町》を演じるさいに許可を得なかったため、江戸の家元（観世大夫）の勘気を蒙ったというエピソードが記されているが、この家元こそ元章である。元章は弟子家の上演に対して管理する立場にあったといえる。このことは明和本刊行にも一つの意味をあたえる。すなわち、清親時代から拡大しつつあった弟子家の管理運営を考えると、当然必要なのは統一謠本と考えられるからである。普段は直接指導できない遠方の弟子についても、細かく正確な読みを記した公認の謠本を使用させることで、統括することができる。

こういった元章の事績については今後さらに詳しく検討し、必要があり、それから論じられることかもしれないが、一連の動向は明和本の刊行の意図とも密接に絡んでいくことのように思われる。

概して、明和本の成立の背景を考えると、江戸幕府の影響や当時の能界の動向の流れのなかで、ある程度の必然性をもって成立したといってもよいように思う。明和本は、観世元章という一人の大夫が突然変異的に制作したのではなく、時代の要請をうけて成立した謠本といえる。明和本は、そういった観点であらためて検討・評価し直されても良いように思われる。

写真資料 田安家旧蔵版本番外謡本の書入れ

求塚③

白き道 （？） ともか
 野原 （？） ともか
 浦 （？） ともか
 都一見乃にぬりぬ
 下まよりして作先生園といは
 ありとあり

三式ん休を
 生田の小野もくぬ又あま
 見たる志む生田の森今
 後生 （？） 生田川 （？）

求塚④

三式ん休を
 生田の小野もくぬ又あま
 見たる志む生田の森今
 後生 （？） 生田川 （？）

求塚⑤

求塚といはくも （？）
 き （？）
 橋 （？）
 ら （？）
 な （？）
 樹 （？）
 心 （？）
 日 （？）
 い （？）

求塚⑥

吉
 ま （？）
 生 （？）
 の （？）
 て （？）
 ま （？）
 こ （？）
 奥 （？）
 の （？）
 の （？）
 て （？）

求塚⑪

一、海を渡るの心を、昔の下は
 今も同じく、人の理を、けいしてを
 き、けいして、みし、か、や、だ、ま、の
 証、人、の、路、人、を、み、た、早、入、の、痛
 ん、の、血、も、傷、を、か、念、ひ、か、せ
 し、重、量、の、罪、と、の、か、下、様、に
 依、憑、地、獄、罪、業、を、も、老、病、死、苦
 公、敵、を、念、念、と、わ、く、は、な、ま、う、下
 へ、も、し、念、は、の、き、せ、は、苦、落、か、下、に、お
 か、さ、は、し、り、か、り、も、忘、の、心、今、日
 難、を、か、り、申、す、さ、う、この、時、を
 と、背、い、ひ、も、あ、れ、は、悔、の、う、へ、大
 船、を、ひ、つ、た、る、と、る、へ、が、光、ひ、を
 く、り、思、ひ、ま、つ、て、あ、も、し、と、を、も、あ、り

求塚⑬

求塚⑬
 一、海を渡るの心を、昔の下は
 今も同じく、人の理を、けいしてを
 き、けいして、みし、か、や、だ、ま、の
 証、人、の、路、人、を、み、た、早、入、の、痛
 ん、の、血、も、傷、を、か、念、ひ、か、せ
 し、重、量、の、罪、と、の、か、下、様、に
 依、憑、地、獄、罪、業、を、も、老、病、死、苦
 公、敵、を、念、念、と、わ、く、は、な、ま、う、下
 へ、も、し、念、は、の、き、せ、は、苦、落、か、下、に、お
 か、さ、は、し、り、か、り、も、忘、の、心、今、日
 難、を、か、り、申、す、さ、う、この、時、を
 と、背、い、ひ、も、あ、れ、は、悔、の、う、へ、大
 船、を、ひ、つ、た、る、と、る、へ、が、光、ひ、を
 く、り、思、ひ、ま、つ、て、あ、も、し、と、を、も、あ、り

求塚⑫

進、ま、れ、と、山、か、ん、と、ま、れ、三、番、の、海。
 り、し、う、の、大、船、た、と、ち、と、水、の、責、た
 せ、り、れ、と、せ、ん、る、所、く、そ、と、大、船、の、柱
 ま、す、を、か、り、か、り、し、し、大、船、と
 か、り、て、あ、り、し、り、か、り、か、り、と、そ、
 五、柳、い、忽、と、煙、の、内、を、く、り、
 び、あ、り、て、煙、の、内、を、く、り、
 り、と、の、話、を、か、り、し、り、か、り、か、り、
 ま、り、れ、て、今、ま、り、し、も、ん、の、ま、り、
 活、我、欲、を、言、を、な、る、と、は、か、り、か、り、
 ち、く、小、船、れ、く、し、り、か、り、か、り、
 所、り、か、り、か、り、か、り、か、り、
 求、塚、小、船、斗、ま、り、か、り、か、り、

求塚⑭

求塚⑭
 一、海を渡るの心を、昔の下は
 今も同じく、人の理を、けいしてを
 き、けいして、みし、か、や、だ、ま、の
 証、人、の、路、人、を、み、た、早、入、の、痛
 ん、の、血、も、傷、を、か、念、ひ、か、せ
 し、重、量、の、罪、と、の、か、下、様、に
 依、憑、地、獄、罪、業、を、も、老、病、死、苦
 公、敵、を、念、念、と、わ、く、は、な、ま、う、下
 へ、も、し、念、は、の、き、せ、は、苦、落、か、下、に、お
 か、さ、は、し、り、か、り、も、忘、の、心、今、日
 難、を、か、り、申、す、さ、う、この、時、を
 と、背、い、ひ、も、あ、れ、は、悔、の、う、へ、大
 船、を、ひ、つ、た、る、と、る、へ、が、光、ひ、を
 く、り、思、ひ、ま、つ、て、あ、も、し、と、を、も、あ、り

逆鋒①


 和列立田の竹外公垂紳とて此
 以復此坂君と清勝とて此
 立田小未諸位は此の末全
 林は此の末全
 和列立田の竹外公垂紳とて此
 以復此坂君と清勝とて此
 立田小未諸位は此の末全

逆鋒②

の松路深く終かく出下よ
 やと旅衣とくかく
 山麓の井の下茶末
 も春よな
 和列立田の竹外公垂紳とて此
 以復此坂君と清勝とて此
 立田小未諸位は此の末全

逆鋒③

先ず火の光を付く
 手事のひ
 行すしてひえ
 一足の者なり
 力たまる
 是より夜ま
 して

逆鋒④

此の
 ら
 月
 新
 山
 正
 伊井

逆鋒⑤

奈千五君秋陽樓の園
 を遊りてふとて別あめの
 環海といふけしき
 みづののちよへまなす
 らんまのまのうら
 そとみだひては海
 さびかぬひり洋とあり
 美のまのさう月こころ付てあり
 み氏をささぐえん二林のさ
 り余りせむの室やむはま
 毛爪いしうらまはくも
 りのゆ林は洋と死かて
 あまひや此岸とあまて室
 のふしきうり 林洋の

逆鋒⑦

公我なりふとてとるひに
 系とてしむれいりて月か夜
 秀をもえんやう小入とてて
 をりか念んてて夫より
 澄ぶるそのおまうう
 フののたりのおまうう
 ていふやうてふやう
 林の林和文よとて立田の
 林或あまうんそくの
 林の林とてててて
 川もあまうんそくの

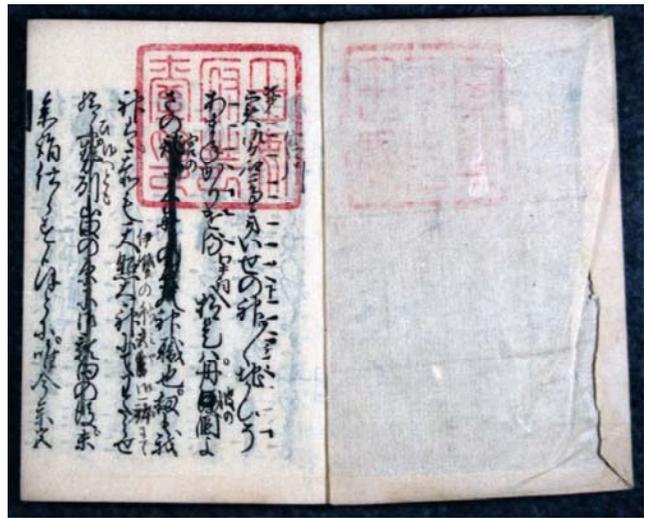
逆鋒⑥

奈千五君秋陽樓の園
 を遊りてふとて別あめの
 環海といふけしき
 みづののちよへまなす
 らんまのまのうら
 そとみだひては海
 さびかぬひり洋とあり
 美のまのさう月こころ付てあり
 み氏をささぐえん二林のさ
 り余りせむの室やむはま
 毛爪いしうらまはくも
 りのゆ林は洋と死かて
 あまひや此岸とあまて室
 のふしきうり 林洋の

逆鋒⑧

のをきかみけしき
 おゆかみけしき
 林大日中をきく
 中覺真如の都とて和光同塵
 のゆりひを林洋の
 志をきくや
 礼大日中王如来
 いさかみけしき
 ておゆかみけしき
 林の林とてててて
 林の林とてててて
 林の林とてててて
 林の林とてててて

宮川①



伊勢の外宮御一跡にて
神は。糸も未照大神に下わたらせ
ひ候へとも
給ふ。勢州山田の原に御影向の後、未
参詣仕らす候ほどに。唯今参宮

宮川

〔次第〕実御名高きいせの神。く。ちかひそ

波の

あまねかりける。〔ワキ詞〕猶是ハ。丹後国よ

さの郡。東名井の原の神職也。扱も我

伊勢の外宮御一跡にて

神は。糸も未照大神に下わたらせ

ひ候へとも

給ふ。勢州山田の原に御影向の後、未

参詣仕らす候ほどに。唯今参宮

宮川②



仕候。〔サシ〕橋立舟またすも見ぬ水江
道行 たにハじや
山。い。野の道を舟付通。しハし都を
たひ
謙の空。しつゝも比也五月雨の集
間に見朝開かけ。又ハしそむ
舟立舟。〔下歌〕しるもしらぬも相坂
ゆれ
の関を越。はあふみちや 切 〔上歌〕し
のほまわ。ま。波の。ま。貫小舟』
打渡り
まをまに見て。瀬田の長橋小舟
なり。陸行駒の足馬の。名にの
聞し鈴鹿川。やそ瀬の末や。わたりに
わ。うら山かけて程もなく。はや宮河
に着にけりく。〔セイセウ〕宮川の。清く
もすめるうつくつは。今もたえせぬ
にへかな
神まわ。〔二句〕さ月のみかのけふ

仕候。〔サシ〕橋立舟またすも見ぬ水江

道行 たにハじや

山。い。野の道を舟付通。しハし都を

たひ

謙の空。しつゝも比也五月雨の集

間に見朝開かけ。又ハしそむ

舟立舟。〔下歌〕しるもしらぬも相坂

ゆれ

の関を越。はあふみちや 切 〔上歌〕し

のほまわ。ま。波の。ま。貫小舟』

打渡り

まをまに見て。瀬田の長橋小舟

なり。陸行駒の足馬の。名にの

聞し鈴鹿川。やそ瀬の末や。わたりに

わ。うら山かけて程もなく。はや宮河

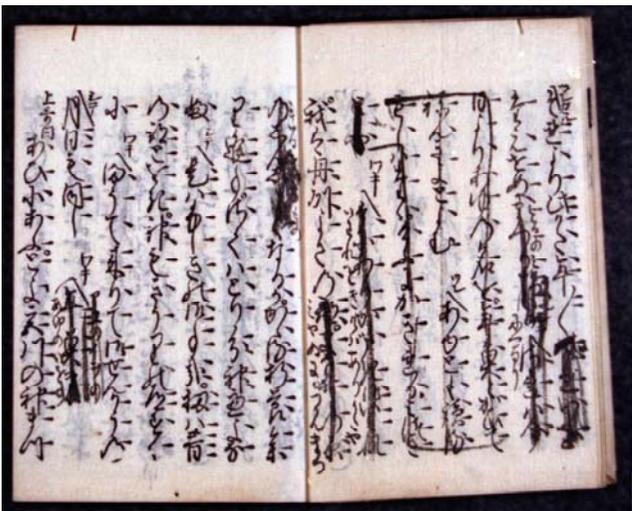
に着にけりく。〔セイセウ〕宮川の。清く

もすめるうつくつは。今もたえせぬ

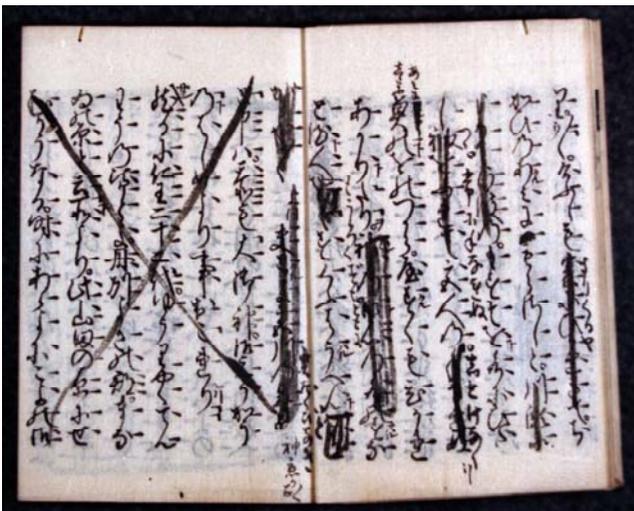
にへかな

神まわ。〔二句〕さ月のみかのけふ

宮川⑤



宮川⑥



「ツレ」それより此かた年くの木札止
今日のミ

にへなり

たえせぬまわりこそ（ツキ）木札木
由のゆの名を。生魚を木札

木んまよとま（ツレ）あゆども讀を
もし木た。けむにかま札のま

まわ（ツキ）けむにかたを御いは札
いわれをきけバありかたや

。我は丹州よきの郡。まな井の原』
ミヤみにつかえまつ

れるもの
のし（ツキ）なるか。かゝる折節參
り逢事。さてハとり分神辺下な

ふ（ツレ）是ハふしきの御事哉。扱ハ昔
の跡とをき。神もきつりの道すく

に（ツキ）まうて来りて御せんかうの
ナエのイヤの

「シレ」月日も同じ「ツキ」生魚の
あゆのいぞの

「上歌同」あひにあふ。とよ宮川の神まつ

よりくるや

り。く。けふしも兼（ツキ）木札ま。ち
かひのあみに木もらさしと。川瀬

ま（ツレ）田波の。もすそを水にひた
つ。常に手なれぬ。しとけなく引

し袖を木札（ツキ）宮人の。手木札ぬ
魚のをのつから。やすくもひかれ

あかりたり。神の御心の木のすな
もうろくすもともに

とる人（ツキ）もすくふはうへん（ツレ）
と

たくひなく神慮かなく

木たおく（ツレ）下田。夫と宮川の生魚
由木赤も木御神。御より木

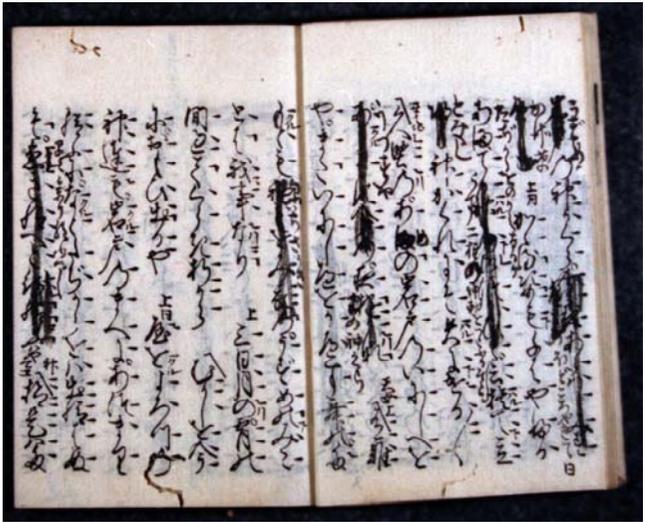
のほり（ツキ）事お木札
木（ツレ）然の仕生五十二代。ゆりあも木札

わもの。比とよ。丹州まの郡。木本
の原（ツキ）ま。此山田の原（ツレ）

木（ツレ）なる。時（ツキ）の（ツレ）木札の御

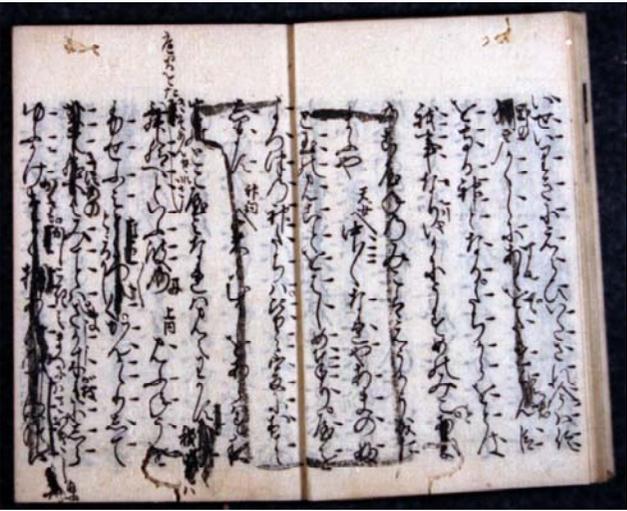
あひに
したふ

宮川⑨



うすめ
 若井の神かくら。夜あらし木
 田ほどころやきて日
 かげ草
 「上同」かゝる姿も千はやぶる
 たちからをのかみなるが
 あまて神の御の心。云捨て立
 となし
 二柱の神勅をつたふるそと
 若井神かくれにそ失にけるく
 「セイ地」久堅の。あまの岩戸のいにしへを
 うつすや
 あまの夜の。夜遊木本 「天女上」有難
 半の神かくら
 や。またいにしへをかへす舞の。た』
 句ふ八ちさかき
 もとも袖もをみ末の。うすめのみこ
 とは我事なり「上」三日月の。宵の
 間過てくらき折から」むかしを今
 に。おもひ出るや 「上同」やをよろつの
 神達も。岩戸のまへに。あつまり
 給ふに。なとたちからをへ出給はぬ
 早々参り給ふへし
 そ。集ま給へ待給。 「神ハヤ太三」抑是ハた

宮川⑩



いせいりきにえらひいたされ。今ハ信
 野の すんで 君
 州戸かくしにをまをた札。臣
 を守る神となる。たちからをとは
 と
 我事なり。いかにうすめのみこ。ま
 のまねのみはほりかり成上
 まかや 「天女中」なれやのまの
 まのみまをほし奉り。まを』
 まわの神たも。皆を後におほ
 補詞 集ま給へをのり木十夜
 田
 半の。とこやみなれ八見えわかすはや
 我此田ハ
 底火とた
 きぞめんカール
 舞給へといふ波の 「上同」はふねうけ
 ふせふみまわかし。かんかりして
 とろかしく
 うつめの ま が枝
 木本 給木はみことハさか木にしら
 かくも。かしこきままへにハさおきし給ふ、
 ゆふかけ。木本 指の指。ひまわら』 集

宮川 ⑫



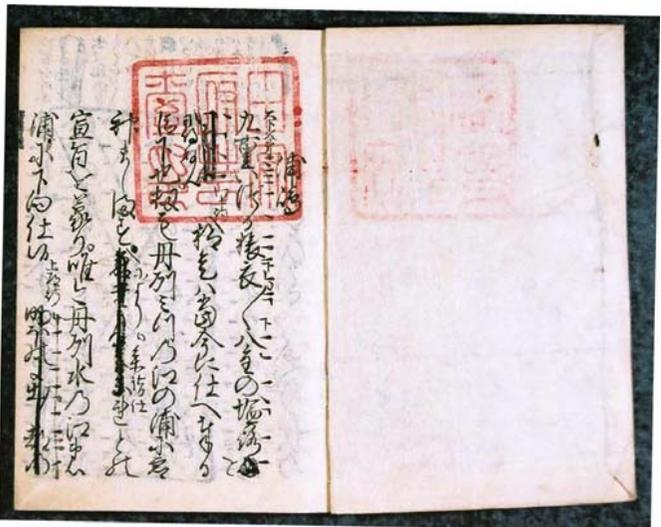
宮川 ⑫ a



神をまゐりたまひ。その御
 事。引われ。内外の神に。お
 ままの給ふは。其後まゐり。地大せい
 りきの。いくはうをあらはし。岩戸
 にかけり。麓にめぐり。神通方便ま
 の
 自在を見せし。異雲にとびのり
 光を放ち。行末も同じこけむす岩屋の。戸かくしに
 帰らせ給ひけり

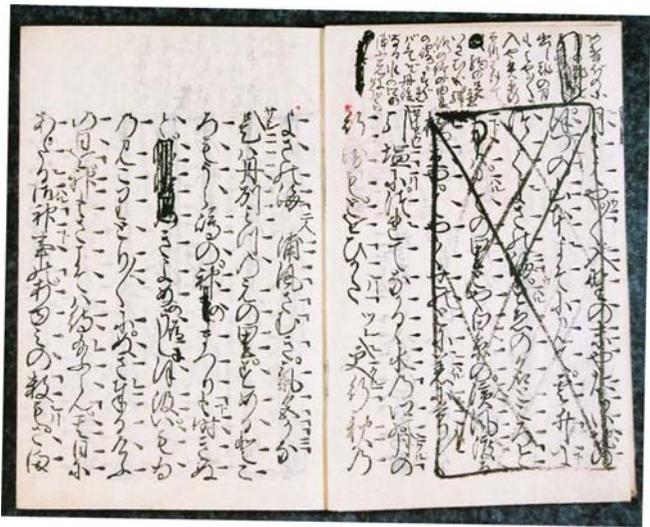
神をまゐりたまひ。その御
 事。引われ。内外の神に。お
 ままの給ふは。其後まゐり。地大せい
 りきの。いくはうをあらはし。岩戸
 にかけり。麓にめぐり。神通方便ま
 の
 自在を見せし。異雲にとびのり
 光を放ち。行末も同じこけむす岩屋の。戸かくしに
 帰らせ給ひけり

浦島①



浦嶋
 「大臣次第」
 九重いつる旅衣。く八重の塩路作
 小舟舟 〔フキ詞〕「柳是八当今に仕へ奉る
 尋ねん
 臣下也。扱も丹州ミツの江の浦に急候
にやが 参詣仕
 神まします。唯今丹州水の江の
 宣旨を蒙り。唯今丹州水の江の
 浦に下向仕候「上道行」明使の仕出都の「

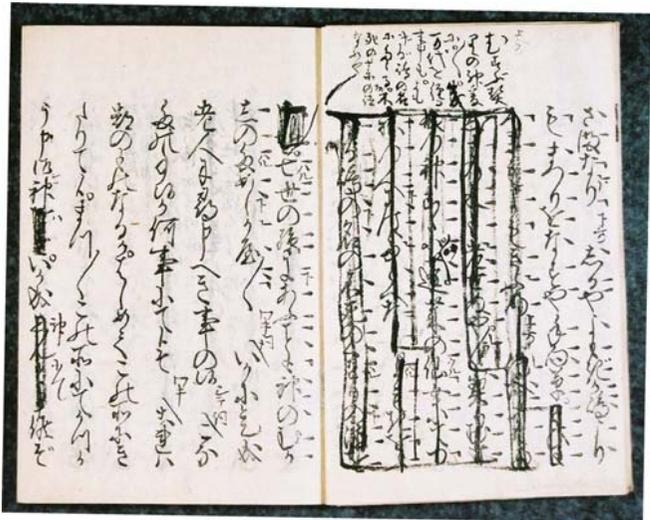
浦島②



あけはのに
 月の都
 止ま
 出都の月
 もは
 入や原の
 露わけて
 釣の足置
 成驛
 路の終の由良
 の崎すぐれ
 丹後
 なる水の口の
 浦に着
 けり
 田田田

用もほち。〜 鯨の末もたぢいもの
 ぼの山木ま止里。雲非
 わまの海。すあの名まも
 まま。里まの里も由糸の。流風渡も
 橋ま。まのまを着仕
 「マヤ」『引塩に。つれてなかるゝ水の江の、月の
 行浦も、ときひかた「マ」更行秋の』
 まさの海「二人」浦風をむぎ。気色かな
 「サシ」是ハ丹州ミツのえの里。すめると「
 の
 るもつら嶋の。神ままじりも時き
のま
 と。漣のまきようしほ波。いもる
 のみこりてりく。ぬさ泰あけか
 の日を。神まな「ぞ」待給からん。其田「
 あたる御神事の。あのみ数も。ま

浦島③

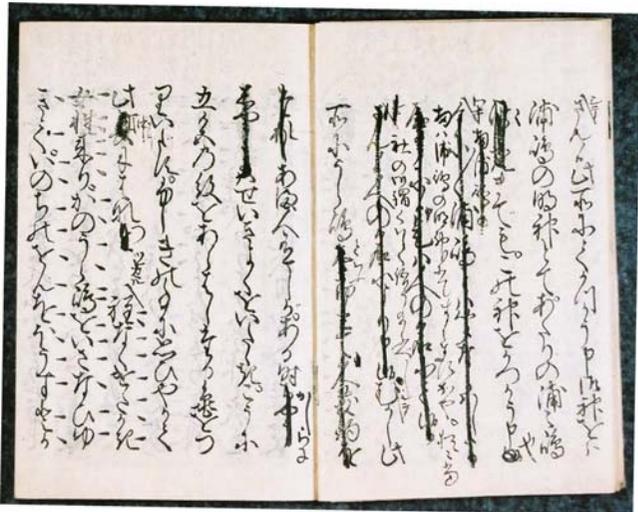


上歌
むすぶ契
りの神爰
にん、□
万代と終る
事も、よも
ぎる嶋の名
にたる。男不
死の兼秀徳
なれや

さまなり「下歌」しるやよもきか嶋より
もまつりをなすや手向尊。兼秀も
わまもよままの「下歌」傳不聞もの
しまの木も老せぬや。契むす
ゆの神は蓬萊の仙来にても
神の人はたよとなし。おもまま
本も嶋の名の不死の兼秀徳

七世の孫にあざとよも神のむか
しのためしかやく「ワキ詞」いかに成
老人に尋申へき事の候「シテ詞」こな
たの事候か何事にて候か「ワキ」これハ
都のものなるか。はじめてこの所にてか
たりて候。まつこの所にてかつか
ハ 神にて
う申御神を。いか成しを申候て

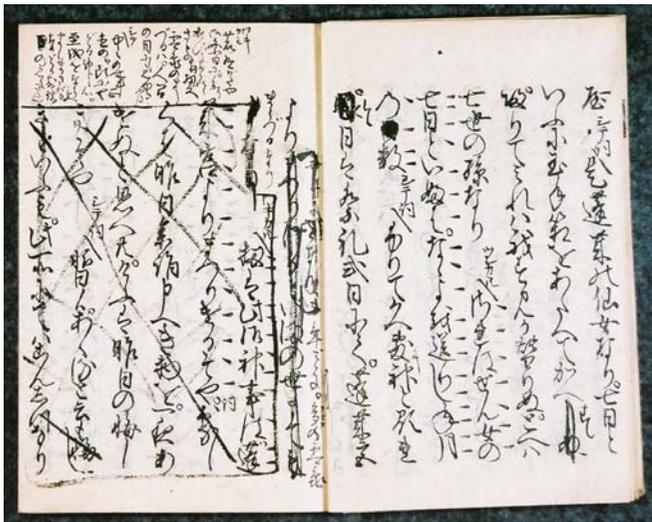
浦島④



あけはのに
月の都
まも、
出都の月
もは、
入や□原の
露わけて。
□釣の足置
ふか成驛
路の終の由良
の崎すくれ
は是を丹後
なる水の口の
浦に着、
けり、
□□□□

「シテ」さん候此所にてかつかう申御神をハ
浦嶋の明神とて。あたりの浦々嶋
々
わもまても。この神をつつかう申候
報浦嶋の
「ワキ」世に浦嶋を小聞本も小し本も
扱浦嶋の明神にまますか。猶々当
わもに候。果小人の老に候か
社の御謂人々語り給て「シテ」
小しまも候人の老に申候。むかし此
所にうら嶋太郎ま。久敷釣ま』
かした
本れしあま人有しか。ある時わも
わもに小せいきよくをいたしき。二つに
五色の緋をあらはしたる筆をう
りました。ふしきの事に思ひやかて
ヤ
此輩にはなす「ツレカナル」程なぐけたかき
女性来り。かのうら嶋をいさなひゆ
きて。いのちのをんをほつすか

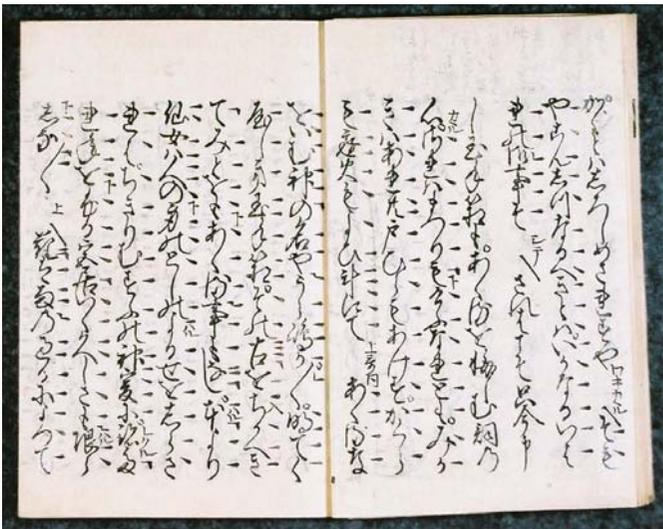
浦島⑤



夕ま
 差ありがた
 御祭日に参
 あいだうれし
 上よ「西極又
 雲霧あまう
 づゑ人間
 の目にも見ゆる
 やらん
 〇〇〇〇
 「ヤ々の事正
 直の断や
 てる神心
 至誠ぞから
 色
 ままもバ
 なごか奇瑞
 水の見まこん

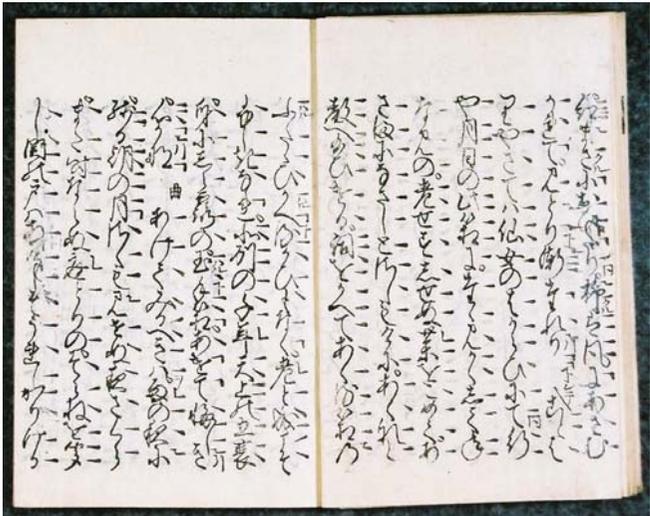
や「シテ詞」是蓬萊の仙女なり。七日と
 ず
 いふに玉手箱をあたへてかへし
 。帰りにこれハ我すみか替りぬ。とへハ
 七世の孫なり「ツレカナル」されはせん女の
 七日といふは。なごよを送りし年月
 の由数「シテ詞」ふりて久敷神と願れ
 今
 。昨日は祭礼式にて。蓬萊宮
 毎年いごごをたに年をたに多の霊龜
 よりまの心替りぬ。小まの世ま
 まうごごり
 申すの「シテカナル」扱は此御神事は。蓬
 萊宮よりまの心替りぬ。おま
 けは昨日参詣申すま物也。一夜あ
 けぬは思ふ事。けしは昨日申す
 昔まの「シテ詞」讀は。あまのまの心替りぬ。ま
 此計に「シテカナル」なりし

浦島⑥



。かくとハしろしめされすや「ウキカナル」そも
 や二んじつなるへきとハ。いかなるは
 れの御事ぞ「シテ」されはそ只今申
 し玉手箱も。あまの心替りぬの
 心。「カナル」されハまつりもけなれども。みか
 きハあれ共言ひつらもあけす。かくら
 も遊びもよひ斗にて「上歌同」あくるな『
 をいむ神の名やうら嶋か。く。明てく
 やしき玉手箱。その古をちかへま
 てみとをもあくる事もなし。本より
 仙女ハ人の身のとこのするせきしらぬ
 れ手をみる宮屋いん久しなま限ひ
 しなく「上」花は雨の過るにまつて

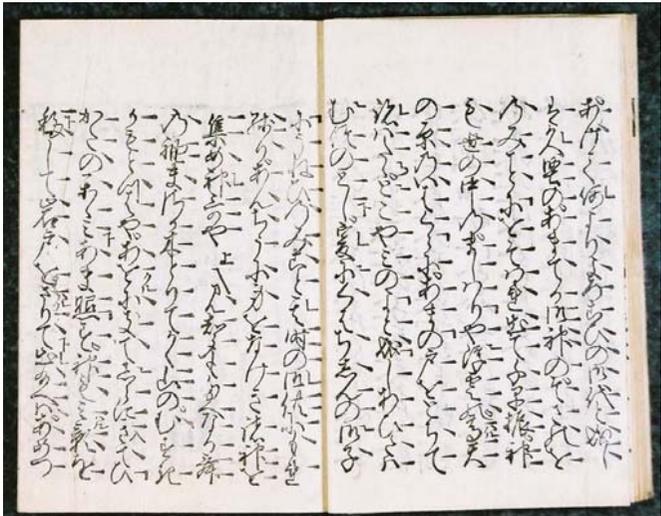
浦島⑦



『紐まきにおひたり。』同「柳は風にあやむ
かれて。みどり」下「瀬だれり」下「ミチ」
りやさてハ仙女のはからひにて「同」行
や月日の此箱に。たゞかくして手
なみの。老せずしせぬ業をこめて。あ
さまになさしとさしもけに。あくなど
教へ給ひける。詞をけへてあく箱『』

ふたかひかへるかひもなく。老と成こそ
ふしきなれ。北州の千年天上の五衰
。身にしら露の。玉手箱。あけて悔しき
。心かな「曲」あけてみるへきハ。雨の夜に
。残る朝の月さくも見せぬ夜さくハ
。また時ならぬ庭どりの。そらねを聞
し関の戸ハあけしそつれしかれける

浦島⑧



。あけて何よりよろこひの御代と成し
は久堅の。あまてる御神の。そきのそ
のみこと「に」をそへれ出て千早振。神
も世の中の。ましハリや浮雲の。高天
の原のいはくらに。あまの戸をよめて
跡ハたゞ。とこやミのよと成しあひたハ
むつとと。爰にくはさしんの御『』

にうねひのみこと其時の御供にもれ
残り。あなちつに身をなげき諸神を
集め神歌や「上」み聲もたへなる舞
の袖まきが木とりてかく山の。むすま
かもとよほむ。あき「に」きてしにきてひ
かたの「口」ハあま照す。神もミ影を
移して昔言をりて出給へハ。あ「の」

浦島⑨



「上地」
見たり〜
沖よりも」
吹くる風に
雲香くん
①②③
仙樂の響
聞する
「地」
蓬萊の雲電
の出現や
波わけて来
けりや波打
けりたけり

も上地もゆりて園王田に在り
 女も若葉まのゆりてもまふし。まれば
 帯依の心しし木。果小木の心まの帯か
 ま小あけたまよ小葉小あけて悔
 しみまも鳴水箱まよ小葉ま小しすハ
 □
 やなまの色のもはら「上地」小葉ま
 沖の吹も風。いまももしす
 青葉蘭ま小まし玉の龜神前正敷
 まわも「上地」仙末の葉現小ま
 小水心寸ま小葉葉勅使にあたへ申
 神前正蘭田田田
 さむ「地」まもまの程まかつかつ
 ーんぞんか
 あれま小ま玉たれのこかめはいつら
 地
 こゆるきの。いまのなまわのま
 小まは。それ小またまの翁小た

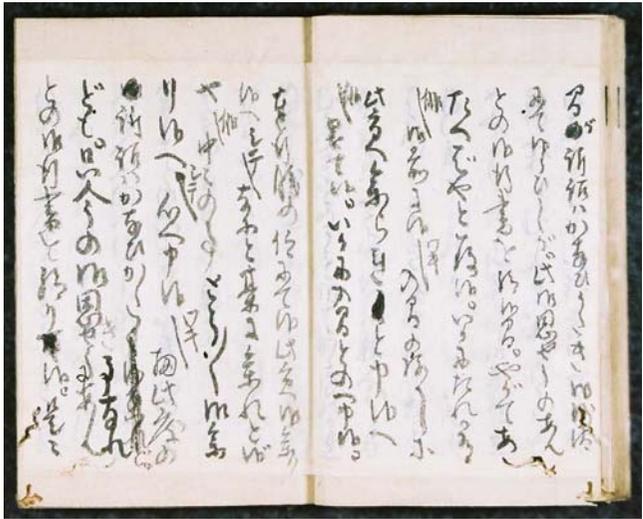
浦島⑩



「ツレ」爰ハ又。
 「地」〜浦嶋
 田ツ〜香海
 「ツレ」よもまが
 鳴に位「地」重
 ぞつひ来にける
 「ツレ」万代の。
 「地」〜たの
 くも奇ま舞の袖
 田田田田返々
 けふ万代の舞の
 けふ万代の舞の
 袖。〜かぞし
 もた〜成白玉
 の光もりま
 月影。御ア
 代帳さ〜めまわ
 たる。神拜田
 出現し給ふか
 ①②③柳是六仙
 女に契り命との
 「浦嶋の神」
 我事や「地」宝
 殿類のい
 にく御詣の上
 にあらはれ給ひ。
 直衣の袖に御夕
 子よふたしけ給
 ひて。勅使を
 給者かや

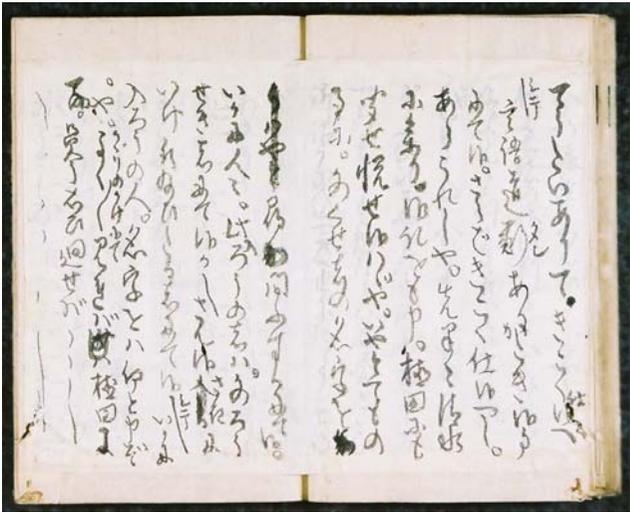
かの。奏所もちまの重蘭。上車
 下下しすもの龜いももわな
 来もま「上地」はかりなま。まいもの
 鹿木の心ま「上地」まよま
 まま小嶋の「上地」神まは是也。ま
 嶋の重蘭「上地」木もあまは
 小まもはまも「上地」ま
 まし〜まにまあはれい
 給ひけ。なましのいまにま
 まのまも。かふのまま小ま
 給ひ。勅使ま小給ふ小
 や「上地」地はあのかたも神葉
 葉もまのまあま。ま
 ま小水心帰も「上地」事ま小ま

植田④



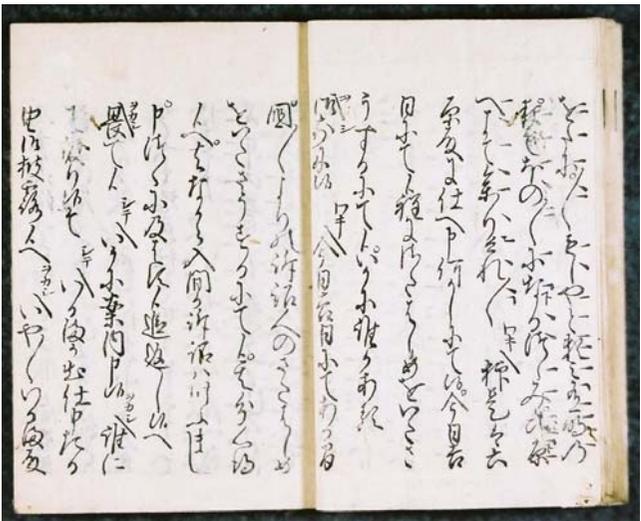
が
 同□許談かひかたき御沙汰
 に候らひしが。此御思案のあん
 との御行□と仰御向やがであ
 たばやと存知候いかにれか有
 「能御前候(可)き入向の何しに
 此方参られ□候と申候
 「能思候いた入向との申候」
 奉行殿の仰じ候此方御参り
 候(可)きたと老々参れと候
 や(能)中々の事とつゝ御参
 り候(可)心申候(可)も板此度の
 御許談かひかた□□中札。
 其事これ
 ども。只今の御思案にあん
 との御行書を給り□候。是々」

植田⑤



仕
 了うたあり。きこく候へ
 (シテ)言語道断ありかたき御事
 に候。さらばきこく仕候て。
 あらうれしや。先早々清水
 に参り。御礼も申。植田にも
 聞せ候せ候。やとてもの
 事にかのせ者の名字を□
 □がも母□同するに候。
 入
 いた人々。此ろうの者、かろう
 さま。
 さま者し候か(一)せん候余由に
 つけ取給ひたる者し候(シテ)いた
 入ろうの人。名字は何と申せ
 かりのかけし
 や。よく見れば、此植田に
 了候。只今思ひ廻せバ——

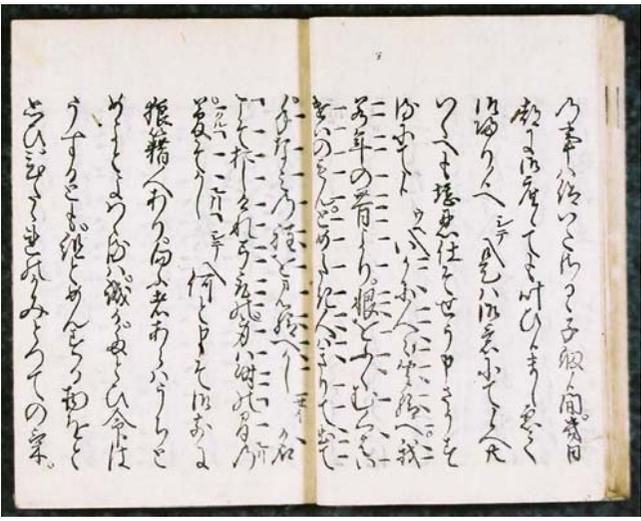
植田⑥



※訂正なし

をたに。くもしやと頼三有明の
 。夜もほのくになるつゝみ。六原
 へこそ参りけれく「ワキ」抑是は六
 原殿に仕へ申何かしにて候。今日吉
 日にて候程にさたほしめをいたさ
 うするにて候。いかに誰かある
 「ワカシ」御前に候「ワキ」今日吉日にてある間
 。国くよりの訴訟人のさたほしめ
 をいたさうするにて候。其分心得
 候へ。去ながら人間か訴訟ハ叶ふまじ
 。申つゝに及はず候追返し候へ
 「ワカシ」畏て候「シテ」いかに案内申候「ワカシ」
 誰仁て渡り候ぞ「シテ」いるまか出仕申た。
 由御披露候へ「ワカシ」いやくいるま殿

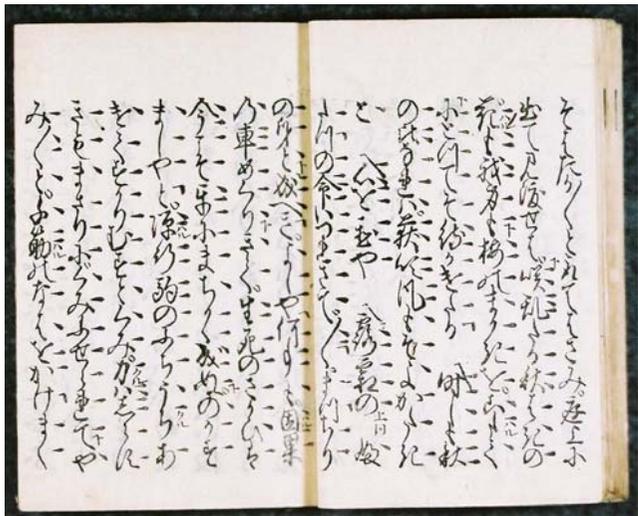
植田⑦



※訂正なし

の事ハ仰いたさるゝ仔細候間。幾日
 都に御座候ても叶ひ候まじ急て
 御帰候へ「シテ」是ハ御意にて候へ共
 いくへも堪忍仕せ申せうす
 るにて候「ワカシ」いかに人々聞給へ。我若年の昔より
 恨をくむむは
 けいのもん。とめたき人ハきりて出て
 。手なみの程を算給へかし「一セ」名
 「そおしけれ弓取の。身ハ時の間の
 。夢をかし「シテ」何と申を御前に
 狼藉人あり。向か者めらハうちと
 めよとハなるハ。俄か。たとひ命は
 うするとも。組とめぬする物をと
 思ひ。ひたされのかみとつての氣。「

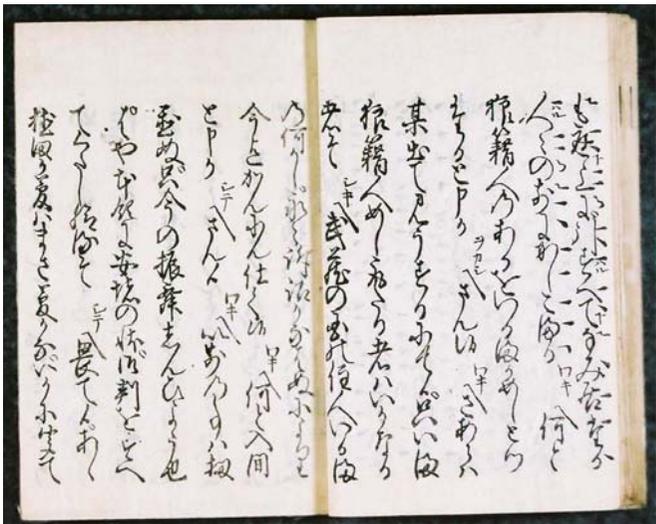
植田⑧



そはたかくと取てはさみ。庭上に
出て見渡せば。咲乱たる秋はきの
。花も我身も桜のまかまき。「たて
」下」にとつてそ待かけたる。「時しも秋
の比なれハ萩吹風もそよかたき
と」。「心を置や」。「露霜の」上同」ふ
たつの命いつれされ。く。まつちり』

の身と成へき。よしや何事も。因果
の車めぐりきて。生死のさかひは
今こそ東にまちかく成ぬ。のかす
ましやと。隙行釣のふちつちあ
けてすかりむすくみ。カハしらす
きもまさりに。くみふせられてや
みくと。千筋のなほをかかけま」

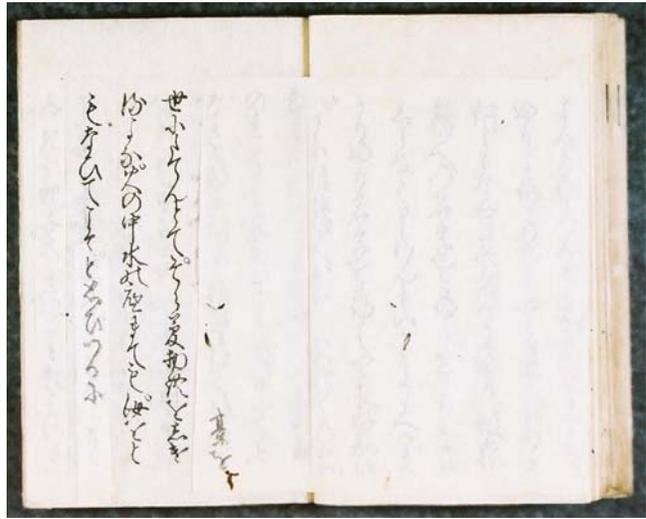
植田⑨



も庭上に。引すへてなみ居たる
人々の前にかしこまる「ワキ」何と
狼藉人のあるをいるまかめしと
たると申か「ヲカシ」さん候「ワキ」さあらハ
某出て見さすにて候。只いま
狼藉人めし取たる者ハいかなる
者そ「シテ」武蔵の国の住人いるま」

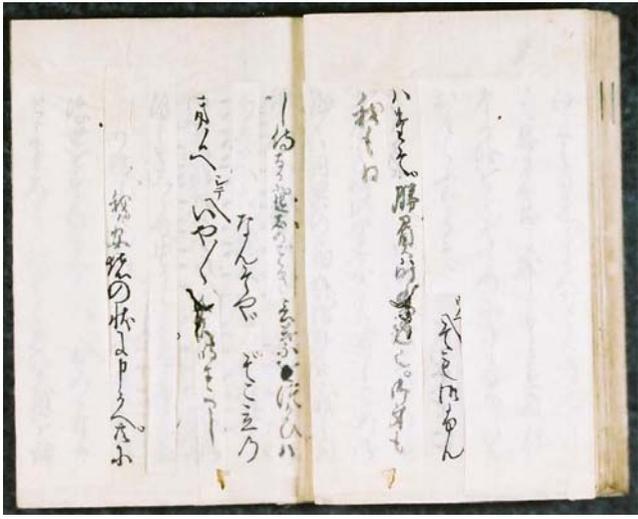
の何かし。永々訴訟かなはぬにより
今迄かんにん仕て候「ワキ」何と入間
と申か「シテ」さん候「ワキ」以前の事ハ扱
置ぬ。只今の振舞しんひやう也
。はや本口に安堵の状御判をそへ
てくたし給ふそ「シテ」畏て候。あゝ
植田か夢ハまさ夢かな。いかに聞て

植田⑩



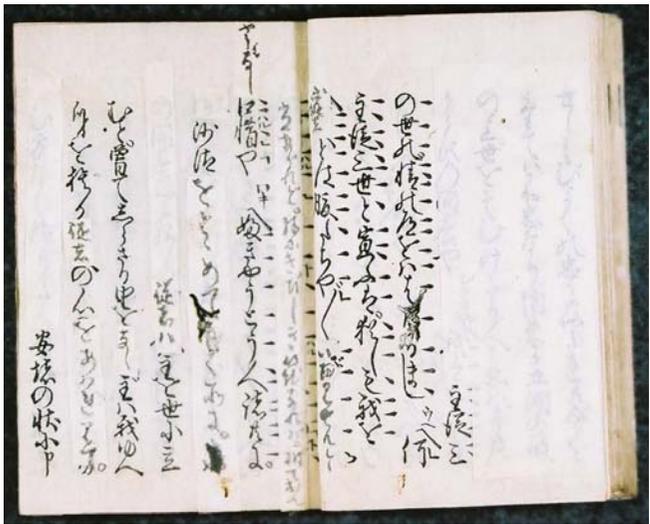
世にたてんとてそら夢物語をしけ
るよな。火の中水の底までも。汝をと
もなひてこそ。事

植田⑪



「ウ」そも御けん
ハたそ。勝負運也御身も
「我も同」
し侍たるに後者の言業まつかひ。
なんそや。□。その立の
き候へ「シテ」いやく今に晴すへ
「我が空堵の状に申候へ。共に」

植田 ⑫



やうな

の世の。情の道をハはなるまし「ワ」何
主従三世で宣ふは。猶しも我を

「後者とは贖たちや。く。下扱見せ」

「主あがれど。殊にきびしき龍をわ。破て出
口惜や「ワキ」ふきあうとう人謹共に。

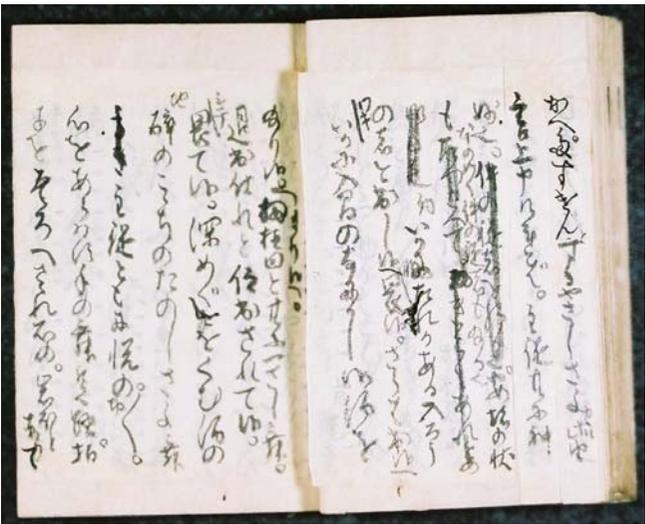
沙汰をこめて「く」初に「口

「後者」主を世に立

むと。嘗てしつさる由を「主」主ハ我ゆへ
身を捨る「後者」の心とあはれな候。

「安堵の状に申」

植田 ⑬



と

かへたすけんとするそとよカル此由

言上申ければ。主従世に神

妙也。併の使者と給候は。安堵の状

はのめく併の使者給ら也

も「口」サキ「口」サキ「口」サキの

「口」「口」「口」「口」かたがたがある入らう

の者と出候(併)畏候。さらは出候

「ワキ」かた入國のなにか「御酒と」

「給り候」

給り候。扱植田と「口」サキ「口」サキ

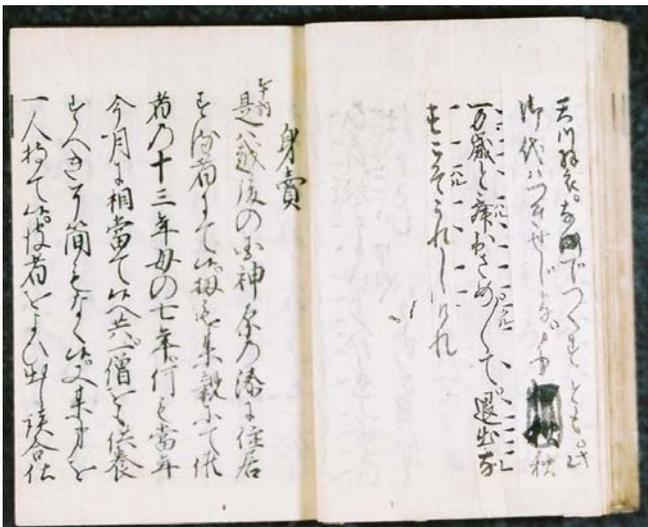
退出仕れと仰出され候。

「口」サキ「口」サキ「口」サキ「口」サキの

「口」サキ「口」サキ「口」サキ「口」サキ

心とあらふす手の舞足跡。拍

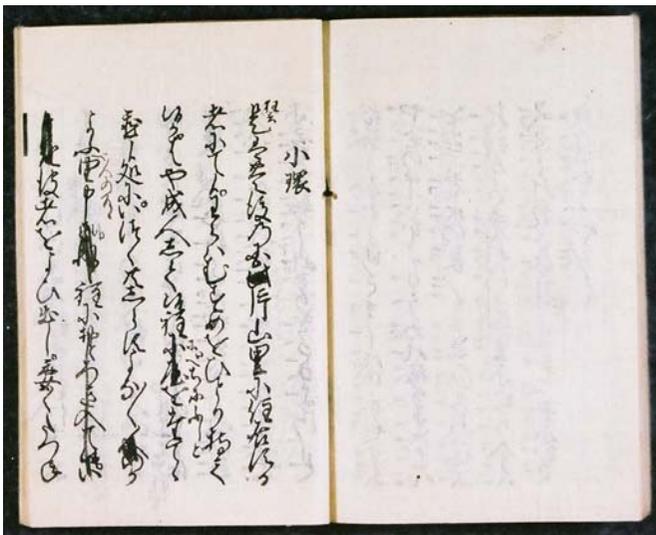
子とてつとみれ石の。岩は成り「



天川羽衣。を帯てつくすとも。此
御代つきせしを。千兼兼秋
万歳と舞おさめ。く。て。退出
すことうれしけれ

身責

是は若後の玉神奈乃漆に住居
を留りては母を兼兼秋て依
若乃十三年母の七兼行と當年
今月も相當ては共僧と依養
と人さす簡とてくは又兼才と
一人扱ては彼若とて八出兼合仁



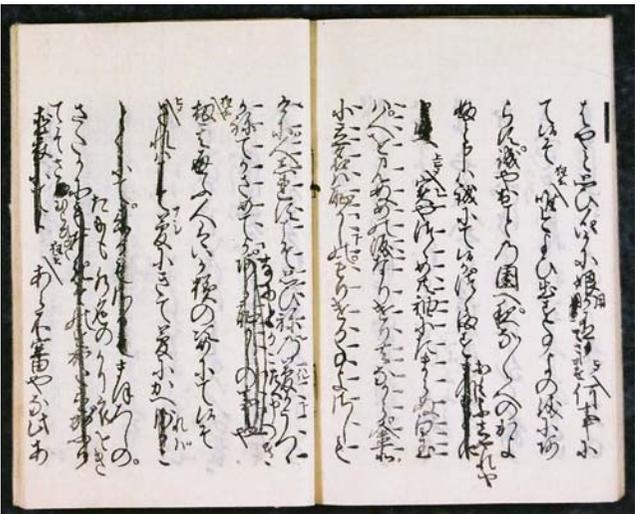
小環

是は若後の玉神奈乃漆に住居する
者にて候。わらハむすめをひとり持て
候か。はや成人して候程に膝をたて
置候所に。いつく共しらすよなく木のか
人の有
よふ由申ま礼候程に申まわま本候。い
兼兼彼者をよひ出し。委くたつね

小環

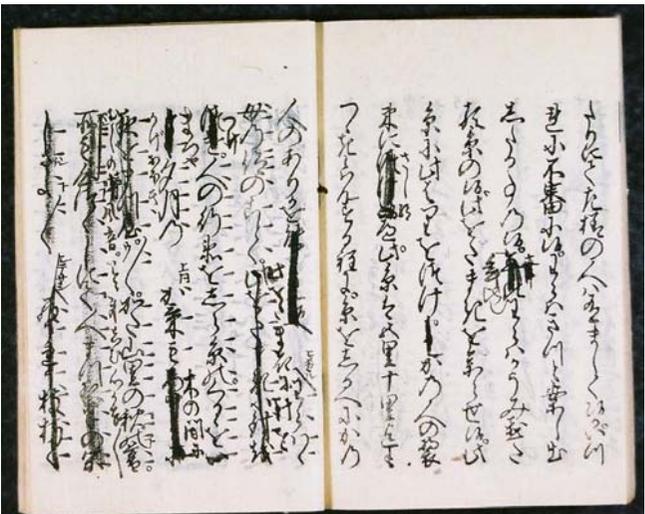
〔狂言〕是は若後の国置片山里に住居する
者にて候。わらハむすめをひとり持て
候か。はや成人して候程に膝をたて
置候所に。いつく共しらすよなく木のか
人の有
よふ由申ま礼候程に申まわま本候。い
兼兼彼者をよひ出し。委くたつね

小環②



はやと思ひ候。いかに娘か有木。〔ヒメ〕何事に
申中てさしませ
 て候ぞ〔狂言〕誰かよひ出す事よの儀にあ
 らす。誠やおことの團へ夜なく人のかよ
おもふ真やれや
 ぶと申ハ誠にて候か。つゝますまわす止
 申候木〔上ヒメ〕実やつゝめ共袖にたまらぬ白玉
 ハ。人を見ぬめの涙なりけり去ながら。余所
 に立名ハ恥かしの。もりける事さししも』
 けに。人しれすこそ思ひねの愛かうつゝ
なにとかたへ申さき
 かねてかさめてか。弗恥か^の事也
 〔狂言〕扱其通ふ人はいか様の姿にて候ぞ
 〔ヒメ〕~~此糸不審~~愛にきて愛にかへ~~弗小~~
~~まほほほ~~。采のまほほまほほろしの。
たにも水色のかり衣さき
 さたかに~~不審~~のすかたは。小不
てこそ申むらひき
 畫本上候〔狂言〕あら不審やな此此あ

小環③



たりにて左様の人ハ有ましく候か。いつ
 れに不審に候。わらハきつと案し出
 したる事の候。幸^{年た}比わらハかうみ置た
 る糸の候。此をたまきを參らせ候。此
 糸に此はりをつけてかの人の装
さし給候
 束に~~不審~~へ。此糸は五里十里迄も
 つゝき候ハんする程に。糸をしるへにかの』
 人のありかを~~不審~~「ヒメカハル」わらハハ
此をたまきに針を
 母の仰のことく。~~不審~~
 人^まの行多をしら糸の。くるゝを不
木の間に
 ままや
 夕月の〔上回〕かけもまほほ
かけおほま
 夜まほほ。く。かた山里の秋の暮
 かりの田田風高。いゝ身心かか
 所も心わくしに人まほほ夜半の寂
~~不審~~「~~不審~~」

小環④



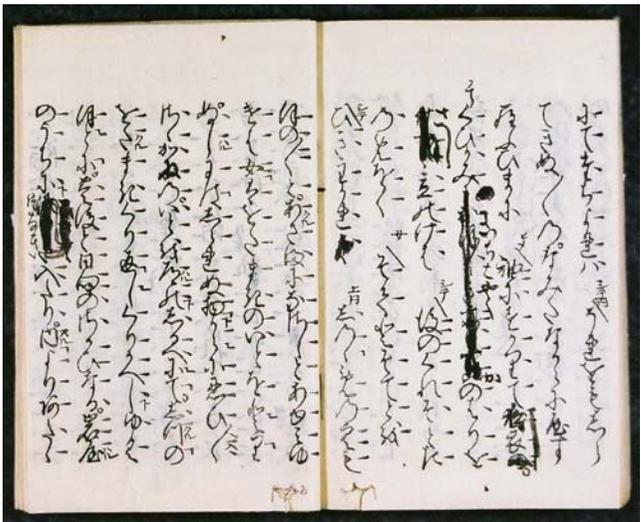
千年のまも秋を待たり。風枯木を
 母の木を葉のしきりにまわ。命の木
 小南は流氷。末上の星北にたれた。夜
 はいと程まひまわす。うしむわは
 木の夜の空。のち心すのたま
 野木本「ヒメカ、ル」月もはや人をしつゆ更
 行 木の空
 月夜の。雖木心を木に海に。物すさ『
 ましき庭の面に。人かけのするハたれ
 やらん「シ」たれとハ今ハ時過ぬ。た
 ちヌ真木
 れそかれ時のすきの窓。木の戸ほそを
 おしあくれハ「シ」月もまゝ人を木の
 ち「シ」風まましく秋のむし
 「二」班木本團の中は木秋の扇の魚。雖玉
 の葉の上は木まの葉の聲「下歌」おも『

小環⑤



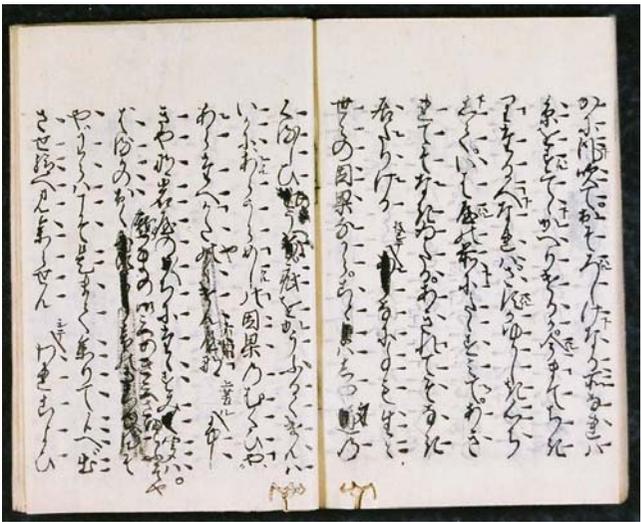
ひそ出る松風の。春ハ琴をしらふるわ。ま
 の木竹の團の内作。のちのたいはいの
 ち「シ」木本れは「上歌回」よしや
 た、有情非情の教ととも。く。何か
 へたてんこしかたの。一歩すゝまさり
 し其さきハじやしゆらも一如なるハし。
 善悪いつれともなき時ハ前後不「二』
 世の中の。是そ二仏の中間の。ひまを待たる
 おりなれや。夜遊のよめをききすな
 よく「シ」テ詞」とりの音も次第につくる
 夜半の空。あさまに成てかならまし。
 いとま申てけへるなり「ヒメカ、ル」母
 の仰のし。ぬし木しられぬをたまき
 の。糸をつげんと別路を。したふかほ

小環⑥



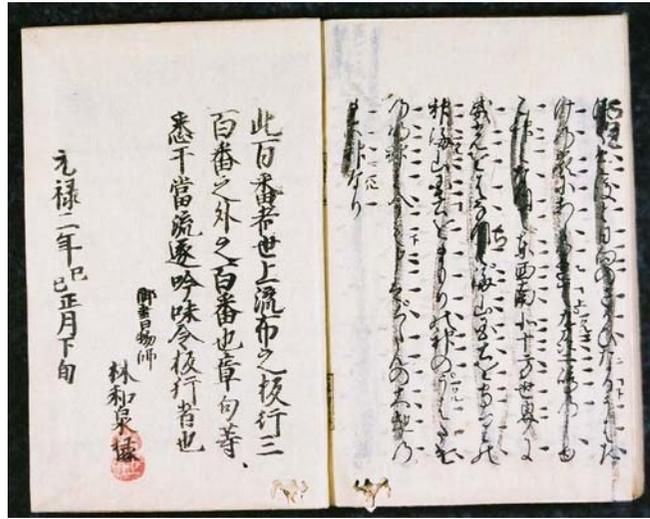
にてたちよれハ「シテ詞」それもしら
てきぬくの。なみたなからにやす
らふひまに「ヒエ」袖にすかりて袴衣。
其 中「いらはやく」
くひかみおほしき所上のはりを
さし
仲下立のけは「シテ」後のくれそと
たのめをく「女」そてろそてとを
「シテ」ひきわかれ「上同」しのめの空も
ほのくと。あさまになきしとあゆみゆ。
けは女はおたまきのいとをとり
。ぬしにはしられぬ物からに忍びく
さゝかねの。いとを道のしるへにて。しつ
をたまきくり返しくりかへしゆ
ほどに背後と日向のさかひなる。岩屋
□□□
のうち仲下ま入たり。内よりあたゝ
例なき

小環⑦



かに風吹て。おそろしけなる所なれハ
糸をすてゝかへりけるか。今までちぎ
りたる人なれハ。さすかゆかしき心ち
して。いは屋の前にたゞシて。あき
れてそなきぬたりける。あきれてそなき
居たりける「後シテ」身な事に生々
世々の因果ながら。こと^身ハしや道の』
の田下
くるしひまう。疵をかふるくけんハ
いかにあらうらめし此因果のむくひや。
ヤ
あらたへかたの^くしやな「上女カハル」ふし
きやな岩屋のちちたゝすみ十間ハ
我々の御のあきまよらまや
はるかのおくはにまのまのまのまのま
や。わらハこそ是まで参りて候へ。出
させ給へ見参らせん「シテ」われこよひ

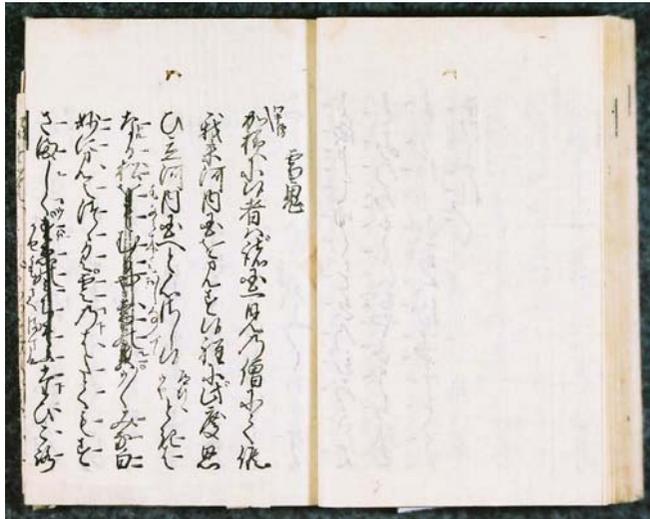
小環⑩



此百番若世上流布之板行三
百番之外之百番也章句等
悉于常流逐吟味令板行者也
御書局物師
林和良楳
元禄二年巳正月下旬

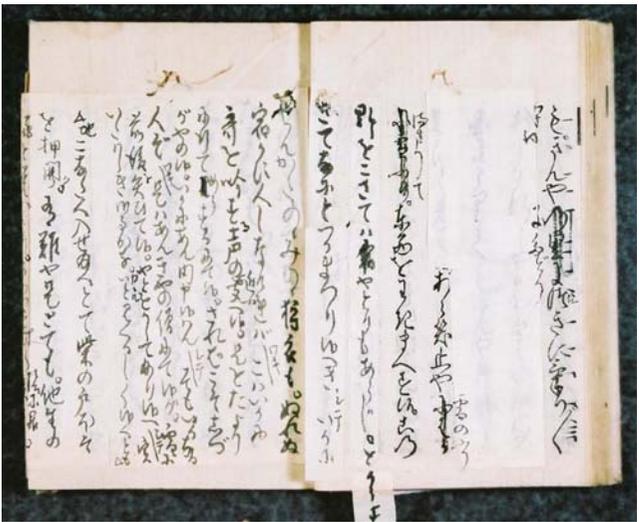
られ
む。若後世南のまかひなるは
けの續はあり不れ。九州土鳴の
神は木の東西南北七十五世東
威を海本とて海山園土を寺の
禱。海山園土をまゆの神の。海山
の神本も申は。たれの木蛇の
れ、神本

雪鬼①



雪鬼
秋小の首は法玉日乃僧わく依
我未河内国と心さし候
ひ立河内国へと心さし候
なる松本本も書物也
妙に見えつゝ。雪のはたてもす
さましく。甘茶の

雪鬼
「ワキ僧」か様に候者へ。諸国一見の僧にて候
我未河内国を見ず候程に。此度思
ひ立河内国へと心さし候「道行ウヤ」ときは
も冬木おしん
なる松本本も書物也 くみな白
妙に見えつゝ。雪のはたてもす
さましく。甘茶の



も。きんやの車止つきにけり。く

いなり
[ワキ]詞

雪のす

あら笑止やはか

まより

止事あり。東西をわきまえず候。この

野とよ八宿としもあらで。

「かくする間に只くれぬ」
さうなにかまり候まじりていかに

せんかのかたみの狩衣も。むれぬ

宿かす人しなけり。[ワキ]いかに

る

近

歌と吟す。声の。圓儀。是をたより

ゆう

行。□□するし候。されはきんづ

がぞの候。いかん申候。ん。□□。まもいかなる

人ぞ。[ワキ]是あんやの僧。候。雪は

前後失ひて候。やとをかして給り候。[シテ]実

いたハしき御事かな。カ。ル。いとみくるしく候。ども△

△地。二なたへ入せ給へどて葉の戸はそ

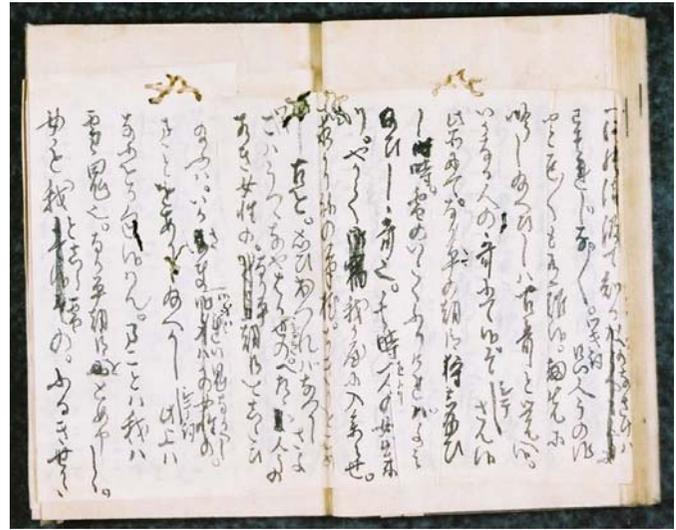
と押開。有難。是こそも。他生の

縁と覺。けり。け。一樹の陰に等」

縁と覺。けり。け。一樹の陰に等」

かくする間に日くれぬ。

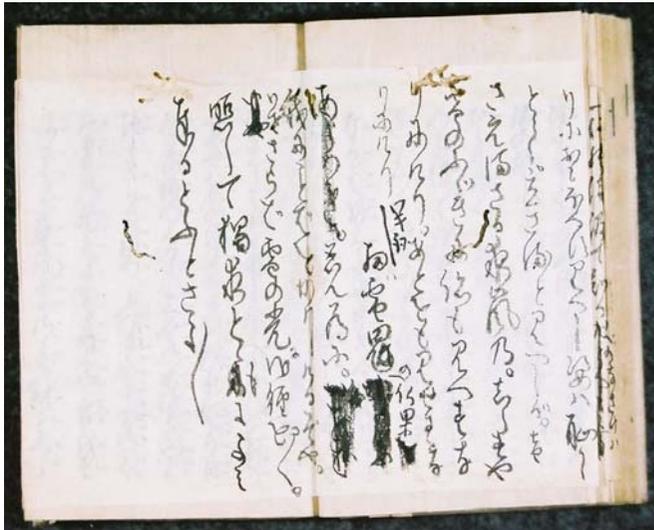
雪鬼③



一河流返り知る□□□□□□□□□□
わすれな。□□□□□□□□□□
やと返りも有難候。扱先
吟し給ひ人々歌を覺候。
いかなる人の歌し候や□□□□□
此所し。なり平の朝臣持し給ひ
一時、雪のたぐりかけ給せ
給ひし歌也。其時一人の女米
り、やが御雷我ら屋に入参ら
□□□□
一夜かりねの草枕らまりとあ
し宮。思ひ出ればよかきよ
□□□□
こつた平はる世の。□□□□
なり平
有き女性のかし□□朝臣といた
給六、いかま御衆かむ女性ゆ。
御とをあかし給か。此六
なにかを候はん。まゝと我
雪鬼也。なり平朝臣との申し。
とら雪
女を我ら傳すの。まゝと世かた

人のなごけ、
一河流返り知る□□□□□□□□□□
わすれな。□□□□□□□□□□
やと返りも有難候。扱先
吟し給ひ人々歌を覺候。
いかなる人の歌し候や□□□□□
此所し。なり平の朝臣持し給ひ
一時、雪のたぐりかけ給せ
給ひし歌也。其時一人の女米
り、やが御雷我ら屋に入参ら
□□□□
一夜かりねの草枕らまりとあ
し宮。思ひ出ればよかきよ
□□□□
こつた平はる世の。□□□□
なり平
有き女性のかし□□朝臣といた
給六、いかま御衆かむ女性ゆ。
御とをあかし給か。此六
なにかを候はん。まゝと我
雪鬼也。なり平朝臣との申し。
とら雪
女を我ら傳すの。まゝと世かた

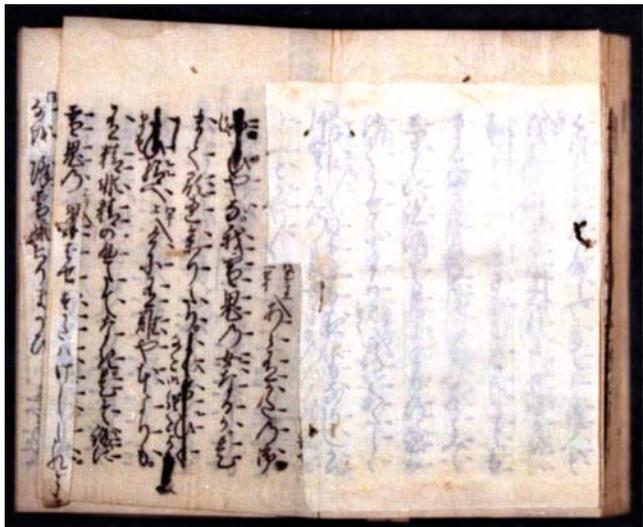
雪鬼④



一河流返り知る□□□□□□□□□□
わすれな。□□□□□□□□□□
やと返りも有難候。扱先
吟し給ひ人々歌を覺候。
いかなる人の歌し候や□□□□□
此所し。なり平の朝臣持し給ひ
一時、雪のたぐりかけ給せ
給ひし歌也。其時一人の女米
り、やが御雷我ら屋に入参ら
□□□□
一夜かりねの草枕らまりとあ
し宮。思ひ出ればよかきよ
□□□□
こつた平はる世の。□□□□
なり平
有き女性のかし□□朝臣といた
給六、いかま御衆かむ女性ゆ。
御とをあかし給か。此六
なにかを候はん。まゝと我
雪鬼也。なり平朝臣との申し。
とら雪
女を我ら傳すの。まゝと世かた

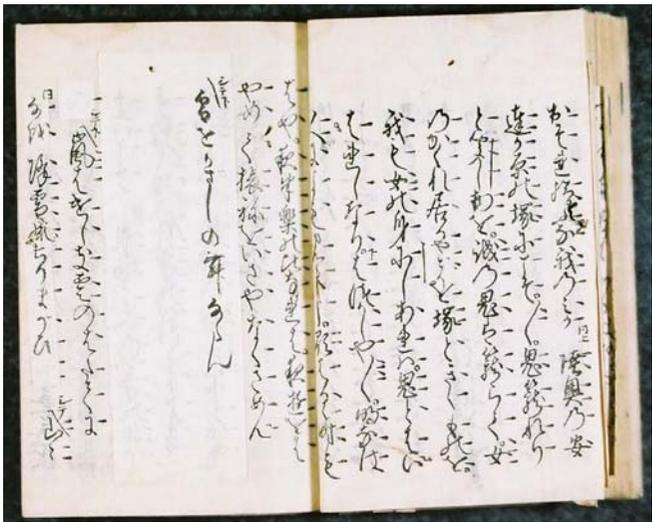
りにおもほすりて染六に
と、立ちると見しが音
七をまよる夜風の、しらや
音のまよる跡も見すな
りたりり。あまも見せたり□
の仁果□
りたりり□□□□□□□□□□
あわわれ。着る為に□□□□□
我らに、はるか、けるまや
に
七や七は雪の光 御経る。
照して猶夜□□□□□
奉る。まゝと世かた

雪鬼⑤



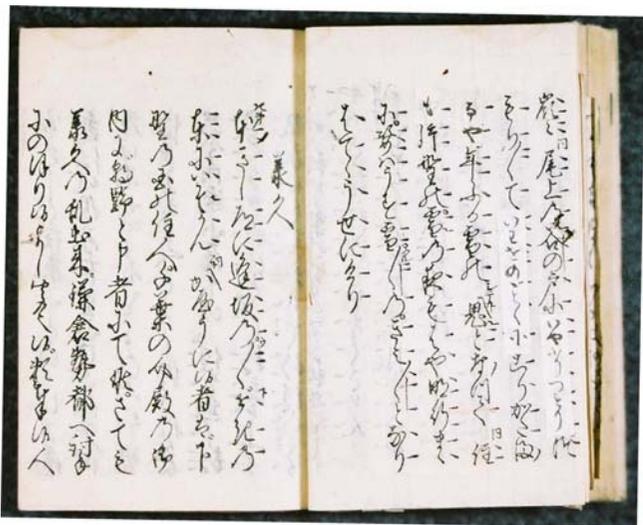
「後シテ上ニセウ」あら有かたの御
申やな。我雪鬼の女なるか。是
法
まで頭れ参りたり。 まき申ひし
かま御経とまき絵
本給へ「ワキ上」けに有難や本よりも
まき
有精非情へたてなき。是ぞ誠に
雪鬼の「シテ」 かほせすがたはけしたれども

雪鬼⑥



おそれ給ふな我のミか「同上」陸奥の安
達か原の塚こそ。く。鬼籠れり
と聞くものを。誠の鬼は籠りて。女
のかくれ居るやどりを塚ときくものを。
我も女の身に「シテ」を塚ときくものを。
はれしなり。はつかしやく。明なは
人によも見えし。頭はるゝ時も』
はや。夜半楽の比なれば。夜遊をは
やめて旅ねをいさやなくさめん
「シテ下」雪をかぜの舞なら
「シテ下」風はけしき雪のはたてに
「同」を降雪のりまひ 「シテ」山々

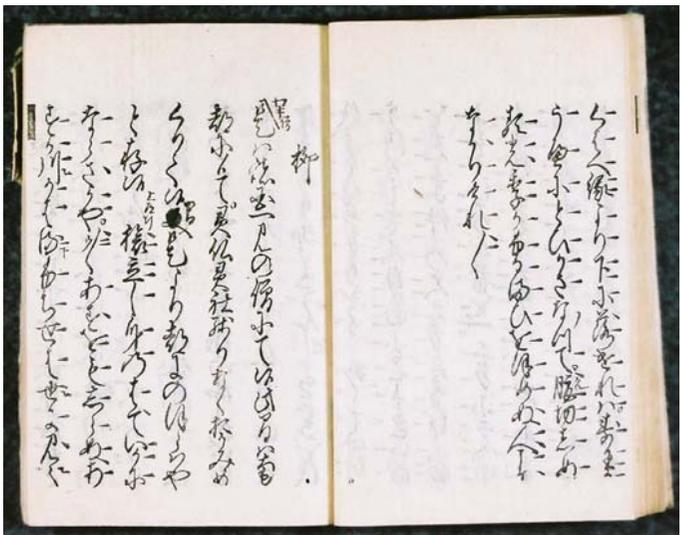
雪鬼⑦



尾上谷の戸にやふりつもり
もりくつていわたとくに
こりかたまる
年ふる雪のシテ下 鬼となつて
同 住
も丹野の。雪の夜もはや明行ま
に。姿ハうす雪。くくの。きえくとなり
はてうせにけり

嶺々〔同〕尾上の谷の戸にやふりつもり。つ
もりくつていわたとくに。こりかたまる
〔るや〕。年ふる雪の「シテ下」鬼となつて〔同〕住
も丹野の。雪の夜もはや明行ま
に。姿ハうす雪。くくの。きえくとなり
はてうせにけり

柳①



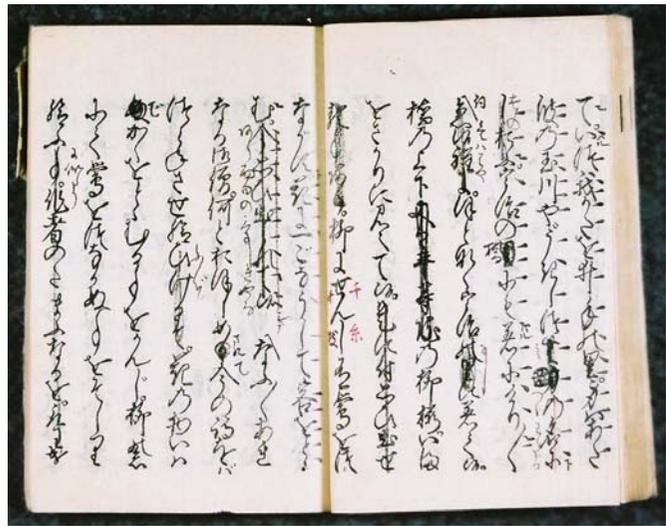
かゝる候よりたふさぎをればかま
しうもよとふさぎをればかま
たふさぎをればかま
かゝる候よりたふさぎをればかま

尾上 柳
尾上谷の戸にやふりつもり
もりくつていわたとくに
こりかたまる
年ふる雪のシテ下 鬼となつて
同 住
も丹野の。雪の夜もはや明行ま
に。姿ハうす雪。くくの。きえくとなり
はてうせにけり

柳

〔ワキ僧〕是ハ諸国一見の僧にて候。是間ハ南
都にて候。靈仏靈料残りなくおかみめ
同
くりて候。東是より都にのほらハヤ
と存候〔下道行〕旅立し身のはていかに
ならさかや。くくあすをもしらぬあ
すか川かはるふらせは世に見え

柳②



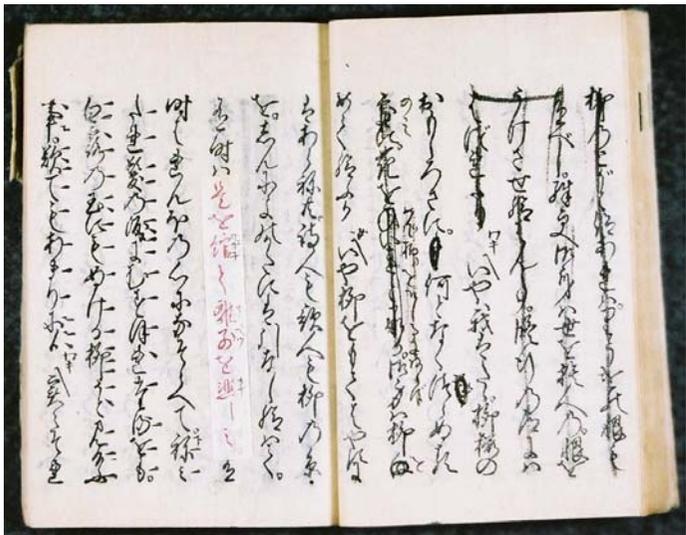
ていつ我かたを井出の里。身ハあた
 波の玉川や。うきしつ^事の者^名に
 ち^あ ^ミ田^つわ^くら
 し^お。宇治の里にも着にけりく
 吳^はは
 [詞] 兼^備集。ほとなく宇治の里^注着て候。
 橋の上^下東^津平^等陸^の柳^桜。いま
 をさかりに見えて候。兼^備集^の出^書
 木^事の。柳にせんし有^鶯を^つ』
 千^枝
 ながず。花に二^こなうして客をと
 む。兼^備集^の出^書札^十候「シテ」なふくあれ
 めら面白^のげしやな ^{さむ}
 なる御^僧。何とおほしめ^今の詩を
 千^枝
 つらねさせ給^御也^書。花の物いハ
 ぬかくをと^とむる事^をかんじ。柳^紫
 にて鶯をつな^{かぬ}事^をそしり
 に似^{たり}
 給^事。飛^者のたま^なを。取^わけ^け

柳③



語なしよ

柳④



柳のよきと仰あれ不。もけの恨も
 有来。奉侍御身不世を旅人の。恨も
 つけ世結はし事。修行の道に不
 非れ札。 「ワキ」 いや我はた。 柳桜の
 おもしろさ。 非何となくつらぬる
 の。 柳をきし。たあす。と
 処に。花をいまま奉。 御身は柳に
 めて給ふか 「女」 いや柳をもてはやすに』

柳のよきと仰あれ不。もけの恨も
 有来。奉侍御身不世を旅人の。恨も
 つけ世結はし事。修行の道に不
 非れ札。 「ワキ」 いや我はた。 柳桜の
 おもしろさ。 非何となくつらぬる
 の。 柳をきし。たあす。と
 処に。花をいまま奉。 御身は柳に
 めて給ふか 「女」 いや柳をもてはやすに』

はあらね共。 待人も歌人も柳の糸
 を。 しんにはのかたには引なし給へて。

有時入更を紅と離別と悲と有

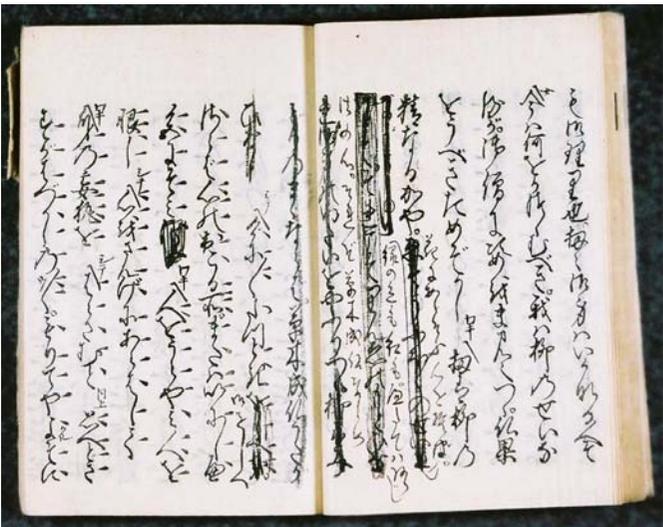
時はれんほの心なそへて。 ね

たれ髪に涙にむすほれたるをも。

白露の玉すもぬける柳そと見給ふ

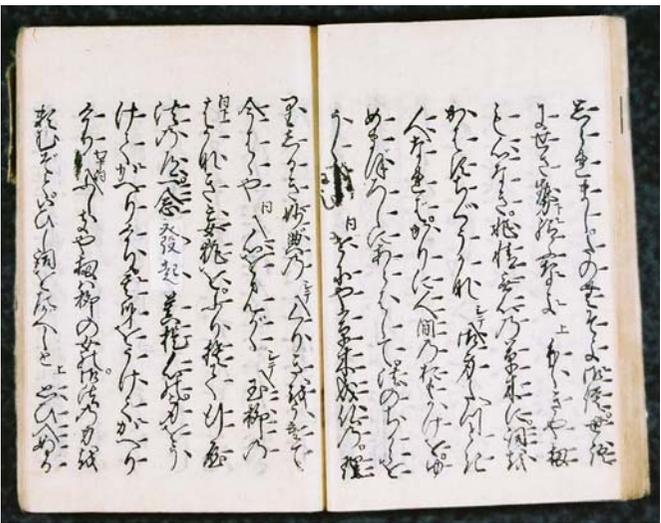
事。 嘆てもあまりに候 「ワキ」 実々それ」

柳⑤



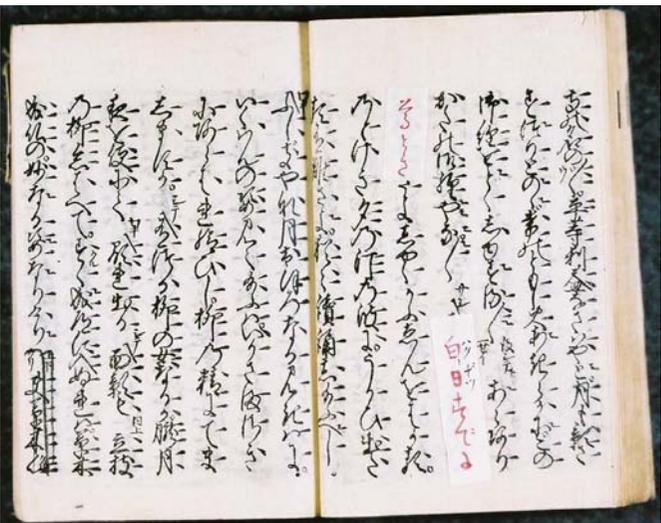
とほ理り也。 柳のよきと仰あれ不。もけの恨も
 有来。奉侍御身不世を旅人の。恨も
 つけ世結はし事。修行の道に不
 非れ札。 「ワキ」 いや我はた。 柳桜の
 おもしろさ。 非何となくつらぬる
 の。 柳をきし。たあす。と
 処に。花をいまま奉。 御身は柳に
 めて給ふか 「女」 いや柳をもてはやすに』

も御理り也。 扱々御身へいかなる人そ
 「女」 今ハ何をかつゝむべき。 我ハ柳のせいな
 るが。 御僧に姿を見えつゝ。 仏果
 をうべきためぞかし 「ワキ」 扱は柳の
 花あらまよふ心と□は。
 精なるかや。 奉侍御身の世柳
 木の□□□□ 緑の色も紅も。 へたてハあらう
 い。 柳をきし。たあす。と
 法の心。 それぞ草木成仏をらめ
 柳。 御身のいたいそふり。 柳は木』
 まのま本らば。 草木成体り木
 木本。 「シテ」 けにくたつとき木本載
 御と
 さらは心のおこる所。 またへいにしハ
 色にそミ。 「ワキ」 人をうらやみ人を
 恨し 「シテ」 心をさんげにあらはして
 「ワキ」 身の妄執を 「シテ」 はらきむと 同上 思ハと
 すかはつかしの。 もりてやエマてに」



しられまし。たのむそと御僧。世語にせさせ給ふなよ「上」ふしきや扱も心なき。非情無心の草木に。詞をかはずちうかな「シテ」御身たつとき人なれば。かりに人間のおもかけを、ゆめまほろしにあらはして。法のちからをうた~~木~~「同」けにや草木成仏の。理

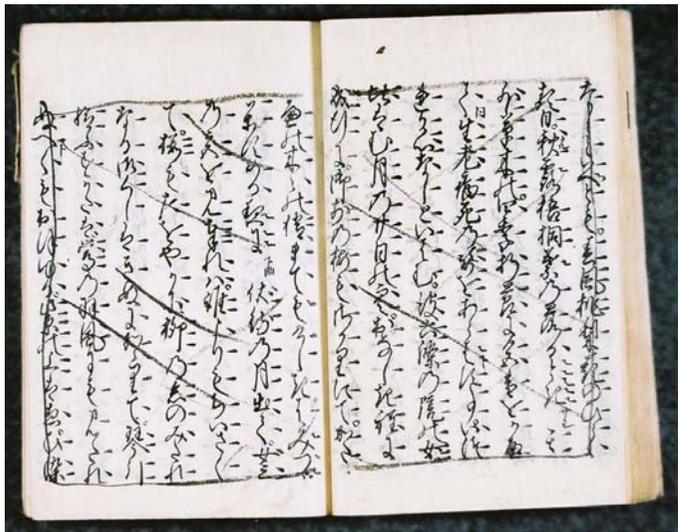
にせ
りしるき妙典の「シテ」くりきをうけて今は「や」「同」心を見かく「シテ」玉柳の「同下」はかなき妄執を、ふり捨て行や法の道。一念~~發~~菩提心の。身をうけてかへりくち。其身をかけてかへりけり「~~ワキ~~」ふしきや扱ハ柳の女の。御法の力を頼むぞと。いひし詞をたかへしと「上」思ひ入ぬる



守の名の。く。平等利益なきハやと。月も影さすつりとの。常のともし火あきらかに。この御経をとくしゆるく「後シテ下「セ」」あらありかたの御経やな。く「サシ」
白口すてに
【~~専~~】きよしやくかふ多んをはかる。のとけき夕の汀の波に。うかひ出たる有難さよ。猶々讀誦し給ふへし』

「ワキ」ふしきやな月おほなるなみきハに。いくハんの姿見え給ふハ。いかさまさき
にあらはれ給ひし。柳の精にてましますか。「シテ」有つる柳の女なるか。臘月夜を便にて「ワキ」顕れ出る「シテ」面影も「同上」立枝
の柳色はへて。すく成道に入ぬれば。草木成仏の。妙なる姿なりけり「上同」~~木~~

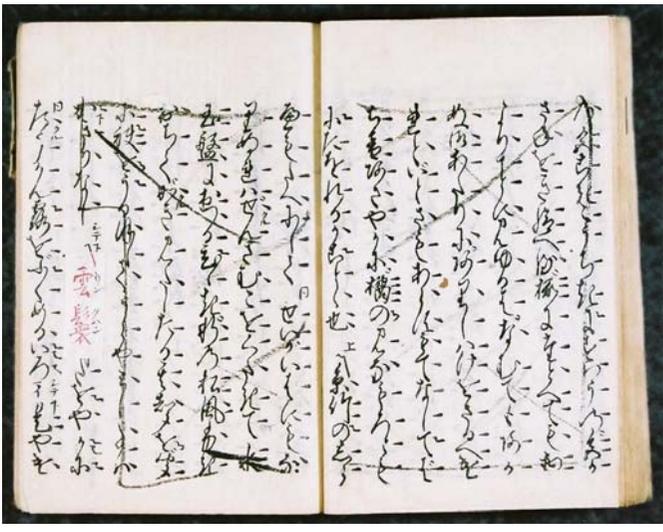
柳⑧



本としていへり。春風花葉花の心も
 木也。秋露梧桐葉の落りたま。子まじ葉
 外草木の。四季折節は色華を小
 下〔同〕生老病花の姿をのれし事、いひわ
 れ小本しといはむ。枝木條の院の空
 比は、柳の昔田の空。おとしまは
 成行は。柳前の桜もまかりに。小止』

木の木の梢までもけしまはなむ
 半の木の夜に中思伏待の用出。本主
 の色を見結奏れ小。誰よりももたま
 下。桜もたまも小に。柳の口のみ花
 本御御。はまぬに小。春引
 給ふをなはは。鶯の河風にも見たり
 ぬ小。もほゆ。紫の上はあ。の葉

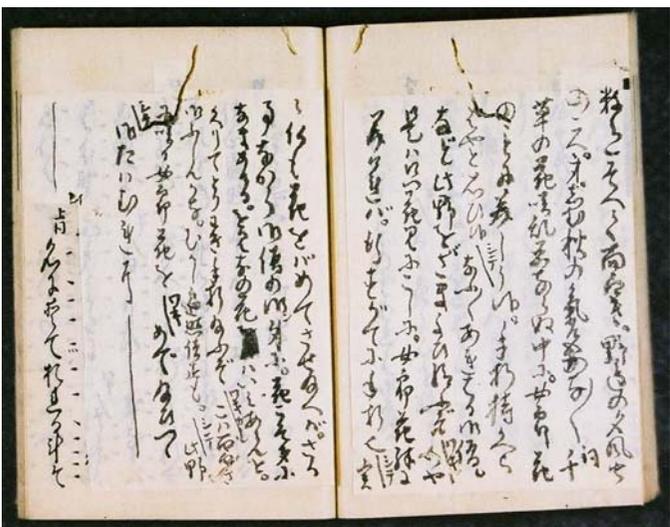
柳⑨



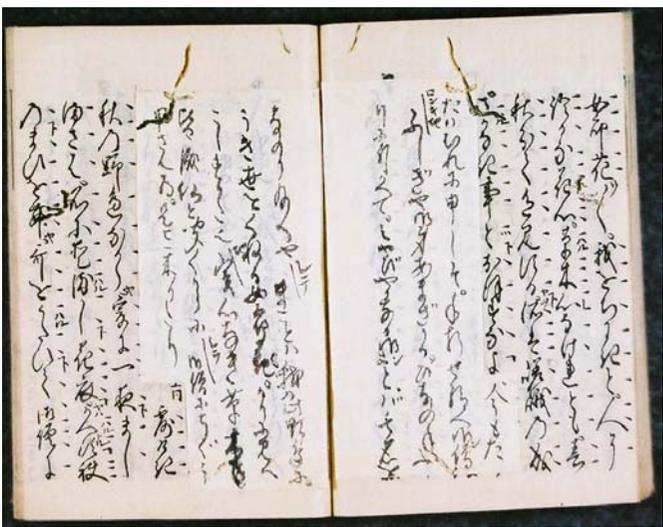
の。色までももまはまゆ小の魚水
 小をま給小の。桜もたまも小御
 下。小止見ゆあは。本主ももの小
 本御のたは。あり小けをまあは
 礼也。いさももの小止なす。は
 小書本たま小に。橋の見本もあま
 下。本を流の小まは。也。小止。米谷の』

小もたににに。同。せいはいはし
 ぬれ小。せん本をたま米
 玉聲におむあひま。折の松風ま
 おも。小書見たまあ葉書を。開
 は袂を小はそももまし事小
 小まの本し〔シテ下〕
 雲霧 たおやかに
 〔同〕 たうかん露を。ふくめるいろ〔シテ〕是げけ

嵯峨女郎花②



嵯峨女郎花③



歎色すて面白き、野邊の夕風鳥

のえ身も秋の気色なしく「詞十

草の花咲乱□ならぬ中に、女郎花

のこに美う候、手折持から

はやと思ひ候「シテなすくあれなる御僧

なを此野とよまよひ給せ「可きいや

是は口花見にしに、女郎花殊

美けれ、行すがに手折也「シテ案

「しも花をばのせ給六十二

事ながら御僧の御身は、花き多く

なまのける、とがの花半□にあらんと

かりてとりわけ手折給せ「可きカレ、面白き

御ふしんかな、むかし返照僧止む、「シテ此野

咲る女郎花「可き」の給ひら

「シテ」御たいいた

「上同」名に愛ておれる斗そ

女郎花く。我をちにきど。人に

終るな花心、草木心なけれとも。春

秋分て色見する。跡は嵯峨野の成

。さかなき事とおほすな「今もた

たむれた申も、手折せ給御僧

「口」手地「ナ」ぎや御身あまがる、いふの手

りに行か。まじやかなる御くと「其名を

なかり給や「シテ」まて「我」此野邊に

うき世をくねる女郎花「かり」に見

「し」すかた也「地」安心なき草木も

皆成仏と聞かた「シテ」御僧「い」

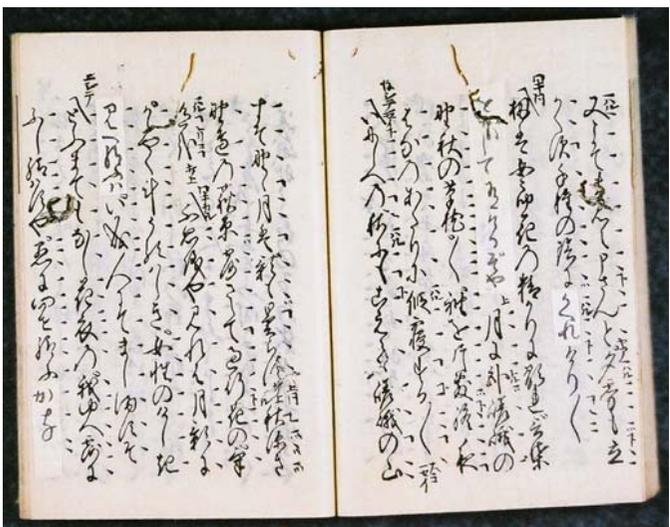
申さん為、是ます未たり「上同」露けき

秋の野邊ながら。爰に「夜まし

まさは。名に愛まし花衣。かへす袂

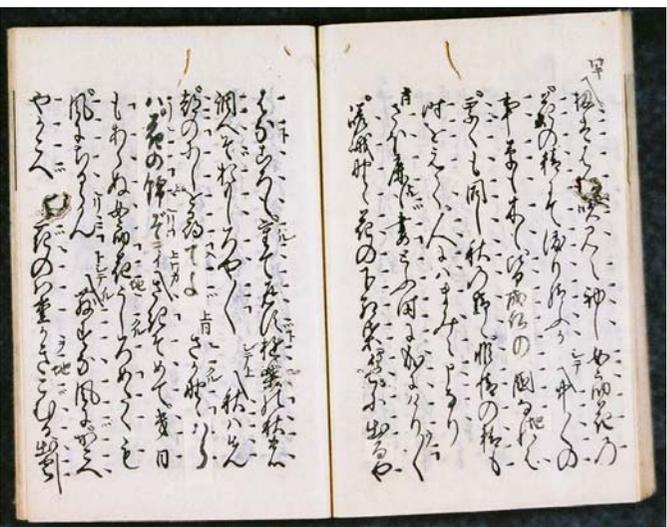
のま心を舞。歌をうたひて御僧に

嵯峨女郎花④



又にてま見え申さんと。夕□も立
かくす千種の陰に失にけりく
〔ワキ詞〕扱は女郎花の精かりに顕れ。言葉
をかハすふしきさよ。〔上〕月に哉嵯峨の
野秋の草枕。く。袖を片敷後夜
はなのあたりに假寝するく。〔太コ一セイ〕
〔後シテ一セイ下〕いにしへの秋にもこゝで嵯峨の山』
すそ野々月は。影も曇らす。〔上同打上ノル〕秋深き
野邊の秋原露さして過行花の。気
色哉。〔打上〕ワキカゝル。不由感議や見れば月影に
。かゝやく斗うるハしき。女性のけしき
見え給へハなるハ。いか成人にてましますそ
〔上シテ〕とふまでもなし花衣の。我ゆへ露に
ふし給ハすや。照に向せ給^かを

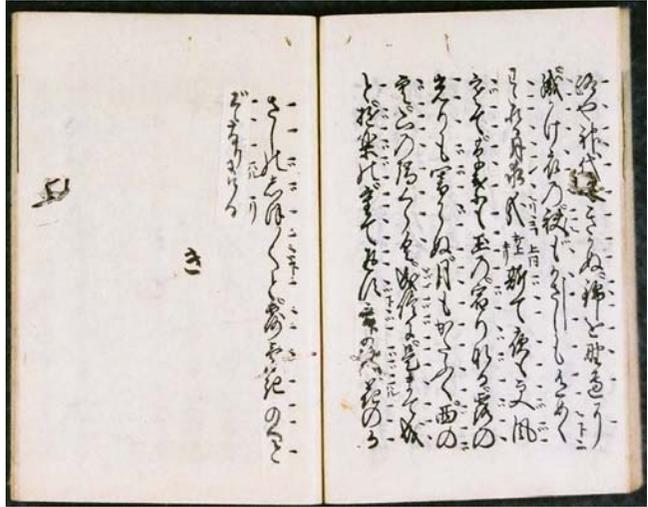
嵯峨女郎花⑤



〔ワキ〕扱ははや咲見え初し女郎花の
。花の精にて渡り給ふか。〔シテ〕中々くの
。事草も木も。皆成仏の国なれば
。早くも同し秋の野々。非情の精も
時をえて。人にハマみえ申なり
〔上同〕さほ廉も妻とふ時に成にけりく
。嵯峨野々花の下紅葉。色に出^やや』
はなころも。重て返す遊葉の秋の
調へそおもしろやく。〔シテ上〕秋ハ先
。都のにしを尋てよ。〔上同〕さかのゝら
ハ花錦ぞ。〔上ワカマイ〕さきそめて。幾日
もあらぬ女郎花。地うしろめたくも
。風にちるらん。〔下シテ〕舞する風に。かこへ
やかこへ。花の八重かきこむる出雲

※「き」の右横の「地」は剥奪紙。

嵯峨女郎花⑥

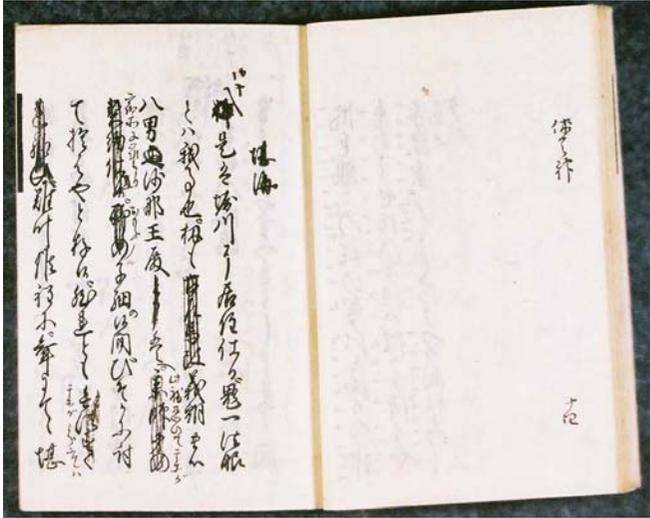


路や神代 きかぬ。錦を野邊に
織かけ衣の。袂もかさしも色めく
わたれる月 哉「上同打上キリ」斯て夜も更風
寒て。草葉も玉の。宿りなる。露の
光りも □からぬ。月もかたふく。西の
空。山の端くらく。成俣に。是まで成
と。遊葉の。重て返す 舞の □。花のか』

さしのほくと。露露けきのへ
そをりにける

※「き」は剥奪紙。

湛海①



湛海
神是を沙川より居住はる鬼一法眼
とハ我事也。扱も其甚康頭義朝の
八男作。沙那王殿申すは。其師弟の
宿所に留りおもふの
業約仕儀。聊の子細候間。ひそかに討
て捨はやと存候。然れとも其法眼
未か分らん
札拾小。難叶候程に。置にて候湛

〔ワキ〕 椰是八堀川に居住仕る。鬼一法眼
とハ我事也。扱も其甚康頭義朝の
此程忍びて未か
八男作。沙那王殿申すは。其師弟の
宿所に留りおもふの
業約仕儀。聊の子細候間。ひそかに討
て捨はやと存候。然れとも其法眼
未か分らん
札拾小。難叶候程に。置にて候湛

湛海②



何口法
眼よりの使や
何事か
有
(シテ)さん候
シテやら参ら
排畏り候か

海 律器量第一のものにて候備

により

。かれを憑討せはやと存候。いかに候か
有「一」御前候(ワキ)汝ハ北目河湛海
か兼行申金度事の候間只今

申不奉。御出あれと申へ「一」畏て候

いか湛海御入候か鬼一法眼よ某御使に参りて候

シモカシカカ「シテ」小様に候者不。七田河津唐木

兼奉部の湛海に上候。鬼一法眼の

仰令し給度事の候間只今御出あれとの御事候

有。参り申す申奉候間

申す候か。決先行参さよし申候
に申上候湛海殿只今御出候

東本堀八人上候。いかに湛海不奉

本も申御申候不。申す湛海の御出

。人並も有。此方不御入候不

にのそい

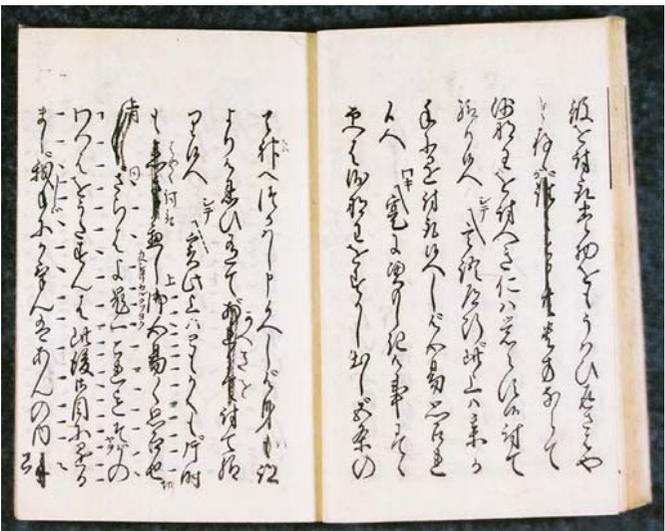
「シテ」扱只今ハ何の為の御使にて候そ

「ワキ」さん候唯今申入候事余の儀にあら

す。内々申すことく沙那王殿。某か秘藏

の兵法の一巻を盗とり候ほとに

湛海③



彼を討取巻物をもつハひ返さばや
と存候。が誰ぞ申某貴方ならて
沙那王を討へき仁ハ覚えず候討て
給り候へ「シテ」言語道断。此上ハ某か
手に懸討取候へし。御心易思召れ
候へ「ワキ」寔に憑もしき御事にて候
某は沙那王をすかし出し。五条の』

ズ

天神へつかハし申候へし。御身跡

かき

より御忍ひ有て。兼行討て給

り候へ「シテ」実此上ハともかくも。片時

ばやく討取

も兼行申へし「上」御心易く思召せ「切」

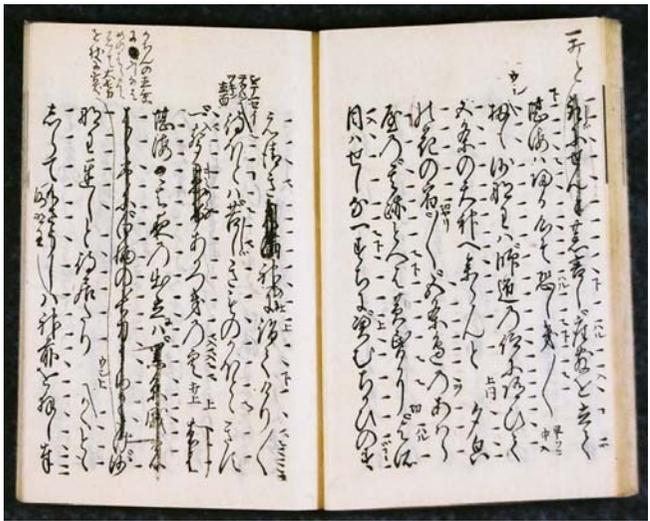
「上」申候。さらはよ鬼「これ迄ぞ。かの

わつはをうたすんは此後御目に懸る

まし。我手にかけんはあんの内手」

ろ

湛海④



一打とて荒言し。座敷を立て

「下」湛海八帰る心恐しきく【中七】

「ウシ」扱も沙那王ハ。師匠の仰に随ひて

五条の天神へ参らんと「上同」夕顔

の花の宿。く。五条邊のあハラ

やの。其跡とへは黄昏に。よまで

目ハせしな一すちに、憑むちかひのす」

え清き未滿神に詣てけりく

「ウシ」待ほとハ。苦しきものかほとくきす

まの

。一撃奪あかつきの空「上」未

湛海本其夜の出立にハ。果未殿の

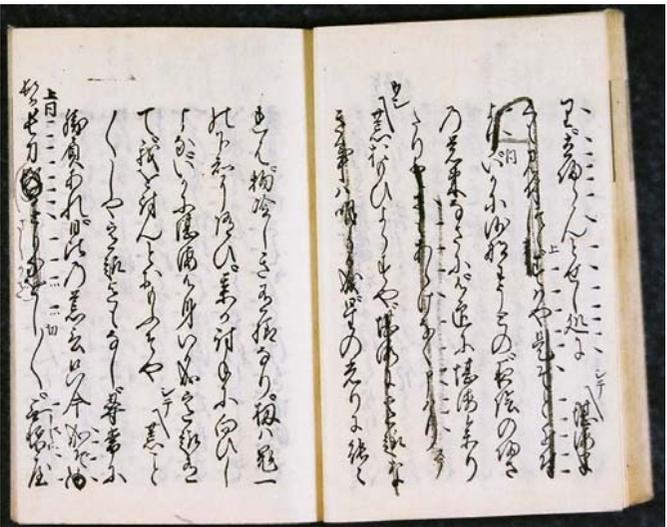
那王遅しと待居たり「ウシ」かくとも

しらて御まじハ神前を押し奉」

沙那王

からんの直垂
に申すなほ
めのはらめて
ばつ大長刀
を林突

湛海⑤



頓々

り。立帰らんとせし処に「シテ」湛海

も鹿術の。上ハ木や果未を近御

「同」いかに沙那わうとの。夜陰の帰さ

の覚束なきに。御迎に湛海参り

たりとまもあけ本申けり「上」

「ウシ」荒おもひよらすや。湛海に叢木

事不明の戒。星の光りに能々」

れは、物冷しき有様なり。扱ハ鬼一
の下知に随ひ。某か討手に向ひし

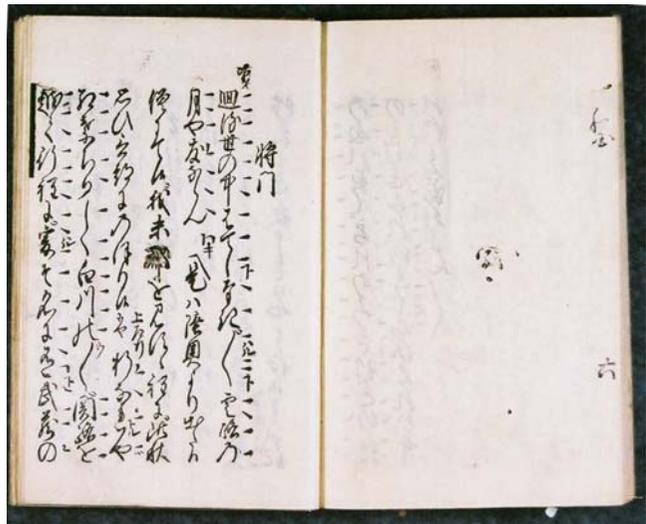
よな。いかに湛海御身いか成意趣有

勝負あれ。日比の荒言ハ今成之

「上同」長刀軍を押し「同」く。無懸や」

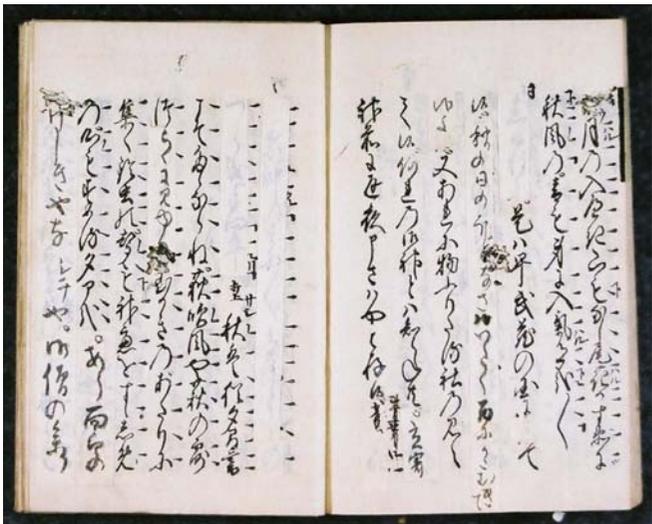
マウカヤ

将門①



将門
 「次第」廻る世の中はてしなき。く雲口の
 月や友ならん「ワキ」是ハ陸奥より出たる
 僧にて候。我未都を見ず候程に。此秋
 思ひ立都にのほり候「上道行」折なれや
 紅葉ちりしく白川のく。閑跡を
 越て行程に。爰そ名に有武蔵の」

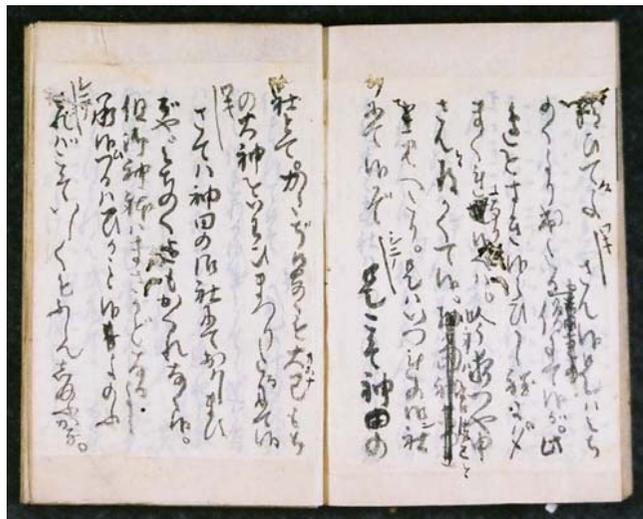
将門②



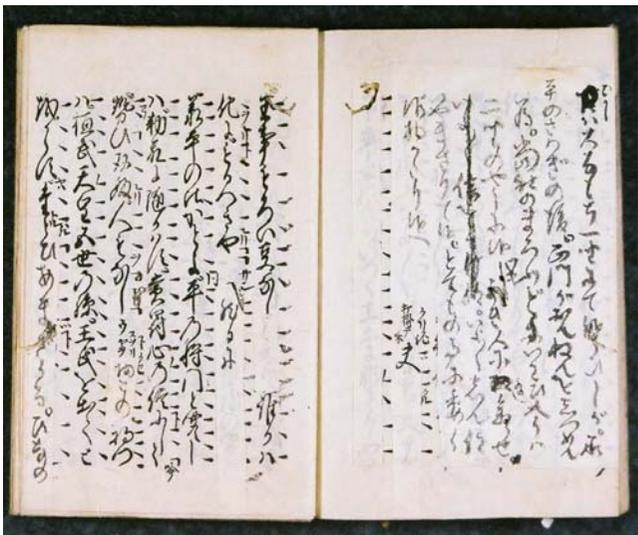
や 月の入へき山もなし尾花かす急に
 「下」秋風の。音も身に人氣□哉く
 □はハ早武蔵の国□て
 候。秋の日はよふふいたく西にかなもさ
 □。又あれに物ふりたる社の見え
 て候。何れの御神とハ知らね共。立寄
 神前に通夜申さハやと存候。小玉キキヤキヤ

□「打上サシ」秋は猶夕間暮
 □こそたらならね。萩吹風や萩の露
 □つらくにみゆれ玉かきの。あたりに
 集く鈴虫の。声も神慮をすしめ
 の。心もすめる夕間哉。あら面白の
 □けしやな(シヤ)や。御侍の参り」

将門③



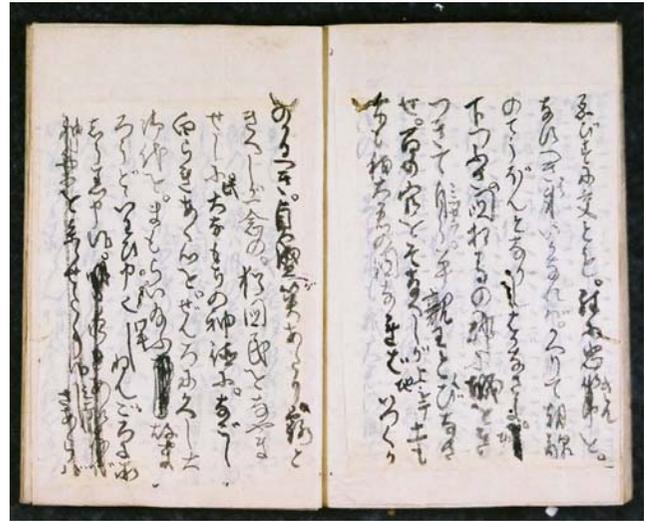
将門④



給ひ候上 〇キヤン候是六ツ
 のより出たる留候が此
 邊をすま候らひし程ハ夕
 六ツ
 まくれ候ハ 今夜下申
 御身宮と
 さん存かて候 扱當社ハ
 不見たり。是ハ六ツの御
 候上 〇〇是き神田の
 社にてかたはけんも大も
 の大神といひありたり候
 〇キヤン神田の御社ハ六ツ
 〇キヤン神田の御社ハ六ツ
 但御神林まがなる上
 承候ふが候 〇〇の
 〇〇

〇大もら一屋に候らひしが承
 平の比かとは 同 平の将門と宛し
 為当社まらむにさひ合
 二守のやうに候 〇キヤン人に相参ら
 心やまり候 〇〇候は
 御物たり候 〇〇地夫
 王事もろい事なし 誰かハ
 他に。とるべきや 「サシ」
 兼平の比かとは 同 平の将門と宛し
 〇 勅命に随かはす。賞罰心の俣にして
 〇 勢ひ双ふ。人もなし 「トクセスラヤ」
 〇 桓武天皇五世の孫 王氏を出てと
 越からす。たとひあまからいたの
 扱の将門

将門⑤



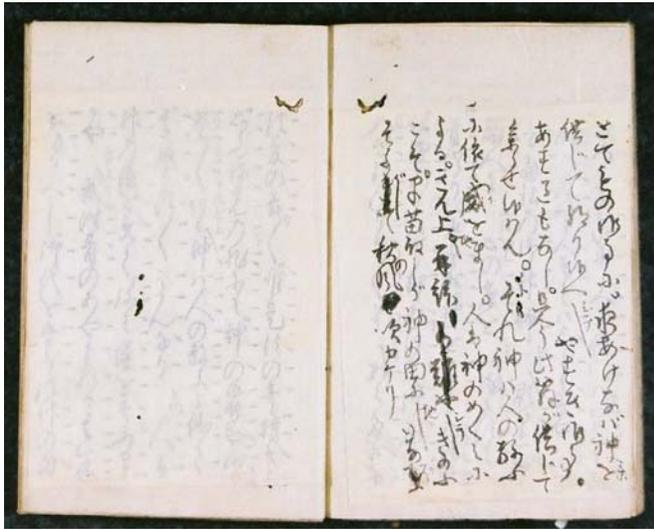
五ひとも交ととし。我々も物と
あひて交はるるに。ふりて朝
のてうかんとありしとるるも
下つたての神の御事
つきて。平親まじりて
せ。百の穴をたてかへ上りて地土
ちも相ちるるの御事と

のりて。真盛笑あせり。露や
まへが一念の。猶國民をま
此
せし。大なるの神徳になし
向られあくる心と。せんこた久し大
御代と。まもり給中。杖ま
らうと。わい申也。けさねん。うに承
くら。申候。明日夜。あけかた
袖にも奉りせたり候。てし。まへ

忍びず。交とも。殊に。御事と。
其
なすき。身かたれば。かりて。朝
のうはんと。なりし。はかなきよ。切
下つた。て。相。相。寺。の。初。し。と。ま
つ。ま。自。ら。平。親。ま。じ。り。て
七。百。の。穴。を。た。た。か。へ。上。り。て。地。土
木も我大我の国なれば「地、つくか」

のりて。真盛笑あせり。露や
まへが一念の。猶國民をま
此
せし。大なるの神徳になし
向られあくる心と。せんこた久し大
御代と。まもり給中。杖ま
らうと。わい申也。けさねん。うに承
くら。申候。明日夜。あけかた
袖にも奉りせたり候。てし。まへ

将門⑥



とて。ものゆふ。夜あけ。神
信じて。給り候。て。し。まへ
あま。こ。も。あ。ま。は。今。は。け。さ。ね。ん。信
ま。ま。せ。ゆ。り。ん。は。今。は。け。さ。ね。ん。信
不依て。感。を。ま。人。は。神。の。め。く。し。し
よ。ら。ま。ん。上。地。再。拜。有。難。と。ま。の
こ。も。の。苗。ぬ。か。が。神。の。田。に。地。い。ま
そ。も。の。苗。ぬ。か。が。神。の。田。に。地。い。ま

とてもの御事に。夜あけ。神
信じて。給り候。て。し。まへ
あま。こ。も。あ。ま。は。今。は。け。さ。ね。ん。信
ま。ま。せ。ゆ。り。ん。は。今。は。け。さ。ね。ん。信
不依て。感。を。ま。人。は。神。の。め。く。し。し
よ。ら。ま。ん。上。地。再。拜。有。難。と。ま。の
こ。も。の。苗。ぬ。か。が。神。の。田。に。地。い。ま
そ。も。の。苗。ぬ。か。が。神。の。田。に。地。い。ま
か
ま。ま。秋。の。風。吹。か。ケ。リ



て更行夜半樂のく。 打上也かく
声もたす
 や おまゐる御代の
 のほむる月の。弓を袋に木田田の
 ゆたけき
 の調へ。きねか神振鈴の音鼓
 たげふと見ふるが、真当社の御神舞
 世の人より傳ちと。明もんにあり
 たりまりの神我と かま
 たりもあすかきけら。夜ほのほの
 年のひかき。神せひし庭をたり
 けり。神せひし庭よりけり

【元章関連年表】

西暦	年号	月日	事項	典拠
1715	正徳5年		田安宗武、生まれる(幼名:小次郎)	
1716	享保1年	7月11日	十三世観世大夫滋章没、51歳。	
	享保1年	10月	観世清親、十四世観世大夫に	
1722	享保7年		観世元章生れる。	表氏論文「観世「左近」考」 表氏論文「観世「左近」考」 表氏論文「観世「左近」考」
1925	享保10年	6月21日	吉宗、宗武の馬場のりを御覧じ、御落涙ありてめでさせ給う。	『徳川実記』9p 179
	享保10年	11月16日	吉宗、宗武の射撃を御覧あり、ほめさせ給う	『徳川実記』9p 179
1726	享保11年		清親、後の九代目将軍家重の能指南役に命じられる。	表氏論文「観世「左近」考」
	享保11年	5月26日	大久保伊勢守が、紅葉山文庫の謡本二組(観世小次郎元頼本と外々三百番本)を吟味のため借りる。	書物方御日記
	享保11年	5月28日	大久保伊勢守が、紅葉山文庫より拝借の観世小次郎元頼本を返却。外々三百番本はそのまま借出す。	書物方御日記
1727	享保12年	2月20日	大久保伊勢守が、紅葉山文庫より拝借の外々三百番本を返却。	書物方御日記
	享保12年	5月5日	宗武(=小次郎)、御具足式。吉宗自ら着せる	
1728	享保13年	3月23日	宗武(=小次郎)、家重瘡癒の祝儀演能を吉宗と並んで見物	『田安宗武』 『田藩事実』
1729	享保14年	2月19日	宗武、吉宗の前で論語を暗誦し、褒美をもらう。	
	享保14年	5月7日	大久保伊勢守が、紅葉山文庫より外々三百番本を借出す。	書物方御日記
	享保14年	6月22日	観世大夫清親、初めて二丸にて宗武の稽古に出る。以後「度々罷出御謡御仕舞等申上」	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保14年	8月17日	大久保伊勢守殿より仰せ下され《半蔀》の文句を直す	観世左近『能楽随想』
	享保14年	8月19日	清親、《半蔀》の文句を直し、大久保伊勢守に進上する	
	享保14年	9月27日	小次郎(=宗武)元服。以後右衛門督宗武卿と称される	
	享保14年	9月28日	小次郎(=宗武)二丸に一位様(家宣室)を迎え《嵐山》を披露。	『徳川実記』8p 508
	享保14年	閏9月13日	小次郎(=宗武)、元服官位の祝賀の宴。本丸大広間で観能。	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保14年	閏9月25日	宗武、西丸にて小姓相手に《嵐山》《小鍛冶》を舞う。	触れ流し御能組
	享保14年	10月3日	宗武、西丸で《大会》を披露(※初めての能披露)	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保14年	11月1日	宗武、御本丸にて「大ベシミ」の面を拝領。	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保14年	12月1日	宗武自らのぞんで、松平因幡守信興が編集した『甲冑の書』を拝領する。	『徳川実記』8p 516
	享保14年	12月2日	宗武、吉宗から『飾抄』『桃花悉葉』をつかわさる	『徳川実記』8p 517
	享保14年	12月16日	宗武、西丸において家重が催した仕舞会で《雲雀山》を舞う。	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保14年	12月24日	廣敷用人本目権左衛門親良は、宗武に筆道を伝え奉るにより、巻物を賜う	『徳川実記』8p 521
1730	享保15年	7月12日	宗武、二の丸にて《半蔀》御謡御稽古	『能楽随想』
	享保15年	9月7日	宗武、《半蔀》御能御稽古	『能楽随想』
	享保15年	11月3日	西の丸右衛門様御能《半蔀》、大納言様より褒美を頂戴する	『能楽随想』
	享保15年	11月10日	右衛門督宗武卿に田安邸を下賜	
	享保15年	11月13日	宗武、吹上の御園にて炮技。吉宗御覧ありて、御景色うるわし	『徳川実記』8p 543
	享保15年	11月15日	宗武、童形改めらる	
1731	享保16年	1月28日	御法事後、御能有之。	
	享保16年	3月11日	公家衆御馳走御能あり。宗武も様子拝見のため本丸へ入る。	『田藩事実』
	享保16年	7月16日	大久保伊勢守が、紅葉山文庫より拝借の外々三百番本を返却。	書物方御日記
1732	享保17年	2月25日	田安家に吉宗御成。料理のあと、観世大夫(=清親)罷出謡有之。	『田藩事実』
	享保17年	7月6日	表御座鋪御式舞台之間にて音楽有	
	享保17年	7月16日	鷺仁右衛門ほか狂言師が出頭。宗武は初めて狂言をみる。	『田安宗武』 『田藩事実』
	享保17年	10月18日	二丸にて御能有之、被罷入奥向御供も拝見。	『田藩事実』
	享保17年	12月19日	元章(三十郎)、江戸城西丸慰能、初出演(11歳、《経政》)	表氏論文「観世「左近」考」
	享保17年	12月23日	元章、江戸城二之丸慰能にて《敦盛》	触流し御能組(一)
1733	享保18年	2月23日	江戸城西丸慰能《小鍛冶》	触流し御能組(一)

	享保18年	5月26日	清親、田安邸にて《半菰》御謡仕形御稽古	観世左近『能楽随想』元章自筆本
	享保18年	12月4日	江戸城二之丸慰能《鶴》	触流し御能組(一)
1734	享保18年	12月11日	江戸城西丸慰能《竹生島》	触流し御能組(一)
	享保19年	3月2日	宗武家重の思し召しにより、小普請組家臣の地謡にて能を舞う	
	享保19年	3月11日	江戸城公家衆饗応能《祝言養老》、表能初出勤	触流し御能組(一)
	享保19年	3月12日	江戸城二之丸慰能《鷺》	触流し御能組(一)
	享保19年	3月18日	江戸城西丸慰能《鷺》	触流し御能組(一)
	享保19年	4月11日	江戸城西丸慰能《敦盛》	触流し御能組(一)
	享保19年	4月12日	江戸城二之丸慰能《花月》、宗武、古装束にて鷹狩りへ	触流し御能組(一)
	享保19年	4月18日	江戸城二之丸謡仕舞舞囃、仕舞《羽衣》《殺生石》《小鍛冶》《東岸居士》舞囃子《猩々》	触流し御能組(一)
	享保19年	4月29日	御本丸貳拾貳冊樂書御借御写被仰付取扱中嶋久右衛門	『田藩事実』
	享保19年	5月13日	江戸城西丸仕舞囃狂言、仕舞《花月》	触流し御能組(一)
	享保19年	5月19日	小五郎様(=宗ただ)田安家の舞台を拝借。97人罷出御能相済	『田藩事実』
	享保19年	5月22日	江戸城二之丸慰能《小鍛冶》	触流し御能組(一)
	享保19年	5月27日	江戸城西丸仕舞、仕舞《養老》《笠之段》	触流し御能組(一)
	享保19年	5月29日	田安家家臣が本丸にて雅楽を奏す	『田藩事実』
	享保19年	8月23日	江戸城西丸慰能《祝言高砂》	触流し御能組(一)
	享保19年	9月21日	江戸城二之丸慰能《箆》	触流し御能組(一)
	享保19年	10月27日	江戸城二之丸慰能《西王母》	触流し御能組(一)
	享保19年	11月2日	江戸城西丸慰能《猩々》	触流し御能組(一)
	享保19年	11月17日	玉海御本丸より御借被遊御写被仰付取扱中嶋久右衛門、常見紋十郎	
	享保19年	11月21日	西丸より大久保伊勢守を介して宗武へ演能願い(27日の演能)	
	享保19年	11月27日	宗武、西丸で《難波》御好みにて《鶉飼》を披露。	『田安宗武』『田藩事実』
	享保19年	12月11日	江戸城二之丸慰能《鍾馗》	触流し御能組(一)
1735	享保19年	12月25日	先日より御本丸被進候鶴(20日)御披キ有之御慰御能有之	『田藩事実』
	享保20年	3月1日	江戸城二之丸慰能《車僧》《猩々》	触流し御能組(一)
	享保20年	3月4日	江戸城西丸慰能《若布刈》	触流し御能組(一)
	享保20年	3月6日	江戸城二之丸慰能《田村》	触流し御能組(一)
	享保20年	閏3月23日	江戸城西丸慰能《八島》(アイ：那須)	触流し御能組(一)
	享保20年	9月21日	江戸城西丸慰能《大江山》	触流し御能組(一)
	享保20年	9月22日	江戸城二之丸慰能《船橋》	触流し御能組(一)
	享保20年	9月25日	江戸城徳川宗尹元服祝賀能《経政》	触流し御能組(一)
	享保20年	11月4日	江戸城西丸慰能《清経》	触流し御能組(一)
	享保20年	12月5日	江戸城利根姫婚儀祝賀能《祝言養老》	触流し御能組(一)
1736	享保21年	1月19日	江戸城西丸慰能《舍利》	触流し御能組(一)
	享保21年	2月4日	宗武、婚礼後の催能。	
	享保21年	2月18日	江戸城西丸慰能《兼平》	触流し御能組(一)
	享保21年	2月23日	江戸城西丸慰能《花月》	触流し御能組(一)
	享保21年	3月5日	西丸にて演能。曲は不明。大納言様より褒美、公方様より御膳を頂戴する。	
	享保21年	3月11日	江戸城二之丸慰能《経政》	触流し御能組(一)
	享保21年	3月18日	江戸城公家衆饗応能《祝言金札》	触流し御能組(一)
	享保21年	5月4日	江戸城二之丸慰能《東岸居士》	触流し御能組(一)
	元文1年	9月18日	江戸城西丸慰能《大会》	触流し御能組(一)
	元文1年	10月4日	江戸城二之丸慰能《船弁慶》	触流し御能組(一)
	元文1年	10月19日	江戸城西丸仕舞囃狂言、仕舞《笠之段》	触流し御能組(一)
	元文1年	12月27日	江戸城西丸慰能《清経》	触流し御能組(一)
1737	元文2年	2月21日	江戸城二之丸慰能《鶴》	触流し御能組(一)

	元文2年	2月23日	江戸城西丸慰能《祝言金札》	触流し御能組 (一)
	元文2年	3月1日	江戸城日光門跡饗応能《兼平》	触流し御能組 (一)
	元文2年	3月12日	江戸城公家衆饗応能《祝言養老》	触流し御能組 (一)
	元文2年	3月18日	江戸城二之丸慰能《合浦》	触流し御能組 (一)
	元文2年	4月6日	江戸城西丸慰能《右近》	触流し御能組 (一)
	元文2年	6月12日	江戸城若君(徳川家治)誕生祝賀能二日目《祝言岩舟》	触流し御能組 (一)
	元文2年	8月22日	江戸城西丸慰能《張良》	触流し御能組 (一)
	元文2年	10月4日	江戸城西丸仕舞舞囃狂言、仕舞《蟬丸(道行)》《春日龍神》	触流し御能組 (一)
	元文2年	10月19日	江戸城日光門跡饗応能《翁》《賀茂》(替アイ:御田)	触流し御能組 (一)
	元文2年	11月11日	江戸山王権現観世大夫法楽能《田村》《善界》	触流し御能組 (一)
	元文2年	11月29日	江戸城二之丸慰能《船橋》《舍利》	触流し御能組 (一)
	元文2年	閏11月2日	江戸城西丸慰能《祝言岩舟》	触流し御能組 (一)
	元文2年	閏11月16日	江戸城西丸仕舞舞囃狂言、仕舞《殺生石》	触流し御能組 (一)
	元文2年	12月6日	江戸城西丸慰能《大江山》《烏帽子折》	触流し御能組 (一)
	元文2年	12月13日	江戸城二之丸慰能《鶴》	触流し御能組 (一)
1738	元文3年	3月25日	江戸城二之丸慰能《田村》	触流し御能組 (一)
	元文3年	3月28日	江戸城西丸仕舞狂言、仕舞《東岸居士》《箆》	触流し御能組 (一)
	元文3年	5月21日	江戸城二之丸仕舞、仕舞《羽衣》《雲雀山》《東岸居士》《小塩》《賀茂》	触流し御能組 (一)
	元文3年	9月3日	江戸城西丸慰能《橋弁慶》	触流し御能組 (一)
	元文3年	9月6日	江戸城二之丸慰能《小鍛冶》	触流し御能組 (一)
	元文3年	9月21日	江戸城西丸慰能《西王母》	触流し御能組 (一)
	元文3年	11月11日	江戸城西丸慰能《鞍馬天狗》	触流し御能組 (一)
	元文3年	11月18日	江戸城二之丸慰能《大会》	触流し御能組 (一)
	元文3年	12月21日	江戸城二之丸慰能《烏帽子折》	触流し御能組 (一)
	元文3年	12月23日	江戸城西丸慰能《玉井》	触流し御能組 (一)
1739	元文4年	3月7日	江戸城《祝言呉服》	触流し御能組 (一)
	元文4年	3月11日	江戸城西丸仕舞、仕舞《敦盛》《八島》《熊坂》	触流し御能組 (一)
	元文4年	3月13日	江戸城二之丸慰能《殺生石》	触流し御能組 (一)
	元文4年	3月21日	江戸城二之丸慰能《清経》《鶴》	触流し御能組 (一)
	元文4年	4月19日	江戸城二之丸慰能《鍾馗》	触流し御能組 (一)
	元文4年	5月13日	江戸城二之丸謡仕舞囃、仕舞《羽衣》《東岸居士》《花月》《田村》、舞囃子《芦刈》	触流し御能組 (一)
	元文4年	6月2日	宗武、本丸にて御仕舞、囃子を遊ばされる。	
	元文4年	8月27日	江戸城二之丸慰能《八島》《殺生石》	触流し御能組 (一)
	元文4年	9月12日	江戸城二之丸慰能《右近》	触流し御能組 (一)
	元文4年	9月25日	江戸城二之丸慰能《龍田》	触流し御能組 (一)
	元文4年	11月12日	江戸城二之丸慰能《敦盛》《張良》	触流し御能組 (一)
	元文4年	11月13日	江戸城西丸慰能《鞍馬天狗》	触流し御能組 (一)
	元文4年	11月28日	江戸城西丸仕舞舞囃狂言、仕舞《鉄輪》《天鼓》	触流し御能組 (一)
	元文4年	12月23日	江戸城二之丸慰能《竜虎》	触流し御能組 (一)
1740	元文5年	2月11日	江戸城西丸慰能《安宅》《烏帽子折》	触流し御能組 (一)
	元文5年		江戸城西丸慰能	触流し御能組 (一)
	元文5年	2月18日	江戸城二之丸慰能《巴》	触流し御能組 (一)
	元文5年	3月18日	江戸城公家衆饗応能《祝言金札》	触流し御能組 (一)
	元文5年	4月12日	江戸城二之丸慰能《安達原》	触流し御能組 (一)
	元文5年		江戸城二之丸慰能	触流し御能組 (一)
	元文5年	5月19日	江戸城二之丸慰能《鞍馬天狗》	触流し御能組 (一)
	元文5年		江戸城二之丸慰能	触流し御能組 (一)

	元文5年	閏7月19日	江戸城二之丸謡一調仕舞、仕舞《錦木》《賀茂》	触流し御能組 (一)
	元文5年		江戸城二之丸謡一調仕舞	触流し御能組 (一)
	元文5年	閏7月29日	江戸城二之丸謡一調仕舞、仕舞《六浦》	触流し御能組 (一)
	元文5年	8月21日	江戸城二之丸慰能《巻絹》《鍾馗》	触流し御能組 (一)
	元文5年		江戸城二之丸慰能	触流し御能組 (一)
	元文5年	8月28日	江戸城西丸慰能《敦盛》《花筐》	触流し御能組 (一)
	元文5年	9月29日	江戸城二之丸慰能《輪藏》《大江山》	触流し御能組 (一)
	元文5年	10月22日	江戸城二之丸慰能《西王母》《第六天》	触流し御能組 (一)
	元文5年	11月12日	江戸城二之丸慰能《籠》《鶴》	触流し御能組 (一)
	元文5年	12月21日	江戸城二之丸慰能《龍田》	触流し御能組 (一)
1741	寛保1年		元章、十人扶持を与えられる。(20歳)	表氏論文「観世「左近」考」
	寛保1年	6月1日	江戸城西丸一調謡仕舞、仕舞《勸進帳》《鶴之段》《賀茂》	触流し御能組 (一)
	寛保1年	8月26日	江戸城転任兼任元服祝賀能二日目《籠》	触流し御能組 (一)
	寛保1年	8月27日	江戸城転任兼任元服祝賀能三日目《祝言岩舟》	触流し御能組 (一)
	寛保1年	9月5日	江戸城転任兼任元服祝賀能五日目《翁》《賀茂》(替アイ：御田)、表能で初めて《翁》	触流し御能組 (一)
	寛保1年	9月15日	江戸城西丸転任兼任元服祝賀能《道成寺》	触流し御能組 (一)
1742	寛保1年	11月6日	江戸城西丸仕舞謡狂言、仕舞《柏崎》	触流し御能組 (一)
	寛保2年	1月15日	吉宗、宗武に『式内染鑑』をつかわす。	『徳川実記』p 29
	寛保2年	2月15日	江戸城西丸將軍饗応能《祝言養老》	触流し御能組 (一)
	寛保2年	5月27日	江戸城西丸慰能《夜討曾我》	触流し御能組 (一)
	寛保2年	11月23日	江戸城西丸仕舞狂言、仕舞《桜川》《笠之段》《船弁慶》	触流し御能組 (一)
	寛保2年	12月10日	宗武、甲府の舞台を賜わる	『徳川実記』9p 54
1743	寛保3年	3月5日	江戸城公家衆饗応能	触流し御能組 (一)
	寛保3年	3月19日	江戸城西丸仕舞狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年		江戸城西丸仕舞狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年		江戸城西丸仕舞狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年	4月27日	江戸城西丸仕舞一調狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年		江戸城西丸仕舞一調狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年		江戸城西丸仕舞一調狂言	触流し御能組 (一)
	寛保3年	10月16日	江戸城西丸慰能	触流し御能組 (一)
1744	延享1年	7月13日	田安家に元章(三十郎)が呼び出される	延享元年観世三十郎元章文章控
	延享1年	8月2日	田安家に元章(三十郎)が呼び出される	延享元年観世三十郎元章文章控
	延享1年	8月21日	江戸城西丸仕舞狂言、仕舞《班女》《忠度》	触流し御能組 (一)
	延享1年	8月29日	田安家に元章(三十郎)が呼び出される	延享元年観世三十郎元章文章控
	延享1年	9月2日	田安家に元章(三十郎)が呼び出される	延享元年観世三十郎元章文章控
	延享1年	9月21日	江戸城日光東照宮正遷宮済祝賀能《経政》	触流し御能組 (一)
	延享1年	11月25日	江戸城西丸仕舞狂言、仕舞《鶴之段》《玉葛》	触流し御能組 (一)
1745	延享2年	3月21日	江戸城法華八講済祝賀能《籠》	触流し御能組 (一)
	延享2年	4月3日	江戸城公家衆饗応能《翁》《氷室》	触流し御能組 (一)
	延享2年	11月18日	徳川家重將軍宣下祝賀能二日目《籠》	触流し御能組 (一)
	延享2年	11月19日	徳川家重將軍宣下祝賀能三日目《祝言呉服》	触流し御能組 (一)
	延享2年	11月25日	徳川家重將軍宣下祝賀能五日目《石橋》	触流し御能組 (一)
	延享2年		宗武、甲府三万石など計10万石を拝領する	触流し御能組 (一), 將軍宣下能番組
1746	延享3年	4月23日	江戸城公家衆饗応能《翁》	触流し御能組 (一)
	延享3年		江戸城公家衆饗応能《嵐山》	触流し御能組 (一)
	延享3年	10月16日	江戸城本丸奥囃狂言、舞囃子《錦木》	触流し御能組 (一)
1747	延享4年		観世一学生まれる?	『雲上散楽会宴』

	延享4年	5月23日	江戸城西丸慰能《田村》《是界》	触流し御能組 (一)
	延享4年	8月19日	江戸城公家衆饗応能《翁》《白楽天》	触流し御能組 (一)
1748	延享5年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓八幡》、観世元章、観世大夫として初出仕。	触流し御能組 (一)
	延享5年	3月23日	江戸城公家衆饗応能《安宅》	触流し御能組 (一)
	寛延1年	8月2日	江戸城本丸奥慰能《葵上》	触流し御能組 (一)
	寛延1年	閏10月13日	江戸城西丸慰能《野宮》《野守》	触流し御能組 (一)
1749	寛延2年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓八幡》	触流し御能組 (一)
	寛延2年	2月19日	江戸城本丸奥慰能《烏帽子折》	触流し御能組 (一)
	寛延2年	3月4日	江戸城公家衆饗応能《翁》《氷室》	触流し御能組 (一)
	寛延2年	5月4日	宗武、謝し出仕を再会する	触流し御能組 (一)
	寛延2年	5月7日	江戸城西丸慰能《江島》《小鍛冶》	触流し御能組 (一)
	寛延2年	5月23日	江戸城本丸奥慰能《逆鉾》	触流し御能組 (一)
	寛延2年	9月3日	江戸城日光門跡饗応能《猩々乱》	触流し御能組 (一)
1750	寛延3年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	寛延3年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《黒塚》	触流し御能組
	寛延3年	3月18日	勸進能初日《江口》《船弁慶》	勸進能一件留
	寛延3年	3月22日	勸進能二日目《芭蕉》《山姥》《鶴飼》	勸進能一件留
	寛延3年	3月23日	勸進能三日目《熊野》《鞍馬天狗》《舍利》	勸進能一件留
	寛延3年	3月27日	勸進能四日目《百万》《鉄輪》	勸進能一件留
	寛延3年	4月6日	勸進能五日目《実盛》《班女》《善知鳥》《融》	勸進能一件留
	寛延3年	4月7日	勸進能六日目《柏崎》《三輪》	勸進能一件留
	寛延3年	4月11日	勸進能七日目《松風》《天鼓》《安宅》	勸進能一件留
	寛延3年	4月22日	勸進能八日目《翁》《弓八幡》《井筒》《自然居士》《野守》	勸進能一件留
	寛延3年	5月12日	勸進能九日目《翁》《雲雀山》《阿漕》《夜討曾我》	勸進能一件留
	寛延3年	5月13日	勸進能十日目《翁》《道成寺》《西行桜》	勸進能一件留
	寛延3年	5月18日	勸進能十一日目《羽衣》《隅田川》《是界》	勸進能一件留
	寛延3年	5月19日	勸進能十二日目《三井寺》《鉢木》	勸進能一件留
	寛延3年	5月21日	勸進能十三日目《唐船》《藤戸》《海士》	勸進能一件留
	寛延3年	5月22日	勸進能十四日目《忠度》《石橋》	勸進能一件留
	寛延3年	5月23日	勸進能十五日目《東北》《猩々乱》	勸進能一件留
	寛延3年	9月12日	江戸城西丸奥慰能《橋弁慶》《葵上》	触流し御能組
	寛延3年	10月4日	江戸城徳川家光百回忌法事济日光准后饗応能《鶴飼》	触流し御能組
	寛延3年	11月13日	江戸城本丸奥慰能《禅師曾我》	触流し御能組
1751	寛延4年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	寛延4年	9月4日	江戸城日光門跡饗応能《邯鄲》	触流し御能組
	宝暦1年	12月6日	田安殿御能に元章の京都の弟子浅井織之丞が出勤	書留34
1752	宝暦2年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦2年	1月	江戸城本丸奥慰能《嵐山》(替アイ:猿聳)	触流し御能組
	宝暦2年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《氷室》	触流し御能組
	宝暦2年	4月	観世元章、浅井章盈に《道成寺》伝授	書留34
	宝暦2年	5月29日	観世織部清尚の分家樹立	触流し御能組
	宝暦2年	8月21日	江戸城日光門跡饗応能《班女》	触流し御能組
	宝暦2年	9月3日	江戸城本丸奥慰能《大江山》	触流し御能組
1753	宝暦3年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦3年	2月5日	江戸城大納言家治庖瘡平癒祝賀能《羽衣》	触流し御能組
	宝暦3年	2月11日	江戸城大納言家治庖瘡平癒祝賀能、舞囃子《高砂》	触流し御能組
	宝暦3年	2月15日	江戸城大納言家治庖瘡平癒祝賀能《三輪》	触流し御能組

	宝暦3年	3月4日	江戸城公家衆饗応能《杜若》	触流し御能組
	宝暦3年	3月25日	江戸城大納言家治前髪執祝賀能《石橋》	触流し御能組
	宝暦3年	3月27日	江戸城大納言家治前髪執祝賀能《高砂》	触流し御能組
	宝暦3年	9月5日	江戸城日光門跡饗応能《翁》《志賀》	触流し御能組
1754	宝暦4年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦4年	閏2月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《嵐山》	触流し御能組
	宝暦4年	12月5日	江戸城大納言徳川家治婚礼済祝賀能初日《翁》《高砂》	触流し御能組
	宝暦4年	12月6日	江戸城大納言徳川家治婚礼済祝賀能2日目《春日龍神》	触流し御能組
	宝暦4年	12月7日	江戸城大納言徳川家治婚礼済祝賀能3日目《西行桜》	触流し御能組
1755	宝暦5年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦5年	3月12日	江戸城公家衆饗応能《翁》《志賀》	触流し御能組
	宝暦5年	8月27日	江戸城奥能《鶴飼》	触流し御能組
	宝暦5年	10月4日	江戸城日光門跡饗応能《班女》	触流し御能組
	宝暦5年	12月20日	江戸城奥能《江島》(替アイ：道者)	触流し御能組
1756	宝暦6年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦6年	2月22日	江戸城西丸慰能《嵐山》(替アイ：猿聲)	触流し御能組
	宝暦6年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《若布刈》	触流し御能組
	宝暦6年	3月18日	江戸城奥能《石橋》	触流し御能組
	宝暦6年	9月5日	江戸城本丸千代姫誕生祝賀能《翁》《高砂》	触流し御能組
	宝暦6年	12月13日	江戸城奥能《頼政》	触流し御能組
1757	宝暦7年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦7年	3月4日	江戸城公家衆饗応能《翁》《志賀》	触流し御能組
	宝暦7年	3月8日	「書上相済。《半葎》かはり候句節ともに耳立候事御座なく候」	観世左近『能楽随想』元章自筆本
	宝暦7年	8月	※真淵「冠辞考」跋(宝暦8年3月江戸で初版刊行)	
	宝暦7年	9月3日	江戸城日光門跡饗応能《半葎》	触流し御能組
1758	宝暦8年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦8年	2月11日	元章、大納言家治の能指南役を命じられる。	
	宝暦8年	3月25日	江戸城公家衆饗応能《翁》《賀茂》	触流し御能組
	宝暦8年	11月5日	江戸城西丸慰能《松風》	触流し御能組
1759	宝暦9年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦9年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《白楽天》	触流し御能組
	宝暦9年	10月5日	江戸城清水宮内卿重好元服祝賀能《狸々乱》	触流し御能組
	宝暦9年	10月23日	江戸城西丸慰能《熊野》《当麻》	触流し御能組
	宝暦9年	11月6日	江戸城西丸慰能《朝長》(櫛法)	触流し御能組
1760	宝暦10年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦10年	2月13日	江戸城転任兼任祝賀能初日(公家衆饗応能)《翁》《弓八幡》	触流し御能組
	宝暦10年	2月16日	江戸城転任兼任祝賀能二日目(公家衆饗応能)《東北》	触流し御能組
	宝暦10年	2月18日	江戸城転任兼任祝賀能三日目(公家衆饗応能)《江口》	触流し御能組
	宝暦10年	2月19日	江戸城転任兼任祝賀能四日目(公家衆饗応能)《鉢木》	触流し御能組
	宝暦10年	2月21日	江戸城転任兼任祝賀能五日目(公家衆饗応能)《檜垣》	触流し御能組
	宝暦10年	4月7日	江戸城西丸将軍御成転任兼任祝賀能《道成寺》	触流し御能組
	宝暦10年	8月7日	江戸城本丸大御所饗応能《翁》《高砂》	触流し御能組
	宝暦10年	8月19日	江戸城二之丸新舞台祝賀能《翁》《老松》	触流し御能組
	宝暦10年	9月5日	徳川家治将軍宣下祝賀能初日(公家衆饗応)《翁》《老松》	触流し御能組
	宝暦10年	9月21日	徳川家治将軍宣下祝賀能二日目(公家衆饗応)《羽衣》	触流し御能組
	宝暦10年	9月23日	徳川家治将軍宣下祝賀能三日目(公家衆饗応)《実盛》	触流し御能組

	宝暦10年	10月29日	徳川家治将軍宣下祝賀能五日目（公家衆饗応）《石橋》	触流し御能組
	宝暦10年	10月25日	江戸城西丸将軍宣下祝賀能《翁》《氷室》	触流し御能組
1761	宝暦10年	11月	※真淵、隠居。	
	宝暦11年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦11年	3月7日	江戸城公家衆饗応能《翁》《嵐山》	触流し御能組
	宝暦11年	4月19日	江戸城本丸奥能《翁》《大社》（替アイ：神子神楽）	触流し御能組
	宝暦11年	11月4日	江戸城姫君誕生祝賀能《翁》《弓八幡》	触流し御能組
1762	宝暦12年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦12年	1月25日	江戸城奥能《箆太鼓》	触流し御能組
	宝暦12年	2月	※田安家焼失により、観世家より預り修復中の権現様より拝領の翁装束を焼く。以後観世家に50両の年金	触流し御能組
	宝暦12年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《白髭》（替アイ：道者）	触流し御能組
	宝暦12年	4月5日	江戸城日光門跡饗応能《野宮》	触流し御能組
	宝暦12年	秋	六-29. 元章、大徳寺371世より法名を与えられる	観世文庫解題
	宝暦12年	11月1日	江戸城若君御七夜祝賀能、舞囃子《弓八幡》	触流し御能組
	宝暦12年	11月13日	江戸城若君誕生祝賀能初日《翁》《高砂》	触流し御能組
	宝暦12年	11月18日	江戸城若君誕生祝賀能二日《江口》	触流し御能組
1763	宝暦13年	1月1日	六-31. 元章、「四海波」画	観世文庫解題
	宝暦13年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦13年	2月6日	江戸城若君誕生祝賀出家衆饗応能《石橋》	触流し御能組
	宝暦13年	3月7日	江戸城公家衆饗応能《翁》《志賀》	触流し御能組
	宝暦13年	9月27日	若君宮参濟観世山王法楽能《翁》《高砂》	触流し御能組
	宝暦13年	10月25日	江戸城奥能《安宅》	触流し御能組
	宝暦13年	11月6日	江戸城奥能《石橋》	触流し御能組
	宝暦13年	12月27日	※真淵宅にて、宗武の五十賀が行われる。	
1764	宝暦14年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	宝暦14年	3月21日	江戸城奥能《通小町》	触流し御能組
	宝暦14年	4月25日	江戸城公家衆饗応能《翁》《玉井》	触流し御能組
	明和1年	9月4日	江戸城日光門跡饗応能（東照宮正遷宮済祝賀能）《翁》《養老》	触流し御能組
	明和1年	11月7日	江戸城若君（竹千代）髪置済祝賀能《翁》《高砂》	触流し御能組
	明和1年	閏12月25日	江戸城奥能《殺生石》	触流し御能組
1765	明和2年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	明和2年	2月21日	江戸城奥能《景清》、改正の詞で上演か。宗武の観能所感あり（六-40）	触流し御能組
	明和2年	3月29日	江戸城公家衆饗応能《翁》《高砂》	触流し御能組
	明和2年	5月3日	徳川家康百五十回忌法事済祝賀能初日（公家衆饗応能）《江口》	触流し御能組
	明和2年	5月7日	徳川家康百五十回忌法事済祝賀能二日目（公家衆饗応能）《芭蕉》	触流し御能組
	明和2年	5月11日	徳川家康百五十回忌法事済祝賀能三日目（公家衆饗応能）《翁》《高砂》	触流し御能組
	明和2年	5月	☆明和改正謡本刊行☆	
	明和2年	6月	観世元章と弟織部、新謡本刊行の功で褒美を頂戴する	
1766	明和3年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	明和3年	2月3日	江戸城徳川家基袴着祝賀能《翁》《老松》	触流し御能組
	明和3年	4月9日	江戸城徳川家基元服官位祝賀能（公家衆饗応能）《翁》《弓八幡》	触流し御能組
	明和3年	4月27日	江戸城奥能《融》	触流し御能組
	明和3年	5月27日	江戸城徳川家基元服官位祝賀能後日（出家衆饗応能）《檜垣》	触流し御能組
	明和3年	9月22日	江戸城奥能《国栖》	触流し御能組
	明和3年	9月吉日	二-29. 観世家に九月付けの『習事書』本文序文原稿あり	観世文庫解題
1767	明和4年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組

	明和4年	2月22日	江戸城奥能《龍田》	触流し御能組
	明和4年	3月7日	江戸城公家衆饗応能《翁》《右近》	触流し御能組
	明和4年	9月11日	江戸城奥能《安達原》	触流し御能組
1768	明和5年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	明和5年	2月3日	田安新邸落成後の演能。宗武は《花月》を演じる。※『田安宗武』では《雨月》	
	明和5年	4月4日	江戸城公家衆饗応能《翁》《白髭》	触流し御能組
	明和5年	4月14日	観世元章の長男元長、病死（20歳）	
	明和5年	5月19日	※賀茂真淵、書簡に「謡の文句改候事は拙者はかまはず候」	
	明和5年	5月27日	江戸城奥能《昭君》	
	明和5年	7月	観世元章、観世座ツレ役観世藤十郎を養子に迎える。（後の16世章学）	
	明和5年	9月3日	江戸城日光門跡饗応能《三井寺》	触流し御能組
1769	明和6年	4月16日	江戸城奥能《金札》	触流し御能組
	明和6年	12月5日	江戸城奥能《千手》	触流し御能組
1770	明和7年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	明和7年	3月2日	江戸城公家衆饗応能《翁》《弓八幡》	触流し御能組
	明和7年	9月3日	江戸城日光門跡饗応能《誓願寺》	触流し御能組
	明和7年	12月5日	江戸城奥能《氷室》	触流し御能組
1771	明和8年	1月3日	江戸城謡初《老松》	触流し御能組
	明和8年	1月3日	江戸城謡初《弓矢立合》	触流し御能組
	明和8年	6月4日	田安宗武没（57歳）	
	明和8年	12月3日	江戸城奥能《卒都婆小町》（50歳）	
1772	明和9年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	観世元章、江戸城公家衆饗応能《翁》
	明和9年	2月18日	江戸城奥能《翁》《高砂》	観世元章、江戸城奥能《高砂》
	明和9年	3月5日	江戸城公家衆饗応能《翁》《嵐山》	触流し御能組
	明和9年	4月2日	江戸城奥能で《関寺小町》を舞う。（51歳）	
	明和9年	6月7日	観世元章、江戸出立。年忌法要のため京都へ	書留68
	明和9年	6月19日	観世元章、京都到着。大仏前下屋敷へ	書留68
	明和9年	6月22日	観世元章、山城国酬恩庵で、音阿弥300回忌法要	書留68
	明和9年	6月23日	観世元章、南都へ向かう	書留68
	明和9年	6月24日	観世元章、初瀬へ参詣。	書留68
	明和9年	7月2日	観世元章、うかむせで舞囃子見学（京阪の弟子の舞囃子）	書留69
	明和9年	～7月4日	観世元章、浅井織之丞宅に逗留。大阪弟子衆に《乱》伝授	書留69
	明和9年	7月5日	観世元章、昼、船にて上京。	書留69
	明和9年	7月19日	観世元章、林喜右衛門に画と讃を認める（《山姥》クセの詞章）	林喜右衛門氏所蔵（051119観世会館展示）
	明和9年	7月30日	観世元章、旅館にて塩小路光貫に《村雨留》などを伝授	センター資料
	明和9年	8月3日	観世元章、吉田家から「翁の大事」を伝授される。	翁猿楽研究（吉田家文書）
	明和9年	8月7日	観世元章、仙洞御所で演能《追松》《砧》《融》《野守》など全8曲を舞う。	書留68
	明和9年	8月9日	『注入習道書』の奥付け日	江島氏論文
	明和9年	11月13日	江戸城西丸慰能《安宅》	触流し御能組
	安永1年	12月21日	江戸城本丸慰能《弱法師》	触流し御能組
1773	安永2年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	触流し御能組
	安永2年	閏3月11	江戸城西丸慰能《住吉詣》	触流し御能組
	安永2年	閏3月27	江戸城本丸慰能《松風》	触流し御能組
	安永2年	9月11日	江戸城西丸慰能《翁》《養老》	触流し御能組
	安永2年	9月18日	江戸城西丸慰能《邯鄲》	触流し御能組
	安永2年	11月2日	江戸城西丸慰能《白楽天》（替アイ：鶯蛙）	触流し御能組

1774	安永2年	12月7日	江戸城西丸慰能《夕顔》	触流し御能組 表氏「元章没後の」450 触流し御能組 織部控、表章氏論文（廃止の事情） 織部控、表章氏論文（廃止の事情） 織部控、表章氏論文（廃止の事情） 織部控、表章氏論文（廃止の事情） 『田安宗武』（田藩事実）
	安永2年	12月11日	本丸日光准后接待能《通小町》、最後の演能か	
	安永3年	1月3日	江戸城謡初《老松》《弓矢立合》	
	安永3年	1月10日	観世元章、夜中から「モンラン大食傷」	
	安永3年	1月16日	観世元章、危篤	
	安永3年	1月18日	観世元章没（53歳）	
	安永3年	4月12日	観世織部清尚、十七世観世大夫に。	
	安永3年	4月22日	明和改正謡本廃止の打診。（田沼意次から観世大夫父子と観世新九郎へ）	
	安永3年	4月23日	観世清尚、弟子に明和本を使用しないよう連判状を書かせる。	
	安永3年	4月24日	観世清尚、幕府に明和本廃止を申し出る	
	安永3年	4月26日	観世清尚、座之衆頭取に明和本使用禁止を申し渡す。出雲寺和泉掾へ絶版を申付る。	
	安永3年	8月12日	※田安家より観世家に毎年支給されていた年金（50両）が打ち切られる。	